



部落解放・人権研究報告書

No.21 *2012 年*

解放子ども会改革検証のために

—子ども会の歴史と現状—

社団法人 部落解放・人権研究所

Buraku Liberation and Human Rights Research Institute

発刊にあたって

部落解放・人権研究所では、2010年10月に「解放子ども会等の検討プロジェクト」を立ち上げ、約1年半にわたって研究を重ねてきた。このプロジェクトの成果をとりまとめたのが本報告書である。

わたしは仕事から小学校や中学校の教員と接する機会が多いのだが、最近では、解放子ども会を知らない若い教員が増えてきたように思う。無理からぬことである。2008年に部落解放同盟大阪府連の47支部に対して実施されたアンケートでは、子ども会が存在していると回答した支部は20にとどまっている（部落解放・人権研究所編（2009）『大阪の部落における教育保護者組織』部落解放・人権研究報告書 No.12）。今では子ども会の数はずっと減っているだろう。このままでは子ども会は消滅するかもしれない。子ども会が歴史的役割を終えたというのであれば、それでもよい。だが、わたしたちはそうは考えない。わたしたちは、今あらためて、解放子ども会のあり方を問いなおす必要があると考えている。それは次のような理由からである。

一つめの理由は、部落の子どもたちの生活や学力・進路の状況が、近年、厳しさを増していることである。その背景には、もともと社会経済的に不利な状況におかれていた部落では、日本社会全体で進行している就労の不安定化や経済的格差の拡大の影響がより強く表れやすいという事情がある。今、部落では、生活安定層の流出、貧困層の滞留、少子高齢化が急速に進み、地域社会の活力が失われつつある。困難に直面した子どもの育ちを地域で支えるシステムをどのように再構築すべきなのか。子ども会はそのシステムの中でどんな役割を果たすべきか。そのことをあらためて考える必要がある。

二つめの理由は、もっと実践的なものである。かつて子ども会活動は、青少年会館という活動の場、社会同和教育指導員という指導者、特別対策として実施される事業に支えられていた。教員が地域連携活動として子ども会をサポートすることも多かった。だが、今ではこれらの条件はほとんど失われた。では、今後、子ども会活動をどのような形で続けていくべきなのか。地域教育活動の再編にむけて各地で様々な模索が行われており、ボランティアやNPOなどの新しい形の運動が芽生えている地域もある。これらの動きを早急に集約する必要がある。

三つめの理由は、政策研究の必要性である。子どもの貧困や若者の不安定就労が社会問題になっている今日、社会経済的に不利な立場におかれている子どもや若者の権利擁護と支援の具体策が早急に求められている。政府が「子どもの権利条約」（公定訳は「児童の権利に関する条約」）を批准したのは1994年のことである。政権交代後の2010年には従来の「健全育成」の理念を転換する「子ども・若者育成支援推進法」が制定された。これまでの子ども会活動を普遍的な文脈に位置づけなおし、その活動の意義を普遍的な言語で語ることによって、子ども会活動の歴史から今後の青少年施策への示唆を引き出す必要がある。

わたしが解放子ども会に出会ったのは1980年代の後半である。本報告書に登場する高槻富田地区や北芝地区にはけっこうよく足を運んだものだ。当時の子ども会はほとんど毎日活動をしていた。子どもたちは学校が終わると青少年会館に行き、宿題をしたり、遊ん

だり、文化・スポーツ活動のプログラムに参加したりして夕方まで過ごすのである。小学生にとって、子ども会ぬきの放課後の生活など考えられなかった。中学生になると子ども会への参加率は下がったが、それでも部落問題や進路に関わる悩みを指導員や高校生・青年とともに話し合う機会はかなりあった。定期テストの前や高校入試の前には勉強会が開かれ、学校の教師や大学生がボランティアとして勉強を教えたりしていた。子ども会は、遊びと生活の場として、仲間づくりの場として、部落問題と自らの関わりを見つめる場として、家庭の教育機能を補完する場として、大きな役割を担っていたのだ。

だが、子ども会活動にすべての人が満足していたわけではない。当時は、子どもの人間関係が子ども会の外へと広がっていかないこと、手厚い指導体制がかえって子どもの自立を阻んでいること、保育所、子ども会、学校に対して保護者が「依存」心を持ってしまっていること等々、多くの問題点が指摘され、子ども会のあり方を見なおす気運が高まっていた。

残念なことに、その後の子ども会改革の試みは、成果と課題を十分に検証されないまま今に至っている。地域教育運動がかつての勢いを失っているという事情もあるし、行財政改革の名の下に社会教育・青少年施策全般が縮小されつつあるという事情もある。子ども会や青少年むけ社会教育施設の連絡組織が十分に機能しなくなっていることも大きい。学校教育分野に比べて地域教育・青少年施策分野の研究者層が薄かったことも、子ども会の現状把握や理論が深まらなかった一因であろう。

わたしたちは、今回のプロジェクトを通じて、多くの困難のなかで子どもと若者の成長を支えようとする努力が続いていることを知った。たとえ解放子ども会や子ども会育成組織がなくても、解放子ども会の精神を受け継ぐ活動を新しく始めた地域もある。わたしたちは、これらの動きを掘り起こし書き記す機会は今しかないと考えた。この報告書が、解放子ども会をはじめとする子どもの地域活動の充実に少しでもお役にたてば幸いである。

2012年3月

高田 一宏

目次

発刊にあたって

序章	解放子ども会のあゆみ	(1)
第1章	条件整備以前の解放子ども会 —1950年代から1970年代初頭にかけて	(8)
第2章	子ども会・青少年会館・社会同和教育指導員・ 保護者組織等の改革の提起と停滞 —1970年代後半から1990年代前半にかけて	(25)
第3章	転換期の部落解放子ども会 —1990年代後半以降の松原更池子ども会	(31)
第4章	各地の取り組み事例 —保護者中心の取り組みと館事業としての取り組み	(45)
第5章	社会的不利益層の支援と青少年施設 —箕面市・北芝の取り組み事例より	(57)
第6章	子どもの人権論の視点から見た解放子ども会	(66)
終章	これからの解放子ども会	(80)

参考資料	(89)
------	------

- ・ 第一次解放教育計画検討委員会報告
- ・ 第二次解放教育計画検討委員会報告
- ・ これからの解放教育 —解放教育への提言—
- ・ 同和地区青少年会館のあり方について
- ・ 社会同和教育指導員制度の改革について
- ・ 解放子ども会 関連年表
- ・ 解放子ども会結成年・青少年会館設置年 一覧

序章 解放子ども会のあゆみ

高田 一宏

1. はじめに

わたしたち「解放子ども会等の検討プロジェクト」のメンバーは、当初、1990年代以降の部落解放子ども会（以下では「解放子ども会」または「子ども会」と略記）の活動状況に焦点をあてることを考えていた。この間、地域教育運動や同和行政の枠組みは大きく変わった。すなわち、地域教育運動の基調は、部落内部での運動から周辺地域との関係づくりを視野に入れた運動へと転換し、同和行政の枠組みは特別対策から一般対策へと変化した。子どもたちの生活状況も大きく様変わりした。日本全体で社会的不平等の拡大や子どもの貧困の広がりが深刻化するなか、部落の子どもや若者の生活と学力・進路の状況は以前にも増して厳しくなっている。

これらの変化―地域教育運動、同和行政、子どもの生活の変化―に解放子ども会がどう対応してきたかを解明し、実践的・政策的示唆を得たいというのがプロジェクト開始時にわたしたちが考えたことだった。

しかし、いざ研究会を始めてみると、解放子ども会改革をめぐる議論やそれに関わる試行的・先導的な取り組みは、1970年代以降、解放教育運動の節目ごとに行われていたことにあらためて気づかされた。一口に変化への対応といっても、それは従来の取り組みをご破算にしてというわけにはいかないのである。一方、青少年むけ社会教育事業の縮小・廃止や、青少年育成・社会教育・生涯学習関連施設への指定管理者制度の導入など、近年、地域における青少年活動を支える制度的基盤は大きく変化している。そのような中、社会全体で取り組む公共的課題として青少年の育成と人権保障と位置づける理論が求められている。実践的にも、NPO やボランティアなどの新しい市民運動の可能性、公的青少年施設およびその職員のあり方、市民活動と行政のパートナーシップなど、新たに検討すべき事項は数多い。

以上のような問題意識から、この報告書には、1980年代以前の子ども会活動に関する考察や今後の子どもの会活動への提言を掲載している。また、従来の解放子ども会活動の枠におさまらない地域活動や青少年会館の事業にも言及している。研究プロジェクトの名前に「解放子ども会『等』」とあるのはそのためである。

結果として、この報告書は、当初考えていたよりも扱う時代や扱う活動の範囲を広げることとなった。まだまだ充分なものとは言えないが、子ども会活動の過去・現在・未来を包括的に描き出すことができたのではないかと思う。

なお、本報告書では主に大阪での取り組みをとりあげているが、それは人員と時間が限られる中、全国の解放子ども会の活動状況を把握するのは難しかったためである。毎年開催される「全国人権・同和教育研究大会」では、「人権確立をめざす人づくり・組織づくり」分科会で、解放子ども会をはじめとする地域教育活動の報告が行われている。

次節では、解放子ども会のあゆみをたどりながら、本報告書各章を読み解く手がかりを

提供したい。以下の時期区分⁽⁴⁾は、子ども会活動の変遷を簡明に示すために、解放教育運動や行政施策の状況を勘案して暫定的に設定したものである。

2. 解放子ども会のあゆみ

(1) 多様な担い手による活動 ―1960年代まで―

解放子ども会の歴史は、労農運動・水平運動の中で生まれたピオニールまでさかのぼることができるといわれているが、その伝統は戦争によっていったん途絶えている。また、1950年には部落解放委員会が『解放新聞』紙上に「子ども会のつくり方」という文書を掲載して解放子ども会組織化の方針を打ち出し（全国解放教育研究会 1980、pp. 386-389）、1950年代後半には勤務評定反対闘争や学力テスト反対闘争に関わった子ども会もあったが、子ども会の組織化が一举に進んだのは1960年代以降のことである。

この時期、大阪市内の一部の地域では隣保館を拠点に子ども会の活動が行われていたが、指導体制や財政的保障は充分とは言えない状況だった。当時は、地元の青年、同和保育運動に結集した保護者、小学校や中学校の教員、学生部落研など多様な主体が子ども会活動に関わっていた。行政からの支援は乏しく、時に運営をめぐる混乱もあったようだが、多様な主体が関わっていた分、今から考えると、様々な発展の可能性があったのだと言えるかもしれない。

本報告書の第1章で、齋藤は、現在の子ども会をめぐる状況を「青館や社同指が設置・配置される以前に戻ったのかもしれない」と評している。これはある意味ではあたっている。「できることを、できるときに、できるだけ」しようという志をもった人びとの活動は時代を超えて求められており、現に今も存在しているからである。

(2) 行政による条件整備と子ども会活動の高揚 ―1970年代から1980年代まで―

この時期の子ども会の特徴は、第一に、行政施策が進展して子ども会活動の条件整備が進んだことがあげられる。特に、子ども会の活動拠点として青少年会館（青少年センター）が各地に建設され、社会同和教育指導員制度が創設されたことで、子ども会を安定して運営することが可能となった。対象は部落に限定されていたものの、公的な青少年施策・社会教育によって困難を抱えた子どもたちを支える仕組みが作られたのである。

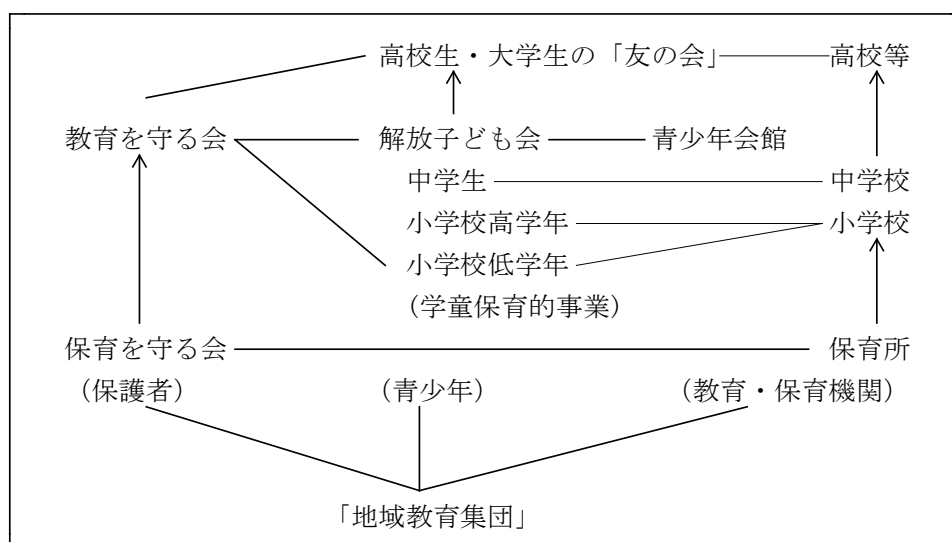
第二に、越境就学反対闘争や狭山差別裁判糾弾闘争などを通じて、子ども会が、部落解放運動の一翼を担う組織として機能するようになったことである。当時の子ども会は、部落問題と向き合い、部落問題と自分との関わりを考える機会を子どもたちに提供したのである。こうした伝統は多くの地域で弱まりつつあるが、第4章で述べるように、貝塚や松原など、学校と連携しつつ子ども会や教育保護者組織で人権・部落問題学習を行っている地域もある。

このようにして、子ども会活動への参加者は増加し、子ども会は小学校低学年の学童保育、遊びを通じた仲間づくり、スポーツ・文化活動、学力補充、部落解放運動の後継者養成など、多様な機能を担うようになった。

さらにこの時期には、0歳から青年期までを視野に入れた「解放教育の全体構造」（解放教育検討委員会第一次報告）に子ども会が位置づけられ、教育保護者組織や教育・保育

機関との連携がすすんだ。地域によって組織の名称や構成には若干の相違があるが、この頃に形づくられた地域教育運動の体制は、図 1 のようなものであった（高田 2008、p.5）。なかには地域教育計画運動が部落のまちづくりと一体となって展開された地域もある（鈴木・横田・海老原 1977）。

図1 地域教育運動の体制



子ども会の活動は盛んになったが、本報告書の第2章で中村が述べているように、子ども会は多くの矛盾に直面することにもなった。例えば、小学校低学年と中・高学年以上の活動の関係について、解放教育計画検討委員会の第一次報告は、前者を社会同和教育指導員が指導する学童保育的活動、後者を解放同盟支部が指導する自主的・主体的活動（「本来の」子ども会）と整理しているが、子どもの仲間集団は年齢によって単純に切り分けられるものではないし、「本来の」子ども会を支部が指導するといっても、その内実はずしも明らかではなかった。また、子どもの自主性や主体性を尊重した活動ができているか、保護者が保育所や子ども会に子育てを「依存」していないかといった問いかけが運動体から出てくるのもこの時期であった。

何よりも問題だったのは、生活状況がある程度安定したにもかかわらず、子どもたちが期待したほどには育ってないということだった。このことをはっきりと示したのが 1985 年と 1989 年に大阪府内で実施された学力・生活実態調査であった。これらの調査をふまえて、家庭教育の充実、「自学自習」の力の育成、セルフエスティームの向上などが地域教育運動の課題となっていた。また、「第三期の部落解放運動」^②を部落解放同盟が提起する中、解放子ども会も、地域で部落解放運動を担う人材の育成にとどまらず、社会の様々な舞台で活躍できる人材の育成をめざすようになっていった。

(3) 子ども会改革に向けた試み ―1990年代から2002年ごろ―

この時期には、1980年代に顕在化した子ども会活動をめぐる問題の克服をめざしつつ、同和地区に限定された特別措置の終結を見越して、子ども会改革の試みが盛んになった。紙数の都合でこの時期の地域教育運動や子ども会の改革をめぐる議論には詳しく言及できないが、当時の教育関係者や運動体関係者に広く共有されていたのは、子どもや保護者の自立をいかに促すかという課題だった。また、この課題と関わって、公的施設として青少年会館が実施する事業と子ども会活動の関係、子ども会の指導体制、教育保護者組織のあり方などが活発に議論された（部落解放研究所 1996、解放教育研究所 1997、部落解放・人権研究所 1999）。行政側でも青少年会館および社会同和教育指導員制度の改革が詳しく検討された（巻末資料参照）。さらに、地域・家庭の教育力の向上や子どもの居場所づくり・体験活動の充実がナショナルレベルの教育改革の課題に位置付いたこともあって、部落の地域教育運動は、図1で示した地域教育システムの再編・再構築に焦点をあてることとなる。

本報告書の第3章で岸が報告している更池の事例は、そうした地域教育改革の典型例である。その精神は「依存から自立へ」という言葉に端的に示されている。現在の更池では、保護者や若者の積極的な参加が子ども会活動を支えているが、「子ども会改革」が「地域子育て改革」および「青少年会館改革」と連動して進められてきたことが重要である。更池では「子育てハンドブック」の作成や子育てセミナーの開催などを通して子どもの教育に対する保護者の関心を高め、保護者の学習・交流の機会を設けるとともに、青少年会館の事業対象を松原市全域に拡大しつつ、若者・保護者のボランティア活動をうながし、地域が主体的に子ども会活動を支える仕組みをつくってきたのである。

子育てを子ども会や学校・保育所などに任せきりにしてしまう「依存」の問題は多くの地域で指摘されていたが、地域の当事者が自立して保護者の子育てと子どもの育ちを支える体制をつくるのに成功した例は少ない。本報告書の第4章では、木村が、更池と貝塚と飛鳥の事例を「保護者が中心となって子ども会活動を担っている例」として紹介しているが、3つの事例はそれぞれに個性的である。更池では解放同盟支部の主導性が、貝塚では地域子ども会や青年団などの地域活動の伝統が、飛鳥では保育所時代からの人間関係が、それぞれ保護者や地域住民の活動の背景にあるようだ。

一方、青少年会館等の事業を通して、子どもの地域活動を充実させている地域もある。同じく第4章で棚田が紹介している高槻富田、南方、北芝、富田林がその例である。これらの地域では、「キッズルームそうべえ」、「びあぴあルーム」、「駄菓子屋」など、同和地区のみならず周辺地域の子どもたちをも対象とする「居場所」づくりや体験活動の事業を通して、子どもたちの自発的でフレキシブルなつながりをつくりだそうとしている。なお、北芝では、地元のNPO「暮らしづくりネットワーク北芝」が地域の施設の指定管理者として、事業の企画・運営にあたっている。青少年育成・社会教育施設のあり方を考える上で興味深い事例であるため、第5章で詳しく取り上げている。

(4) 特別措置の終結と「子育て・子育て運動」の再構築 ―現在―

2002年3月をもって、同和地区に対する特別対策の根拠となってきた法律は失効した。これに伴って、解放子ども会の活動を支えてきた青少年会館等の施設、社会同和教育指導

員制度、青少年育成・社会教育事業は、縮小・廃止されていくこととなった。

青少年会館等の施設、職員、そこで展開されてきた事業が、市や町の青少年育成・社会教育・生涯学習の全体計画の中にきちんと位置づいていたならば、解放子ども会に関わって蓄積されてきた資源—公的施設というインフラ、施設職員の経験や専門的知識、学校や保護者との連携・協働の体制—を、自治体全体の青少年育成・社会教育活かすこともできただろう。だが、現実にはそうならなかった。巻末の年表にあるように、豊能町、大阪市（2007年）、茨木市（2009年）で、青少年会館が廃止された。これと相前後して、行財政改革を理由に、府の「地域青少年社会教育総合事業」も廃止され、市町では青少年むけ社会教育事業の人件費や事業費のやり繰りが難しくなっている。

今、地域では、少子・高齢化と経済的格差の拡大が進むなか、解放子ども会や青少年の「居場所」づくり事業の条件が悪化し、困難に直面した子どもや保護者の社会的孤立が懸念されている。こうした状況のなか、「教育課題を抱えた」青少年の支援を積極的に展開してきたのが、第5章で池田が報告する「箕面市立萱野中央人権化センター（らいとびあ21）」である。

「らいとびあ21」では、障害を持つ子ども、不登校の子ども、虐待を受けてきた子どもの自立支援を積極的に展開している。池田は長年の子ども会指導員としての経験から、「社会教育施設には、安心・安全の空間を作れば、学校や家庭、また社会から疎外されている子どもたちが溜まるようになるものである」と述べている。サークル活動や「ぴあぴあルーム」などの「溜まり場」が地域にあり、つかず離れずの関係で子どもを見守るおとながいたからこそ、子どものニーズに即した支援を行うことができたのである。「らいとびあ21」の事例は、青少年会館だからこそすべき／青少年会館だからこそできる、自立困難な青少年に対する支援策を示している。

本報告書の第6章で、住友は、解放子ども会活動や子どもの居場所づくりの取り組みの意義を「子育て・子育て運動」として読み解こうとしている。住友の言う「子育て・子育て運動」とは、「『子どもの人権の尊重』の視点に立ち、地元の人々を主たる担い手としてすすめられる自主的な『地元の子ども・若者』育成の取り組み」である。住友は、子どもの権利条約などを参照しながら、解放子ども会の従来の活動の意義や今後の活動に求められる課題を検討している。今後、「子ども・若者ビジョン」にある「困難を有する子ども・若者やその家族に対する取り組み」を実効あるものとするためにも、子どもの権利論の観点から、解放子ども会の活動や子ども会改革から派生した取り組みの成果と課題を検証する必要がある。

3. まとめ

これまで述べてきた子ども会活動のあゆみを、本報告書の内容と対応させて示すと、表1のようになる。時期区分については、執筆者の間に多少の考え方の違いがある。また、各章の記述内容もこの時期区分に完全に対応しているわけではない。ここでは大まかな流れだけをつかんでいただければよい。

表 1 解放子ども会のあゆみ

時期区分	活動の特徴	報告書
(1) 1950 ～ 1960 年代	多様な担い手による活動	1 章 2 章 3 章、4 章 5 章、6 章
(2) 1970 ～ 1980 年代	条件整備と活動の高揚、制度・活動に関わる矛盾の顕在化	
(3) 1990 ～ 2002 年頃	改革に向けた試み	
(4) ～現在	特別措置の終結と運動の再構築	

一見してわかるように、解放子ども会の活動がもっとも盛り上がったのは、1970～1980年代である。1990年代以降は様々な改革が試みられたが、それらの成果と課題は十分に検証されぬまま、子ども会活動はかつての勢いを失っている。それはなぜなのだろうか。何が問題だったのだろうか。解放教育運動そのものの総括はさておき、少なくとも研究面においては次のような課題が積み残されたままだと思われる。

社会教育や地域における青少年育成は、フレキシブルにその時々の子どもの課題に応じて動く。その分、地域の特性や指導者の個性も反映しやすい。一方、学校教育に比べて行財政改革の標的になりやすく、活動を安定的に継続するのが難しい面もある。近年の解放子ども会活動の停滞には、こうした社会教育・青少年施策の制度的な脆弱さが影響している。これまで部落に蓄えられてきた施設インフラ、人的ネットワーク、地域活動にまつわる知恵や経験が失われてしまうのは惜しいことである。ボランティアや NPO などの地域教育の主体形成や行政と民間のパートナーシップに関する研究が急がれなくてはならない。

生活環境や生活文化の変容も子ども会活動の停滞に少なからぬ影響を及ぼしているはずだ。今から 40 年近く前、1975 年の「解放教育計画検討委員会」第 1 次報告は、「子どもの遊びの危機」や「親の小市民的態度」を指摘しているが、これらは子どもたちとその親がある程度の物質的豊かさを享受できるようになるなかで起きた変化でもあった。現代ではさらに、消費文化の浸透や情報化の進展、少子・高齢化、不平等の拡大や若者の貧困化など、当時は予想できなかった社会状況の変化が起きている。これらの変化は子どもの生活環境や生活文化にどのような影響を与えているのか。運動論や組織論が大事なのは言うまでもないが、もっと基礎的な、発達社会学や地域社会学の視点からの子ども研究が待たれるところである。

〈注〉

(1) 1970 年代前半までの解放子ども会の歴史について、中村弘三は、1950 年～1960 年を第一期、1960 年～1965 年を第二期、1966 年以降を第三期と区分している。詳しくは本

報告書第 1 章を参照のこと。一方、わたしたちは、1970 年頃を解放子ども会の大きな転換点とみている。それは、1970 年代初頭に行政による子ども会活動の条件整備が進展したことに注目しているからである。なお、筆者は、以前、教育保護者組織についても同様の時期区分をしたことがある（高田 2008）。

- (2)「第三期の部落解放運動」とは、戦前から 1950 年ごろまでの差別糾弾主導の運動（第一期）、1950 年代から 1980 年代前半頃にかけての行政闘争主導の運動（第二期）に続き、国内外における人権確立をめざす市民との連帯を重視する運動をさす。その理念は、「自力自闘」「依存から自立へ」「（差別の結果に対する）補償から（人権が確立された社会の）建設へ」といった言葉で表現されている。第三期の運動論については、奥田（1994）などを参照のこと。

〈参考・引用文献〉

- 奥田均（1994）『部落解放への挑戦 ―「補償」から「建設」へ―』解放出版社。
- 解放教育研究所編、編集責任・長尾彰夫・池田寛・森実（1997）『シリーズ解放教育の争点⑤ 地域教育システムの構築』明治図書。
- 子ども会教育部会（1975）「部落解放子ども会の再検討」『部落解放』第 79 号（解放教育理論の豊かな創造をめざして 解放教育検討委員会第 1 次報告）。
- 鈴木祥蔵・横田三郎・海老原治善編（1977）『講座 部落解放教育 5 部落解放総合計画と解放教育』明治図書。
- 全国解放教育研究会編（1980）『部落解放教育資料集成 8 部落解放教育への出発（Ⅱ）』明治図書。
- 高田一宏（2008）「教育保護者組織とは何か」『部落解放研究』第 182 号、pp. 2-15.
- 部落解放研究所編（1996）『地域の教育改革と学力保障』解放出版社。
- 部落解放・人権研究所編（1999）『大阪発 解放教育の展望』解放出版社。

第1章 条件整備以前の解放子ども会

－1950年代から1970年代初頭にかけて

齋藤 尚志

1. はじめに

1960年代後半、同和対策審議会答申〔1965（昭和40）年 以下、各章冒頭表記以外は西暦のみ表記〕および同和対策事業特別措置法（1969）が出され、国の本格的な同和対策事業が進められていった。そのため、1970年代は、解放子ども会の活動を行うための場所として青少年会館が設置され、指導者として社会同和教育指導員が配置されていった。解放子ども会活動を展開する上での教育条件が整備され、教育内容や方法が中心的な課題になっていった。それは同時に、解放子ども会が学校教育へ絡めとられる危機（学校化への危機）にさらされつつ、学校教育とは異なる学校外教育あるいは社会教育における子どもの育ちの保障が問われることであったといえる。

現在、問題や課題を抱える子どもたちがいるにもかかわらず、大阪市、茨木市、豊能町では青少年会館が廃止され、社会同和教育指導員もいなくなった。「できることを、できるときに、できるだけ」しようと心ある人たちにより、その子どもたちへの関わりが持ちつづけられているところもある。今の状況は、歴史を振り返ると、青館や社同指が設置・配置される以前に戻ったのかもしれない。そこで、本章では、教育条件が整う以前の解放子ども会について調べていきたい。

例えば、識字学校について、「識字学校だけが独立して存在し得ることはありません。鉄筋の改良住宅や、新しい診療所建設に象徴される部落を解放していく大きい運動の大きなうずの中の一部として識字学校が位置づけられているのです。」⁽¹⁾とある。同じように、解放子ども会も独立して存在するものではなく、労働者・青年・婦人・「部落のオッチャン、オバチャン」⁽²⁾などそれぞれの立ち位置から進められた解放運動と共に、その一部としてある。また、解放運動自体も研究者や教員などと協同しつつ、対立の歴史も合わせてもっている。解放子ども会においても、制度化される以前はさまざまな立場の人間が関係してきた。本章では、そのような多様な立場の多様な人たちによる子どもへの関心、子ども会への関わりを明らかにしていく。

ちなみに、「解放子ども会」という呼称について一言しておく。「解放子ども会」という呼称は、本章3節の1項で示すように、基本的には1970年前後に提唱される「部落解放をになう子ども会」のこととする。それ以前には「行事子ども会」「たたかう子ども会」「部落子ども会」などの呼称があるが、ここでは制度化される以前の「解放子ども会」のことは単に「子ども会」と表記する⁽³⁾。

2. 解放子ども会制度化以前の教育要求と教育状況

(1) 部落解放運動における教育要求

『戦後同和教育の歴史』によれば⁽⁴⁾、部落解放運動における教育要求は、戦前の全国水平社時代からあったとされる。戦後、1951（昭和 26）年、オールロマンス闘争でも部落解放委員会京都府連が市会へ提出した「部落問題解決のための請願書」において教育行政への要求として、不就学児童のために夜間学校の設置や、完全給食の実施と無料化などが挙げられた。その後、例えば、土木行政では疎開地の整備と児童公園の設置という要求に、児童の健全な遊び場を確保したいという願いが示される。また民生行政でも、働く婦人のための保育所設置や隣保館などの改築・補修によって、より充実した社会教育活動の場が求められていった。

1955 年 8 月大阪府同和事業促進協議会が府庁・府議会へ提出した「同和事業完全実施に関する請願書」では、青少年対策として青少年活動の援助や施設の確保・進学および就職保障、婦人対策として保育所の設置や家庭生活の合理化、住宅や環境改善対策として子どもたちの勉強できる条件などが挙げられている。とくに、教育対策については、①同和教育の実施、児童の平等性と自発性の伸張をはかること、②長欠不就学児童対策、③貧困家庭児童のために学用品や給食の無料支給、④義務教育の教科書無償配布、⑤国定教科書の制定反対、⑥夜間学校補習講座の設置および子ども会の育成などが挙げられ、子ども会の育成も目指されることになる。

同時に、部落解放運動として、「部落のオッチャン、オバちゃん」、青年、婦人、子どもなどそれぞれが各自の立ち位置で具体的な生活要求闘争を展開していく。住宅・浴場・診療所・保育所・隣保館などの住宅要求闘争、生業資金獲得・金属くず営業条例反対などの労働闘争、勤評反対・教科書無償要求・全国学テ反対などの教育闘争などである。例えば、矢田や蛇草のように、労働闘争に加わった青年が自動車免許を取得するために车友会を結成し、共に学び、同時に識字の重要性を痛感し、義務教育段階からの教育の大切さを知り、子どもたちへ関心を示していった。

あるいは、高度経済成長で一層拍車がかかった女性の労働と労働条件整備への社会的な関心のもと、被差別部落の女性にとっては、部落産業等の劣悪な環境における自身の労働とそこに共にいる乳児、女性が働いている間に家の柱にくくられて留守番をする幼児など当たり前と思われていた子どもの処遇を問題視する意識が芽生えていくことになった。また彼女らは、乳幼児に限らず、長欠・不就学・低学力・非行など青少年の問題にも直面し、中学校から小学校へ、小学校から就学前へとさかのぼり、子どもの育ち方を問いはじめるのであった。

これらの乳幼児および青少年の問題がたんに家庭・親の問題とのみとらえられるのではなく、女性の労働と乳幼児期の関係、働かねば生きていけない生活実態と差別、学ぶ権利を奪われてきた母親自身などがふり返られ、子どもの教育に強い関心が向けられていく。このような生活全般にわたる要求と闘争の中で、子どもたちは青年や女性、時に後述するように教員の支えにより、子ども会に結集していった。

(2) 学校教育と社会教育における教育状況

まずは学校教育では、国の法制度・施策についてはすでに記したように、1960年代前半までの融和主義的な同和対策事業・同和教育行政、1960年代後半以降の同対審答申に端を発する本格的な同和対策事業・同和教育行政であった。とくに、大阪では1960年代前半から奨学金・就学奨励費、補習（補充）学級・教育困難校への特別加配、実験学校・研究指定校などに取り組まれていた。

しかし、一方では、例えば、同和教育推進教員の特別加配⁽⁵⁾に関して、1966年当時107名の同和加配教員（79名の特配教員と28名の学級定員減に見合う教員加配）が配置され、人件費として約8,000万円も計上されていたにもかかわらず、多くの現場では長い間目的や任務が教員に知らされず、さらに「プラス配当を得ていながら校長教頭以外は全然その事を知らない」⁽⁶⁾という状況があったという。また中には、学校現場の汚職とその摘発・改善に揺れるところもあった。例えば、越境問題によりやがて本格的に取り組もうとしていた1968年頃の学校現場には、「3ト教師」と指摘されるほどの教員の汚職があった。業者からリベートをもらい、保護者からプレゼントをもらい、塾や家庭教師のアルバイトに勤しむ教師の姿である。

一方で当時の進学受験競争、差別と選別の教育体制と複雑に絡み合った越境の問題性が指摘され、他方でこのような問題性に無関心な、あるいは増長させるような学校現場の姿があった。解放子ども会は学校の差別教育との闘いを通して成長し発展してきた歴史をもつ。いいかえれば、解放子ども会が必要とされた理由の一つとして、このような学校の差別教育の実態があり、解放子ども会がそれを告発し、問い糺していったという事実を忘れてはならない。

次に、社会教育はどうであったろうか。津高正文によれば⁽⁷⁾、1960年前後の社会教育は、「余暇善用」の社会教育、あるいは、余暇を享受できる階層だけの社会教育という意味で「三割社会教育」と批判されていたという。そのため、「具体的な生活要求を軸に、住民の運動が起り、運動と結びついた学習の中で、住民の中に主権者としての意識の成長することが第一の課題」であるとする社会教育が急がれた。ただし、子どもにとっての社会教育への言及は青年の問題としてのみあり、学校と社会教育の再編成の中で、就職対策と高校進学率の上昇が主題とされていた。

とはいえ、上記のような社会教育の状況であったが、森山沾一は、「関西地方においては、部落解放運動に教育的側面からかかわる社会教育実践家や研究者がいて、各自治体や政府の政策に、実践に基づく要求を行っていた」⁽⁸⁾という評価を与えている。

例えば、大阪市同和対策推進協議会「大阪市同和地区の長期計画樹立のための基本的構想」答申(1968)では、「Ⅱ 社会教育／A 現況と問題点／2. 社会教育活動」にて「(2) 子ども会」の項を掲げ、次のように指摘している。

子ども会の日常活動は隣保館（市民館）で行なわれているが、活動を充実していくためには現在の施設・設備では不十分である。

一部の地区では、ジュニアリーダー・成人リーダーの養成講習会を実施しているが、ほとんどの地区では、子ども会の指導は学生・隣保館（市民館）職員・地区青少年等に依存している。したがって、同和地区における子ども会の指導者の資質に格差があ

り、子ども会活動の実態にも格差がみとめられる。

なお、地域の青少年指導者の不足が目だっている。

子ども会活動の必要な活動用具の購入、指導者謝礼金の助成、器具の貸出し、子ども会手帳の発行等が行なわれ、また、絵画・珠算などの教室、夏期キャンプ、各季節行事等が行なわれているが、系統的な指導内容が確立されておらず、財政的な保障も十分とはいえない。また、学校教育との連携も密接ではない⁽⁹⁾。

1968 年段階で、社会教育における子ども会活動を位置づけ、その日常活動を展開していく上で、施設・設備、指導者、指導内容の不備や不足、財政的な裏づけ、学校教育との連携不足が指摘されている。このような指摘は、それ以前からの各地区における地道な、「身銭を切った」子ども会活動が行われており、またその活動への一定の評価を加え、必要な要求を教育闘争として展開してきた結果であるといえる。

例えば、日之出子ども会⁽¹⁰⁾では、子ども会活動と教育要求闘争が密接に関連する歴史を持つ。1954 年、二人の若者（高校生）が「我々が大人になった時にはよい町になるだろう」という「悲願」のもとに少年会を結成する。その後 1950 年代末から 1960 年代にかけて、「町名変更差別事件」への抗議運動、プラカード事件や義務教育無償要求闘争に直面し、支部結成においても「子ども達の教育権を保障させること」⁽¹¹⁾を課題として掲げ、教育闘争と共に子ども会の日常活動も取り組んでいった。他方で、子どもの教育問題を中心に「母親の会」も組織し、闘争貫徹のため最後まで市役所での座り込みを貫いた「残ったおばちゃんたち」の協力によって教育闘争を展開したのであった。このような実践に基づく経緯があって、先の答申における子ども会活動の評価および今後の課題が示されたのである。この後 1970 年代、まさにこれらの課題への取り組みが子ども会（解放子ども会）の教育要求の主軸となって展開し、現実化していくことになる。

(3) 隣保館事業からみえる子どもの状況

先の答申にあったように、この時期の子ども会は、その多くが隣保館にて行われていた。隣保館は「地区における総合対策の場」としての位置づけが目指され、「福祉センター」あるいは「社会教育のための施設」ともされていた⁽¹²⁾。所管は民生局が担っていたが、事業ごとに担当所管が異なっており管理運営されていた。そのため、隣保館における社会教育は、先の答申に「運営の面においても、その基本的な指針が樹立されておらず、事業等も総合的・効果的に実施されているとはいえない」ものであったとある。

前述したように、1971 年には民生局から教育委員会へ所管が一本化されていく。それは、子ども会活動の主旨や内容に沿った担当局の変更を示している。つまり、保護者の養育に欠けるゆえの「預かり」や「かぎっ子」対策ではなく、幼児から学童期にかけて遊び・学習・地域活動の自由と安全を保障し、部落解放運動を担う子どもたちを育成するという主旨とそのための日常活動、その継続的な場所と指導員の確保へという要求に応じた担当局の変更であったといえる。

ただし、1960 年代の隣保館事業としては、「当同和地区はこの隣保館を拠点として、子供、婦人、青年、老人の社会教育及び経済更生の場として相当の実績をあげている」⁽¹³⁾と高く評価される住吉隣保館がある。住吉隣保館は、大阪市同和事業促進協議会の住吉地区

協議会が大阪市の地区改善事業補助金を受け、1958年に公設民営として設立された。館運営費は府市助成金に加え、1962年度まで共同浴場事業の収入を当てていたが、1963年度からは市の追加助成金によってまかなわれた。事業内容は小中学校と地域青年団の協力により、各種講習会（後述）、貸会場、内職指導と授産、生活相談、トラホーム診療、生業資金事務取扱、結婚式場、日用品文具販売などである。隣保館からみた1960年前後の子どもの状況を紹介する⁽¹⁴⁾。

住吉では、「シバ拾い（「コダマ」という）」という子どもの手伝いがあったという。これは、かつて西の海辺（住の江の浜）へ打ち寄せられる流木を拾って燃料にした名残りであり、1960年代になっても子どもの手伝いとしてあった。ただし、この時期の子どもたちは海辺ではなく、建築作業場へ「シバ拾い」に行った。

その作業場で、材木の端切れをもらってくるのである。が時には監視の目をかすめて、端切れでない材木を持ってかえることがある。こんなとき家では、え物の大きいことを喜ぶ。その反面、え物の少ない時は子供に対する風当たりが強い。そんなことから、燃料になるものがない時は、子供は他人の塀をこわしたり、立看板をこわしたり、ごみ箱をこわして持ち帰ったり、軒先にある、よそ様の板や木を持ちかえると云うことがある。そういうことから、地区の者には、どろぼうが多いとか、がらが悪いとかの差別が生れてくる。しかもこの子供達は、きまって不就学児童となってくるのである。燃料が、只のうらには、このように部落差別の問題がある。（誤字は改めた）

また、住吉では、1956年頃より隣保館建設に先立ち隣保事業が行なわれていた。当時は「生活立直し運動」といい、授産場を府・市より助成で建てて、地区内の女性に洋裁と毛糸編物器による編物の講習を実施していた。そこから「住吉主婦の会」が結成され、ガス本管を町内に敷く運動や子どもの教育問題が運動目標として掲げられた。主婦の会の発展に刺激されて、青年の動きも活発となり、双方連携して隣保館建設運動へとつながった。

「部落問題の解決は、生活に密着して解決しなければならない。生活に密着した運動は、一家の主婦達の運動とならなければならない」との掛け声のもと、毎月第三土曜日の夜に「しんく話しの会」という隣保館初代館長主催の婦人懇談会を設ける。井戸端会議風に展開された会の運営によって、次第にいろいろなことが共有されていくことになる。

例えば、家計簿をつけている家庭は一軒もないという事実である。そこから、隣保館では子ども会指導の参考にするため、隣保館に来る子どもたちの小遣いアンケート調査をした。その結果、地区ではおやつを与えている家庭が一軒もなく、子どもの小遣いはすべて「買食い」に使われていることが分かる。また、当時家庭の収入が500円や1,500円という家庭もある中で、子どものお小遣い一人一日最低20円、平均で40円、中には一日に100円も与えられている子どもがいることを知る。さらに、子どもたちは保護者からもらう小遣い以外に、親類や近所の大人より小遣いをもらう習慣があること、そのため親類の多い子どもや地区の有力者の子どもになると一日総額で50円の小遣いをもらっていることも分かってきた。そこで、「しんく話しの会」の中で論議され、次のようになっていったという。

家計の計画は出来難いが子供への小使いについて論議が出され、小使いを定額とし、低学年の子供には、五日目か十日目支給、中学生には半月又は一カ月支給にすると云う家庭が出て来た。これについての効果は、子供達に無駄使いがなくなってきたこと。子供が貯金を始め出したこと。それにも増して考えさせられることは、子供に十日目とか一カ月目にまとまった小使いを支給する為、その金を準備するのに、親が金に対し特に気を使い出したことであった。

引用中に「低学年」と「中学生」と誤記に思える部分がある。「低学年」と「高学年」、あるいは「小学生」と「中学生」ではないかと思われる。いずれにしろ、母親・女性の会で共有された事実から子どもたちの生活実態にせまり、子どもの生活と共に保護者の家計の認識まで変わっていった。その他、家計の基盤となった日掛積立貯金の取り組みについてもふれたいところであるが、紙数の都合上、割愛する。

「解放子ども会」の成立、その前提としての大人の子どもへの関心は、このような法制度・施策の展開、運動・生活要求闘争の成立と成果、教育の隣接領域である隣保事業の取り組みなどによる、労働者・青年・婦人などの大人たちとのつながりの中で立ち上がってきたといえる。いいかえれば、「解放子ども会の原点」にはさまざまな立場の大人たちとのつながりがあり、そのつながりの中での子どもの育ちがあったと考えられる。

3. 条件整備以前の解放子ども会

(1) 解放子ども会の変遷 ―中村弘三の時期区分―

中村弘三は「戦後の部落子ども会」を三つの時期に区分している⁽¹⁵⁾。

第一期は、1950（昭和 25）年から 1960 年にかけての時期である。この時期の特徴は、長欠・不就学対策としての子ども会という性格が強く、それがその後、勤評、安保のたたかいを通じて「たたかう子ども会」になり、ほぼ戦前のピオネールの伝統を継承していたとする。そして、部落解放運動、その教育闘争の強力な一翼を担ったとされる。主に、和歌山田辺の末広子ども会(1949)、広島福島町の若草子ども会(1950)、京都の田中子ども会(1951)、などの活躍が目覚ましく、1952 年時点で 125 に及ぶ「子ども会」が組織されたという。

第二期は、1960 年から 1965 年にかけての時期である。この時期、学生部落研が組織されはじめ、子ども会の指導に入ってきた。子ども会が党派的な影響を強く受け、「部落子ども会が民主少年団と名称を変更するとか、部落の解放ではなく民族の独立がいわれるとか、そうした集会が京都で開かれたが、非常な混乱が引き起こされた」とされる。そのため、「部落の子ども達の鋭い抵抗、革命的な力が別の目的のために利用された時期」とされる。こうした混乱の中、部落解放運動が「子ども会とは何であるか」を問い、部落解放同盟 20 回大会にて「同対審」答申への評価を明らかにするとともに、子ども会方針も確立していった。

第三期は、1966 年から 1973 年にかけての時期である。同対審答申(1965)、特別措置法(1969)が制定され、答申への完全実施要求の運動に後押しされ、同和対策事業が本格的に展開していく時期である。同時に、部落解放運動としても、1972 年の第 5 回部落解放全国研

究集会や部落解放同盟第26回全国大会の運動方針などに明らかなように、自らの主体性で子ども会（解放子ども会）を組織し指導していかなければならないことが明らかにされた。子ども会（解放子ども会）は部落解放運動と学校教育とを結ぶものとされ、同時に、学校教育、保育とともに教育の重要な柱にされた。中村は、この時期を保育が質的に発展する時期であるにとらえ、次のように述べる。

従来保育は、母親の労働対策の一部としてとらえられていたが、この時期の後半、教育活動として重視されてくる。その教育活動も、以前は学校教育の前段階とされていたが、子ども会へも連なるものとして位置づけられた。つまり、保育を出発として、一方は子ども会低学年部、子ども会、高校友の会、大学友の会という系列に、一方は小・中・高・大学という系列につらなっている。この総体が解放教育であり、これを教育機関として位置づけなくてはならない。

大阪では、上述したようにこの時期隣保館事業として取り組まれていた子ども会活動も次第に民生局から教育委員会へ所管を移し、隣保事業から教育事業へ移行していった。これにより、1970年代には社会同和教育指導員が配置され、各地区で次々に青少年会館が設立されていき、低学年部・高学年部・中学生部からなる「解放子ども会」が確立していく。

ちなみに、中村は第四期を1974年以降とし、部落解放同盟第29回大会にて提唱された被差別統一戦線の結成にふれ、子ども会（解放子ども会）としても在日朝鮮人・沖縄県人・炭鉱離職者など被差別人民の子ども会が組織されることが今後の大きな課題とし、その中で「部落子ども会」も発展していくものであると提言している。

また、部落解放同盟大阪府連合会は、1973年5月に『部落子ども会 闘いの記録』を著している。そこにおいて、「たたかう子ども会」を最大のスローガンとして日常活動を積み重ね、教育の機会均等の獲得のための闘いを展開し、着実な発展の姿を見せているとする。そして、「スローガンとしての“たたかう子ども会”は一定の歴史的使命と役割を果たしえたように思える」と述べている。今後、部落解放総合計画の樹立に向かって、教育計画、とくに教育内容の高まりと深まりが志向され、子ども会（解放子ども会）の強化が教育内容の発展を基礎づけるとする。そして、「たたかう子ども会」から「部落解放をになう子ども会」への転換が示され、差別と選別の中教審路線への解放教育の対置、解放教育計画に基づいた支部から各機関への方針の具体化と分担、教育機関の連携（支部・PTA・学校……地域の「横の連携」と保・小・中・高・大の「縦の連携」）、指導者・教育者集団の人格的技術的な向上が指摘されている。

制度化されていく「解放子ども会」が当初どのような期待と課題を託されていたのか。そして、実際に、制度化された「解放子ども会」は上記の期待と課題にどのように応えたのか、あるいは何を応えることができなかったのか。改めて追究していく必要がある。

(2) 条件整備以前の解放子ども会の状況

〈子どもの実態〉

先に1960年前後の子どもの状況を紹介した。ここでは、住宅や診療所など生活環境が徐々に整備された1960年代後半頃の子どもの状況を少し長い掲載する。

学校で五～六時間、いすにしばりつけられ、わからないなりに先生の授業を聞く、やっと解放され、家に帰ってもだれもいない。「ただいま」と一人さみしくつぶやいて家の中でしょんぼり遊ぶか、外で友達二～三人で暗くなるまで遊ぶのがつねであった。日曜日には、よく日のあたる所にゴザをひいて、ままごとをして遊んでいた。雨の日には友だちの家で人形ごっこ。近くに広場はなく、いつも中学校の運動場に将来の夢をいだいて大きい大きい家を……部屋をいくつも書いて遊んだ。

今では団地にかこまれた、わずかな遊び場で遊んでいる。階段を使ってペッタンをして、おばちゃんに「こんな狭い所でして」と文句を言われる。言われても言われても、いつも同じ所で暗くなるまでやっている。家の中ではおもいきり遊べないし、少しちらかしてもおこられる。自然と外へとび出して行く。でも外は外で自由におにごっこなどして遊ぶ広い場所はない。だから団地の階段などで遊ぶようになる。大人たちは団地ができ、きれいになったと喜んでいる。しかし子供はどうであろうか？ 遊び場がないと子供の生活が不安定になってきている。

貧しいながらも、ぼろ長屋でくらしていたあのころには、近所に広い遊び場所があった。田も畑もあった。カエルを取ったり、バッタを取ったり、おたまじゃくしも多くいた。少しはあぶなくはあったけれどよく取りに行った。子どもにとって唯一の遊び場には土がうずめられ、大きな建物がたった。そのころにはトンボやチョウもよくとんでいた。

でも今は、そんな場所はどこにもない自由に遊べる場所は公園しかない。ちょっと外に出たら、車がいばっている。細い道を車が行き来するのだからあぶなかしい。遊び道具がなくても何かで遊べた。でも今は、そんなことはできない。おにごっこやかくれんぼする場所がないからだ。今の子供にのこっている遊びとは？ ペッタン、公園でおにごっこ程度のものである。しかし今ではその公園も保育所建設のためにつぶされている。子どもは、だんだんと団地のすみっこにおいやられている。狭い所でぎゅうぎゅうになって、頭ぶつけあって遊んでいる。ちょっとのことでけんかをしてみたり、いがみ合ったりす（る一筆者注）。このごろの子供はませているとよく言われるが、ひろびろとした環境でなくこせこせしたきゅう屈なものの影響をうけているのではないだろうか？⁽¹⁶⁾

この後、子どもたちの当たり前の生活を保障していくために、子どもたちの「遊び」の場である青少年会館と、子どもたちと直接的な関わりをもつ社会同和教育指導員が制度化されていった。ここには、大人の豊かさへの追求の結果が子どもへの不利益を生じさせている状況が示されている。子どもの居場所のなさからくる、解放会館や隣保館ではない子どものための施設の必要性がうかがえる。また育つ当事者である子どもへの眼差しや理解が示されている点にも学びたい。

条件整備以前の解放子ども会の活動は、主に隣保館にて行われていた。隣保館が未設立のところ、あるいは隣保館設立以前は、子ども会活動に関わった大人（青年）の家、地元の寺の一施設などを用い行われた。活動内容としては、当初は地域の有志によってハイキングが企画されたり、野球を教えたり、学習会をもったりと、地域によって多様であった。

1960年代後半になると、夏期学童保育、サマーキャンプ、クリスマス会、写生会、ゲーム大会などの定期行事（年間行事）、曜日別の小・中勉強会などの日常活動が行なわれている。参考として、1963年頃の住吉隣保館における講座・クラブを下記に記しておく。

表 1963年当時の住吉隣保館における講習会・クラブ活動一覧			
種 目	曜 日	時 間	部費(月額)
生 花 部	月	午後7:00～9:00	250円(材料代共)
和 裁 部	火 水 金	〃	無 料
舞 踊 部	木 土	〃	150円
絵 画 教 室	第1・第3日曜	午前9:00～11:30	無 料
書 道 部	火 金	午後5:00～6:30	〃
英数補習(中学)	火 木	〃 4:00～6:00	〃
補習学級(小学)	月 木	〃 4:30～6:30	〃
読 書 部	毎日(但し日曜除く)	〃 3:00～5:00	5円
卓 球 部	日 火	〃 3:00～10:00	20円
ダ ン ス 部	月 金	〃 7:00～10:00	100円
音 楽 部	日 月	〃 7:00～9:00	50円
幻 灯 部	火	〃 7:00～9:00	無 料
学 習 部	土	〃 7:00～9:00	〃

〈大阪市と大阪府下の解放子ども会の違い〉

1973年5月の雑誌『解放教育』No.23に「座談会 大阪の子ども会の現状と課題」が掲載されている。座談会出席者は、奥名文久、桂正孝、中嶋正春、西井正顕、矢野洋の5氏（以下、敬称略）である。その中で、大阪市内と府下の子ども会の違いについての記述がある。主に、日之出地区で子ども会活動に関わった奥名と松原市の更池子ども会に中学校教員として関わった矢野との発言である。

まずは、1967年から68年頃の越境闘争について。大阪市内の場合は、「子どもたちの動きはなくて、まさに大阪府連の教育対策部の運動として全府下的に取り組まれた」という。当時、市内各地区の子ども会では、青年部や高校友の会が作られ、教育対策部および青年部の若干名で子ども会担当者を置き、指導者の養成と子ども会の日常的な生活活動を重視していた。

それに対し、府下の場合は、1967年の小学校児童会による提起から始まる。当初、子どもたちは越境が部落差別であるとは教えられず、越境闘争を通じて感覚的に部落差別であること（更池が差別されていること）に気づいていったという。その後、越境闘争に立ちあがった子どもたちが1970年に中学三年生となり、暴力で生徒を抑え奴隷発言や努力賞問題によって示された松原三中の差別教育を追及し、狭山差別裁判反対闘争へと取り組んだという。ちなみに、越境闘争に限らず、府下からの子ども会活動の報告には子どもたちから大人への日常的な要求がうかがえる。

この六月から、青年部や友の会から子ども会に入り、それが九月になって遠のくと「青年部のひとはどうなってるんや、なんできやへんのや、子ども会新聞の原稿も、まだ書いてくれてへん」とくり返しさいそくする。「職場や学校の関係で、子ども会の時

間に合わないんや、青年部や友の会の仕事も、ここしばらくいそがしいので……」と、返事をしたが、通じない。今はその時間を自由時間にして、話し合い、勉強、ときにはゲームの時間にしている。この時間を『にんげん』の時間にしたらという意見がある。(17)

上記の引用は、高槻富田支部の子ども会の様子である。他にも貝塚支部子ども会では「学習会はわれわれ子どものもの」であるとし、不満・要求を支部、PTA、行政に投げかける姿が描かれている。

次に、子ども会と学校の関係について。市内では、子どもたちと教師・学校との関係は「敵対的なもの」でしかなかった。また、「部落研の学生が混乱を与えた」こともあり、外部の者を拒絶する傾向が強かったという。それに対し、府下では、指導者が地元におらず、どうしても学校・教師に依拠せざるをえなかった。その分、子ども会が融和的になり、学校の中の矛盾に気づきにくいなどのマイナス面もあったという。市内においては学校・教師など外部への拒否反応があるゆえに、また府下では学校・教師に依拠し子ども会が融和的になりがちであるゆえに、いずれにしても、子ども会の指導者の資質や能力が問われることになる。1960年代末から制度化した「解放子ども会」以後も、子ども会指導者の問題が常に問われつづけていく。

最後に、子ども会に集う子どもの層について。子どもの層については、前述した指導者の層の違いが反映されていたという。地元支部や青年たちが当初より関わった市内では、同じような経験や思いを抱く「ゴンタな子」（「共同体的感覚派」といわれる）が子どもたちの発言や活動の中心的な位置を占めた。そのため、彼・彼女らは学校から疎外された状態で共同体を形成し、それゆえに学校教育の抑圧的な文化的側面への拒絶を敏感に示したという。

それに対し、学校・教師に頼らざるを得なかった府下では「自分の生活は自分で守っていくだろうと思える子ども」（「理性派」といわれる）が担い、「自分らの感覚を学校のなかで普遍化さしていく、しかも、組織的に普遍化さしていく」、「生徒会という組織を自分のものにしていくという発想」をもち、学校教育の中で部落研や生徒会活動を展開していく志向性をもっていたという。学校教育との関連でいえば、「ゴンタな子」だけでは無理があり、部落研や生徒会などは「理性派」、実際の活動や交流会などは「感覚派」がそれぞれ担い、両者の統一（「統一派」）が今後（1973年以降）目指されるべきであるとされている。

〈地域青年と解放子ども会〉

日之出の青年が子ども会を立ち上げ、支部を結成し、さまざまな生活要求に基づく運動や差別・差別教育への反対闘争を展開していったのはあまりにも有名であり、先にも紹介した。他にも、自動車免許取得に際し、文字の大切さを知り、子どもの教育に関心を示していった貝塚や矢田、当たり前の遊びができない子どものために住職と共に日曜学校という形でハイキングや花まつりなどを企画した住吉などがある。住吉においては、その後、1969年に地区内の分裂紛糾闘争や差別発言への糾弾闘争を、青年部が部落大衆の先頭に立ち大きく成長する。この闘いの中で、青年たちは子ども会づくりの重要性を認識し、「部

落差別のただ中に放置されている子ども達を、次期の解放運動を担う子どもに育て指導していかなければならないことに気づいた」⁽¹⁸⁾という。

飛鳥では、戦前に日曜学校のような形で、近所の子ども好きのおじさんがおやつを出して、子どもたちを自由に遊ばせていたという⁽¹⁹⁾。人数が多い時に野球部も作り、道具は地域の有志が用意した。ただし、この時期は子どもに部落差別を教えてはいなかった。戦後、ヒロポン撲滅運動を中心に青年団の活動が開始されると共に、子どもの野球も青年団が指導するようになる。1960年に飛鳥会（町会）が設立されると、ソフトボールや遠足といった行事だけを飛鳥会青少年対策部が担うことになる。1963年に正覚寺内の青年会館が改築され、児童館となると、図書・映画・楽器を整備し、毎週水・土にゲームや説教などを行う。「指導者は、お寺の住職の息子やその友だちがあたり、遠足などのときは、参加する子どもの親が付き合いとかでおっちゃんやおばちゃんがいっしょだった」⁽²⁰⁾という。

少年野球大会への参加は、警察より少年防犯の観点からの誘いがあり、「野球を通じて共同生活、体力の向上をはかる」という考えから行った。ユニホームなどの費用は、町会費より補った。「子どもの集まる機会」を増やすためではあったが、「統制を乱す子どもは注意し、それでもだめならやめてもらっていた」という。

また、1969年部落解放大阪市子ども会大会第一回大会を機に、解放会館職員が同盟支部として子ども会を作る。同時に、市内のジュニア・リーダー会に参加するようになる。これらの他の子ども会および子ども会関係者との交流の中で、「ほんとうに闘う子ども会をつくらなあかんのや！！」という声上がり、野球部を中心に子ども会の力が強まっていった。美術部も作り、活動に必要なユニホームや絵具などを市へ要求し、勝ち取る。中心的なメンバーが進学し、子ども会活動が停滞するも、中学校教員の差別発言を契機に子どもたちは「いかり」を持ち、自分たちの問題として受け止めるようになる。子ども会の中で話し合いが持たれ、高校生も自らが指導する必要性を感じ、子ども会に関わるようになっていく。1970年代になると、行事子ども会に止まっている点や狭山闘争が日常化しないこと、指導者や学力の問題などが指摘され、改善に取り組まれていく。

地域青年と子ども会の関係は、まずは子どもが子どもらしい当たり前の遊びをして、当たり前の友だち関係を築くことを手助けすることから始まったといえる。次に要求闘争の中で子どもとしての要求を形成し、さらに要求闘争そのものを担う子どもの育成、それを指導する地域青年の育成へと明確な目的意識をもったものに発展していった。

〈学生部落研と解放子ども会〉

学生部落研と解放子ども会の関係については、大学部落研と市民館職員によって子ども会指導が行われた南方むくの木子ども会や、地域青年と大阪女子大セツルメントが指導した住吉などがある。いずれも学習会やゲーム・遊びという部落問題抜き子ども会という傾向を示していた。

とくに、矢田においては、1960年から70年にかけての時期に、支部との連携がない中で部落研まかせの子ども会活動が行われた。この時期、矢田では生活協同組合役員選挙をきっかけにして地区内が中下層勤労世帯を基盤とする同盟と上層および高利貸など生活権を握られている一部下層世帯の旧勢力とに分裂する。そのため、支部が子ども会活動にまで手が回らない状況となる。

元々、矢田では、「旧診療所の二階で、青年が子どもたちを集めてプロレスをしたり、幻灯をしたりしていた」⁽²¹⁾という。その後、地域青年の自動車免許取得を機会に識字問題が意識され、「自学自習」を基礎とする教育が叫ばれた。1958年の支部結成により1952年頃に結成されていた子ども会も「部落解放をめざす子ども会」へと発展していく。支部の行政闘争に学び、1959年7月、日之出・西成・加島・住吉の各子ども会と共に、母親が中心となって差別教育反対・教育の機会均等の保障を求める闘争を展開していった。

その後、学生部落研が支部との連携の下、子ども会に関わるようになる。当時の活動としては、①月1回の母親（とくに子どものいる婦人部）との話し合い、②子ども会の核づくり（主に小学校高学年と中学生）、③子どもの家庭訪問、④週4回の日常活動（うち1回は学習会、他はフォークダンスやレクリエーション）、⑤夏の海水浴・花火大会、というものであった。運営費は府子ども会指導者交通費3人分月額4,500円が支給されていた。地区内には、町会派（寝た子を起こすな）と解同派（部落解放運動推進）の対立があり、町会派からの子ども会への批判や非協力な対応があった。子ども会の中心的なメンバーは「ごんたくれ」が多かったが、親に対する「バクチ」をやめさせる運動、学校での生徒会役員への立候補や選挙運動、学校におけるビラ配りや校内放送などによる教科書無償の闘いや学テ反対闘争も展開した。これらの教育の機会均等の保障を要求する闘いは、「親とともに、子ども自身がたちあがる子ども会活動」に向かわせたという。

しかし、先に述べたように、支部との連携が滞り、学生部落研だけの指導となると子ども会は停滞していった。その状況に対し、「勝手気ままな行動」を取るようになった学生部落研は、子ども会に対する関心がない、指導者に甘えすぎる、わがまま・粗暴、規律性がないと子どもたちの生活状況を見落とし子どもたちに停滞の原因を帰した。同時に、矢田教育差別事件(1969)では「差別者に通ずる思想をもちつづけた」こともあり、地域青年が実質的な指導者として取って代わり、高校友の会の高校生が指導にあたっていた。

学生部落研と解放子ども会については、「親とともに、子ども自身がたちあがる子ども会活動」を展開していた良質な実践に着目する必要がある。矢田を例にとれば、親に対する「バクチ」をやめさせる運動や学校での生徒会役員への立候補および選挙運動が具体的にどのような指導の下に、あるいは子ども会・学生部落研・支部との具体的な関係や連携の下に行われたのかを明らかにする必要がある。

〈教員と解放子ども会〉

解放子ども会が発足した当初、教員が活動を支えたところとして、南方、貝塚、松原、茨木などがある。なかでも、松原更池子ども会は雑誌『解放教育』にも早い時期から特集が組まれ、熱心な教員により活動が進められた。もちろん、地域にも同和保育運動や住宅・保健所など要求闘争があった。更池子ども会は当初「つくし少年団」という名で、地域青年と一人の教員（下記の文章中のK子さん）の関わりから始まる。当時の状況を記した文章を紹介する。

団地の三階の一室を教室に、小・中学生相手に復習をつづけていた。七時から九時まで、3DKのなかがいっぱいになる。が、学習は一〇分ともたない。小一から中三までがまるで団子である。組んずほぐれつ、ドタバタの喧騒がはじまる。オヤジさんが

酒気がおびてドナリにくる。「コラー、大人し勉強せんかァ」となるが、これも一分ともたない。オヤジさんが階下に消えると、早速電灯をパチパチつけたり消したり、格闘が始まる。中三の生徒がさすがに静めにかかるが、やがて自分もその一員となってしまう。それでも、K子さんは学習会を捨てなかった。一九六六（昭和四一）年七月、隣保館落成までそれはつづいた。

しかし、K子さんの学習指導は、学校で位置づけられたものではなかった。むしろ彼女が学習会に行くこと、更池にでることを白眼視していた。K子さんの活動は、そうした学校体制のなかでつづけられたわけであるが、それにみるように布忍小と学習会とは絶縁状態であった。⁽²²⁾

この後、松原では 1967 年布忍小学校児童会によって越境差別告発がなされ、布小の教員を部落解放教育に目覚めさせた。1970 年 4 月には布小に特別加配として二名の教員が専任の子ども会担当となる。同時に、更池子ども会は 1969 年の白書運動および『にんげん』の学習、松原第三中学校における差別教育の告発と闘い、狭山闘争などを経て、本格的な活動を展開していく。更池子ども会における『にんげん』の学習について、当時中学校教員であった矢野洋は次のように語っている。

教師がはじめて子ども会を自分の問題としてとらえだした。その前は、子ども会は学校外であり、社会教育だとし、教師には関係ないとしていた。実際には生活の反映として、子どもが学校から帰っての生活が荒れてきたら、学校でも荒れるわけだけど、その関係がわからなかったわけです。⁽²³⁾

松原では、『にんげん』に対する取り組みを事前（夏休み）に子ども会で徹底討議し、子ども会での『にんげん』学習が学校での『にんげん』学習へと発展していったという。『にんげん』学習は、学校と子ども会・解放運動との恒常的な連携の必要性を知る大きな契機であった。

次に、茨木市での同和教育推進教員の活動について紹介する。すでに記したように、大阪府では、教育困難校に特別配当教員として枠外の教員を配置していた。多くの学校で、十分な役割を果たせていなかった中で、茨木市教委と同和教育研究会（1960 年 11 月結成）は、「市内の同和地区を校下にもつ学校四校に平等に勤務し、部落の子供会、婦人団体、青年団体等との接触の中で指導啓蒙をはかるという大阪府での特配教員として特異な、いわばテスト・ケースとしての存在を示すもの」⁽²⁴⁾として同和教育推進教員を位置づけ、1961 年度より配置した。

また、茨木市では、1962 年度より市内各地区に 18 の婦人学級を設置し、婦人の地位の向上と質的充実とを図っていた。婦人学級では、講座の一つに同和教育を置いていた。その際、地区内外からの同和教育への懷疑から来る反対意見などもあったが、同和教育推進教員と社会教育担当者との協力・連携によって対応し、同和教育を拡げていった。それは、「教師と社会教育担当者の協力の必要性を強く感ずるのである」⁽²⁵⁾と回顧され、学校教育の真摯な実践が、婦人学級での講座にも反映され、校下の社会教育へ大きな影響を及ぼすものであった。

1960 年頃に沢良宜南の子ども会に関わった大森龍三の活動を取り上げてみる。同和教育推進教員が制度化される前の学校・教員の取組みである。大森は 1959 年 4 月より沢良宜南地区の担当者として地域の自主的分団活動を促進するために中学生を中心とした地区の子ども会に関わった。行事をこなすだけで、「全体に元気がなく、希望がありそうにない。少年らしい快活さや冒険心に富んだところが見えない。不活発でじめじめした感じだ。高校進学者が著しく少ない」⁽²⁶⁾子どもたちに違和感をもつ。「夏休み宿題会」を計画し、夏休み後の日常活動としての勉強会をもとうとするも、「こんなことでは、常日頃批判している中学校における補習教育と何ら異なるところがないではないか。地域的に教師が出張してそれをしているに等しい。これではいけない。子供たちが自ら進んでやっ払いこうとする子供会活動こそ、この学習会の進展する方向ではなかったか」⁽²⁷⁾と反省し、茨木市同和教育研究会発足とともに自ら同和教育について大阪府同教の研究会や諸先輩から学びはじめた。

そして、学び得たことを次のように整理している⁽²⁸⁾。一つは「同和教育をとり上げること」にきめたら、第一に着手せねばならぬことは、それまでに自分の行ってきた教育実践を徹底的に点検すること、二つは「差別を差別だとはっきり指摘できる人間を育てること。そしてみんなで力を合わせて、差別を取り除いていく人間を育てるという同和教育の目標と照らしあわせて、その一つ一つを点検していくこと」、である。

具体的な子ども会活動としても、従来の勉強会に「話しあい」あるいは「討議の日」を設け、「子供たちが各自もっている悩みや苦しみ、うれしいことや喜びについて互いに話しあう機会」を作った。議題は、小中合同の「村の遊びについて」のほか、「村の共同風呂の浴槽の中でアカコセリする大人について」「道に平気でゴミやタベモノのカスをすてる女の人について」「授業の下手な〇〇先生について」「自分勝手なことばかりする××君について」などであった。この試みを通して、子ども会がいろいろな大人とのつながりの中で成立するものであるという認識に至る。例えば、地域の水害について子ども同士の討議から、大森は次のような考えを持つようになる。

（子ども会の中の討議を経て一筆者注）それは子供たちの口になっていることが、実は家庭内で話されている父母のことばの伝達であるということだ。Aくんの家では排水路の不備なことが話題になっているだろうし、大多数の家庭では「しかたがない」「水に負けるな」が話しあわれているにちがいないのだ。教師と生徒だけで話しあっている「子供会」の中だけの活動ではとても「生活を見つめ、その中にある矛盾を見つけさせる」など出来るはずがないと思った。／父母との話しあい。子供をふくめた父母の話しあいこそ大切ではないかと考えた。⁽²⁹⁾

子ども会における子どもの生活に根差した問いかけや学習が、母親学級の中での母親のそれとなり、青年学級の中での青年のそれとなり、「腰の重い父親たち」や「村の政治にたずさわる人」たちを動かしていく。

子供会、青年学級、母親学級において生活の問題、教育の問題が話しあわれ、継続的に学習される中で、部落の人たちが、共通の願望が何であるかを明確に知りあうこと

が出来たのだ。そして、これは当然の要求として市や府に対する陳情という形で運動化していったのである。特筆すべきは、この陳情も一部の母親や青年のみの行動ではなく、子供たちも一緒に参加していることである。⁽³⁰⁾

大森は、「社会教育の一部と考えられている婦人学級、青年学級が地道に行われていくとき、その運動は学級内だけに止まらず、多くの他の組織と結びつき発展して行くもののように思われる」⁽³¹⁾とも述べている。子ども会に止まらず、地域の人々の生活に根差した要求や運動を形成していく上で大切なことを指摘している。

4. おわりに

上述したことを基にして、最後に「子ども会の原点」（「子ども会が成立するための条件」といった方がよいかもしれない）についてまとめてみたい。

一つは、子ども会が子どもにとっての居場所（遊び場）であるということ。1960年前後家庭に居場所のなかった子どもたちを集め、遊ぼうとした地域青年や、1960年代後半住宅や隣保館などの施設面が整備され、地域の間関係が希薄となり、子どもへの関心が薄れそうになった時に、子どもの関係を結ぼうと「身銭を切った」地域青年や学校・教員。そこから考えると、子どもが育つ上で当たり前に必要な遊びが保障されることが第一に求められたという事実がある。まずは、子ども会が子どもにとって当たり前に遊べて、当たり前前に子どもの存在が、あるいはその場に居ということが認められ、当たり前前に子ども同士が関わることが出発点であった。

二つは、子ども会が子どもの意見や要求を尊重し、その実現のために動くこと。すなわち、自らの居場所を居場所として成立させていくために、「闘う」ことである。と同時に、自己の育ち・生き立ち、親の育ち・生き立ち、家族の関係などを真摯に問うた上で、意見や要求として形づくっていく。それは、自らを語ることのしんどさやつらさをあわせもつ作業といえる。そして、「子ども自身の解放への立ち上がりこそが子どもたちの唯一の姿である」⁽³²⁾とし、部落解放を目指すことが「解放子ども会」の存在意義であるとしたことを、子どもの権利条約の思想（子どもの最善の利益、意見の尊重、参加・参画など）を基に、もう一度学びなおさなければならない。

そして最後に、子ども会が大人の共同的な活動・運動・要求闘争に支えられること。制度化以前の子ども会が誕生する際には、生活要求闘争や運動における労働者、青年、婦人、学校・教員などとのつながりがあった。それらのつながりは、時に大人の団体・集団が子ども会を導き、時に子ども会が大人の団体・集団を刺激し、解放運動全体としての進展をうながした。保育や学校教育に止まらない、社会教育、福祉、雇用・就労、住居・都市、医療・介護などでの運動や政策と連動する必要がある。その際、大人同士のつながりの中で、大人のもつ子ども観や教育観などが常に問い返されていかなければならない。

〈注〉

- (1) 大阪府同和教育研究会編（1968）『教育を支えるもの 大阪府の同和教育（1）』 部落問題研究所、pp.127-128.

- (2) 矢田支部 (1972)「矢田の解放運動と解放教育 矢田部落における解放運動史の示すもの」『解放教育』No.11 1972年5月 p.18.「活動家は、まさに住宅建設の要求を実現させた基本的な力をもつのは部落のオッチャン、オバチャンであることを認識した。」とある。
- (3) 参考までに、1960年代後半の部落解放運動および部落解放教育の動向について付言する。この時期、「部落解放運動の担い手づくりがわれわれのめざす教育目標である」という解放教育の確立が提唱される。1968年部落解放研究全国集会の報告書にて、解放教育を行う場として学校教育と部落子ども会が位置づけられた。この点について、『改訂戦後同和教育の歴史』では、「学校に対しては、部落の子の現実の姿に目を向けること、集団主義の教育、教育内容の科学的編成、部落解放の課題や未来の展望を明確にすること、などを具体的な要求として提起しています。そして、子ども会で育った子どもたちが学校教育を変えていき、基礎学力の習得も主体的に取り組まれるという方向性を出し、『部落を解放する教育は、子ども会と学校教育とを統一してとらえなくてはならない』としています」〔部落解放研究所編 (1988)『改訂戦後同和教育の歴史』解放出版社、p.329.〕と解説している。
- (4) 同書、p.103.
- (5) 同和教育推進教員については、川内俊彦 (1966)『同和教育推進教員』制度の確立と充実について(『部落』No.209 1966年11月)に学んだ。大阪では府として「教育困難校への教員の特別加配」(1961)および同和教育推進センターとして同和教育実験学校7校の指定(1962)にみるように、国に先駆けた同和教育事業に取り組んでいる。同和教育推進教員は「福祉教員」ともいい、正式名称は「困難校補助教員」、通称「同和教育主担者」または「推進教員」であったという。ちなみに、その職務については、①学校における同和教育の指導計画に関すること、②学級担任その他の教職員が行う同和教育についての助言に関すること、③同和教育に関する校内や地域の研究会の推進に関すること、④長欠不就学児童生徒の指導に関すること、⑤同和地区出身生徒の進路指導に関すること、⑥同和教育に関する各種資料の収集、整備保管等に関すること、⑦同和教育について父兄の啓蒙や同和地区の人々との連絡に関すること、⑧子ども会の助言に関すること、⑨その他、同和教育上、必要な事項に関すること、が挙げられている。任命や職務内容(授業時数など)が校長の判断および決定となっており、同和教育推進教員制度の有効な活用は校長次第という問題点があった。
- (6) 川内前掲論文、p.26.
- (7) 津高正文 (1962)「社会教育をどうとりくむか」『部落』(10月)
- (8) 森山沾一 (2011)『社会教育における人権教育の研究』福村出版、p.77.
- (9) 大阪市同和事業促進協議会@ (1993)『40年の歩み〈資料編〉』、p.370.
- (10) 日之出子ども会については、『部落』No.186 (1965年3月)、『解放教育』No.10 (1972年4月号)、同書No.45 (1975年3月号)、などに詳しい。ぜひとも参照されたい。
- (11) 奥名文久 (1972)「日之出の教育闘争の歴史」『解放教育』No.10、p.12.
- (12) 前掲『40年の歩み〈資料編〉』、pp.365-369.
- (13) 岡村重夫 (1963)「同和地区における隣保館活動のあり方(4)」『部落』No.169 (12月)
- (14) 住田利雄 (1963)「私の隣保館活動—大阪市住吉隣保館—」『部落』No.169
- (15) 中村弘三 (1974)「子ども会と学校教育」『部落解放』62号 (1974年臨時号)
- (16)「飛鳥支部子ども会の活動」 部落解放同盟大阪府連合会(1973)『部落解放子ども会闘いの記録』(5月)、pp.37-38.
- (17) 同書、p.169.
- (18) 同書、p.92.
- (19)「飛鳥支部子ども会の活動」より 同書、pp.35-46.
- (20) 同書、p.35.

- (21) 矢田支部青年部（1972）「子ども会のあゆみと展望」『解放教育』No.11（5月号）、p.27.
- (22) 「子どもと青年たちの歩み」『解放教育』No.5（1971年11月号）、p.38。ちなみに、この号は「特集・地域における解放教育運動＝松原」を組んでいる。更池子ども会の活動および子ども会を取り巻く大人の動きや闘いなど当時のことを知る上で貴重な資料ともいえる。ぜひとも参照されたい。
- (23) 「座談会 大阪の子ども会の現状と課題」『解放教育』No.23（1973年5月号）、p.76
- (24) 茨木市同和教育研究会編（1968）『地域ぐるみの同和教育』（同和教育シリーズ5）部落問題研究所、p.69。茨木市の同和教育推進教員については、大森龍三「子ども会の年間計画」（『部落』No.173 1964年4月号）および「第二分科会社会教育部会 テーマ：部落子ども会のあり方を明らかにしよう」（『部落』No.180 1964年臨時号）からも多くを学んだ。
- (25) 前掲『地域ぐるみの同和教育』、p.71.
- (26) 同書、p.130.
- (27) 同書、p.135.
- (28) 同書、p.136.
- (29) 同書、p.143. なお、引用文中の人名はアルファベット表記に修正した。
- (30) 同書、p.154.
- (31) 同書、p.157.
- (32) 「住吉支部子ども会の活動」 前掲『部落解放子ども会 闘いの記録』、p.94.

第 2 章 子ども会・青少年会館・社会同和教育指導員・保護者組織等の改革の提起と停滞 —1970 年代後半から 1990 年代前半にかけて

中村 清二

1. はじめに

本章では、部落子ども会に関する部落解放運動の考え方の推移を跡づけ、そのことを通して 1970 年代後半から 1990 年代前半の約 20 年間をふり返ってみたい。

具体的には、解放教育運動の節目節目に当たってまとめられてきた文書として、1975 年・解放教育計画検討委員会第 1 次報告⁽¹⁾、1985 年・解放教育計画検討委員会第 2 次報告⁽²⁾、そして 1992 年・大阪府連教育改革推進会議「これからの解放教育—解放教育への提言」⁽³⁾の 3 つがある。この文書の中の、主として部落子ども会に関する問題提起の内容を紹介していきたい。

なおこれらの文書以外に、1974 年発足の大阪子ども会連絡協議会や 1995 年発足の同和地区青少年・教育施設連絡協議会（青館連）の取り組みに関する文書や、各地区の部落子ども会の実践に関する文書があり貴重な足跡を残しているが、ここでは割愛させていただいた。

2. 1975 年・解放教育計画検討委員会第 1 次報告の部落子ども会に関する特徴

解放教育の実践に比べ理論の立ち後れを克服することと「解放教育計画樹立のたたかい」（1973 年第 20 回大阪府連大会で提起）を受けて、1975 年の解放教育計画検討委員会第 1 次報告（以下、第 1 次報告）は出された。そのなかの 1 つの章である「子ども会教育部会部落解放子ども会の再検討」では、以下の指摘が特徴的と考える。

(1) 「到達点」

冒頭、「(1) 解放教育の全体構造のなかの子ども会」として、「子ども会ぬきに全体構造をいまや考えられなくなった」とし、①「たたかう子ども会の全面展開」（「戦前の『全水』少年団・少女団以来の伝統」）、②「非行」と「低学力」の克服、③保育運動の質的発展（「就学前教育という概念が運動に定着」）のなかで、学童保育から子ども会低学年部として発展、③1971 年社会教育審議会答申以降の「官制子ども会」（第 2 の学校）の動きへの懸念、を指摘している。

続いて「(2) 子ども会の任務」として、「子ども会は、子どもの自主性を尊重し、自主的な活動を通して、ものの見方、考え方、生き方など、いわば訓育の面に重点をおく。学校教育は、…科学的認識・芸術的認識などいわば陶冶の面に重点をおく」とし、学校の勉

強（学力保障）は子ども会の主たる課題ではないとしている。他方、子どもの要求と社会的立場の自覚を重視し、学校内での差別事件との闘いを重視しているが、「解放運動全体の高揚のもとに、子どもたちの要求闘争が形骸化しつつある」と警鐘をならしている。

「（3）指導者について」では、「解放同盟の青年が中心になることはいうまでもない」とする一方、「部落解放闘争を自己の運動とする立場にある教育労働者、自治体労働者のみが、子ども会指導にたずさわれる」としている。

「（4）子ども会と父母の組織」では、「義務教育無償を要求する親の組織」に対し、「教育の内容の要求というより、生活対策的な側面が色濃い」が、同和保育運動では教育内容に関わった保護者組織の取り組みが誕生していることを注視している。

（2）「課題」：「遊びの組織化」「生活の創造」「学力のたたかい」

「ここ数年の飛躍的發展と同時に、活動内容にかかわる克服すべき新たな課題にも直面している」と、以下の3点の課題を指摘している。

1つは、「遊びを中心にした子ども会の再建」である。具体的には、たたかう子ども会が単なるスローガン倒れになっていないかの反省である。部落だけでなく全般に、あそびの危機＝時間、仲間、場所、工夫、道具という遊びの成立条件が危機に直面しており、さらに「親の小市民的態度と子どもへの管理強化」の傾向、指導者の質（遊びへの明確な問題意識を持つこと、構えすぎる傾向やきめ細かい管理の克服）の確保、異年齢集団の弱体化の克服等を指摘している。

2つめは、労働や生活から切り離され気味な部落の子どもに対し、「生活そのものと直面する場面」＝「生活を創造する取り組み」がまず必要であり、その上で「ことばが生活と結びついて語られる・・・新しい綴り方運動をまきおこす必要」があるとしている。

3つめは、「学力のたたかい」とし、「従来、部落解放子ども会では、いうまでもなく学校の勉強＝学習はしないことになっていた。ところが、ここ2、3年子ども会としても学力に取り組み始めている」としている。そして具体的には、①「学力闘争」の前提条件である子どもの社会的立場の自覚の育成、②中学3年生の受験対策ではなく小学生からの取り組みとして「補充学級」「解放学級」の質の転換を図ること、③子ども会の課題だけにするのではなく支部の教育闘争の一環として取り組むこと、④教育労働者・研究機関との連帯、の4点を課題としている。

（3）展望

今後の展望として、部落解放同盟第30回全国大会（1975年）で提起された「反差別人民闘争共同」に対応することとピオネール構想を挙げている。

3. 1985年・解放教育計画検討委員会第2次報告の部落子ども会に関する特徴

1985年の解放教育計画検討委員会第2次報告（以下、第2次報告）では、全体の「課題認識」として、①地域の自主的教育活動がまだまだ弱いこと、②教育条件の改善にもかかわらず低学力問題が続いており、子どもの生活背景の問題、学校の責任が大きいこと、③取り組みの部落間格差が著しく、地域ごとの総括運動が必要、と指摘している⁴⁾。

これを受けて、子ども会に関しては「第2章 子ども会活動 10年と今後の課題」「第3章 社会同和教育指導員制度の確立にむけて」が設けられている。以下、その特徴をみていく。

(1) 「再総括の理由」

再総括の理由として、1つは、自主性・主体性が弱いといった部落子ども会の硬直化の問題点、2つめはそのことと関連が深い社会同和教育指導員制度（以下、指導員）の矛盾・問題点、3つめは青少年会館の位置づけ・任務の問題、の3つをあげている。

(2) 「改革案1 子ども会の組織・運営について」

子ども会の自主性・主体性が弱いことが「形骸化や枯渇化の原因」である。それは、1973年に大阪市で社会同和教育指導員制度（大阪府は1974年）という子ども会の専任体制ができ、従来の学童保育を子ども会低学年部と位置づけそこに重点を置いてきたこと、結果として自主的・主体的活動が可能な小学校3・4年以上の活動が停滞した＝「学童保育・子ども会」と「自主子ども会」との混同、と分析している⁽⁵⁾。

それに対する改革案としては、以下の3点を提起した。

- ①小学生4年生以上の高学年部と中学生部を、本来の子ども会とする。低学年部は学童保育の対象で、要保護集団として組織・指導する。
- ②指導体制は、高学年部・中学生部は支部や青年部の有志、低学年部は社会同和教育指導員を基本とする。ただし指導員は「高学年部」「中学生部」にも一定の任務は持つ。
- ③高学年部・中学生部の指導者会議には、支部関係者や指導員、教員等の関係する多様な構成員が参加。

(3) 「改革案2 社会同和教育指導員制度について」

指導員の意義としては、①子ども会指導を担うのは部落青年という原則を具体化したこと、②部落青年の仕事保障の一環という2点を挙げている。しかし同時に、指導員が「行政職（公務員）」という立場である以上、①解放運動が組織する子ども会を指導することの矛盾、②自治体労働者の権利と子どもの権利の「対立」という矛盾（1969年の矢田教育差別事件は教育労働者と子どもの権利の「対立」が発端）が存在するとしている。

それに対する改革案としては、以下の3点を提起した。

- ①指導員は行政職員であることを明確にするとともに、原則として学童保育＝低学年部を担当する。
- ②勤務地域は出身地域だけでなく、広域とし、指導員の異動・交流を行う。
- ③担う仕事は子ども会だけではなく、社会同和教育指導員という名前にふさわしい職務＝専門職とそれに必要な研修／研究の保障を行う。

(4) 「改革案3 青少年会館の位置について」

部落の青少年だけに限定されない面も含め、青少年対象の社会教育の拠点が、青少年会館であるとし、以下の4点の改革案を提起した。

- ①部落青年に関する社会教育活動の基本的な構想を明確にする。

- ②子ども会低学年部の組織・指導の中心的役割を果たす。
- ③子ども会高学年部・中学生部の活動の条件整備等の支援を行う
- ④部落外・周辺地域への積極的な施設開放を行い、部落解放教育で培ってきたものを普遍化一般化し、地域を体制側の教育改革の足場とならないようにする。

3. 1992 年・大阪府連教育改革推進会議「これからの解放教育－解放教育への提言－」の特徴

(1) 1989 年「大賀座長提案」

1985 年の第 2 次報告を受け、1985～88 年の学力生活総合実態調査、1985 年の乳幼児実態調査、10 年間の進路追跡調査、さらには 1989 年の大阪府教委・学力生活実態調査^⑥と一連の教育関係の実態調査が実施された。

その結果等を受けて、1989 年、部落解放同盟大阪府連のもと、第 1 回部落解放教育改革推進討論集会「大賀座長提案」が出され、特に組織内に向けた下記の問題提起が行われた。

実態面では、①依然として続く低学力問題、②子ども会の弱さとして、子ども自体の育ちの弱さ、しんどい子と勉強ができる子の子ども会への未結集、自学自習の弱さ等があること、③地元高校集中運動の一定の成果にかかわらず大学進学率の低さは変わっていないことから、高校改革と人材養成を重視、④「温室」内での解放教育＝「もろさ」の一面があること、が指摘された。

理論面では、①解放運動だけでなく多方面で第 3 期の解放運動を担える人材育成の重視、②運動内部に「画一主義＝悪平等主義」的発想の危険性があり、平等と個性重視の統一が必要、③「競争」と「競争主義」の区別、「競争」と「連帯・団結」の統一、「受験学力」も「解放の自覚」も共に必要、④子どもの権利条約の精神を解放教育に位置づけること、が提起された。

それより 3 年間の議論をへて、1992 年の「解放教育への提言」にいたる。その具体的内容は、以下の通りである。

(2) 1992 年「解放教育への提言」

第 1 に、「解放教育の原則は頑固に守りつつ、新たな現実をふまえた柔軟な対応策の創造」として、①「解放の学力」論で重視した、高い知的能力と社会的立場の自覚の再確認、②個性重視・多様な生き方を尊重した人づくり、③支部の推進方針・体制の確立、が指摘された。

第 2 に、「自主解放の精神で子ども達を育てるために教育・子ども会改革を」＝「最終責任は支部にある」として、①「地区子ども会事業＝（低学年を対象とした青少年会館事業）」と「支部子ども会活動（解放運動）」の認識上の分離、②小学校高学年以上の子ども会指導の最終責任は支部にあり、子ども会指導者集団の確立と独自活動、③家庭学習運動で自学自習の強化、④社会同和教育指導員は社会教育の専門職、青館職員であることを明確に制度改善、⑤「地域の学校（子育てセンター）」にふさわしい青少年会館の教育機能の強化、⑥「青館連」（仮称）の組織化と交流強化、が挙げられた。

第 3 に、「子育てに強い親を、ムラの共同子育てに取り組む保護者組織を」として、①

子育ての責任は親であることを明確にし、子ども自身の豊かな生活体験を重視すること、②それを支える教育・保育保護者組織の活性化と、大阪府段階の教育保護者活動経験交流会や保護者組織連絡協議会の結成を、③学力保障の基本責任は学校（保育所）にあり、これまでの総括を求めると共にその議論に参画していくことを提起している。

第4に、「保育所・学校・青少年会館の教育力を更に強化しよう」として、①個性重視・多様な生き方・地球時代を生きる人間という新たな教育目標に対応するため、これまでの解放教育実践の総括を行うと共に、同和加配の今後のあり方を議論する、②1992年度実施予定の保育所土曜閉所・学校5日制問題に対し人権の視点から関係者と議論を、提起している。

第5に、「奨学生生活活動への指導を強化し、多様な分野で活躍する多彩な人材の育成をめざそう」として、従来重視してきた解放運動の専従者や地区内施設職員・教員・保育士にとどまらず、民間企業や国際機関をはじめとした様々な分野で人権に取り組める人材を目的意識的に育成する、としている。

4. おわりに

以上、3つの文書を通した部落解放運動の部落子ども会に対する考え方の推移をみてきたが、さまざまな意味で重要と思われる点のみを改めて示しておきたい。

第1次報告では、①「たたかう子ども会」の意義と社会的立場の自覚の強調、他方で学力保障は学校の責務という位置づけ、②子ども会指導者は解放同盟の青年、③活動内容に関わって、たたかう子ども会のスローガン倒れや異年齢集団の弱体化等への危惧と克服の道筋として遊びの組織化や「生活の創造」と新しい綴り方運動、それらを担う指導員の質の強調、が指摘されていた。

第2次報告では、①子ども会の自主性・主体性の弱まりに対し、自主的主体的な活動ができる小学校高学年以上が本来の子ども会であり、その指導体制（責任）は基本は支部（青年部）、②指導員は行政職（公務員）で、基本は小学生低学年（学童保育）を担当すると共に、社会同和教育指導員という名にふさわしい職務と必要な研修の保障、③青少年会館は学童保育の基本的担い手であり子ども会への支援の役割を持つと共に、部落外への施設開放も推進、と指摘している。

「解放教育への提言」では、①特に組織内（支部）に向けて低学力問題の克服を正面にすえ取り組むことの喚起、②子ども会の記述は基本的には第2次報告の枠組みを再確認、③子育てに強い親・保護者組織の強調、を提起した。これらは、時々の解放教育を取りまく情勢や部落子ども会の課題に対し重要な問題提起を行ってきたもので、大きな意義をもっていると言える。

しかし「特別措置法」時代の終了を契機に、これら3つの文書の前提となっていた同和行政や解放運動が後退し始めている。特に大阪は青少年に対する社会教育施策や児童館行政が全国に比べて脆弱であるため、その後退の全体に及ぼす影響も顕著であったと言える。また「特別措置法」期限切れ以降、日本社会全体での貧困・格差拡大が進行し、部落や部落の子どもたちにも大きな負の影響をもたらしており、その克服が急がれている。

そうした今日だからこそ改めて問われているのは、これらの3つの文書における子ども

会活動の記述の検証である。特に下記の 5 点が重要と考える。

- ①3 つの文書で指摘され続けている「子ども会の指導体制・責任は支部（運動）にある」という点の内実、
- ②第 1 次検討委員会報告では危機感を持って触れられながら、それ以降は触れられていない「子ども会論」＝活動内容、特に本来の子ども会活動と指摘された小学校高学年・中学生の活動内容、
- ③第 2 次検討委員会報告で「部落外・周辺地域への積極的な施設開放」等と触れられながらそれ以降深化されなかった、青館の社会教育施策全般における位置づけや児童館行政との関連性
- ④1992 年「解放教育への提言」で「保育所・学校・青少年会館の教育力を更に強化しよう」とは触れられたが深化されなかった、部落問題学習や学力保障等の諸課題に対する、地域（子ども会）、学校・保育所、青少年会館等の協働の内実⁽⁷⁾
- ⑤第 2 次検討委員会報告までは存在した「運動、教育関係者、研究者」の協働の形式とその内実、

〈注〉

- (1) 「解放教育計画検討委員会第 1 次報告」『部落解放』第 79 号臨時号、1975 年 12 月。
- (2) 第 2 次解放教育計画検討委員会・鈴木祥蔵編（1985）『地域からの教育改革』解放出版社。
- (3) 部落解放同盟大阪府連合会（1992）『活動家通信』第 38 号。
- (4) 第 2 次解放教育計画検討委員会・鈴木祥蔵編（1985）、pp.11-12.
- (5) 研究所子ども会部会（1984）「部落解放子ども会の現状と課題」『部落解放研究』39 号。
- (6) 1985 年の乳幼児実態調査の結果は、乳幼児実態調査実行委員会『被差別部落の乳幼児の「生活と遊びに関する実態調査」中間報告書』1986 年 11 月。
10 年間の進路追跡調査の結果は、大阪府同和教育研究協議会『大阪の進路保障 進路実態追指導調査報告 第 14～17 集』、1985 年 3 月～1987 年 6 月。
1989 年の大阪府教委・学力生活実態調査の結果は、学力・生活総合研究員会『学力・生活総合研究委員会調査報告 同和地区児童・生徒等の学習理解度及び家庭学習状況等について』1991 年 3 月。
- (7) 池田寛（1996）「高槻富田における地域教育システムの構築」部落解放研究所編『地域の教育改革と学力保障』解放出版社。

第3章 転換期の部落解放子ども会

－1990年代後半以降の松原更池子ども会

岸 精一

1. はじめに

青少年会館施設の「一般開放」方針に伴い、大阪府では「青少年会館（以下、青館）＝部落解放子ども会（以下、子ども会）活動の場」からの転換と相まって、子ども会は今、大きな転換期、正確には停滞期を迎えている。

さらに2009年度、大阪市は青少年会館条例を廃止し、青館を閉館したため、子ども会の主要な活動場所の消滅と日常の専従指導員がいなくなった。また、府内においても青館の事業縮小が相次ぐなか、子どもの参加が目に見えて減ってきて、青館事業としては成立しているが、子ども会としては成立していない地区が出てきている。青館の主体的事業が減って、ただ部屋とグラウンドを開放しているだけの貸し館状態になっている青館も少なくない。そして青館以外で子ども会を組織し、活動している地域はほとんどない現状である。今こそ運動組織の力量が問われる時であるが、いったん勢いのなくなった子ども会を盛り返し維持していくことは、大変な困難を伴う。同時に、子ども会に積極的に参加したい、あるいはぜひとも子どもたちを子ども会に参加させたいと思う保護者の願いを実現する場所や指導者の確保もままならない現状が事実としてある。

2. 「地域教育改革検討委員会」設置（1996年）に至るまで

松原の更池子ども会も「依存から自立へ。そして選択」の大転換をはかり、青少年会館や学校での子ども会活動のあり方検討、日常専従指導者体制の見直し、それに伴う毎日子ども会活動の転換、主体的保護者役割の重要性と活動への日常的積極的参加の必然がこの10年で行なわれてきた。

とにかく現状は子ども会の保護者組織役員（各学年2人ほど）は時間的にも内容的にもたいへん忙しい。保育所から高校までのそれぞれの保護者組織の役員の涙ぐましい努力と学校の献身的支えのなかで、子ども会を何とか維持しているのが現状で、保護者役員にかなりの負担を強いている状況は、その人たちがいなくなったら、たちまち立ちいかなくなる。

保護者役員はどんなにしんどくても子ども会への信頼と確信があるから、ここまでやることができている。自分たちを育ててくれて、子ども会に参加してよかったという確信を、今度は自分の子どもたちに味あわせたい一身で子ども会の役員になり、楽しいことばかりではないけれども、自分たちが味わった仲間としての喜びや仲間の大切さを共有したいと願い、ずっと頑張っている。その保護者の一途な姿に答えようと、子どもたちは高校まで子ども会に参加し続けているのである。松原の更池子ども会は親、子、そして孫の三世代目に入ろうとしている。子ども会はその願いや思いがある限り、何時の時代でも

立ち上がってくるのであろう。

今、保護者となっている親たちが、子どもの時、即ち 40 数年前の 1970 年前後に、更池子ども会は再建された。少し歴史を振り返ってみると、その当時先進地であった広島のみだか子ども会や京都の田中子ども会を模範として解放センターの一室やその前の公園で活動を始めた。

当時の京都の田中子ども会の活動指針として

- 1 子ども会は勉強できる環境を作る場所である。
- 2 子ども会は勉強する気持ちを作る場所である。
- 3 子ども会は生活で困ったことを話し合い、要求を高める場所である。
- 4 子ども会は差別とは何かを学ぶ場所である。
- 5 子ども会は正しいものの見方、考え方を身につけ、ひとりがみんなのために、みんながひとりのためにがんばる場所である。
- 6 子ども会は団結と規律を学ぶ場所である。

を掲げていたが、再建された更池こども会でもその精神は引き継がれ、雑草の会（中学生部）は、格調高く次のような目標と三本の柱を掲げた。

目標 部落差別を自覚し、部落解放運動に参加してゆく子ども、同時に一切の差別を許さない子どもをつくる。

三本の柱

- 1 集団主義の子ども
- 2 理性的、論理的な子ども
- 3 基礎学力をもった子ども

40 数年近くたった今の更池にあってもその精神は脈々と受け継がれ実践されている。当然、言葉の言い回しやその時代において力点の置き方は異なってくるが、基本的な考え方は変わっていない。

更池子ども会の大きな特徴は、「教育に始まって教育に終わる」をスローガンに学校教育と地域教育の統一をはかりながら、子ども会や子どもたちを中心にすえて地域ぐるみの運動にすべく連帯とつながりを大切にしてきたことである。とりわけ下記の大きな三本柱の教育組織を大事にして、ひとつの組織だけが強いと言うのではなく、全ての組織が有機的に高め合い、馴れ合いではなく、よい緊張関係を持って、保育士、教師、指導者、保護者がそれぞれの持ち場で自立し、学校（保育所）、青少年会館、家庭で責任をもち子どもの成長を地域で見つめてきたことである。

- 1 公教育組織（学校、保育所）

第2保育所 —— 布忍小学校 —— 松原第3中学校 —— 松原高校

2 地域子ども会組織（青少年会館）

つばめ会（低学年）—— 子ども会（高学年）—— 雑草の会（中学生）—— 高校友の会

3 地域保護者組織（地域、家庭）

乳幼児守る会——小学生守る会——中学生守る会——高校生守る会

中心的役割を担う組織は年代と共に変わってきた。時代を大雑把に10年ごとに分けると子ども会設立当初の70年代（成長期）は、「地域子ども会組織」の子ども会指導者や子ども会担当教師が、「公教育組織」や「地域保護者組織」を引っ張り（線的発展）、80年代（発展期）は「公教育組織」の保育士や教師が中心となって保育所や学校（小、中、高）ぐるみで「地域子ども会組織」や「地域保護者組織」を盛り立ててくれた（面的発展）。90年代（安定期）に入り子ども会で育った子どもたちが青年、保護者となり支部の教育組織や地域保護者組織の役員となって子ども会を支えてくるようになった。また一方で出身教師や保育士、指導者となって学校、保育所、青少年会館に入ってもきた（質的発展）。

ただ、この90年代（安定期）に多くの整理されるべき課題や問題が山積していた。言葉として安定期と言えば聞こえはよいが、ひとつ皮をむけば停滞期と紙一重でもある。子どもたちも落ち着いてきてはいるが、一方で個人の興味関心が多様化し、保護者の生活も一定安定してくれば、子ども会活動は学校、青少年会館任せになりがちとなり、子ども会活動の形骸化は一気に進んで、毎年やっている活動が繰り返されて緊張感もなくただ毎日の活動が発展的点検もなく行われることとなる。組織の質的発展がなされても、それが子どもたちや保護者の質的発展へと導かれたかと言うと、はなはだ疑問と言わざるをえない。非行という問題行動を起こす子どもたちは激減したが、主体的に行動することも少なく、与えられたことを意欲もなく事務的にこなす受身的態度が目立つようになり、保護者は保護者で我が子だけよければそれでよしとする傾向が顕著になってくる。子どもも保護者も、最終的には日常生活や生き方に自信、確信が持てないまま、こつこつ積み上げていく学力の不十分さが高校進学や進路のところで、つまり問題克服されないまま大きな課題として露呈していた。一方、社会的情勢も、学校の週五日制の実施（1995年から月二回土曜日休み）、青少年会館の解放教育拠点施設からの見直し論議と転換期を迎えつつあった。

更池では1996年に「地域教育改革検討委員会」を立ち上げ、数年先を見越して重点的に、①地域子育て改革、②青少年会館改革、③子ども会改革の議論を深めて、一番の主体者である粘り強い保護者と力強い保護者組織の役割と課題を追求していった。

3. 地域子育て改革

1996～97年にかけて各保護者組織（乳幼児、低学年、高学年、中学生、高校生）ごとに、家庭での子育てについて話し合いを重ねて「さらけっ子」（A4版・45ページ）という親と子どもの子育てハンドブックを作成した。単に、ハンドブックを作る事が目的ではなく、作っていく過程で保護者同士が話し合うことが重要で、一年ほどかけてじっくり各年齢ごとに何回も話し合われた。あるときなどは、建前ではなく本音でついつい言ってしまう保護者のひとことも話題になった。

その1

「うるさい子やね！今忙しいから、少し黙ってて」「何をしようむないことばかり聞くねん。次から次に。エエ加減にしいや。ちょっとは自分で考え」こんな事言いたくなるのはよく分かるけど、こんなこと言うてて子ども育つやろか。結局は、「物事に興味持つのはやめとき」、「考えるのやめとき」言うてるのと同じやし、親と話したい気持ち、削いでるのと同じやと分かってても言ってしまう事たびたびある。

その2

「あの子とあんまり遊んだらあかんで」「本当は、お母さん、あの子好きになられへん」「あの子のことあんまり構いな。自分の事だけちゃっちゃとしてたらええねん」こんなことも言うてしまうな。子どもの個性を尊重したいと思いながら、子どもは個性としてその友だちを選んでいるのに、それを殺してしまっている事に気がつけへんって情けないわ。

その3

「何ぐずぐずしてんの。早よしい。こっちは忙しいねんから」「そんな事はせんでええねん。こっちのこと先してしまい」親に余裕のあるときは、ゆっくり待つ事もできるけれど、こっちが時間がない時はいつもの調子やと、つつい怒鳴ってしまう。子どもには子どものリズムがあり、特に、自分でやろうというチャレンジ精神＝自立心や意欲を奪っている事に気が付かんとあかんわな。

このような具体的に気をつけたい保護者の口癖も、たくさんハンドブックに収録された。

最後にまとめとして「私たちが今、心がけるべきことは、子どもの個性と自主性を尊重し、未来への豊かな夢を描ける子どもを育てるために地域と家庭の教育力を高めていくことです」と保護者自ら積極的に関わっていく事を提言し、具体的なポイントを4つ上げている。

- 1 保護者同士の連絡を密に地域の共同子育ての意識を高める。
- 2 子ども会、保護者組織の活動に進んで参加し子育てセミナーなどにも積極的に参加する。
- 3 親が人権意識に関心を持ち、家庭での会話に取り入れて親子の会話を豊かなものにす
- 4 子ども会活動を通して、地域の子育てネットワークづくりをすすめる。

一方、大人社会の矛盾の反映として「指示待ち族」や「別に族」といわれる消極的無気力な子どもの姿があり、いじめや荒れの現象があることをハンドブックは指摘しつつ、子どもへの熱い願いとして「生きる力としての学力」を身につけるために「生活習慣、人への信頼、生活リズム、多様な体験や遊び、親子の会話、絵本を読んでもらう、自尊感情の育成」などを掲げて家庭での親子のあり方も提言した。「子育て」「親育て」から「子育て」「親育ち」の自立の道すじとして、保育所、学校、会館の援助・協力をえながら家庭

で家族が協力し合って自尊感情を高め育てるための「自分の力でやり遂げる『自立心』、自分の感情を自制できる『自制心』、明らめずにコツコツやり遂げる『集中力』、頑張っ
て成し遂げた時の『達成感』、自分の言葉で表現できる『表現力』」などの段階的育成指
針も、併せて提示されている。

ハンドブック「さらけっ子」に書かれている内容は、10 数年たった今も、十分生かさ
れるべきものであろう。

4. 青少年会館改革

これから整理して述べる事は、何年もかかってなされてきた事であるし、時間的配列が
逆な場合もあるし、未整理のまま課題として残ってしまったものも多分にあるが、根本を
流れる精神は全て「依存から自立へ。そして選択」である。1996 年くらいから議論され、
2005 年まで 10 年くらいかけてたどり着いた結論である。

(1) 低学年部の改革

青少年会館の低学年活動は、学童保育的要素を多く含んでいる上にほぼ毎日活動で、会
館で一番大きな事業活動でもあり、指導者の体制も参加人数も多いし、保護者の関心も高
い。今までも、夏、冬そして春の活動休みを何時にするか、何日するかで十分な話し合い
を必要としてきた。活動休み中は子どもたちは家にいる事となり、お昼ご飯の準備、一日
どう過ごすかを子どもと話し合いをしておく必要があるからだ。場合によっては、保護者
が休暇を取る必要に迫られる。

低学年部が開設されて 30 年余りの間、保護者の就労保障を援助することで生活の安定、
自立を勝ち取り、特に母親の働くことによる社会的立場の向上は、教育への関心と子育て
への興味を促進し、地域の教育運動の高まりとなって子どもの成長に大きな役割を果たす
と考えてきた。したがって、日曜日以外ほとんど毎日、放課後 5 時半過ぎまで活動し、学
校の創立記念日や代替休みの日は朝から全日活動とし、昼食も積極的に配膳（更池子ども
会では昔から給食は無償ではなく有料）してきた。その結果、「会館に任せておけば」、
「指導者を信頼しておけば」の安易な依存体質を生んできた事も事実としてあった。

子どもは子どもで、会館さえ行けば、友だちは自分から積極的に作らなくても指導者が
集めてくれているし、考えなくても毎日決まったカリキュラムがそれなりにあり、指導者
も結構遊んでくれるし、その上おやつや食事の心配もしなくてよいため、おまかせ体質が
生まれてきても何の不思議ではない。低学年でしっかり集団生活を楽しみ、共同作業や基
本的生活習慣をきっちり身に付けさせて、高学年部へ数多く結集させたい思いで、甘やか
された子ども像の矛盾を感じつつも、指導員は毎日活動に参加する事を要求してきた。そ
の依存体質を払拭させるために、同和行政の見直し政策を待つことなく、運動体・保護者
組織の総意として次のことを断行した。全ては、「依存から自立へ。そして選択」のため
に、であった。

①給食、おやつの廃止

おやつ廃止は子どもの失望が大きいですむが、給食廃止は保護者の負担が一気に増

す事態（年間約 70 日位の弁当づくり）となり、「何でそこまでの」 という声もあるなかでの試行という名の実施となった。しんどい事ではあるが、親のぬくもりや有難さを感じる弁当は、愛情一番、味一番を感じられるものであり、親と子どものつながりを深められるプレゼントとして考えて欲しいと訴えた。

1 年目は、調理場を提供して保護者が交代で昼食づくりをする。2 年目は、昼食づくりはやめて手作り弁当を持参し、希望者は有料弁当を外から取ることとした。3 年目は保護者の手作り弁当を基本として、緊急の場合はコンビニ弁当も可とした。4 年目は弁当でもよいし、自宅に帰って食べることもよしの選択制にした。一般的な留守家庭児童会（学童保育）で行われている事と同じように弁当持参とし、更に保護者やおばあちゃん、おじいちゃんが家にいるなら、家に帰って食べる楽しさも味わったらよいという思いである。当初、一旦昼に家に帰ったら、それっきり戻ってこなくなるのではないかという心配、あるいは帰る途中の事故や怪我は誰が責任をとるのかという問題などいろいろあったが、全て「依存から自立へ」、そして子ども、保護者が話し合ってどうするか決める自己選択の機会を増やすために実行された。ムラの子以外も来る今日の状況にあっては、他地区の子も含め、当たり前のように何の問題もなく、午前中学校のある時でも、子どもたちは、手作り弁当と水筒を学校に持参して学校が終われば、それを持って会館に来る。そして、楽しそうにお弁当と水筒を開けて親の愛情をたっぷり享受しながら、笑顔がランチルームに広がっている。

②対象児童の拡大

青少年会館が解放教育拠点施設であるときは、ムラの子だけを対象としておればいいが、これからのムラの子の成長を考えれば、当然ムラ以外の子どもとの相互交流が必要であろうし、社会教育の場としての開かれた青少年会館になっていかないと発展はない。そこで対象を一気に松原市にある 15 小学校全域の低学年生に拡大し、登録制にはするが定数も 50 人前後と幅をもたせ、毎日参加でなくても構わないようにした。週の 3 回だけとか、夏休み、冬休みだけとかでも受け入れた。学童保育的要素は残すが全くの学童保育ではない社会教育施設としての脱皮である。ただし、ムラの子にはそうであっても、毎日参加する事を願ったし、保護者にも子どもが毎日参加するように説得し、納得させて欲しいとお願いした。子どもも 3 年生くらいになると一度は、「たまには休みたい」とか「なぜ私だけ毎日青少年会館いかんとあかんのん」と思うものである。そんな時こそ、保護者の思いや必要性を親子で話し合って、しぶしぶでも納得して、子ども自身の思いで参加して欲しいという思いで、ここにおいても「依存から自立へ。そして選択」を促した。

③カリキュラムの大幅改編

低学年部が 30 年近く続いてくると、週予定や月間目標も決まってきて去年もやっていたから、これは子どもがノルからと安易な活動にどうしてもなってくる。子どももこれはイヤとかこんなことしたいという強い要求もないまま、与えられた事をそれなりに楽しむ事に慣れて「もう終わり？ 終わりたいわ。もっとやりたい」という声も少なく「指示待ち族」「別に族」の登場ということになる。

まさに「本当に遊んでいるというより、時間をつぶしている遊び」「主体的に取り組ん

でいなくて最後に投げ出してしまう」「何かやりたいという意欲が少なく、与えられた事に甘んじてしまう」など、私たちの願いや思いとはかけ離れた子どもたちがいた。

この問題を克服するために指導者間で話し合い、日程の組み方をまったく変え、一応予定は考えておくが、その通り進まなくても、子どもの主体性や集中度があればその活動を継続するとした。ただ、何の方針や目的もないまま子どもに任せたら、単なる勝手遊びになる。ルールのある自由遊びと気まぐれな勝手遊びの違いを丁寧に教えた。今の子どもは遊びなれていないのも、また事実である。そこで、友だちと遊ぶための導入遊びは必要なので、いろんな遊びやサークル活動を短時間紹介してから、後は自分で決めて遊ぶ事とした。遊びたいなら、まず友だちを集める事、ルールが公平でなければ続かない事、自分から積極的に働きかけないと面白くない事、与えられる遊びから能動的、主体的に選んで決めることを狙いとした。これまた「依存から自立へ。そして選択」の重視である。

④保護者、高校生の積極的な参加

低学年部改革の総仕上げが、子どもへのかかわりの指導体制を専任指導者から保護者や高校生ボランティアに拡大したことである。夏休みなどの長期休みの時は、高校生有料ボランティアは存在したが、日常的にということになると、仕事や学業があり定期的に参加してもらうことは難しかったが、学校の週五日制実施はチャンスととらえ、保護者や高校生に積極的に働きかけた。保護者会組織と連携して、土曜日の午前中（10～12時）に館内にクッキングコース、工作コース、音楽コース、スポーツコース、館外に魚釣りコース、サイクリングコース、図書館コース、ボランティアコースを設けて保護者の得意ジャンルを受け持ってもらい、子どもの事前選択で運営した。人数が集まらない時は中止とし、それをどうしてもやりたい子は、友だちに呼びかけて人数を集めることを要求した。ただ、杓子定規に2,3人しか集まらない時は即中止とせず、その熱意や努力に応じて2人でも実施した事もある。やってみたら意外な保護者が協力的であったり、「こんな趣味持ってはったんや」と感心させられたり、予想外なものに人数が集まったり、時間通り終わらなかったり、いろんなことがあったが、低学年部への保護者の主体的かかわりが増した事は大きな成果となった。これを運営する財源についても会館任せにすることなく、月一回（日曜日）ムラ中廃品回収を保護者中心に子どもも手伝って実行し、その売上げを運営費にあてて自主運営の活動とした。

そして、土曜日の午後（2～4時）は地域の高校生の出番となる。地元高校とのネットワークを生かして、松原高校のマング研究会、美術部、手話サークルの協力を、体育科のある大塚高校からは、バスケット部とサッカー部の全面協力をえて実施した。地元の高校生が地域の子どもの地域で指導する機会があることは、高校生にとってもプラスになるということであった。ユニホーム姿の高校生の膝に乗って、バスケットすることなくいつまでも雑談している子どもの様子はまた違う意味で楽しさを感じる。

その他にも、松原在住の在日外国人との共生をめざすアプロの会の協力をえて、チャングや朝鮮の遊び道具、キムチやチヂミなどの食べ物づくりを通して朝鮮文化を学ぶサークルや、阪南大学に留学しているアジアの国々の学生に中国料理やベトナム料理、タイ料理などを子どもと一緒に作ってそれぞれの国の文化と言葉を習うサークルも計画した。多様な経験を有する子ども、主体的に取り組める子どもの育成をめざして保護者、高校生の協

力のもと地域一体となって地域教育力を生かした取り組みは、必ずや子育てに自信をもった保護者を育て、自ら遊ぶ意欲と創造性豊かな子どもになってくれるはずである。

(2) 子育てセミナーの展開

保護者の生活が一定安定して、子育てに目が向けられる余裕が出てきて、保護者組織へ積極的参加をし、子どもも子ども会の中心メンバーとして参加しているが、実は夫婦間での子育ての価値観のずれや、小さい時に保護者のかかわりが少なかった事もあり、なかなか子育てに自信が持てなくて悩みながらすごしていることが、月一回もたれる三者懇談会（保護者、教師、指導者）で話題となる。

頭ではわかっている、ついつい感情的に叱ってしまったり、小さい時あまりかまってもらえなかった裏返しに、子どもに構いすぎの過保護になってしまったりもする。1974年の松原高校建設以来、保護者の高校卒業率は100%近くまで上昇していた。仕事保障も順調に進み、大学卒業生も20%を超えるところまで伸びてきているのに、結婚して子育てということになると大きな壁がまだまだあった。何とかしなければと思いながらも、個々の対応に追われてなかなか組織化できないでいる時に、子育てセミナーに参加してみたいという声が出てきた。ひとりで悩むよりみんなで話し合い、専門家の意見や考えも柔軟に受け入れ、展望ある子育てをして保護者として自信の持てる子育て、親育ちをしたいと輪がどんどん大きくなっていった。

会館事業として企画し、学童期コース（主に乳幼児、低学年）、児童期コース（主に高学年）、思春期コース（主に中学生）の3コースを設置して、自分で選んで事前申し込みをしてもらうようにした。

企画会議には保護者も参加してもらい、いろんな悩みや相談、要望が反映されるようにまた自らが企画する主体者として登場してもらえるようにし、事後に検討会もきっちり行って継続性のある取り組みとした。内容は単に講師の話を聞くスタイルをやめ、ロールプレイを取り入れたり、お互いの悩みや相談を中心に参加者の意見・声が出せる時間を多く取った。理論的な話でも出来る限り、具体例をあげてもらい今の生活実感に近いところで話をしてもらったり、参加者の悩みからスタートして、参加者全員に意見や考えを出し合う工夫もした。具体的に評判のよかったものは、絵本の読み聞かせセミナー、親と子の会話セミナー、夏休みに実施した集中ボランティアセミナー、館外に出て行った親子大学見学ツアーなどである。

課題としては、この種のセミナーは、参加者の主体性、能動性が一番問われるので、3年くらいをめどに高揚期もあれば停滞期もあるという保護者の波を注意深く見届けていないといけないということが、挙げられる。企画者が良かれと思って企画しても、盛り上がりず形骸化してしまったり、保護者の意識の先を行きすぎて独り善がりになる危険性がある。

(3) 指導者から職員への意識改革

青少年会館の指導員は、多くの年数を子ども会指導員としてだけ働いてきて、会館職員＝指導員と思い込みがちである。青少年会館の役割や内容も大きく変容しようとしている時に、その役割や事業を遂行しようと思えば、指導員の意識変革が大きく問われることとなる。職員としての企画力、人を生かす指導力を高めて、子どもに広がりとし深みを持たせ

る包容力がますます必要とされる。青少年会館改革は、実は指導員意識改革といっても過言でないほど重要な問題である。

4. 子ども会改革

子ども会改革を論じるにあたって、まずはっきりさせておかないことは、子ども会の運営主体は地域の運動組織であり保護者組織であるということである。また、青少年会館で行われている子ども会活動は、子ども会活動の一部でありそれが全てではないということである。そして本来、子ども会対象者は高学年から中学生をさすということである。学童保育的低学年は 子ども会の基礎集団づくりであり、その中には保護者および保護者組織も当然含まれている。そしてその指導は、運動組織の指導、援助の元、地域の高校生、大学生を含む青年の力も積極的に借りて保護者組織が主体的に担うべきで、将来的には、青少年会館は場所提供と側面的援助に留めるべきだろう。この原則にたって見通しを持つべきである。

①「地域子育て改革」、②「青少年会館改革」をへて③「子ども会改革」を実行していくわけであるが、たえず注視して細かい配慮と大胆な援助、協力がないと持続させていく事が一番難しい。だからこそ、多くの子ども会が原則は分かっている、現実問題としては実行できていない課題である。

更池子ども会がこの改革を可能にしているのは、何回も言っているが保護者組織とその役員に負うところが大きい。また保育所、小、中、高校、青少年会館と地域担当教師の的確な方針援助や保護者との信頼関係が支えとなっている。

小学生の保護者組織は小学生守る会（昔は子どもの数も多かったので低学年部、高学年部それぞれ分かれて活動していた）として低学年部、高学年部一緒に活動を進めている。2011年度の保護者会の会員は34人、子どもは46人である。

青少年会館活動は、全て他地域の子どもも含めたオープン事業なので、会館事業と子ども会活動とはきっちり分けて取り組んでいる。そのため、ムラの子だけを集めての昼の集会や連絡会、学期に一回開かれる子ども会としてのお楽しみ会などは、人権文化センターで行っている。夜行われる部落問題学習会や学力をつけるための集中学習会などは、青少年会館で行われる。内容、時間によって場所は使い分けている。

(1) 低学年部

学童保育的要素が強く、毎日活動を基本とする必要があり、専任指導者がいないとなりたたない。その意味で、青少年会館内で取り組まれる事が一番望ましい。子ども会というより基礎集団として位置付けるべきで、子ども会に入るまでの準備期間と言える。ただしここの低学年部時代がきっちり組織（子ども、保護者両組織）されていないと、高学年部活動を定期的に組織するのはかなり難しい。

低学年部は、会館での遊びを中心として、皆と交わる事で集団で生活する事の楽しさや集団遊びの中での達成感を育んでいく。勝手な行動は友だちを増やせないし、みんなと協調するための自律心や遊びきった充実感、物事をこつこつやり遂げる持続性などは集団の中で養われる。共同活動に親しみ、文化活動、スポーツ活動を通して趣味や興味が質的、

量的に拡大され、基本的生活習慣の確立と相まって成長の安定が勝ち取られる。また、低学年部での毎日活動で養われた集団性は、高学年部を組織する時の大きな力となる。

保育所時代から、1年生になったら青少年会館の毎日活動に参加するように保護者に強く働き続ける。そして保護者組織の一員として、保護者活動にも積極的に参加してもらるように、その必要性和重要性を粘り強く訴える。保護者の教育、子育てへの関心が一番高い時期であり、継続してオルグしていく事は保護者本人にとっても、保護者組織にとっても、子ども組織と同様に地域教育力の向上となる。保護者の子どもにかける熱い願いや期待としての思いを組織化することは地域教育運動の担い手づくりそのものである。ここが弱体化すると教育全体の勢いをなくすし、子ども会の組織化がたいへん困難なこととなる。低学年部役員の主な活動は保護者間同士の話し合いや子育て相談が中心で、保護者集団づくりが重要な課題であり、学年ごとの保護者の結束が重要となる。子どもと一緒に取り組む活動は親子レクレや部落問題学習会など、保護者を巻き込んだ活動が主なものとなる。

(2) 高学年部

毎日活動の必要性はあるが、指導者体制がないならそこにこだわる必要はない。ただ、ソフトボールやバレーボールの指導体制が取れば、組織すれば高学年活動として定着しやすい。更池には、ソフトボールクラブが保護者組織 OB、3,4 人で組織されており、仕事の合間をぬって指導してもらっており、高学年部のほとんどの男の子が参加している。現在、月、水、金、土（4～6 時）、そして日曜日は対外試合に出かける。青少年会館のグラウンドでスポーツクラブとして定着している。対象はムラの子だけに限っていないのでスポーツ好きな子どもは誰でも参加でき、地域交流の場ともなっている。

保護者組織（小学生守る会）は、毎年 4 月に新役員（会長以下 6 人）体制でスタートして、5 月に子ども会総会（保護者 30 人、子ども 40 人）を開き、伊賀合宿（夏休み中の 8 月後半）担当、レクレ（学年ごとに年 2 回）担当、部落問題学習（まとめ学習として 2 月）担当、集中学習会（学期の終わりに年 2 回）担当のどれかの担当に会員は全員入ってもらい、年会費 1000 円を払う。学校地域担当や学年教師の協力のもと、保護者役員が月一回の役員会で月行事を決め、かわり分担任を決めてその活動を進めていく。役員は仕事をもっているもので、平日の活動に参加しようと思えば全日か昼からの半日休みを取らなければならないので、よほどのことがない限り取り組みは、土、日もしくは夜ということになる。

低学年部を巣立った子どもたちは、平日は低学年部活動と同じように会館の自主事業に参加しているが、小集団での興味や遊びの多様化のなか、交友関係の広がりには 1 学期はまだしも、2,3 学期なると出席率はガクッと落ちる。日常活動でばらけがちな子どもたちを、要所、要所でまとめるための子ども会の取り組みは大切で、高学年部役員が中心となる。泊りがけの伊賀合宿や 6 年合宿、集中学習会、部落問題学習会、そして夏、冬の活動資金作り（海苔売り）など、子どもと一緒に活動として、その準備や打ち合わせ、そして本番とかなりハードなスケジュールとなる。会館や学校の援助は受けるものの、高学年部活動の中心的役割は保護者組織にまかされている。全ての保護者が協力的に動いてくれるわけではないので、役員の負担はかなり大きなものとなる。

(3) 中学生部

中学生の保護者組織は、中学生守る会（会員 30 人、子ども 32 人）として組織されており、小学生守る会に結集していた保護者、子どもはそのまま引き続き会員となる。ここは松原更池子ども会の特徴で、保護者も子どもも参加するのが当たり前という、いい伝統が出来上がっている。高学年部の活動が毎日活動でないで、6 年生後半から交友範囲も広がり、中学生の雑草の会が昼活動から夜中心の活動になるので参加しなくなるのではないかと、ここ何年間、毎年 4 月になると保護者役員は不安になるのだが、現実には不安を跳ね返すほどの勢いで、子どもたちは週 1 回か 2 回の夜活動に参加してくる。それを可能にしているのは、会員ひとりひとりのかつて子ども会を経験した保護者の力である。

新役員（会長以下 5 人）の最初の活動は、4 月後半の中学生守る会総会を兼ねた親子集会である。3 年生の司会のもと、「雑草の会」の説明（青年、高校生、保護者がそれぞれの立場で語る）が主要な内容で毎年、事前会議（誰がどんな中味で話をするか）が時間をかけて深く話し合われる。それがすめば直ぐに恒例の 8 月龍神合宿（親子で 2 泊 3 日）の内容検討が待っている。中学生役員は小学生役員以上に時間的に追われる日々となる。でも だからこそ育った子どもの姿を見ることがや 3 年間やり遂げた充実感は、また格別でもある。中学生守る会の活動は雑草の会と連携して大きく 3 つに分ける事が出来る。

①学力保障学習会

「中学生になったら、親頑張らな、子どもどこ行くや分からんで」「昔みたいに、先生が面倒見てくれる雑草の会ちゃうで」「高校行かそ思たら、親がしっかりせなアカンで」「親が勉強会の面倒もみなアカンのや。たいへんやで」中学生守る会を経験した保護者と高学年の保護者とで話題になる話である。

7,8 年前に、中学校からの指導者体制がなくなり、地域担当教師と役員とで雑草の会を運営していく事となった。最大の問題は、学習会をどうするか、誰が教えるのかという事である。いろいろな試行、形態が模索された。「会員から会費を集め、退職教師にお願いしての週一回の学習会」「地域の先輩大学生に依頼しての学習会」「保護者自身が、問題集を買ってきての学習会」「教師なしの、子ども自身で考えてやる自主学習会」など、その学年にあった学習スタイルを追求してきたが、一長一短で 3 年間続いたスタイルはない。この 2,3 年は、昔のスタイルに少し戻して 1,2 年生は毎週は開かず、テスト前に 3 日間の集中学習会方式（夜 7 時半～9 時 青少年会館学習室）をとっている。各学年の保護者が輪番制で取り仕切り、教師の補助的支援を仰いでいる。

内容はテスト前勉強で、子どもそれぞれが決められた教科の問題集や課題プリントを持ってきて自主的に勉強するやり方である。30 分もすると、騒がしくなる時もたびたびあるが、その都度、保護者が集中する事を要求する。出席率はよく、1 年生 8 人、2 年生 18 人ほどが集まる。3 年生 4 人については、進路が大きな課題であるので、別にクラスルームといって週 2 回（もちろん有料）、団地集会所で専任講師に依頼して勉強している。基本的には保護者は常時つかない。ただし、保護者懇談会を学期に 1 回持ち、学習状況について話し合いは行われる。

松原更池小学生守る会 親子活動記録 (2010年度)

小学生守る会					
月	日	活動区分	活動内容	参加人数	
				大人	子ども
4	15	役員会	第1回(新旧)役員会	6	0
5	6	高学年(子)	子ども会総会	0	15
	9	全学年(親・子)	2010年度子ども会総会・ドッチボール大会	30	40
	14	高学年(親)	第1回6月合宿実行委員会	5	0
	18	6年生(子)	6月合宿打ち合わせ	0	6
	19	高学年(親)	第2回6月合宿実行委員会	5	0
	21	役員会	第2回(5月)役員会	5	0
	25	6年生(子)	6月合宿打ち合わせ	0	6
6	1	6年生(子)	6年生6月合宿準備	0	7
	4・5	高学年(親・子)	高学年6月合宿	3	15
	11	役員会	第3回(6月)役員会	6	0
7	2	高学年(親)	第1回伊賀合宿実行委員会	6	0
	7	高学年(親・子)	集中学習会・三者懇談会	8	20
	7	低学年(親)	三者懇談会	5	0
	16	役員会	第4回(7月)役員会	5	0
	17	6年生(親・子)	6年生のり売り	5	6
	20	高学年(親)	第2回伊賀合宿実行委員会	6	0
8	19	高学年(親・子)	伊賀合宿参加者集会	10	18
	19	高学年(親・子)	部落問題学習会	8	15
	20・21	高学年(親・子)	伊賀合宿	3	15
	26	役員会	第5回(8月)役員会	6	0
	28	低学年(親・子)	低学年親子レクレーション(プール企画)	2	12
9	1	高学年(親・子)	伊賀合宿報告会	12	12
	17	役員会	第6回(9月)役員会	5	0
	28	高学年(子)	子ども会総会	0	15
10	5	高学年(子)	子ども会活動(レクレーション企画の相談)	0	10
	8	低学年(親)	低学年役員会	4	0
	12	高学年(子)	子ども会活動(レクレーション企画の相談)	0	10
	13	役員会	第7回(10月)役員会	5	0
	19	高学年(子)	子ども会レクレーション	0	17
	22	高学年(子)	部落問題学習会	0	15
	30	6年生(親)	三中校区ヒューマンタウンフェスティバルに参加	5	0
11	12	役員会	第8回(11月)役員会	6	0
	28	低学年(親・子)	低学年親子遠足(ビッグバン)	6	12
12	1	高学年(親・子)	2学期集中学習会	8	15
	4	4・5年生(親・子)	2学期のり売り	6	12
	7	高学年(子)	子ども会活動(クリスマス企画の相談)	0	10
	14	高学年(子)	子ども会活動(クリスマス企画の相談)	0	8
	21	高学年(子)	子ども会活動(クリスマス企画の相談)	0	12
	24	高学年(子)	子ども会クリスマスパーティー	0	18
1	26	役員会	第9回(1月)役員会	5	0
	28	低学年(親)	低学年役員会	3	0
2	16	役員会	第10回(2月)役員会	6	0
3	5	低学年(親・子)	低学年部落問題学習会	10	21
	10	5年生(親)	5年生保護者会	7	0
	11	役員会	第11回(3月)役員会	5	0
	18	6年生(親・子)	6年生卒業レクレーション	5	8
				222	370
				合計	592

松原更池中学生守る会 親子活動記録 (2010年度)

月	日	活動・行事
4月	8日	教育懇親会
	15日	新旧役員会
	22日	親子集会 中学生守る会総会
5月	6日	学年集会 役員会
	8日	新旧役員懇親会
	11日	3年クラスルーム開講式
	13日	1年オリエンテーション、2・3年学年集会
	14日	3年クラスルーム
	18日	1・2年テスト前学習会、3年クラスルーム
	20日	1・2年テスト前学習会
	21日	1・2年テスト前学習会、3年クラスルーム
	25日	3年クラスルーム
	27日	学年集会
	28日	3年クラスルーム
	31日	3年クラスルーム
6月	1日	3年クラスルーム
	3日	新歓レクリエーション
	4日	3年クラスルーム クラスルーム講師団会議
	7日	3年クラスルーム 役員会
	14日	3年クラスルーム
	17日	学年集会
	18日	3年クラスルーム
	21日	3年クラスルーム
	24日	1・2年テスト前学習会
	25日	1・2年テスト前学習会、3年クラスルーム
	28日	1・2年テスト前学習会、3年クラスルーム
	30日	3年クラスルーム
7月	1日	役員会
	2日	3年クラスルーム
	3日	熱中フォーラム
	5日	3年クラスルーム
	8日	学年集会 役員会
	9日	3年クラスルーム
	15日	全体集会 龍神合宿に向けて聞き取り
	16日	3年クラスルーム
	22日	全体集会 龍神合宿に向けて班活動①
	23日	3年クラスルーム
	29日	全体集会 龍神合宿に向けて班活動②
	31日	3年クラスルーム
8月	5日	龍神合宿参加者集会
	6日	龍神合宿
	7日	龍神合宿
	8日	龍神合宿
	23日	3年クラスルーム
	24日	高校説明会
	27日	3年クラスルーム
	30日	3年クラスルーム
	31日	役員会
	31日	学年集会
	31日	3年クラスルーム
	31日	3年クラスルーム
9月	2日	学年集会
	3日	3年クラスルーム
	6日	3年クラスルーム
	9日	学年集会
	10日	3年クラスルーム クラスルーム講師団会議
	13日	3年クラスルーム
	16日	龍神合宿報告集会 3年引退式
	17日	3年クラスルーム
	24日	3年クラスルーム
	27日	3年クラスルーム
	30日	学年集会
	30日	3年クラスルーム
	30日	3年クラスルーム
10月	1日	3年クラスルーム 役員会
	5日	3年クラスルーム
	7日	学年集会
	8日	3年クラスルーム 奨学金説明会
	12日	1年雑草識字見学会 3年クラスルーム
	13日	1・2年テスト前学習会
	14日	1・2年テスト前学習会
	15日	1・2年テスト前学習会 3年クラスルーム
	19日	3年クラスルーム
	21日	学年集会
	22日	3年クラスルーム
	26日	1年学年識字見学 3年クラスルーム
	28日	学年集会
	29日	3年クラスルーム

月	日	活動・行事
11月	2日	3年クラスルーム 役員会
	5日	3年クラスルーム
	9日	3年クラスルーム
	11日	学年集会
	12日	3年クラスルーム
	16日	3年クラスルーム
	18日	ヒアリングワーク
	19日	3年クラスルーム
	25日	1・2年テスト前学習会
	26日	1・2年テスト前学習会 3年クラスルーム
	29日	1・2年テスト前学習会
	30日	3年クラスルーム
	30日	3年クラスルーム
12月	3日	3年クラスルーム 役員会
	6日	3年クラスルーム
	9日	全体集会・学年集会
	10日	3年クラスルーム
	13日	3年クラスルーム
	16日	栗販売
	17日	3年クラスルーム
	20日	3年クラスルーム
	24日	3年クラスルーム
	27日	3年クラスルーム
	28日	3年クラスルーム
	28日	3年クラスルーム
	28日	3年クラスルーム
1月	7日	3年クラスルーム
	11日	3年クラスルーム
	13日	役員会
	14日	3年クラスルーム
	15日	3年進路合宿(南新町ホール)
	16日	3年進路合宿(南新町ホール)
	18日	3年クラスルーム
	20日	学年集会
	21日	3年クラスルーム
	25日	3年クラスルーム
	27日	学年集会
	28日	3年クラスルーム
	28日	3年クラスルーム
2月	1日	3年クラスルーム
	3日	全体集会 学年集会
	4日	3年クラスルーム
	8日	3年クラスルーム
	10日	ヒアリングワーク 役員会
	15日	3年クラスルーム
	17日	学年集会
	18日	3年クラスルーム
	21日	3年クラスルーム
	22日	1・2年テスト前学習会
	23日	1・2年テスト前学習会
	24日	1・2年テスト前学習会
	25日	3年クラスルーム
	28日	3年クラスルーム
3月	3日	学年集会
	4日	クラスルーム閉講式 役員会
	10日	学年集会
	17日	学年集会
	24日	学年集会
	26日	3年生お別れ会

②ヒヤリングワーク（人権学習会）

5月頃に、3年生執行委員（4人）と役員とで、年3回のヒヤリングワークの中味について話し合われる。

「ムラのお寺（称名寺）に行って、昔のムラの人たちがお寺に対して持っていた浄土の願いやムラ周辺のお寺からの差別的扱いなどの話を聴く」、「ムラ中の先輩家庭を、小グループに分かれて、解放運動にかける思いや子どもへの期待などの話を聴く」、「高校生、大学生に、雑草の会当時の苦労した学校での取り組みや仲間集めの悩みや喜びなどの話を聴く」、「地域の現業労働者（保育所の調理師）から、文字が分からないで苦労した仕事での辛い思い出や文字を識字で学んだ時の喜びなどの話を聴く」、「障がいを持つ人からその苦労と努力、そして仲間を広げる喜びの話を聴く」、などを過去に行ってきた。

今年度は、「更池の歴史、特に教育運動（差別校区変更闘争や差別越境をなくす闘い）の歴史をなくすために戦ってこられた元活動家の人から話を聴く」、「更池の人たちが戦前・戦後、と場を中心にかくましく生きてきた生活史を、精肉業を営んでおられる方から話を聴く」、「『差別とは』『差別をなくすためには』の具体的話と取り組みを中学校校長から聴く」というものだった。子どもの参加は結構あるが、保護者の参加は少ない。

③夏期の龍神の家での合宿

ムラの保護者は龍神合宿の思い出でたいがい盛り上がる。その取り組みが今もずっと続いているのである。最初の6泊7日から年数とともに短くなって、今は2泊3日である。教師主導から保護者主導に、学年中心から班中心に変わってきてはいるが、朝の座禅、馬拉松から始まり、部落問題学習、保護者の聞き取り学習、勉強会があり、夜のミーティング、そして座禅で一日が終わる。朝昼晩、それこそ寝食を共にして班行動中心の合宿である。毎年子ども、保護者、高校、大学、青年そして教師と、総勢50人は越す。苦しかったけれども一緒にやり遂げた充実感は、ムラの結束、ムラの教育力を物語っている。「依存から自立へ。そして選択」の取り組みはこれからも脈々と引き継がれていくであろう。

第4章 各地の取り組み事例

一 保護者中心の取り組みと館事業としての取り組み

木村 和美・棚田 洋平

1. はじめに

本プロジェクトでは、大阪における解放子ども会の歴史と現状について調査を行ってきた。本章では、本プロジェクトにおいて行った関係者（館職員、元職員等）への聞き取りやその他の資料をもとに、今日の各被差別部落で行われている解放子ども会、またはある機能を担う活動の状況について報告を行う。

1992年に部落解放同盟大阪府連合会によって「解放教育への提言」がなされ、「子ども会改革」や「子育てに強い親を、ムラの共同子育てに取り組む保護者組織を」など、近年、被差別部落において、これまで子どもたちの教育を学校や制度に頼りすぎていたのではないかという反省のもと、新たな現実をふまえた柔軟な対応策の必要性が述べられた。大阪府連の提言や、各種の学力実態調査の結果などをふまえ、1990年代後半より制度や学校への「依存」ではなく、「当事者」が活動を担ったり、あるいは青少年会館（以下、青館）や行政の支援事業を活用して子ども会活動を行おうとしたりするなどの試みが模索されていく。一方、これまで子ども会活動を指導してきた青館も、社会教育施設としてどのような役割を担っていくべきか、地元のニーズも踏まえながら議論を重ね、青館事業の在り方を検討してきた。そうした模索のなか、2002年に同和対策事業に関する一連の特別措置法（以下、特措法）の失効を迎え、未だ残る課題と新たな課題に対して解放子ども会は多様な役割を果たすことが期待されている。

今日行われている各地の取り組みは、大きくふたつに分けることができる。保護者が中心となって活動を行っている場合と、青館が事業として活動を行っている場合である。保護者が中心となっている典型的な取り組みとして、更池、貝塚、飛鳥の事例（木村担当）、青館の事業として行っている事例として高槻富田、南方、北芝、富田林の事例（棚田担当）を本章では紹介する。

2. 保護者が中心となっている取り組み

(1) 更池

更池地区では、特措法の失効を見据え2000年ごろから子ども会活動の整理・改革を行った。基本的には、保護者会が子ども会活動を担えるということでの活動の精選をした。

まず子ども会の前提となる保育所だが、特措法失効以前から地区外の子どもも受け入れていたが、その時は、乳幼児守る会に地区外の保護者も入るという形をとっていた。特措法失効後は、保育所が一般移行となってからは保育所の保護者会へと転換した。

次に、青館における小学校低学年を対象とする活動は、布忍小学校（以下、布小）で行

っている学童保育との違いを明確にした。第 1 に、布小の学童は布小児童を対象としているが、青館は松原市全域の低学年児童を対象としている。第 2 に、給食やおやつは廃止し、基本的にはお金はかからない。ただし、活動に必要なお金（工作や料理など）はその都度集めることにしている。第 3 に、登録制としているが、「来たいときに来たらいい」という方針である。

子ども会の低学年の活動は、基本的に青館事業に参加するという形になっている。具体的には、毎日活動（昼のみ）として「遊びの組織化」の重視がある。さまざまなルールを大切にした遊びを経験した子どもとそうではない子どもでは明らかな違いがでて、経験した子どもの方がたくましく、かつコミュニケーション能力の高い子どもに成長すると考えている。一方で、保護者組織の強化、保護者間のつながりの重視にも力を入れている。

子ども会の高学年の活動は、毎日活動ではなく、男子はソフトボール、女子はバレーボールの単一のクラブ（昼のみ）で組織している。夜は原則、家にいることとしている。男子のソフトはうまく組織されており、実力も高く評価されている。その他の活動としては、学期に 1 回ほど、お楽しみ会や合宿を行っている。

中学生を対象とする「雑草の会」の主な活動は、定期テスト前学習会、部落問題学習、夏の龍神合宿である。テスト前学習会は、一週間ほど前に行い、直前は家庭学習をしている。かつては週一回の学習を行っていたが、子どもがなかなか集まらないこと、保護者の負担が大きいことなどからテスト前に変更した。部落問題学習は学期に一回行っており、青年部の人に話をしてもらう、地区内の施設見学、地区の活動家の家に行き話を聞く、といったことを行っている。夜活動が基本で、昼は学校のクラブ活動を行っている。かつては、クラブが続かない、辞めるという子どもが多くいたが、現在ではクラブ活動に力を入れている子どもが多い。ただ、クラブを辞めたあと（中 3 夏くらい）から、時間をどのように使ったらいいのか分からずに生活が崩れていく子どももいる。雑草の会は申込制となっており、加入した中 1 の子どもたちには、4 月に中 3 生から会の活動についての説明（親による補足あり）が行われる。小学生高学年の活動もそうだが、特に中学生の活動になると保護者が前面に出て活動を取り仕切っている。保護者の積極的な参加が、子どもの積極的な参加に繋がるため、保護者の取り組みへの姿勢が重要となる年齢であることを考慮しているからである。また、青年部が夏の龍神合宿の準備を中心に中学生の各学年に関わるということもしている。

高校生を対象とする高校友の会もあり、高校生は青年部としても活動を行っている。今日では、更池地区から松原高校に進学する生徒は学年で 3 割ほど（3～4 人）で、松原高校が総合学科となり競争率が高くなったこともあり、人数としてはあまり多くない。しかし「松原高校に全員行かす」という考えではなく、進路については多様な選択肢があってもよいとしている。松原高校への進学者は減少したが、松原高校（他校も含む）・青館・保護者組織とのネットワークは継続されている。

更池地区でも他の部落と同様、安定層ほど団地から周辺の一戸建てへの転出が目立つ。更池地区で子どもを育てたいと考えていても、貧困対策という公営住宅の基本的性格上、周辺に転出せざるを得ない状況がある。更池地区の保護者会には、地区外の保護者は役員をしない／できないという不文律があり、結果として、積極的に活動に関わろうとする保護者の力を活かしきれない状況にある。今後、地区内に多く残るのは比較的「しんどい家

庭」になっていくと推測されるが、こうした状況が進行していけば、これまでのような保護者会や子ども会の活動を維持することへの危惧がある。「しんどい層」を地域の力だけで支えるには限界があり、こうした層に対する社会的対策を講じる必要がある。

今なお、更池地区で子どもを組織できているのは、これまでに培われてきた青館・子ども会への信頼のおかげである。保護者は、自らの経験から「子ども会で育てた方がいい」と思っており、そのように思う保護者が更池地区の中では多数派を占めているため、保護者・子どもは「子ども会に行くものだ」という意識でいる。また、松原高校に行った保護者世代が地区内に残っており、保護者同士の横・縦の人間関係が形成されているということも活動を可能にする要因の一つであると考えられる。

しかし「子ども会に行ってくれたら楽／得だから」という考えの保護者もあり、そうした保護者は子どもの「勉強」（特に中学校段階）に対する諦めが早く、保護者が支えるべきところ（受験や学習への動機付けの部分）で子どもを支え切れていないという課題がある。また、部落問題に対する保護者の意識づけに大きく影響していた乳幼児守る会が、部落問題を中心としない保育所保護者会へと転換したことは、新しい保護者のなかに取り組みに積極的な人を育てることを難しくしている。そうした保育所保護者会の課題は、小学生守る会や子ども会の課題として現れだしている。

その他詳細については、本報告書の第3章を合わせて見てほしい。

(2) 貝塚

貝塚地区では「青空子ども会」の名称で1955年（昭和30年）頃から活動を続けてきた。貝塚地区の「青空子ども会」は、むしろ「町内の子ども会」としての活動の方が一般的になっており、保護者も部落解放子ども会としての認識は低い。対象は小学校4年～中学校3年で、地区の子どもの約9割（約100人）が参加している。活動内容は、土曜日午前中のソフトボール・木曜夜のサッカー（男子）やバレーボール（女子）、夏休みのラジオ体操、季節ごとの行事などである。貝塚市内には約100の町会があるが、そのうち子ども会活動が続いているのは50ぐらいである。市子連のソフトボール大会では連合チームが増えているが、「青空子ども会」は単独でチーム編成ができています。部落解放子ども会的な活動では、リーダー育成（各学年2人、小中学生合わせて約10人）や、部落問題学習、春祭りの準備、合宿などである。

貝塚地区では、1990年代には保護者の依存傾向がめだち、社会同和教育指導員の間で「親の子育て責任に関して何を迫ってきたのか」という議論が盛んに行われていた。2002年の特措法失効後、有名無実化した「教育を守る会」の小中部会が独立し、改めて保護者組織「きらり」が組織された。「きらり」には、地区外（東小校区内）に転出した部落の保護者も参加している。子ども会の育成会は町会の組織、「きらり」は部落問題や子育てについて考える組織という形で二つの組織の役割を整理した。ただし、実際の参加者は重なっており、育成会・「きらり」の役員は、かつて子ども会のリーダーだった人たちである。サッカーやソフトボールなどの子ども会活動には、「きらり」の父親が参加して指導を行っている。

小学校では学童保育事業が行われているが、地区の低学年の大半は青館が実施する低学年児童育成事業（事業対象は貝塚市内）に参加している。青館では高学年むけに講座・教

室事業も実施されている。ただし、こちらに参加する地区の子どもは少ない。中学生の子ども会は組織できていないが、青館での学習会（中学校教員がボランティアで講師）には参加している。

小学校、中学校ともに教師の世代交代がすすみ、部落問題を知らない教師もでてきている。そうしたなかで、中学校では、地区と連携して部落問題学習を進めていく一環として、人権・部落問題学習では、保護者からの聞き取りを行っている。学習の前には保護者と教員が話し合う機会が設けられている。保護者にとっては、部落問題を子どもたちにいかに伝えるかを考える一つのきっかけになっている。

しかし、経済的に安定している家庭の場合でも、基本的な生活習慣、進路の展望、進路実現の意欲などに課題があり、中学生になると学力不振が深刻になる場合がある。他地区の解放子ども会（指導員）との情報交換や交流の機会がないことや、子どもの中学卒業と同時に「きらり」を卒業する保護者の受け皿がないということが課題として認識されている。

(3) 飛鳥

飛鳥地区では、旧青館で実施してきた大阪市の「子ども広場事業」（2006年度まで）の中で、保護者が運営委員会を作り、月1回のおやつ作り・工作活動やハイキング・キャンプに自分たち自身が指導員となり取り組みを行ってきた。参加者も啓発小学校・中島中学校からだけでなく、盲学校や民族学校など10校から約50名の参加があり、人数的には地区外からの参加者の方が多かった。こうした中で作り上げてきた「つながり」と子ども・保護者の安心できる「居場所」を大事にしたいということで、青館条例廃止直後の2007年4月、親子の登録を基本に、保護者が主体となり子ども達と活動を行っていくサークル「つばめ会」を立ち上げた（2008年度は名称を「ぴーす」に変更）。核になる担い手は、保育所時代から一緒に活動をしてきた保護者である。

旧飛鳥青館を拠点に、グラウンドでのキャンプファイヤーや集会所での1泊交流や料理教室、青年部と共催でのクリスマス会、龍谷大学のサークルや国際交流NGO（ピースボート）との交流、啓発地域区民祭り・飛鳥夏祭り・東淀川区民祭りといった地域行事への参加、ゆめ基金事業（国）やデリバリー事業（大阪市）の活用など多彩な活動を行っている。

これらの活動を進めるため、毎月第3金曜日に全員参加の定例会議（約20名ほど参加）をすると共に、並行して毎月、役員会を開いている。また企画・取り組みのため、クラブ制をひいて「あそ部」と「まな部」を作っているが、「まな部」の発展方向を検討している。地元の人、学校の先生、父親などに協力をしてもらいながら、ボランティアを募るなどして様々な人の協力のもと活動を行っている。

現在、飛鳥地区で行なわれている小学校保護者を中心としたサークル活動「ぴーす」は、保育所時代に培われた保護者同士のつながりによって始められたものであり、教育守る会とは全く関係のないところで生れたサークルである。そのきっかけは、保育所の運動会を保護者会が担い始めたことにある。保育所の運動会は、早くから午前（子ども中心）と午後（親中心）行われてきたが、特別措置法廃止後、加配保育士の廃止もあり、午前だけになることになった。そこで、午後の部は保護者会自身が企画・運営をし、各年齢の親も実行委員になってもらい、保育所は側面的にサポートするということが今日も続いている。

保育所行事以外でも、バーベキューに行ったり遊びに行ったりと個人的にも交流を図っ

てきた。その際、異年齢の子どもの保護者に声をかけるなど、多くの人たちと交流を図ることにも配慮してきた。卒園後も、飛鳥の青館活動（子ども広場事業）への参加をきっかけに、つながりを新たに作ってきた。しかし、保護者からすると青館の事業化された活動だけでは物足りなく、月1回の自主的な運営委員会（1学年2〜3人で、約12人の保護者の会）で、青館の指導員からの館事業の報告を受けると共に、自分たちで何かできないかという話が始まりだした。青館の職員からもいろいろとアドバイスをもらっていた。

活動を充実させるために「ゆめ基金」に申し込もうとした際に、サークルがいるということでサークルを立ち上げた（初期のサークル名は「TORS」＝楽しく、親子で、リング：つながる、サークル）。それが現在の「ピース」につながっていくのである。子ども達におやつを出す、1日宿泊活動、クリスマス会など、青館の予算ではできない事を指導員とは連携しながら、すべて自主活動として実現してきたのである。

しかし、2007年度で青館は廃止となってしまった。青館がなくなってしまったことで保護者たちの負担は大きく増している。それでも活動を続けているのは、保護者自身が子どもたちのところに経験した「子ども会活動」を今の子どもたちに経験させてあげたいと考えているからだ。活動に参加しているのは多くが小学生ではあるが、中学生の子どもも活動に参加しやすくなるように、キャンプではサブリリーダーとして小学生の面倒をみるという役割を与えている。また、青年部が週1回行っている学習会活動と連携して中学生を集めようとしている。

部落問題学習については、保護者がどのように部落問題を伝えていいか分からないということもあり、「太鼓」の活動を部落問題の入り口として立ち上げた。しかし、この「太鼓」の活動は、部落問題学習の入り口というよりも、子どもたちの「習い事」として地区外の保護者・子どもたちに人気である。今後、飛鳥地区の子ども、保護者に対してどのように部落問題学習を行っていくのが課題である。

（4）小括

更池地区では、2002年の特措法失効も見据えて、段階的に「青館中心」から「保護者中心」へと移行していく。解放子ども会の要素を色濃く残し、学校、青館の協力のもと活動を行っている。貝塚地区では、1990年代以降、保護者の教育に対する「依存」傾向が問題視されており、2002年の特措法失効をきっかけに大きく保護者組織の再編を行ったことが今日の子ども会活動の継続に繋がっている。飛鳥地区では、支部や教育守る会とは関係のないところで保護者サークルが結成され、子どもたちにさまざまな体験・経験をさせたいという思いから活動が行われている。保護者自身が子ども会活動経験者であり、子どもにも同じような経験をさせてあげたいと考える保護者が多く、保護者同士のつながりの強さを土台として活動が実施されている。

今日行われている活動では、小学生を対象とするものと、中学生以上を対象とするものではその内容が異なっている。小学生の場合は、「遊び」を通した仲間づくりや社会性の育成、多種多様な「学び」による社会経験の蓄積などを目的とした活動が展開されている。しかし、中学生以上になると、学力向上や受験対策のための学習会を行うところが多い。自分の世界が広がり、第二次成長期にあたる中学生・高校生は、保護者が準備する「遊び」や「学び」に興味・関心を抱くことが少なく、また、保護者の関心も「勉強」へと移って

いく。そのため、活動の内容が「学習会」をメインとして展開されていくのである。

上述した地域では保護者が中心となって様々な活動を行っているが、そこには学校や青館の協力が必要となる。更池地区が、いまなお「昔ながら」の子ども会活動を展開できているのは、特措法時代の子ども会活動や解放運動を通して学校・保護者・青館の間に形成されてきた信頼関係が、いまなお維持されているからである。そうした地域がある一方、大阪市では 2007 年に、茨木市では 2009 年に青館が廃止となってしまった。そのため、大阪市、茨木市で活動する保護者たちの負担は大きく増している。

学校・保護者・青館の連携は、特に部落問題学習では必須である。教員の大幅な世代交代によって、部落問題を知らない若い教師が増えている。また、部落出身者であってもきちんと学んだことがない、向き合ったことがない人々も多い。部落問題学習を進めていく過程で、学校、保護者、青館がそれぞれに部落問題について戸惑っていること、心配していること、問題だと思っていることなどを話し合う機会を設けることは、部落問題学習の質を高めるためにも、子どもたちが部落問題と向き合うサポートをするためにも必要なことである。

3. 館事業としての取り組み

(1) 高槻富田

高槻富田では、1980 年代から子どもの「荒れ」に対応するための取り組みとして解放子ども会活動を重要視し、小学生を対象とした週 6 日の解放子ども会活動を行ってきた。それと同時に 80 年代後半からは、中学校における「立場宣言」や高槻富田のフィールドワークが始まっていった。しかし、1990 年代に入ると、保護者の多様化が進み、活動内容に対する不満が出てくる。また、富田の子どもによる差別事件、子ども会メンバー以外の子どもとの人間関係の築きにくさ等の「子どもの実態」を受け、「本当に子どもが育っているのか」という反省が出てきた。そのような中、1992 年から学校週 5 日制への移行が段階的に始まることもあって、解放子ども会活動の内容の見直しが図られる。保護者等の関係者との議論の末に、部落の子だけではなく、校区の子ども全員を受け入れる「子ども文化教室」が 1991 年に始まる。

青少年会館の一般対策移行に伴い、解放子ども会活動は 1999 年に解散し、翌 2000 年に青館事業・小学生放課後交流事業「キッズルームそうべえ」が開始された。同時に、その利用児童の保護者組織「そうべえ保護者会」（自主参加組織で、結成当初は約 50 世帯、最近では 20 世帯が加入）も結成された。活動としては、月 1 回の定例会の開催（保護者同士の定例会と小・中・青館との交流会を交互に開催）、中学生のバスケ活動の支援、バザーへの参加、学習会等を行ったり、部落内の課題のある家庭への個別のアプローチを行ったりもしている。保育守る会も、保育所保護者会「わんぱくパーク」へと改編された。そうした経過を経て 2002 年には、「教育父母の会」も解散した。

1998～99 年の 2 年間、青館の一般対策移行について「教育父母の会」で十分な議論を積み重ねたことは、大きな意味があったという。子ども会の終了と「そうべえ」の開始についても、1999 年に保護者を交えて話し合いが行われた。保護者からの反発もあったが、子ども同士、子どもとおとなが話し合える関係性が継続できるのであれば、活動はどのような

形でもいいのではないかという意見もあった。子どもたち自身も、地区外の友だちと一緒に来られるようになることを肯定的に受け止めた。

小学生放課後交流事業「キッズルームそうべえ」は、放課後の遊びと生活の場として青館を開放するというものである。時間帯は、毎週月曜日～金曜日が午後 1～5 時、土日・長期休暇期間は午前 9 時半～午後 5 時である。絵本・工作・ゲーム・積み木コーナー等があり、日常活動については子どもに一任されている。土日や長期休業期間中には、絵本の読み読みや体育ホール等を開放しての設定活動もある。登録していなくても放課後の居場所として、好きなときに来て自由に参加できる。「宿題をさせたい」、「きちんと指導してほしい」という保護者には、指導員が「そうべえ」ではなく学童保育を勧めている。

富田小学校に近いこともあり、地区内外の子どもたちの放課後の居場所となっている。実際、富田小学校の子どもの 7～8 割が「キッズルームそうべえ」に参加したことがあるという。そのため、解放子ども会活動では、巻き込めていなかった部落内の困難層や安定層も参加できるようになった。

「そうべえ」設立当初は、核となる保護者が会費を集めお茶を出したり、キャンプを計画・実施したりしていた。しかし「そうべえ」は小学生の活動であるため、核となっていた当時の保護者の子どもが中学、高校と進学していくと、積極的に活動する小学生の保護者が少なくなっていった。そのため、保護者会は今のところ活動休止状態にある。設立当初に核となっていた保護者たちは、現在、高校生のバスケットボールのサークル活動を運営している。

中学生は、「そうべえは『小学生の活動』」と認識しているため、青少年センターではなく人権文化センターに集まり、館内のオープンスペースで時間を過ごしている。中学生の子どもたちは、生活基盤の不安定さや学力の課題等があるため、青年部や「富田ふれあい義塾」が中 3 勉強会を支援している。

部落問題学習については、「校区の中にある部落をどう教えるかということが重要である」という考えから、地域学習という視点で富田についての学習を行っている。部落問題学習の具体的な進め方については、最近再び関係者の間で議論を始めたばかりである。学校教育との関係では、教員の若返りによる部落問題に関する認識の希薄化の傾向が見られ、地域と学校との関係性の再構築が必要になってきている。

富田では、教育機関が相談し合える関係、青少年センターと地域が子どもの情報を共有し合える関係がまだ残っている。こうした環境があるからこそ、「子どもの組織化ありき」にこだわらず活動を行うことができています。具体的には、様々な組織で構成される「まちネット」（支部、自治会、老人会等）の活動に子どもが参加したり、支部員かどうかに関係なく教育対策委員会で子どもの教育（人間関係、将来、経済的問題等）について話し合ったり、青年部が活発に活動したりしている。そうした中で、「まちづくりと教育」に焦点を当てて「外で勝負できる人材」の育成を目指すという目標が、各教育機関や活動団体の間で共有されている。

(2) 南方

大阪市内では 2007 年 3 月末に青少年会館条例が廃止されたが、南方では、廃止後も平日夜と土曜日の週 3 回程度、地元の中学生を対象とした学習会活動を行っており、そこへ進

級を目指す高校生や就職活動に備える大学生も参加している。そのなかで、個々の中学生のいろいろな思いを十分に受けとめられるように努力している。約 20 人程度が毎回参加しているが、この数は地元青年の半数程度であり、学習会活動を通して青年層の組織化ができています。運営の中心を担っているのは、元青館指導員であり、「高校中退防止、失業率の低下」を目指して、「中 1 の春」にこの活動で子どもたちをつかむことをポイントとしている。また、地元の大学生にボランティアとして参加してもらい、子どもたちのロールモデルとなってもらうとともに、彼ら青年世代の育成も図っている。現在ほとんど青館を会場として使用しているが、それができなくなれば地元の中学校の空き教室等で活動が続けていくつもりであるという。

南方では、和太鼓サークルも活発であり、週 1 回ずつ地域の和太鼓サークルが活動をしており、加えて週 1 回地元中学校の和太鼓部が活動をしている。2008 年からは、近隣地域の和太鼓部、和太鼓サークルが集って「太鼓（打楽器）の響きに人権の思いをのせる」という催しが開かれたりしている。こうした和太鼓などの打楽器の演奏活動を通じて、近隣地区との交流が進んできている。実際に、南方地区の和太鼓サークルのメンバーが中学校で和太鼓の指導をしたり、運動体支部の結成 50 周年記念イベントに中学校の和太鼓部 OB が参加するということがあった。

以上のように南方では、自主学習会と和太鼓サークル・部活を軸にした活動が意識的に継続されようとしている。今後は、「学校地域支援本部事業」等の枠組みを使用しながら、こうした活動を持続・展開していくことも検討されている。

課題としては、現在のところ、中学生以上の取り組みが中心となっていて、小学生の活動があまりできていないことが挙げられる。近隣の地区では小学生の活動を活発に展開しているところもあるので、近隣地区の NPO 等の関係諸機関・組織が連携し合って子ども会活動を総合的に進めていければという期待がある。

(3) 北芝

大阪都市圏のベッドタウンである箕面市の中部に北芝地区は位置しており、約 200 世帯 500 人が居住している。他地区と同様に、解放運動の中で、文化会館や青少年会館が 1970 年代初めに設立され、同時に解放子ども会、保育守る会、教育守る会といった組織が結成されていった。1995 年に諸施設が統合され、中央人権文化センター（愛称：らいとぴあ 21）に複合館としてリニューアルする。それにあわせて、解放子ども会も、「なかよしクラブ」と名称を変えて登録制となり、周辺地域も対象とした子ども会活動となる。さらに 2002 年には、「ぴあぴあルーム」に名称を変更し、「誰でも来れる居場所」としての役割を果たすようになっていく。2010 年には、らいとぴあ 21 の指定管理者制度による管理運営が開始されるが、その指定管理を、地域組織の「NPO 法人 暮らしづくりネットワーク北芝」が担っている。

一方で北芝地区では、地域教育課題の把握のために、実態調査を長年おこなってきている。1988、89 年の教育実態調査では、子どもたちの学力到達点や自尊感情、親の自尊感情が、それぞれおしなべて低いことがわかった。この結果を踏まえて運動方針が展開され、「『依存』から『自立支援』へ」ということが目標とされた。2000 年・2010 年に地域実態調査、2005 年に地域青年の再学習ニーズ等調査を実施したが、そこでは高校中退率の高さ、

厳しい就労実態、シングル家庭の増加、ロールモデルの不在、人生設計の不十分さなど、地域青年の生活実態の厳しさが改めて明らかになった。

こうした地域の教育課題、生活実態を踏まえたうえで、らいとぴあ 21 の教育事業と地域事業は展開されている。これらの課題の解決を、周辺地域とも協力しながら進めていくというのが、近年の北芝地区の特徴である。例えば、それは「困難層の支援」という形で具体化されている。そうした中、「楽しんで地域にかかわる」、「ロールモデルと出会う」ことを大切にしながら、さまざまな地域活動に取り組んでいる。

子どもを対象とした活動としては、学習支援活動や居場所事業、さまざまな体験学習を実施している。具体的には、「樂駄屋」（駄菓子屋）、地域通貨、鼓吹（和太鼓チーム）、アミューズメントラーニング（「学び」と「遊び」をつなぐプログラム）といった特色のあるさまざまな活動が活発に展開されている。また、地域にある学校との連携も行っており、総合学習や社会科の授業で共同学習を実施したり、学校教職員向けの研修で「（子どもたちの）こういう育ちを目指したい」ということを共有したりしている。

今後は、改めて「地域の教育力の再構築」、「子どもの力を支援する地域」をモットーにして、近年増加している子育て世代をターゲットとした取り組みを行っていきたいという。具体的な取り組みとしては、子育て家庭ネットワークの結成、共済制度・子育てメニューの強化、祭り・イベントの実施等を考えている。

詳細については、本報告書の第 5 章、および『であいがつながる人権のまちづくり 大阪・北芝まんだら物語』（2011）を参照してほしい。

（4）富田林

当地区では、厳しい生活背景の子どもが数多くいるため（生活保護率 3 割、就学援助率 5 割、ひとり親家庭率 5 割）、地域と学校が連携する必要があった。そうした中、富田林地区の場合、児童館の解放子ども会活動がその役割を一定果たしてきた。2010 年度には、「小中学生の保護者層」に限定しない保護者組織の再編成、高校生対象の相談支援活動としての進路選択支援事業の推進を活動方針として取り組みを展開していった。2011 年 6 月からは北芝の「駄菓子屋」プロジェクトを参考にした活動に取り組む予定である。しかし、2001 年度の「特別措置法」失効後の一般施策化の流れの中で、2011 年度から児童館活動の対象が市民全般となった。それに伴って、今後ますます部落・子ども会の課題にしっかりと対応していくことが問われていくことになる。

解放運動は歴史的には、行政責任・行政補償を追求して大きな成果をおさめてきた。しかし、現在の状況では、支部（地域）や保護者組織といった既に「あるもの」を活用したり、行政や学校と課題を共有しながら連携したりして、当事者が主体となって「何を求めるのか」「何ができるのか」ということを検討していく必要があるのではないかという問題意識がある。その際には、他地域の先進的な活動を参考にすることができる。そのような取り組みの中で、子育てとともに親育ちも意識しながら、組織的に「家庭の教育力」を構築していくことが求められる。一方で現状としては、個々の保護者が子どもや子育てに関して何を日常的な課題としているかがはっきりと整理されておらず、そのため行政や保護者会に何を要求していくのが明確にできていない。また、子育て意識に関しては、30 代後半の保護者層の二極化も問題となっている。

(5) 小括

青少年会館事業の一般対策への移行に伴って、館事業としての活動は、「地区の子どもだけではなく、地区外の子どもをも対象とした」ものが求められるようになった。そうした中で、各地域で従来の解放子ども会活動のあり方の見直しが進められていった。対象が拡大することで、放課後や週末の子どもの居場所として場所を開放したり、様々な体験活動・設定活動、あるいは地域活動が館事業として実施されたりしている。それらの事業は、単に惰性的に従来の取り組みが継続されているものではない。館の主体的な事業として、旧来の館事業や解放子ども会の意味・意義を踏まえながら、関係者間の様々な議論や検討を経て、一般対策の枠の中で発展的に再編、再構築されてきたものである。

もちろん、対象が一般化する中で、「地区の子どもは参加できているのか」、「地区の子どもの実態に合った活動になっているのか」という問題も出てきている。しかし、一方で従来の子ども会活動では参加できていなかった層も広く参加するようになったという高槻富田の事例もある。また、地区の子どもに限定しない活動の中で子どもたちの人間関係が広がったり、周辺地区の子どもが地区の子ども、あるいは地区の実態に理解・認識を深めるきっかけにもなり得る。

そうしたことが実現するためには、そこに働きかける「大人（人材）」の存在が必要不可欠である。地域の様々な活動団体や保護者組織が「地域」として存在しており、それらが「子ども」を軸につながっていることが、館の活動を支える背景にはある。一般施策化の際に積み重ねられた、様々な保護者組織や地域団体との、解放子ども会等の青少年会館事業のあり方をめぐる丁寧な議論が、解放子ども会活動機能の発展的継承に大きく寄与したということは、先のいくつかの事例からも示されている。そしてその大人と大人とのつながり、大人と子どもとのつながりを創出するコーディネーター的役割として、館の職員が重要な役割を果たしてきたし、果たしているのである。しかし最近では、館職員の人員削減や事業・活動の縮小に伴い、館職員、さらには館の役割や機能が限定的にならざるを得ない現状にあると言えよう。また、青少年会館の機能そのものが廃止され、貸し館等の事業が継続されているだけで、「ハコモノ」にならざるを得ない状況にある館もあることだろう。

例え、活動・事業が継続されていたとしても、旧来の解放子ども会の活動の中身まで、しっかりと引き継がれているのだろうか。小学生を対象とした活動は、一般対策への移行に伴い、周辺地域の子どもの巻き込んで「放課後・週末、あるいは学校休業中の居場所づくり」「体験活動、地域活動の実施」という方向で進められていっている。こうした動きは、学校週5日制の導入や放課後の居場所づくりといった政府の施策に適ったものである。しかし、単なる「居場所や活動の提供」にとどまってしまい、個々の子ども（の背景や実態）や子どもたちどうしの関係性に目が行き届かず、「ほったらかし」状態にならざるを得ないという問題もある。

一方で、中学生・高校生以上を対象とした解放子ども会活動については、そもそもどのような形で継承していくかが、各地区で課題となっている。この点で、学力保障・進路保障としての学習会（南方）や、太鼓演奏サークル（南方、北芝）の活動は注目される。こうした活動が、従来の解放子ども会の中学生友の会、高校生友の会の活動の中身をどの程度継承できているかを踏まえたうえで、中学生以上の青年層を対象とした地域の「子ども

会」活動をどのように再編・再構築していくかが問われている。

いずれにしても、これらの活動・事業を展開していくためには、対象となる地区の子どもや保護者の実態把握が必要不可欠である。地域の子どもたちや保護者たちがどのような課題を抱え、何を必要と感じているのか。そうした実態をふまえることなしには、中身のある活動・事業は成り立たない。種々の実態調査や会議、日頃の子どもたちや保護者たちとのかかわりから、そうした実態を拾い上げて分析し、地域の実情に沿った活動・事業を企画・運営する必要があるだろう。そうした地域の実態把握に果たす、青館の役割・機能は大きい。

青少年会館機能の一般対策への移行から 10 数年、館事業による「解放子ども会」のあり方は、各地域で大きく変わっていった。本報告書その他章や巻末の年表でも示されているように、大阪府内では、様々な事情で青少年会館の機能が縮減・廃止されていっている。そうした流れの中で、従来の子ども会的な活動・事業が「自然消滅」していった館もある。

しかしその一方で、そうした状況下にあっても、なんらかの形で旧来青館において実施されていた解放子ども会等の活動・事業の中身を継続していこうという地区もある。「学校地域支援本部事業」や「放課後子どもプラン」といった「新たな」制度枠組みを用いて、従来の青館の活動・事業を継続・発展させていこうという動きもあれば、近隣地区で協働したり、地域で NPO を立ち上げたりして関係諸団体・組織が連携して解放子ども会活動を再編していこうという展開も見られる。社会的事業、あるいは地域教育として、「子ども会」活動をしていかなければならないという関係者の強い思いによって、新たな「解放子ども会」の形が模索、展開されていっているのである。

4. まとめ

本章では、「解放子ども会」の現状と、今日的な役割について述べてきた。上述したように、子ども会やそれに代わる活動は、子どもたちの居場所であり、豊かな社会経験を蓄積する場所である。また、保護者同士の交流を深めたり、保護者、学校、地域が連携を強化する機会を数多く提供する場所でもある。特措法失効以降は、周辺地域を巻き込んで活動を行う地域も出てきており、豊かな学びと交流の機会が広く共有されるようになった。その一方、「部落」にこだわり、仲間づくりや部落問題学習を重視した活動を行う地域もあり、それぞれの地域で独自の活動が行われている。こうした今日の子ども会（的）活動は、保護者（支部）と青館が時間をかけて議論を積み重ね、協働のもとに改革への道を模索してきた結果として位置づけることができるだろう。

しかしながら、大阪の被差別部落では、同和行政に関わる一連の不祥事によるバックラッシュや財政上の悪化を理由として、社会教育の「要」（人材や活動場所の提供）であった青館が廃止になったり予算が削減されたりしたことによって、保護者や職員の負担が増し、地域における自主活動を実施、継続するのが難しい状況にある。こうした社会教育の弱体は、決して大阪の被差別部落に限ったことではないだろう。

文部科学省は教育振興基本計画（第一期計画期間平成 20 年～24 年度）の第二期策定に向けて、教育行政の方向性を「社会を生き抜く力の養成～教育の質の向上やその保証～」、「未来への飛躍を実現する人材の養成～グローバル化に対応する人材、イノベーションを

もたらす人材、社会的課題に対応した人材の養成～」、「学びのセーフティネットの構築～多様な学習機会の確保、安心安全な教育環境の整備～」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会全体の教育力の向上～」の 4 つにまとめている。子ども会活動は、子どもたちに多様な学習機会を提供し、社会全体の教育力を向上させるために重要な役割を果たすだろう。子どもの多様な学びを保障し、より充実させるためには、学校教育だけではなく、社会教育施設やサークル活動、子ども会活動への支援を積極的に行っていく必要がある。現状のように一部の保護者や職員の努力に頼るのではなく、社会として子どもを支え、地域における学びを豊かにするための具体的対策の実施が急がれている。

〈参考・引用文献〉

北芝まんだらくらぶ編著（2011）『であいがつながる人権のまちづくり 大阪・北芝まんだら物語』明石書店。

社団法人 部落解放・人権研究所（2009）『大阪の部落における教育保護者組織－その現状と課題－』部落解放・人権研究所報告書 No.12。

社団法人 部落解放・人権研究所（2010）『できることを、できる人が、できるかたちで－青少年会館条例廃止後の大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題（青少年拠点施設検討プロジェクト報告書）－』部落解放・人権研究所報告書 No.16。

第5章 社会的不利益層の支援と青少年施設

一箕面市・北芝の取り組み事例より

池田 一男

1. はじめに

元来、青少年会館は、歴史的には部落のさまざまな課題を持つ子どもたちのエンパワメントのために設立された施設である。厳しい家庭的背景にある子どもたちにとって青少年会館は安心できる居場所であり、そこでの経験や活動、人との出会いを通してエンパワーされる場であった。しかし、1990年代末以降、青少年会館の一般開放に伴って、こうした青少年会館の「原点」は希薄化傾向にある。

一方で、日本社会全体では、近年、格差拡大や貧困が深刻化しており、子どもに限っても教育格差や子どもの貧困の実態が明らかにされつつある。社会的に困難を抱える子どもたちは、層として全体的に広がっているのである。こうした中、「『しんどい子』を支える」という青少年会館の機能は、一般的にも再評価されるべきものであろう。本章では、そのような視点で取り組みを進めている地域のひとつである、北芝の歴史的なあゆみと実際の取り組みを紹介していきたい。

2. らいとぴあ21（箕面市立萱野中央人権文化センター）設立の経緯

（1）箕面市教育実態調査から見てきたもの

1988・89年に箕面市教育実態調査が、市内すべての小学校4,5年生、中学1,2年生と保護者を対象として実施された。調査の内容は、①子どもたちの学力（各教科の現段階の到達点）、②自分自身をどのように評価しているか（自尊感情評価）、③保護者がわが子をどのように見ているのか、を明らかにするものであった。

①の学力における到達点の調査結果を4段階にランク分けしたところ、北芝の子どもたちは、4段階評価で、一番上のランクには一人も位置せず、3段階目に21%、2段階目に18%、一番下のランクに61%が位置している結果で、同和教育が始まる以前とほとんどかわらない状況があきらかになった。

②の「自分自身をどのように評価しているか」については、ほとんどの北芝の子どもたちは、「自分自身に自信がない」「自尊感情の低さ」が顕著に現れた。「自己肯定感」「自尊感情」と学力の関係は非常に強く、その両方とも北芝の子どもたちは低いという結果となった。

③の保護者がわが子をどのようにみているかについても、残念ながら高く評価している傾向になく、「蛙の子は蛙」的発想と、親自身の自尊感情の低さが明らかになった。また、親子の共通意識として、学力が低くても「いつか、どこかで、だれかが、なんとかしてくれる」という発想がかなりの部分を占めていることも、残念な結果として明らかになった。

た。

(2) らいとぴあ 21（萱野中央人権文化センター）設立と青少年向け事業

教育実態調査の結果を踏まえ、運動体と関係者（保護者、学校、保育所、行政）で何回も議論を重ね、①交流、②自立、③協働をキーワードに変革していくことになった。今まで解放運動の拠点としてきた箕面市立萱野青少年・文化会館の増改築も論議になり、図書館機能も入れた「箕面市立萱野中央人権文化センター」の設立にいたった（近隣地区自治会や関係機関なども入れた検討委員会で論議を繰り返した）。1994年に、らいとぴあ 21（全面オープンは1995年）が完成し、①交流、②自立、③協働をキーワードに新たな事業が開始された。

青少年向け事業においては、①子ども向け文化教室事業として、箕面市内全域の子どもを対象として地区の子どもも入れた教室事業（手話・サッカー・英語・ミュージカルなど）が展開され、②青少年育成事業として、「なかよしクラブ（地区の子どもだけでなく、他地区の子どもも入った学童保育の事業）」、「高学年サークル（他地区の子どもも入った子どもの自主的な興味関心事からスタート）」、「中学生サークル（高学年サークルと同様）の事業が行われた。当然活動のねらいは、「自立」「交流」とし、「達成感」をもてる活動を意図的に組織していった。

とりわけ成果をあげた活動は、なかよしクラブである。なかよしクラブは、北芝地区の子どもが半分、他地区の子どもが半分の構成でなりたち、活動は集団あそびを軸にして、季節感のある自然あそび、種々の体験活動をした。保護者会もでき、年数回の保護者交流会も実施した。クラブ員以外の子どもも、参加できる日を設定した。成果があがることにより、人間関係で悩んでいる子どもの保護者が参加を申し込んで来たり、夫婦が離婚するので子どもの入会を申込みにくいたりといったこともあった。保護者の交流会では、北芝地区の保護者が、部落民としての思いを話したりと人権課題での交流もできた。

他には、完成された取り組みとして、リトルウルフキャンプ（現在も実行委員会形式で継続）がある⁽¹⁾。これは体験型のキャンプではなく、人間関係づくりのキャンプとして実施した。狼の特性である①個性、②コミュニケーション、③忍耐、④チームワークというキーワードで、子どもたちが本当に安全・安心の気持ちをもって活動に参加をし、達成感を感じていた。とりわけ教育課題を持った子どもたちには、効果があった。また、サポーター研修を受講していたサポーターが、プロのカウンセラーとともに指導に入ることができ、サポーターの育成にも役立った。

地域の取り組みとして成果があったのは、「太鼓」（現在も北芝解放太鼓保存会「鼓吹」として継続）である。当初、残波大獅子太鼓の大阪公演に刺激を受け、細々と子どもが続けていて、消滅しかけていたが、1996年からプロに指導を受けるようになり、北芝解放太鼓保存会として再出発した。プロが入り、「指導者ができたこと」「切磋琢磨するようになったこと」により、子どもたちの練習態度も一気に替わった。太鼓が飛躍的に成長したのは、1999年に実施された鼓色祭響（大阪の部落の太鼓集団が一同に会した発表会）であった。より本物志向が生まれ、触発された青年がチームに入ることにより、更に成長した。青年の一人は、沖縄高校を卒業し残波大獅子に就職した。また、昨年には高校卒業後、大分のプロチームに入団し、また今年は奈良のプロチームに入る青年がでてきている。

実行委員会形式で実施したのが、ピースサイクリング（延べ 10 回実施）の取り組みである。らいとぴあ 21 になるまでにも実施したことはあったが、8 月 6 日に広島に向けて自転車で行く取り組みである。8 日間かけて、平和を考えながら自転車をこいでいく。事前の練習や学習も含めて、子どもたちに連帯感や達成感ができた。他にも、富士山に登る等の取り組みも行った。

また、学力保障については、関係機関との激論を踏まえ、「みんな平等」「教育はただ」という従来の発想から、「やる気のあるものが参加」「だから有料化へ」という結論がだされ、それにともない夜学、地区学習会を廃止した。学習会の有料化、団体指導から個別指導へ、北芝地区を含む非自立層を軸とした「解放塾」として転換した。講師に大学生を迎えたことにより、子どもたちが大学をイメージすることもできた。

3. らいとぴあ 21 あり方検討会報告書

2002 年の法切れを考え、運動体と関係機関で今後のらいとぴあ 21 のあり方が検討された。それまでも、なかよしクラブにおける半額負担であった給食費を実費負担にし、その後廃止にしていったりとか、少しではあるが運動体内部で論議され、対策を実施していた。

青少年育成部門における結論は、「教育課題をもっている子どもの居場所とその保護者の相談」であった。それにともない、旧来から実施していた「なかよしクラブ」（学童保育的事業）を廃止し、子どもの居場所機能としての部屋の利用にしていっていった。名前を「ぴあぴあルーム」とし、「自分の責任である遊ぶ」をコンセプトにし、「屋根のある公園」であることを保護者には説明した。「安心」「安全」な空間を作るために、建築関係の専門家と相談し、採光やあそび道具の貸し出しシステムを工夫したり、静かにできる空間を作ったりした。

サークル活動は継続し、一部の教室も継続した。全体のコンセプトは、当然のごとく「自立」や「自尊感情」、「自己肯定感」であった。相談を中心に事業展開をしていくことが決まり、その中で箕面市内の相談者連絡会が結成された。その活動をとおして、らいとぴあ 21 のスタッフが箕面市全体の相談体系を知ることができた。また、らいとぴあ 21 がどんな事業をしているかを箕面市職員に知ってもらう機会にもなり、いろいろな広報誌などに、らいとぴあ 21 の相談事業が掲載された。

一方、地域に対しては、青年の再学習ニーズ調査を実施した。調査の詳細は、本調査の報告書を参照してもらいたいが、結果として見えてきたものとしては、子育ての分かれ目と言われる「（子どもが高校を）中退するかどうか」という時に、ほとんどの家が「好きにしたら」という保護者の対応があったことである。ムラの子どもの部落問題の認識としては、解放子ども会を経験している世代は、「部落民宣言はいややった」けれど「ムラはあったかい」と感じ、ムラに対してプラスイメージを持っていた。反対に、解放子ども会消滅後の青年は、マイナスイメージで認識していたことが分かった。

今後の課題としては、青年に「いろんな大人との出会い」をつくっていくこと等が、提案された。そして、教育課題を抱えている子どもに対しての事業展開を行っていった。まず、始めたのは、障がいを持つ子どもの自立支援、不登校の子どもや虐待を受けている子

どもへのサポートであった。

4. 教育課題を抱えている子どもに対しての事業展開

教育課題を抱えている子どもに対しての事業をはじめるといっても、何もないところからスタートしたわけではない。らいとぴあ 21 になってからの教室事業への参加者やなかよしクラブの子どもたち、またサークルに参加する子どもたちの中には、教育課題を抱えている子どもも多くいた。ミュージカル教室で主役をしていた子どもが学校でいじめにあっていたり、学童保育でうまくいかなくなってなかよしクラブに参加してきた子どもや、サークル活動には一風かわった子どもたちが溜まっていた。社会教育施設には、安心・安全の空間を作れば、学校や家庭、また社会から疎外されている子どもたちが溜まるようになる。閉鎖された施設なら無理だが、社会教育施設では、子どものつぶやきを多く拾うことができる。そういったつぶやきや子どもの実態から、らいとぴあ 21 では事業展開をしていた。

(1) 障がい児自立支援事業どう会のスタート

従来から、らいとぴあ 21 には、障がいのある子どもの参加はあった。保護者から「地域での交流」をしたいという希望で、1 人の重度の支援学校の子どもの受け入れていた。障がい児自立支援事業「どう会」がスタートしたのは、なかよしクラブスタート時点で 1 年生であった YY さんの保護者の思いからであった。将来、どこに就職できるのかという不安からの保護者による相談があり、そこで自立をキーワードとしたどう会をスタートすることにした。

2003 年時点で、中学校 2 年生になっていた彼と、学校連携の中でもう一人 NS さんに加えてもらい、2 人でスタートした。基本的な対象を、身近自立している発達障がいの中高生とし、社会的自立の促進のサポートという形態とした。公共交通機関を利用してどこかに行くとか、一人でも生活できるようにするために簡単な料理を行うとかといった活動から開始していった。翌年には、小学生版として「ぼうけんクラブ」を発足させ、同様の活動を開始した。定員を両方とも 10 人にし、スタッフとしては、どう会は職員とボランティアサポーター（交通費程度支給）、ぼうけんクラブは職員と非常勤の介助員（時給で雇用）及びボランティアサポーターで運営をしていった。

また、それぞれの保護者組織も組織し、2 ヶ月に 1 回程度、保護者会を行い、子どもの様子や活動内容の希望などを聞く機会を設けた。どう会は、月 1000 円の会費を徴収し、そこから実費費用（材料費、交通費、使用料など）や、ボランティアサポーターの費用を捻出した。ぼうけんクラブは、実費費用はその都度保護者から徴収した。

活動としては、どう会は、月 2 回土曜日に実施し、1 回は館外活動、1 回は室内での半日のミーティングとした。館外活動は、社会見学、ハイキングとか大衆浴場に行くとかといった社会性を身につけるための活動とし、ミーティングは、話し合いやおやつ・料理を作ったりした。また、地域のイベントに積極的に参加していった。保護者も同様のことを行った。

ぼうけんクラブは、平日の放課後に 2 回と土曜日 2 回の活動で実施した。平日は、工作・

あそび、話し合いやイベントの準備などの活動をした。土曜日は、どう会と同様に 1 回は館外活動とし、他の 1 回は、料理・おやつづくりを中心に活動をした。また、地区のイベントにも積極的に参加した。

(2) 不登校児童への支援活動

らいとぴあ 21 施設内には、箕面市教育委員会が所管する「適応指導教室フレンズ」が、開設当初からあった。開設当初から青少年会館の職員が、工作などの講師をしたりとかして連携をとっていた。らいとぴあ 21 の職員が、適応指導教室の運営委員としても参加していた。

不登校児童に対する取り組みをするきっかけになったのは、らいとぴあ 21 の事業としてサンタクロースプロジェクトを始めたことであった。幼児の保護者から、その子どもへのクリスマスプレゼントを預り、クリスマスイブの日に家に届けるという取り組みである。事前に両親から、クリスマスプレゼントに託す思いなどをスタッフが聞き取り、それを子どもに伝えることに意味を見出した取り組みであった。スタッフには、ちょっと課題を抱えている青年をイメージしており、保護者からの聞き取りを大事にして、その中から保護者の思いなどを感じることをスタッフに期待をして始めた。

当時中学校 3 年生の 3 人が、職員の声かけによりスタッフとして参加してくれた。事前に預ったクリスマスプレゼントを持って、10 数軒の家庭を回った。子どもたちが大変喜んで、サンタ役をした中学生は「自分がしたことでもこんなに喜んでもらえる」「俺でも役に立つことができた」という実感をもつことができた。その後、その中の 2 人は、子どもが好きということで、らいとぴあ 21 の子どもサポーターとして活動に参加しながら、通信制高校生となった。らいとぴあ 21 では、小学生低学年向けの「あそび道場」「リトルウルフキャンプ」「どう会」のボランティアスタッフとして参加していた。また、ちょっと苦手な年代と関わらなければならない、子どもサポーター研修にも参加した。この 2 人を見ていたフレンズの後輩の何人かもサポーターとして、現在も継続して参加している。その 2 人を中心に、中学校時代に不登校であった者が、勉強することと何かしら語らうことを目的に、毎週木曜日・午後に集まるようになった。そこに、専門性を持った職員が入って、アドバイスや聞き役をしている。

(3) 虐待を受けている子どもへのサポート

〈自立のための料理教室〉

自立のための料理教室を始めたきっかけは、居場所機能としてのぴあぴあルームの利用者であった。保護者の虐待のために、児童養護施設に半年間行っていた子どもが、ぴあぴあルームを利用していた。土曜日に、その子どもが食事をしないまま利用しに来ていて、昼食時、他の子どもが弁当を食べたり、弁当を買ってきたり、ラーメンを食べたり（ぴあぴあでは、お湯の提供と食事場所は提供していた）している中、他の子の食事をじゃましたり、職員の弁当をとりにきたり、いらつくと喧嘩になったりとしたことが続いた。チェックをしてみると、他にも何人かそういった子どもがいた。そこで、親を当てにせず、「自分で作って食べられる料理を作る」をコンセプトに料理活動を開始した。

最初、職員でスタートしたが、箕面市で大阪府の子ども家庭サポーター研修を受講した

人たちと出会うことで、その人たちの協力を得て、学期に数回実施していった。スタッフで、簡単に家で子どもが出来るメニュー（焼き飯、お好み焼き、焼きそば等）を考えた。対象は、小学3年からとし、ぴあぴあ利用者だけでなく、他にもいるだろうということで、校長会に行って趣旨説明を行い、各校のネグレクトの家庭の子どもにも参加を呼び掛けてもらった。しかし、大半の学校は、「趣旨には賛成だが、子どもを連れていくことはちょっと無理」という返事であり、萱野小学校以外の学校からは2名程度の参加しかなかった。子どもたちが中学生になるにあたって弁当講習会も実施し、「簡単にチンで作る弁当」ということで実施した。その教室に参加していた一人は、自分で弁当を作って中学・高校と行っていた。

〈要保護対策協議会の設立〉

箕面では、2003年に要保護児童対策協議会が作られた。「非行」「虐待」「障害」の3部会がつけられ、「虐待」部会に、らいとぴあ21の職員が参加することになった。箕面市であがってくる全ての「虐待」ケースを把握することができ、種々のケースがある中で、らいとぴあ21で救うことができるものもあった。

その一例として、障がい児への保護者による虐待のケースがあった。子どもが言う事をきかないので、手を出してしまう母親（後で聞いたところ、母親も療育手帳を持っていた）がいた。支援学校に在籍し、地元の学童保育には当初行っていたが行くことを拒否し、自宅で過ごしていた。その子どもを週に何回か、ぴあぴあルームで預かり、ぼうけんクラブの活動にも参加させるようになった。虐待を引き起こしやすい状態に陥っている母親と、少しでも過ごす時間を減らすことで、子どもへの虐待は減っていった。これは、行政の中で、らいとぴあ21がどんな活動をしているかといったことが認識されていくことで連携ができたケースである。

4. 指定管理における事業展開

(1) 指定管理にいたる経過

北芝では、1996年以降、何回かの合宿を重ね、個人のつぶやきを広い、それを形にするまでの計画を立てたワークショップを行った。こうした中でできたのが、「まかさかかい」である。高齢者の生きがい事業として実施され、萱野周辺の公園・道路清掃、樹木管理などを行っていた。その後、北芝地区における最初のNPO、箕面市NPO条例第1号登録団体になった「おふくろの味宅急便」ができた。独居高齢者に弁当を運び、安全を確認する事業である。中学校校区の保護者の有志と北芝との協働の事業として、らいとぴあ21の厨房を借りてスタートし、現在も続いている。

また、法切れのタイミングで、2003年に「暮らしづくりネットワーク北芝」ができた。その設立趣旨書には、次のように書かれている。

いままでは、みんながひとつの思いでまちづくり

私たちのふるさと「北芝」は、地区住民の「この地域を人が人としてあたりまえに生きていけるまちにしたいんや」そんな熱い思いがひとつになって、貧困とあらゆる差別

からの解放をめざし、まちづくりを進めてきました。

その甲斐あって、「地域の教育力も高まり、まともに学校に行けるようになった。少しは自分自身に『誇り』をもてるようになった」といえるところまでできました。また、現在まで、市営住宅をはじめ、人権文化センター、老人いこいの家など、子どもから高齢者まで多世代がつどい活動できるための必要な施設も整備されました。

それでもしかし

一方で、低所得、失業、無年金などの問題は解決されておらず、今日の不況がそれに追い打ちをかけています。また、差別のもたらした非識字や、地区住民の閉鎖的傾向、子育ての放棄や、高校中退など多くの問題が残されています。

これからは、みんなの思いで「萱野」の暮らしづくり

こうした地域が抱える課題を解決するために、いままで「北芝」が培ってきた地域福祉制度のノウハウや人材、公共施設などの社会資源を活用しながらも「自分たちのまちは自分たちが守りハッテンさせる自治の精神」と「お互い様、助け合いのこころ」で、生活に密着した「暮らしづくり」を推進する必要があります。

すでに、萱野地域では、多くの人々が「出会い、つながり、元気」を求めて、知恵を出し合い「暮らしづくり」の協働活動をはじめていますが、「地域で安心して暮らしたい」という思いはね北芝だけにとどまらず人々の共通の願いとして広がりはじめています。

(後略)

暮らしづくりネットワーク北芝では、設立から「コミュニティレストラン NICO」、「地域通貨」、「楽駄屋」、「芝楽市」、高齢者の送迎サービス「萱野タクシー」等、いろいろな事業を、地域の人たちの「つぶやき」から「形」にしていった。

そして 2007 年に、老人いこいの家の指定管理を、NPO 法人「よってんか」（2002 年に地域の福祉サービスを始めるにあたって設立、まちかどディハウス等の事業を実施してきた）が受託した。それから暮らしづくりネットワーク北芝が、2010 年にらいとぴあ 21 が指定管理になる時に応募し、受託に至った。

(2) 指定管理後の青少年向け事業

以前、子ども向け事業として実施していた事業（居場所、手話、スポーツ、あそび、イベント）等は、名前を変えたり、少し形態を変えて、基本的に継続されている。その中で、新しくはじめられたユニークな事業等を紹介する。

①学力向上の取り組み

寺子屋は、指定管理以前に、団地の集会所において、北芝の子どもを対象に宿題をするという目的で実施していたものを、らいとぴあ 21 の事業として、地区児童だけではなく教育課題を抱える子どもを対象に、らいとぴあ 21 の一室を利用して、学力向上を目指して行っている。

②職業観醸成事業

子どもの職業観醸成を目的として実施されたものに、子どもマイスターとプロフェッショナル事業がある。子どもマイスターとして最初に行なわれたのは、カフェコースである。料理のノウハウを知り、つくり名人になることを目指す。7人が受講し、6人がマイスターを所得した。その後、あそびマイスターが計画・実施されている

プロフェッショナル事業としては、大道芸、ちんどんやさん、ネイルを学んだ。

③学びへの導入

学ぶことを楽しくできるということで、始められたのが「アミュラン」こと「アミューズメントラーニング」である。「あそびながら学ぶ」を、コンセプトにしている。いろいろな課題をクリアしていくことで、「まーぶ」（子ども通貨）がもらえていくシステムである。もらった「まーぶ」は、イベント等の時に、特定の店で現金として使える。また、「まーぶ」は、部屋の片づけ等のボランティアをした時にも、もらえることになっている。

(3) 今後の課題など

①低学年及び保護者の組織化

低学年からの組織化が必要である。法切れ以降の解放子ども会の実態を調査してみると、低学年部（学童保育的事業）の活動が存在している地域のみが、高学年、中学生の組織化ができています。低学年から青少年会館・児童館が安全・安心の居場所になっていること、また職員との人間関係が作れることが、その要因としてあげられるだろう。

北芝地区でも、なかよしクラブ（地区と地区外の子どもをまきこんだ学童保育的事業）の活動に参加していた子どもが、現在も太鼓の主力メンバーとして存在するし、ボランティアメンバーにも登場してきている。また、はばたきのメンバーの何人かは、なかよしクラブ参加者である。固定したメンバーでの活動は他地区に広がっていないということであれば、あそびなどの活動は固定メンバーでなく広げて活動することは可能であろう。

一方で固定したメンバーで活動することによって、保護者の組織化が可能だということもある。保護者の顔が見えることにより、要求などを組織することができる。また、事業などにボランティアとして参加してもらうこともできる。北芝地区でもここ何年間のイベントで出店などしているのは、太鼓とはばたきの保護者や子どもである。

②部落問題の意識

再学習ニーズ調査の中で、解放子ども会時代に子どもだった青年は、「学校などでの部落民宣言はいややった」けど、ムラを「あったかいところ」だと感じているということがわかった。解放子ども会をくぐっていない青年のムラへのイメージは、マイナスである。ムラの子どもが、ムラをどうみていくかといったことが大事である。以前と比べて、ムラの子どもが、小学生時代に差別を敏感に感じることはないだろうが、青年期に、結婚などのときに差別を感じざるを得ない状況も多くあった。その時に、自分の出生地をどう思うかが大事なことであり、プラスイメージで知っておく必要があるだろう。そのことの責任の一番は保護者になるが、教育関係者や地域での取り組みの必要性も感じる。

③行政の中の位置づけ

法切れ以降、行政や学校との連携が希薄になっている。適応教室（フレンズ）との会議がなくなったり、要保護児童対策協議会「虐待」部会への参加ができなくなったり、学校連携の内容が希薄になっているなど、微妙に関係性が少なくなっている。行政や学校の問題ではあるが、どう子どもを核として連携していけるかが問題であろう。子どもの「つぶやき」や具体的事実・実践を通して、連携していく必要がある。

〈注〉

- (1) リトルウルフキャンプとは、環境教育団体のマザーアース・エデュケーション（松木正氏主宰）が提供するワークショップのひとつである。子どもたちのグループを小さなオオカミの群れにたとえて、自然豊かな場所で、「個性、忍耐、コミュニケーション、チームワーク」を発揮して仲間とともにいくつものアクティビティを乗り越えていくというものであり、人間関係づくりトレーニングの要素もある。

第6章 子どもの人権論の視点から見た解放子ども会

住友 剛

1. はじめに

本稿で検討したいと考えたことは、だいたい、以下の3点にまとめることができる。

1点目、これからの解放子ども会は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の趣旨や最近の子どもの人権論の動向などから見て、どのような方向性を目指す必要があるのか。

2点目、過去の解放子ども会の取り組みやこれを支えた理論のなかから、今の子どもの人権論の趣旨をふまえて、何を今後に継承すべきなのか。

3点目、被差別部落以外の各地域で取り組まれている子ども会活動や、日本政府及び地方自治体の子ども・若者施策の動向と、今後の解放子ども会の関係はどうあるべきか。

とりわけ本稿では主に、1点目・2点目の課題にこだわって、「解放子ども会がこれまでの取り組みをふまえ、今後、どのような方向性で活動を展開する必要があるのか？」を論じることにした。なぜなら、たとえば「解放子ども会は今後、どのような方向性を目指す必要があるのか？」がある程度明確にならない限り、3点目の課題には、本稿の2節で触れた程度のことしか今は論じられないと考えたからである。

2. 各地における子ども会及び居場所づくり活動の多様な展開 —「どのような地域でも、子ども・若者に関する活動が重視すべきこと」の存在—

そもそも、歴史的にみても現状においても、主に小学生を対象とした子ども会活動や、中学生以上の年齢層を対象とした居場所づくり活動などは、被差別部落で展開されるだけでなく、それ以外の地域においてもさまざまな形で展開されている。

かつて中村弘三は「子ども会はたくさんある、官制子ども会、スポーツ少年団、少年赤十字、地域子ども会などであるが。これらは部落解放運動のめざすものとは大きなちがいがある。部落子ども会の組織や活動は、解放運動とともにある。そのことを、大まかではあってもまずおさえておかなくてはならないだろう」（中村 1973、p.436）と述べた。この中村の指摘は、今日もなおあてはまるのではないか。筆者としてはそのように考える。

たとえば財団法人大阪府子ども会育成連合会のホームページを見ると、2010（平成 22）年 6 月時点で、大阪府内の市町村であわせて 3,804 単位の子ども会があり、登録会員数 158,373 人とのことである⁽¹⁾。また、大阪市内を見ても、たとえば旭区大宮小学校区には大宮子供会育成連合協議会があり、校区内に 19 の町会単位での子ども会がある。この町会単位の子ども会の様子を見ると、たとえば 2 町会子ども会では毎月の廃品回収、春のバーベキュー、夏のラジオ体操、地蔵盆、年末の餅つき、クリスマス会などの活動を行っている。

一方、何からの生活困難な課題を有する子ども・若者への支援についても、被差別部落外の地域においても、さまざまな活動が取り組まれている。

たとえば京都市山科区では、NPO 法人山科醍醐こどものひろばが「子どもの貧困対策事業」に取り組んでいる。この事業では、主に養育者の就労等の事情により夜間に家庭でひとり過ごす子どもを法人のフリースペースで預かる「トワイライトステイサービス」（毎週火曜～金曜の 17 時～21 時）や、学生サポーターなどを交えての月数回の通学合宿（17 時～翌朝 7 時）等を行っている。また、生活保護世帯の子どもたちへの支援ということでは、北海道・釧路市の NPO 法人地域生活支援ネットワークサロンが中学 3 年生を対象とした学習会を行っている。ここでは週 2 回の学習会のほか、課外授業という形で地域のさまざまな人がゲストとして登場するという（子どもの貧困白書編集委員会 2009、pp.343-345）。あるいは、神奈川県横浜市泉区・大和市にまたがる「いちょう団地」には、この団地に暮らす在日外国人の子ども・若者たちの居場所づくり活動「すたんばいみー」がある。ここでは、団地に暮らす外国籍の子ども（小学生・中学生・高校生）を対象とする学習補充教室、母国語教室やスポーツ、レクリエーション、遠足、キャンプ、受験期の合宿、卒業お祝い会などを行っているという。

ちなみに大阪市内の被差別部落の子ども会においても、たとえば、主に土曜日に集まって、地元の祭りへの参加、クリスマス会、夏休みのキャンプ、近隣の農園を借りての農作業などの体験活動を行っているところがある。また、中学生以上の年齢層を対象に、たとえば平日の夜や土曜日などを中心に中学生の学習会を実施したり、和太鼓サークルやギターなどの音楽活動を実施しているところがある（部落解放・人権研究所 2010、pp.29-34。また、前田 2008、住友 2010 を参照）。このような実情からすると、実際に取り組んでいる活動内容の面では、子ども会や若者の居場所づくりの取り組みにおいて、被差別部落とそれ以外の地域との間には、ちがいよりも類似性のほうが目につく印象がある。

なお、内閣府「子ども・若者ビジョン」（2010 年 7 月）では、「子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組」「困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組」「地域における多様な担い手の育成」という「3 つの重点課題」を挙げる。そのなかで、「子ども・若者ビジョン」では、たとえば「子ども・若者の自己形成支援」という観点から「多様な活動機会の提供」に関する施策を推進するといい、たとえば「集団遊びの機会の確保」や環境学習や自然体験、異世代間・地域間交流などの「地域等での多様な活動」などの推進を掲げている。また、「子ども・若者ビジョン」では、「子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する」という観点から、たとえば「中高生の放課後の居場所づくり」や子ども・若者の体験活動が行える青少年教育施設等の整備を行うなど、「放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり」を推進するという。このほか、「子どもの貧困問題への対応」という観点から、教育・福祉関係者や地域ボランティアなどの連携による学習・生活面での支援を行う取組の検討や、非行少年の立ち直り支援や要保護児童の居場所づくり「困難を有する子ども・若者の居場所づくり」などを行うとしている。

もちろん、内閣府レベルでこのようなビジョンを掲げても、たとえば文部省や厚生労働省などの各省庁や、あるいは都道府県・市区町村という各自治体での子ども・若者施策の動向によっては、このビジョンに逆行する施策が各地で展開することは十分に考えられることである⁽²⁾。

たとえば大阪府内においては、橋下知事の諸改革にともなって 2008 年度には大阪こども

青少年施設等連絡会に関する補助金が削減されたり（池田 2008）、2009 年度からは大阪府内の各青少年会館に事業費補助として出されていた「地域青少年社会教育総合事業」が廃止されたりした（池田 2009）。また、このような大阪府の青少年社会教育に対する事業廃止等の影響により、茨木市は市内 3 地区の青少年センターを「いのち・愛・ゆめセンター」に統合した（池田 2009）。このように、内閣府レベルで子ども・若者施策、特に「困難を有する子ども・若者の居場所づくり」などに関する施策推進を掲げても、各省庁及び自治体レベルの施策でそれに逆行する動きがいくつか見受けられる。

ただ、少なくとも被差別部落で現在取り組まれている子ども会活動や居場所づくり活動に関しては、それ以外の地域での類似の活動と同様に、政府や各自治体が実施する子ども・若者施策の枠組みを有効に活用して、必要な支援をそこから引き出すことも十分に可能である。また、他の活動に学んだり、他の活動に取り組む人々と連携したりしながら、活動の継続・発展に必要な条件整備を政府・各自治体に求めていくこともできるだろう。そして、このように考えていけば、その活動が被差別部落で取り組まれようが、別の地域の活動であろうが、「子育て・子育て運動」^③であれば共通して大事にすべきことや、それを実施するために必要な条件整備の課題があることが見えてくるのではないかな。

なお、ここでいう「子育て・子育て運動」については、＜「子どもの人権の尊重」の視点に立ち、地元の人々を主たる担い手としてすすめられる自主的な「地元の子ども・若者」育成の取り組みを指す＞（部落解放・人権研究所 2010、p.3）ものとしておく。子ども・若者に関する学校外での諸活動は、社会教育（生涯学習）の枠組みを越え、たとえば福祉や文化振興、まちづくり、多文化共生、などの多様な領域と接点を持ちうる。そこで地域社会における子ども・若者の育成に関する諸活動を「（社会）教育」の枠組みだけに限定して議論することを回避するためにも、あえて「子育て・子育て運動」という用語を本稿では使うことにする。

3. 学校外の子ども・若者の諸活動における「一般的な課題」と「個別的課題」 —子どもの権利条約の理念を手がかりに本稿の検討作業を行う理由—

その一方で、たとえば 1970 年代の大阪の部落解放子ども会（以後「解放子ども会」と略）においては、「差別とたたかう、差別に負けない子ども会を！」というスローガンのもと、「なかまづくり、集団づくりを進めよう」「地域の運動との結びつきを密にしよう」「児童館を児童文化のセンターにしよう」「生活経験を豊富にさせよう」「基本的な生活習慣を確立させよう」といった活動目標を掲げていたという（鈴木他 1977、p.64）。

これは筆者の認識だが、たとえば「差別とたたかう、差別に負けない子ども会を！」というスローガンに見られるように、当時の部落解放運動との接続や、この時期の被差別部落の子どもたちの抱えていた生活面での諸課題への対応といった点に注目することが、やはりこの時期の解放子ども会の取り組みを理解する上で重要であろう。というのも、たとえば「児童館を児童文化のセンターに」「生活経験を豊富に」といった活動目標だけであれば、これは解放子ども会だけでなく、被差別部落以外の子ども会などでも掲げうる目標だからである。実際、地域社会における子どもの遊び場づくりの運動や学童保育づくりの運動などは、1960 年代後半から日本各地で進められていた（一番ヶ瀬他 1969、pp.118-140）。

だとすれば、解放子ども会活動をはじめとする同時期の被差別部落での子育て・子育て運動についても、このような一般的な状況のなかで、特に「ムラの子ども・若者」の諸課題に注目して具体的な活動が実施されたのではなかろうか。

そこで、筆者としては、今後の解放子ども会のあり方については、次の２点の課題について検討する作業が重要ではないかと考える。

- ①被差別部落の子ども会・居場所づくり活動に限らず、どのような地域の子ども会・居場所づくり活動においても重視されるべきこと。
- ②とりわけ「解放子ども会」などを名乗り、被差別部落において活動する子ども会・居場所づくり活動において重視されるべきこと。

別の言い方をすれば、どのような地域にあっても共通の子育て・子育て運動における「一般的な課題」への取り組みと、特に被差別部落に暮らす子ども・若者にとって必要な課題（個別的な課題）への取り組みの両面から、子ども・若者の課題を各地域において検討する中から、今後の解放子ども会のあり方は構想されるべきではないか、と考えるのである。そしてさらに、解放子ども会の今後のあり方をこの①②の両面から検討し、具体的に構想する際、その基軸となるべき理念をどこに置くのか、という課題もある。

本稿で筆者が具体的に検討したい課題は、まさにこの①②の両面からの検討の基軸となる理念をどこに求めるのか、ということである。本稿では、前述の「子育て・子育て運動」という用語を使う理由にもう一度立ち返って、「子どもの人権の尊重」ということにこだわって、この基軸となる理念について検討を行うこととする。また、その検討作業にかかわって、子どもの権利条約の条文や、国連子どもの権利委員会の総括所見（勧告）の内容、さらにはこれまでの子どもの人権論での研究成果なども適宜、参照をして議論をすすめていくこととする。

なぜあえて今、解放子ども会の今後を考える上で「子どもの人権の尊重」にこだわるのか。結局のところ、かつて中村弘三が「部落子ども会の組織や活動は、解放運動とともにある」といったことをふまえるならば、被差別部落の子ども・若者の人権に伴う諸課題にこだわらない限り、それ以外の地域で取り組まれている子ども会や居場所づくりの諸活動と大差ないものになってしまうのではないかと考えるからである。

もちろん、まずは活動の出発点として、たとえばクリスマス会などを開いて地元の子どもどうしをつなぐことや、学校の定期テスト期間などを中心に中学生・高校生対象の学習会（補習の場や宿題の支援など）を開くといったように、被差別部落以外の地域で行われている諸活動と類似の取り組みから始めることは、一向に差し支えない。むしろ、被差別部落における子育て・子育て運動の取り組みがまだ未成熟な段階では、積極的にまずは他地域で行われている諸活動あたりから取り組みを進める必要もあるだろう⁽⁴⁾。また、目の前にいる子どもや若者の現状をふまえた場合、被差別部落以外の地域で取り組んでいることを、あえて積極的に被差別部落において今後、取り組んでいくことが重要であるケースも十分、考えられることである。

ただ、「解放子ども会」を名乗って活動をする以上は、やはりかつての解放子ども会関係者が「差別とたたかう、差別に負けない子ども会を！」と言ったあの思いを、今の子ども

も・若者の抱える諸課題に即してどう活かすのかという視点が欠かせないのではなかろうか。また、今日の日本社会において、被差別部落の子ども・若者の諸課題をトータルに検討していく上で、子どもの権利条約の理念や国連子どもの権利委員会の総括所見（勧告）の内容、そして子どもの人権論の研究成果などは、以下に述べるように、さまざまな形で手がかりになると考えるのである。

4. 解放子ども会がこれから重視すべきこと ―子どもの権利条約の諸理念に即して―

では、あらためて子どもの権利条約（以後「条約」と略）の諸理念などに即して解放子ども会の今後の方向性を位置づけるとすれば、どのようなことが重要か。ここでは、子どもの権利条約の条文のなかから重要なものを抜き出し、それを手がかりに検討をすすめていくことにする。なお、これ以降、子どもの権利条約の条文及び国連子どもの権利委員会の総括所見（勧告）については、『解説教育六法（2012年版）』を参照した。また子どもの権利条約の条文紹介にあたっては、国際教育法研究会の訳を本稿では用いている。

（1）「差別の禁止」（第2条）と「子どもの最善の利益」（第3条）

条約第2条1項において、「締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、子どもまたはその親もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重しかつ確保する」と定めている。また、同じく条約第3条1項において、「子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と定めている。

当然の話であるが、解放子ども会も「子どもにかかわるすべての活動」に含まれる。また、「差別とたたかう、差別に負けない子ども会を！」という過去の解放子ども会の目指すべきものを継承するのであれば、条約第2章1項にある「差別の禁止」は無視することができないはずである。とすれば、解放子ども会は被差別部落の子ども・若者の「最善の利益」の実現に向けて、とりわけ「差別の禁止」に関連するさまざまな取り組みを行っていく場として営まれていく必要があるだろう。

ちなみに、国連子どもの権利委員会の日本政府への第2回総括所見（2004年）では、「とくに女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子どもならびに難民および庇護申請者の子どもに関して社会的差別と闘いかつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育・意識キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとる」よう勧告が行われた。また、第3回総括所見（2010年）では、日本政府は「アイヌ、コリアン、部落その他のマイノリティの子どもが引き続き社会的および経済的周縁化を経験していること」への懸念が表明されるとともに、「民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような

子どもが平等にアクセスできることを確保する」ための「必要な立法上その他の措置をとるよう促す」との勧告を受けている。さらに、第3次総括所見では「差別の禁止」にかかわって、日本政府に対して、「包括的な反差別法を制定し、かつ、どのような事由であれ子どもを差別するあらゆる立法を廃止すること」「とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子どもに対して実際に行われている差別を削減しかつ防止するため、意識啓発キャンペーンを含む必要な措置をとること」が勧告されている。

このような国連子どもの権利委員会からの懸念・勧告事項をふまえれば、今後、日本政府に対して、マイノリティの子どもに対する差別の禁止、不利益の是正などを求めていくさまざまな取り組みが必要であり、それを子育て・子育て運動としてどのように担っていくのかという課題があることがわかる。そして、解放子ども会が「差別とたたかう、差別に負けない子ども会を！」というかつての目指すものを継承するのならば、やはりこの日本社会において、子どもの権利条約の趣旨や国連子どもの権利委員会の勧告事項の実現などに向けて、そこに集う子ども・若者自身が、いっしょに活動するおとなと共に、積極的に行動を起こしていく必要があるのではなかろうか。つまり、「今日的な課題に即しながら、反差別の社会づくりや子どもの人権を守る取り組みを積極的に担う子ども・若者の当事者組織」として、あらためて解放子ども会を位置づけていく必要があるのではないか、ということである。

なお、解放子ども会の諸活動において、条約第23条の「障害児の権利」をどう考えるかという課題がある。この23条では、障害のある子どもが日本社会において、「地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであること」が承認されている。また、国連子どもの権利委員会第2回総括所見（2004年）では、「教育ならびにレクリエーション活動および文化的活動への障害のある子どものいっそうの統合を促進すること」が勧告され、第3回総括所見（2010年）でも障害のある子どものインクルージョンの奨励や、コミュニティを基盤としたサービスの提供などが勧告されている。このような流れからすれば、今後は学校だけでなく、たとえば放課後や夏休み等の長期休暇の時期など、地域社会におけるさまざまな取り組みにおいても、障害のある子どもの積極的な参加を促すことが必要とされている。したがって、解放子ども会が今後「反差別の社会づくり」や「子どもの人権を守る取り組み」を積極的に担う組織として活動するならば、このような条約や勧告事項の趣旨をふまえ、障害のある子ども・若者の居場所づくりにも目を向けていかなければならない。

また、条約30条「少数者・先住民の子どもたちの権利」に関わって、解放子ども会の取り組みにおいて、マイノリティの子どもたちが「自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利」をどのように位置づけるか。在日外国人の子どもなどが積極的に解放子ども会に参加し、そこで他の子どもたちとともに自他の文化や生活習慣、言語などへの理解を深め合うことを、どのような活動を通して実現していくのか。このことは、条約2条「差別の禁止」や29条の「教育の目的」などともかかわって、解放子ども会の重要な課題であることをここで指摘しておきたい^⑤。

(2) 子ども・若者の参加・参画の視点

－意見表明権（第12条）などの保障とのかかわりから－

次に、解放子ども会を「今日的な課題に即しながら、反差別の社会づくりや子どもの人権を守る取り組みを積極的に担う子ども・若者の当事者組織」として、その組織運営のあり方をどのように考えるかが重要になってくる。たとえば、解放子ども会が「差別の禁止」を軸に「子どもの最善の利益」を目指すとしても、その活動の具体的な在り方はおとな主導で決定され、おとなが決めた枠組みに沿って活動を展開するのであれば、はたしてそこは「当事者組織」として適切かどうか問われるからである。

安部（2010、p.75）は「子どもとおとなの利害が一致しないとき、おとながパワーの差を考慮せずに、子どもと衝突したら、そこでは子どもの権利が侵害される恐れが強い」という。また、平沢（2000、p.16）は「『子どもにとっての最善の利益』をおとな社会の論理で一方的に決め付けると、それはおとなによる管理に変質しかねない」という。そして、「子どもたちはとても重要な、しかし同時に傷つきやすい社会的グループである。子どもの利益を守り、その要求をみたすためには、ただ善意と企画、そして規則があれば十分というわけにはいかない。よく組織された集団やその代表たちに直面させられるような場合、殊におとなたちと子どもたちの利害が相反していきなにか重要な決定がなされるような場面では、子どもたちはほとんど負ける側である」（日本弁護士連合会 1993、p.342）という指摘もある。

以上の指摘からわかることは、解放子ども会の運営においても、おとな側が子ども・若者の意向を確かめたり、意見を聴取する手続きを取ることなく、おとな側の一方的な都合や「善意」にもとづく形で子ども・若者を管理したり、活動を方向付ける危険性があるということである。このような危険性を回避し、子ども・若者がその時々で必要とすることに即した活動を展開していくためには、解放子ども会における意見表明権（条約12条）の保障、具体的には子ども・若者側の意見を十分に聴き、その意向を運営に反映させていく仕掛けが必要である。つまり、解放子ども会の運営場面における子どもの参加・参画の取り組みが重要であるということである。また、これに対応する解放子ども会の運営スタッフ、つまりおとな側の子どもの人権や子どもの参加・参画に関する学習・研修機会の充実も必要不可欠なのである。

ちなみに、かつて中村弘三は解放子ども会の運営の原則として、「子どもたちの要求に依拠すること」を第一に挙げた。具体的には「子どもたちは、いろいろな要求をもっている。アレを飲みたい、食いたい、アレを着たい、アソコに住みたい、などと生きる要求からはじまって、ウンと遊びたい、アレがほしい、コレもしたい、などという遊ぶ要求。さらには、アレも見たい、コレを読みたい、アレを知りたいなどという学ぶことに関する要求。あるいはまた、それを自分ひとりでなく、みんなといっしょに、などという集団主義に根差した要求などである。要求は、人間の生きているという表現である。ことにこれから生きていこうとする子どもたちなのである。要求がいろいろであり、つよくて当然である」（中村 1973、p.232）という。子どもの権利条約の条文に即していえば、ここで引用した中村のいう要求のなかには、たとえば衣食住の生活や健康などに関する権利（条約24条「健康・医療への権利」、26条「社会保障への権利」、27条「生活水準への権利」）、遊びや文化的・芸術的生活への参加の権利（31条）、教育への権利（28条）、結社・集会の

自由（15条）、表現・情報の自由（13条）、適切な情報へのアクセス（17条）など、多様な権利が含まれていると考えることができる⁶⁾。

このように、子ども・若者の側から出されるさまざまな声、要求のなかに、子ども・若者の人権保障につながるさまざまなニーズを読み取ることができるかどうか。この部分で、解放子ども会の運営に携わるおとなの側の人権感覚や、子ども・若者の声を聴く力が問われているとあってよい。ここでも、解放子ども会の運営に携わるスタッフ側の人権研修等の充実が求められているのである。

一方、解放子ども会の取り組みのなかで出てきた子ども・若者のさまざまな意見を集約し、適切な形で学校や地域社会、行政施策などに反映させていくこと、このことは、子ども・若者の参加・参画の視点から見ても重要である。また、そのことは子どもの権利条約という意見表明権（12条）と表現・情報の自由（13条）、結社・集会の自由（15条）の保障のあり方ともつながる。

また、「今日的な課題に即しながら、反差別の社会づくりや子どもの人権を守る取り組みを積極的に担う子ども・若者の当事者組織」として今後の解放子ども会を位置づけるならば、特にマイノリティの立場から学校内外の差別・抑圧の状況について考えたり、この状況に異議申し立てをするスキルを磨いたりする場として、「解放子ども会」の場は積極的に活用される必要があるのではないか。たとえば、何らかの形で「いじめ」等の被害にあったときに自分を守り、その状況に異議をとらえていく方法を学ぶこと。あるいは、周囲にいる仲間が「いじめ」等に悩む場合に、どのように周りにいる子ども・若者としてその状況を変えていくことができるかを考えること。このような当事者である子ども・若者の主体的な課題解決に向けてのエンパワメントが、今後の解放子ども会として取り組むべき重要な課題なのではなかろうか。

それこそ、かつて松原市更池の子どもたちは、地元公立中学校で起きた差別事件に対して、「雑草の会」などの活動を通して子どもどうして問題を考えあったり、学校に働きかけを行ったりしてきた。あるいは、「宿題を忘れた子」「給食代を忘れた子」などのプラカードを学校でぶらさげて生活させる現状に対して、大阪市の日之出地区の子ども会などが中心となって抗議活動を行った事例もある（鈴木他 1977、pp.79-96）。そして、尾道市のめだか子ども会は、自らの活動場所に足りないものを尾道市教育委員会に整備するよう要求をするため、次のような学習を行い、教育長にかけあったのである。

「ええか、児童。ええ、児童いうたら皆と同じ子どもということじゃ。児童は人として尊ばれる。児童は、社会の一員として…」そのとき、つまり中学生グループの学習会で、児童憲章をとりあげてやったとき、「めだか」の子どもたちの目は輝いた。「めだか」の子どもたちは、児童憲章のことばをとおして、はじめて自分たちがおかれている生活について、わが腹ペコについて考えた。シンケンに考えた。「すべて、児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ…」。「そりゃ、アメリカのことじゃろう」。「違う、日本のおとなが、こうしますいうた約束じゃ」。「めだか」たちは考えた。こんどは大勢で、皆で考えた。そして、「うちらへんでは、約束を守つちょらん」ということを、おとなの代表に「教えちゃろうやあ」ということになった。皆で要求を出しあった。学生諸君に整理してもらい、手伝ってもらって、ガリ版にすって、もう

いちど皆でその理由を考えた。泉谷さんと石井君とがついていってくれることになり、「めだか」たちは教育長のところへいった。

(中略)

代表がひとりというのではなく、ひとつの要求をひとりがいうと決めておいたので、小学校三年生の子も大声でいった。「オルガンあった方がええ」「なんでかいうたら、うた、うたうときええもん」。泉谷さんが司会したせいもあって、教育長は北久保の子ども対市交渉に無回答というわけにもいかず大弱り。とうとう、隣保館の掃除道具その他の要求を実現して、子どもたちは意気高く北久保へひきあげた(部落解放同盟北久保支部 1970、pp.63-65)

かつての解放子ども会には、このように日々の活動をふまえて、何か課題に直面したとき、周囲のおとなの支援を受けながら、子どもや若者が自らの人権を守るために立ち上がっていくという側面が色濃くあったのである。したがって、今後も解放子ども会の活動を通じて、自らの人権を守るための子ども・若者の立ち上がりを再び組織的に行うことができるのかどうか。また、解放子ども会は、そこにつながるような日常的な活動ができるのかどうか。そこが、今後のあり方として問われているのではなかろうか。

なお、国連子どもの権利委員会の第2回総括所見(2004年)では、「学校、および子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること」を勧告した。また、第3回総括所見(2010年)は、「条約第12条および意見を聴かれる子どもの権利に関する委員会の一般的意見(2009年)に照らし、委員会は、締約国が、あらゆる場面(学校その他の子ども施設、家庭、地域コミュニティ、裁判所および行政機関ならびに政策決定プロセスを含む)において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する」という。このような勧告事項の趣旨をふまえれば、学校や児童館・青少年センター等の学校外施設だけでなく、解放子ども会の場においても、そこに参加する子どもたちが自分たちにかかわるさまざまな事柄に関して積極的に意見を述べることができるよう、おとなからの適切なかわりが要請されていると考えるべきであろう。

(3) 「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」(第31条)と「教育への権利」(第28条)、「教育の目標」(第29条)

では実際に、子どもの権利条約の趣旨から照らして、解放子ども会の日々の具体的な活動のなかで、より直接的に重視すべきことはなんなのか。それは「遊びや文化的な体験活動」と「学び(学習)」の2つではなかろうか。このことは、子どもの権利条約の条文でいえば28条、29条、31条にかかわる。とりわけ、たとえば「すべての諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団ならびに先住民間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもたちが自由な社会において責任ある生活を送れるようにする」と定めた条約29条「教育の目的」の諸条項に即して、日々の解放子ども会の活動をどのように創り出していくかが重要である。

たとえば、国連子どもの権利委員会第2次総括所見(2004年)が「人権教育、およびと

くに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること」というにも関わらず、今の学校がどこまで「子どもの人権」や「子どもの権利条約」そのものについて学ぶ機会を用意しているのかというと、かなり心もとない感が否めない。となれば、解放子ども会の場において、子どもや若者が自他の人権についてさまざまな活動を通して学ぶとともに、それを積極的に活用して地域社会に、学校に働きかけていくスキルを磨くことも必要であろう。

あるいは、本稿 3 節 2 項において、子どもの意見表明や参加・参画を重視する立場から解放子ども会の運営を行うべきだと述べたが、実際に子どもや若者が自らにかかわるさまざまな事柄について意見を述べたり、日々の活動運営に関して積極的に参加・参画を果たしていくためには、それ相応のスキルの形成が必要であろうし、また、そのためのおとなからの適切な働きかけも必要であろう。

この子ども・若者の参加・参画につながるスキル形成という点では、「子どもの権利学習」の観点から各地で取り組まれている活動事例や、これを支える参加体験型の学習に関する研究などが参考になる。たとえば『子どもの権利学習ハンドブック』では、神奈川県建築士会・子どもの生活環境部会が取り組んだワークショップや工作教室、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターが実施したワークショップ「子どもにやさしいまちをつくろう！」や「草加市役所ってどんなところ？ー調べてみよう！市役所たんけん隊」の取り組み、エクパットジャパン関西の『わたしの安全』SAFE プログラムのような虐待防止をテーマとした体験学習の事例が紹介されている（子どもの権利条約総合研究所 2010）。いずれの事例も、学校外において自他の人権を知り、それを守るとともに、自らの暮らす地域社会や周囲のおとなに働きかけていくためのスキルなどを身に付けることをテーマとした学習活動である。このような機会を解放子ども会の活動のなかにとり入れていくことは、今後、ますます重要になってくるであろう。

一方、日常的な解放子ども会の活動を平日の放課後や土曜日・日曜日、学校の長期休みなどに行うとすれば、やはり遊びや文化・スポーツ活動などを通じての子どもの自主活動の育成、参加・参画の促進といったことが課題となってくる。ちなみに条約第 31 条は締約国の子どもに対して「休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的生活および芸術に自由に参加する権利」を認め、その活動などに参加促進するための「適当かつ平等な機会の提供の奨励」を求めている。また、国連子どもの権利委員会第 3 回総括所見（2010 年）では日本政府に対して、「公共の場所、学校、子ども施設および家庭における子どもの遊び時間その他の自主的活動を促進しかつ容易にする取り組みを支援する」よう勧告が行われたところである。したがって、解放子ども会の取り組みを通じて、子ども・若者が遊びや芸術、文化・スポーツ活動などにかかわることは、それ自体が条約第 31 条の権利保障である。

特に、このような学校外での遊びや芸術、文化・スポーツ活動などへの参加体験の機会獲得が、家庭の経済力によって左右される現状があるならば、その「適当かつ平等な機会の提供」を求める取り組みを行うことも、解放子ども会の重要な取り組みなのではなかろうか。それこそ、先ほど本節 2 項でかつての尾道市・めだか子ども会の記録を紹介したが、あの子ども会の取り組みは、子どもたちが日常的に集う公民館（隣保館）に必要なものを市の教育委員会に要求するために話し合いを持った場面である。このときのめだか子ども会の話合いでは、「オルガンなど楽器」「スポーツ用具（野球道具一そろい、マット、柔

道衣)」「マイク、スピーカーなどの放送設備」「参考書、辞書、図かんなど各種図書」といった文化・スポーツ活動に関する施設・設備の要求や、「公民館で各種文化活動(映画、げんとう)をやってほしい」といった要求も含まれていた(部落解放同盟北久保支部 1970、pp.63-64)。また、かつての解放子ども会に関する議論では、「子どもにとって、遊びはもっとも楽しいものであり、それゆえに、子どもは遊び自体が大好きである。子ども会がその遊びを保障してきたからこそ、子どもにとって自分たちの砦なのである」(鈴木他 1977、pp.75-76)という指摘もある。このような指摘をふまえると、今後の解放子ども会においても、子ども・若者の遊びや文化、芸術、スポーツ活動などの自主的な活動を中心にして、そこから子ども・若者の参加・参画を促していくとともに、その活動をさらに発展させていくための条件整備を周囲に働きかけ、求めていくという筋道があってもよいのではなかろうか。

ちなみに、かつて中村弘三は、次のように解放子ども会(部落子ども会)について述べた。以下の中村の指摘は、今、被差別部落に暮らす子どもや若者の生活の現実から、どのように日々の活動内容を組み立て、差別や人権の問題とつなげていくかを考える上で、今後の解放子ども会運営にとってきわめて重要な指摘なのではなかろうか。

部落子ども会は、遊び、スポーツをし、文化活動にはげんで、しかる後に差別とたたかう、という公式があるのではない。まず差別との対決がある。子どもたちが、与えられたものとしてではなく、自らのものとして生活をみ、学校をみるなら、そこに、差別の結果として奪われている遊びがあり、スポーツや文化活動がある。あるいは学力がある。それとのたたかいからはじまる。学校教育との断絶がはげしい時には、基礎学力とのたたかいも子ども会の任務とされてきた。部落子ども会の歴史は、教育の機会均等を保障させるたたかいそのものだった。解放運動は子ども会を軸にすえなくては、教育を部落の子どもたちのものにするにはできないのである。

(中村 1973、p.448)

(4) 保護者(親)のあり方と関わって

最後に、解放子ども会に対する保護者(親)の関わりについて、である。保護者に「この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利及び義務を尊重する」と定めた条約第5条「親の指導の尊重」の原則からすれば、解放子ども会を通じての子ども・若者の人権保障の取り組みに関しても、何らかの形でそこに保護者が関与することが望ましい。たとえば、それぞれの被差別部落における教育保護者組織⁽⁷⁾と解放子ども会とが何らかの形でつながり、解放子ども会の運営を保護者組織が支えるといった形や、子ども会の支援にあたるおとなのスタッフに保護者がかかわるといった形が考えられる。

その一方で、解放子ども会の取り組みを親の子育て支援や子どもの虐待防止の観点から位置づけていくことも今後は必要ではなかろうか。このことは、条約第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」や第19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」などの実現とも深くかかわる。

たとえば、経済的な面での生活困難や両親の不和など、家庭環境に何らかの形で課題の

ある子どもや若者に対して、地域社会における他のおとなが解放子ども会の活動を通してさまざまな支援を行うこと。また、解放子ども会での日々の遊びや学習、文化・スポーツ活動などを通して、家庭環境に何らかの課題のある子ども・若者自身が、自らの悩みを周囲の子ども・若者、あるいは活動にかかわる地域社会のおとななどに話し、適切な支援を受けられるようにすること。このような活動ができれば、解放子ども会が子どものアドボカシー（権利擁護・救済）の場として機能するようになるだろう。

また、被差別部落に暮らす子ども・若者が解放子ども会の活動を通じて、学校外で多様な地域社会のおとなとつながり、必要な支援を受けられるということは、結果的に、保護者が子育てのさまざまな課題を一手に背負うことを回避し、負担が軽くなることにつながるのではなかろうか。解放子ども会の活動を通じて、「子どもが親以外の誰かにしっかりと支えられること」が、結果的に生活のしんどい層の家庭（保護者）を支えることにつながるとすれば、それもまた子育て・子育て支援活動の一つとして位置づけてよいだろう。

5. おわりに

以上のとおり、本稿では子どもの権利条約や国連子どもの権利委員会の総括所見、あるいは近年の子どもの人権論の研究成果などを手がかりにしながら、今後の解放子ども会の方向性について検討を行った。暫定的にはあるが、本稿3節で述べたとおり、解放子ども会は今後、「今日的な課題に即しながら、反差別の社会づくりや子どもの人権を守る取り組みを積極的に担う子ども・若者の当事者組織」として、子どもの権利条約の理念などを手がかりにして活動を位置づけていくことが適切ではないか。筆者としてはこのように考える。

その上で、今後は解放子ども会の活動の担い手たるおとなたちの意識や、活動計画をつくるプロセスなどに、どのように子どもの権利条約の理念などを織り込んでいくのか、ということが重要な課題になるだろう。たとえば活動の担い手たちの子どもの人権に関する学習・研修、それも遊びやスポーツ・文化活動など、具体的な活動場面に即した研修の充実が、まず真っ先に求められる取り組みである。次に、本稿でも一部試みているが、過去の解放子ども会や青少年会館などでの実践を、子どもの人権論の視点から再評価しなおす取り組みも必要だと考える。そして、解放子ども会や青少年会館などでの過去の良質の実践から必要な示唆を得て、それを今後の解放子ども会の取り組みに活かすことが必要ではなかろうか。

筆者としては、ゆくゆくは、解放子ども会の活動の中から出てきた子どもの意見をてがかりに、地元のまちづくりや学校づくり、さらには自治体の行政施策の在り方の見直し、修正などへとつながっていくことが大事だと考える。本稿でも所々で述べたとおり、解放子ども会の取り組みを通じて、たとえば子どもの意見表明と参加・参画の機会保障や、人権尊重・反差別のまちづくり・学校づくりへとつながっていくことができれば、解放子ども会の発展が日本の子どもの人権をとりまく社会状況を大きく変えていくことへとつながるのではなかろうか。また、そのためにも、今後は子どもの人権論で一般的に言われてきたことと、同和教育・解放教育・人権教育や在日外国人教育、インクルーシブ教育などの文脈から言われてきたこととの接続をはかっていくことが、今後ますます重要になると考

えている。

〈注〉

- (1) この数字に大阪市の子ども会の数が含まれているかどうか。財団法人大阪府子ども会育成連合会ホームページの2011（平成23）年度の組織図で見ると、評議員のなかに、大阪市内の子ども会の代表者が含まれていない。そこから考えると、大阪市は別ではないかと推測される。なお、大阪市には府のものとは別に、大阪市子ども会育成連合協議会がある。
- (2) このことにかかわっては、住友（2007、2009）や前田（2008）を参照。
- (3) 本稿ではひとまず「子育て・子育て運動」としているが、これは子ども・若者の社会教育（生涯学習）」や、「学校外活動」という表記も可能である。ちなみに前出『できることを、できる人が、できるかたちで』では、大阪市内の被差別部落における子ども会や居場所づくりの活動を、「子育て・子育て運動」の取り組みという言葉で表現した。本稿でもこれにあわせて、「子育て・子育て運動」と表記する。なお、「子育て・子育て」という用語は、子どもの社会教育の領域では、たとえば小木他（2000）などのように、すでに使われている用語でもある。
- (4) ちなみに、（社）部落解放・人権研究所（2010）第3章では、子ども・若者の居場所づくりとともに、地域社会における「基礎的なつながり」づくりという観点から、そこに参加する子どもや若者、保護者が楽しいと感じる体験活動を核にした子育て・子育て運動の取り組みを提案している。
- (5) このような観点から見ても、『いちょう団地発！外国人の子どもたちの挑戦』のような地域社会での外国籍の子ども支援や、八尾市安中地区のトッカビ子ども会（現在は特定非営利法人トッカビ <http://tokkabi.jimdo.com/>）のような活動は、今後、解放子ども会のあり方を考える上で参考にすべきものが多々あるのではなかろうか。
- (6) ちなみに、ここで中村弘三が挙げる「要求」を児童憲章（1951年）に照らしてみると、その当時の子どもの人権論に即した理解が可能である。とすれば、解放子ども会の運営に関する理論のなかには、今日的な子どもの人権論の水準に照らしても評価に値するものが多々含まれていると考えられる。その点の検討は今後の課題でもある。
- (7) 教育保護者組織のあり方に関しては、社団法人部落解放・人権研究所（2009）などを参照。

〈参考・引用文献〉

- 安部芳絵（2010）『子ども支援学研究の視座』学文社。
- 池田一男（2008）「Yさん大阪がたいへんです 大阪府内の青少年会館はいま」社団法人部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』246号。
- 池田一男（2009）「大阪府内の青少年会館をめぐる厳しい情勢」社団法人部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』255号。
- 一番ヶ瀬康子・泉順・小川信子・窪田暁子・穴戸健夫（1969）『子どもの生活圏』日本放送出版協会（NHKブックス）。
- 小木美代子・立柳聡・深作拓郎編（2000）『子育て学へのアプローチ』エイデル研究所。

解説教育六法編修委員会（2012）『解説教育六法（2012年版）』三省堂。

子どもの貧困白書編集委員会編（2009）『子どもの貧困白書』明石書店。

子どもの権利条約総合研究所（2010）『子どもの権利学習ハンドブック（子どもの権利研究第16号）』日本評論社。

清水睦美・「すたんどばいみー」編（2009）『いちよう団地発！外国人の子どもたちの挑戦』岩波書店。

社団法人 部落解放・人権研究所（2009）『大阪の部落における教育保護者組織－その現状と課題－』部落解放・人権研究所報告書 No.12。

社団法人 部落解放・人権研究所（2010）『できることを、できる人が、できるかたちで－青少年会館条例廃止後の大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題（青少年拠点施設検討プロジェクト報告書）－』部落解放・人権研究所報告書 No.16。

鈴木祥蔵・横田三郎・海老原治善編（1977）『講座部落解放教育1 部落解放運動と解放教育』明治図書。

住友剛（2007）「『逆風』のなかでの青少年施策充実にどう取り組むか－大阪市の青少年会館条例『廃止』問題への取り組みを手がかりに－」『部落解放研究』175号。

住友剛（2009）「子ども施策に対する地方自治体行政の責任－大阪府内での青少年会館存続に関する議論のあり方をめぐって－」社団法人部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』252号。

住友剛（2010）「大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題 青少年拠点施設検討プロジェクトの3年間の取り組みをふまえて」『部落解放研究』190号。

内閣府（2011）『子ども・若者白書（平成23年版）』。

中村弘三（1973）『解放教育と子ども会活動（解放教育著作集2）』明治図書。

日本弁護士連合会（1993）『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法』こうち書房。

平沢安政（2000）「子どもがエンパワーする人権教育研究プロジェクトについて」部落解放・人権研究所編『子どものエンパワメントと教育』解放出版社、p.16。

部落解放同盟北久保支部（1970）『めだか子ども会（解放教育選書3）』明治図書。

前田朋章（2008）「子どもたちの『居場所』づくりのために 大阪市西成の子ども応援サークル『スプッチ』の活動」『部落解放』602号。

〈参考ホームページ〉

大宮子供会育成連合協議会ホームページ

http://www.geocities.jp/ohmiya_kodomokai/index.html（2012年3月14日確認）

財団法人大阪府子ども会育成連合会ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~fukodomo/>
（2012年3月14日確認）

特定非営利法人トッカビホームページ <http://tokkabi.jimdo.com/>
（2012年3月18日確認）

山科醍醐こどものひろばホームページ <http://www.kodohiro.com/>（2012年3月18日確認）

終章 これからの解放子ども会

高田 一宏

1. 解放子ども会のあゆみ

戦後の子ども会活動は、厳しい生活状況のなかで子どもたちが「荒れ」や非行に走ったり低学力に陥ってしまったりするのを防ごうとする取り組みから始まった。1960年代までの子ども会では、有志の青年や教師などが、手弁当で、子どもたちを集め、遊びや文化・スポーツ活動の世話をしたり勉強をみてやったりしていたのである。活動場所も、個人宅、地域の隣保館や集会所、診療所、公衆浴場など、実に様々だった。

1970年代に入ると、特別措置法のもとで同和対策事業が進む中、子ども会の活動拠点（青少年会館・青少年センター、児童館など）と専任の指導者（社会同和教育指導員）が確保され、子ども会活動の条件は急速に改善された。子ども会の組織は広がり、活動内容も多様化・充実していった。ところが、子ども会活動が盛んになる一方、子どもたちが「温室育ち」でひ弱にしか育ってないのではないかという声が、地域の中からあがるようになった。保育所、子ども会、学校などに子育てを「依存」する保護者の姿も指摘されるようになった。こうして、1990年代には子ども会改革、教育保護者組織の改革、青少年会館等の改革が部落の地域教育運動の焦点となった。

最近約10年間で、特別対策としての同和対策が終結するとともに同和対策事業や部落解放運動に対するバックラッシュが強まる中、子ども会の活動条件は後退し子ども会組織も縮小している。かつては「1つの（解放同盟の）支部に1つの子ども会」といわれた子ども会だが、現在、大阪府内の同盟支部で子ども会組織が存在するところは半数に満たない。だが、その一方、保護者のボランティアやNPO、子どもの「居場所」づくりなど、新しい形での地域教育・青少年育成活動が芽生えている。

こうした変化が良いことか悪いことかは一概には言えない。本報告書の第4章でみたように、子ども会活動を続けるにしてもやめるにしても、各地域の関係者は、多くの要素—解放子ども会の歴史、周辺地域の子ども会との関係、放課後や休日の地域活動に関わる取り組みや行政施策、学童保育の実施状況、青少年会館等の設置及び運営状況、指導者やボランティアの体制など—を考慮に入れて、現実的な判断をしているからである。

だから、ほんとうに注目すべきは子ども会組織の有無ではない。どのような形であれ、子ども会が担ってきた役割や期待される役割を引き受ける地域活動があればそれでよいのではないか。以下では、解放子ども会が果たしてきた役割を整理したうえで、今後の地域活動にあたって留意すべき点をあげたい。

2. 解放子ども会が果たしてきた役割

(1) 遊びや文化・スポーツ活動とそれを通じた仲間集団の形成

子ども会の日常活動である。メンバーが固定的で活動内容も定型的なものには、文化・

スポーツなどのサークル・クラブ活動がある。青少年会館の事業として行われている子どもの「居場所」づくりなど、メンバーも活動内容も流動的なものもある。いずれにしても、遊びや仲間を求める子どもの欲求に依拠した活動である。

遊びや仲間集団の人間形成機能については、発達社会学や教育社会学に多くの研究蓄積がある。多くの研究者が注目してきたのは、社会的スキル、想像力や工夫する力、他者や物事に対する好悪の感情、善悪の判断力、体力や運動能力などである。ただし、現代の日本社会では、自然発生的な遊びや仲間集団が育ちにくくなっている。遊び空間の整備やおとなからの助言や指導も必要である。遊びの拠点となるプレイパーク（冒険遊び場）やプレイリーダー（遊びの指導員）の重要性や可能性については、子どもの遊び研究・社会化研究の中で注目されるようになってきているが（仙田 1992、門脇 1999）、かつての青少年会館や社会同和教育指導員もプレイパークやプレイリーダーに相当する役割を果たしていたように思われる。

(2) 基本的生活習慣や学習習慣の形成、困難を抱える子どもの自立支援

部落では、保護者が暮らしに追われていたり、子育てについての知識やスキルが乏しかったりするために、基本的生活習慣や学習習慣が整わない子が多いといわれてきた。実際、これまでに行われた学力や生活の実態調査でもそのような傾向が明らかになっている。子ども会、特に低学年部の学童保育的な取り組みは、そうした実態を改善するためのものであった。また、子ども会で教科学習の補習をすることについては賛否両論があったけれども、実際には、多くの地域で「地区学習会」などと呼ばれる放課後学習会が教師主導で行われていた。

1990年代以降は、子育てや教育を保育所、子ども会、学校に「任せきり」にしているのではないかという反省が保護者の間で生まれ、保護者組織が子育てについての相互学習や相互交流をしたり、青少年会館が子育て支援や家庭教育講座などの事業を実施したりするようになっていった。家庭教育の充実は依然として大きな教育課題であるが、保護者が重層的・複合的な困難を抱えていたり子どもに対する虐待があったりする場合、福祉、医療、労働等の専門家も交えた多面的な家庭支援が求められる。これまでに行われてきた隣保館での総合的な生活相談や最近登場したスクールソーシャルワークは、まさにそのような家庭支援をめざす取り組みである。子どもの自立支援も、そうした包括的支援の一環として考える必要がある。

(3) 人権・部落問題学習

「（部落差別と）たたかう子ども会」の側面であり、解放子ども会が解放子ども会とよべる所以はこの活動にあるといってもよい。1970年代までは教育活動としての子ども会活動と社会運動としての部落解放運動の「結合」が主張され、越境就学反対運動や狭山差別裁判糾弾闘争で子ども会が大きな役割を果たした。これらの運動の中からは地域における部落解放運動の担い手が育ったともいわれる。

時代が下るにつれ、おとなたちの部落解放運動と子ども会の「結合」は緩やかになった。また、部落問題以外の人権課題についても学習が行われるようになってきた。その目標は、部落問題以外の人権問題に関する学習を通して、部落問題そのものについての理解を深め

たり、社会に存在する様々な不平等や差別・社会的排除をなくそうとする資質や能力を育んだりすることである。人権・部落問題学習や解放運動への参加のあり方が変化したのは、部落解放運動における人材養成の考え方が変化したことが影響している。従来の解放運動は地域に残り地域で解放運動を担う人材の育成を重視してきたが、それだけでなく、部落問題に対してよい意味でのこだわりをもちつつ、「（部落の）外で勝負ができる」（高槻富田地区）人材の育成をめざすようになったのである。

ただ、部落問題学習に当事者としてどのように向き合うべきかについては、これといった答えを見いだせないでいる地域が多いようだ。松原・更池地区のように子ども会として部落問題や部落解放運動についての聞き取り（ヒヤリング・ワーク）をしたり合宿をしたりしている例や、貝塚のように中学校での部落問題学習に際して教員と保護者が話し合う機会を作っている例もある（第3章、第4章参照）。だが、こうした活動はずいぶんと少なくなっている。学校の人権学習で部落問題を取り上げる機会も減っている。だから、部落問題について子どもたちにどう話したらよいのか迷っている保護者はかなり多いかもしれない。あるいは若い世代では部落問題への関心そのものが希薄になっている可能性もある。いずれにせよ、子どもや若者の部落問題認識とアイデンティティについては、今後、理論的にも実践的にも検討すべき課題が多いように思われる（内田 2009）。

（4）子育て・教育のネットワーク形成

子ども会の指導には社会同和教育指導員だけでなく、子ども会参加者の保護者や青年も関わってきた。子ども会活動へのおとなたちの関与は、おとな同士や子どもとおとなの多様なつながりを作り出す。そして、地域の子どもに対する当事者意識を形成したり、大人と子どもがともに参加する地域教育活動を活性化させたり、大人たち・子どもたちの連帯感を強める。木村（2008）は、部落の教育保護者組織の真価を「地域全体がつながりあうこと、つまりは重層的なネットワークの形成にあった」と述べているが、子ども会活動は、子どもたちに加えて保護者や地域住民どうしの紐帯を強化するという意味において、「重層的なネットワーク」の結節点であった。

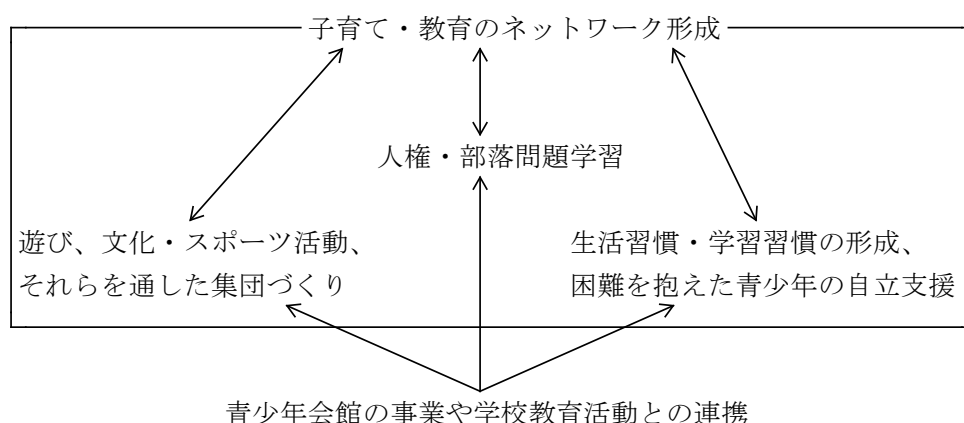
子ども会の活動に指導者やボランティアとして教師が参加することも、かつてはかなり広く見られた。同和加配という人的保障もさることながら、家庭や地域での子どもの生活を知らなければ学校での指導などできないという認識が教師に広く共有されていたことも大きい。校区に部落を有する学校では、子ども会への参加を通して子どもたちの生活背景や保護者の教育への思いを知り、また、子ども会と連携して学習及び生活の指導を行うことが一般的だった。

このように考えてみると、子ども会をはじめとする地域活動がなくなることは、教師を含めた大人たちにとっても好ましいことではない。現状では、子ども会活動を支えてきた物的・人的条件が悪化する中、子ども会を支える人びとの負担は増している。地域の多様な人材の参加や子どもの異年齢集団づくりなどを通して、無理なくできる活動を考える必要がある。

以上、子ども会の果たしてきた役割を、遊びや文化・スポーツ活動の充実、生活習慣や学習習慣の確立、人権・部落問題学習、子育て・教育のネットワーク形成という柱に沿っ

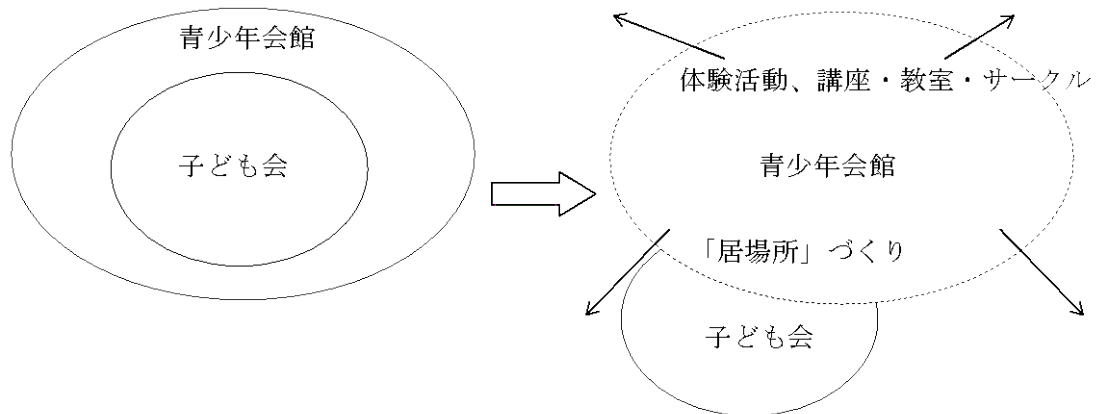
て整理した。それを示したのが図1である。図1では多様な活動とその担い手のすべてを網羅しているわけではないが、子ども会とは何かをあらためて考える手がかりにはなるだろう。わたしとしては、特に、過去に子ども会に参加した方や子ども会の指導を経験した方に、当事者の立場からご意見をいただきたいと願っている。

図1 子ども会の機能



子ども会そのものの役割とならんで、子ども会と青少年会館との関係も整理しておかねばなるまい。かつての子ども会活動は、青少年会館という活動場所と社会同和教育指導員という指導者に支えられていた。だが、現在は、青少年会館の事業予算や職員が削減されたり、一部の自治体で青少年会館そのものが廃止されたりする中、子ども会の運営は自立を迫られている。現在でも青少年会館の主催事業に子ども会が参加することはあるが、それは子ども会活動の一部である。子ども会活動がない日や時間帯に青少年会館が子どもたちの居場所・溜まり場として機能している場合もある。子ども会活動の指導や世話をしているのは青少年会館の職員だけではないし、青少年会館の事業対象地域は部落だけでなく周辺地域や市町全域をカバーしている。

図2 子ども会と青少年会館の関係の変化



要するに、子ども会の内実、青少年会館と子ども会指導員の丸抱えで展開される活動（図2左側）から、指導や支援をする人々の多様性とメンバーシップの流動性を特徴とする活動（図2右側）へと変化しているのである（図2）。

3. 活動の充実にむけて

おわりにあたって、これからの子どもの活動や組織のあり方を検討する際に留意すべきポイントを、各地域の事例をあげながら検討したい。ただし、ここでとりあげるのは活動の全体ではなく、特定の観点から切り取った活動の要素や側面である。また、ここに名前の挙がっていない地域の活動にも同じような要素や側面は存在している。

(1) 地域の人びとによる子ども会運営

第2章でみたように、部落解放運動の立場からは、解放子ども会を運営する責任は同盟支部にあるということがくり返し指摘されてきた。なるほど正論ではあるが、地域の有志による自律的な運営へと移行できた子ども会は少ない。

第3章で岸が報告している更池の子ども会改革は、そうした移行が成功した例である。更池の子ども会では、保護者が運営の責任を負って、スポーツ活動、教科の学習会、親子集会、夏休みの合宿、部落問題学習など、多彩な活動が展開されている。ただ、保護者には仕事があるため、小学生のスポーツクラブ以外の活動は、土曜・日曜や平日の夜に行われている。また、高校生や大学生、社会人青年、子ども会の元保護者、退職教員などの協力を得て、無理のない形で活動が行われている。

地域の人びとが子ども会に協力的なのは、これまでに培われてきた青少年会館や子ども会への信頼感だという。また、市内の松原高校に進学した人々のインフォーマルなネットワークも子ども会活動を支えているようだ。こうした条件を備えた地域はおそらく更池だけではない。更池に他と異なる点があるとすれば、「信頼感」や「人的ネットワーク」という潜在的資源を子ども会活動の運営体制に結びつける改革が功を奏したことであろう。すなわち、更池では、1990年代後半以降の「地域子育て改革」や「青少年会

館改革」を通して、保護者や住民の地域教育活動への参加がうながされ、地域教育を担う主体が形成されてきたのである。

保護者が中心となって子ども会を運営する以上、毎日活動することは不可能である。だが、放課後や休日の過ごし方を家庭任せにしまうと、充実した生活を送れる子とそうでない子の格差が生じてしまう。地域活動には、学校や家庭では提供できない生活体験や社会体験を提供できるという積極的な意義もある。だから、放課後や休日に青少年会館や学校で行われる事業や取り組みに子どもたちが参加できるよう、きめ細かい情報提供が必要である。多くの人々の参加や協力によって、役員に過重な負担がかからないようにし、活動を充実させることも必要である。

保護者や地域住民には専任の子ども会指導員と同じことはできない。活動時間や活動内容を精選する現実的判断が必要である。同時に、様々な人や組織、場や機会を上手に組み合わせて子どもの地域活動を充実させることも必要である。更池では時間をかけてその両方を実現したのだといえよう。

(2) 青館に不可欠な、困難に直面する子ども・若者の支援機能

保護者を初めとする地域住民が子ども会運営をになうといっても、これらの人々の手に余るような困難な状況も存在している。最近約10年間で、部落の生活が再び「不安定化」していることや、子どもたちの学力不振が深刻化していることをうかがわせる調査結果が相次いで報告されている。

「再不安定化」の予兆が指摘されたのは2000年に大阪府内で実施された生活実態調査であった。かつての部落では若年層ほど就労が安定化する傾向が見られたが、2000年の調査ではそうした傾向が見られなかったのである(奥田2002)。また、その後大阪府内で実施された学力調査では、部落の子どもたちの学力水準が大きく低下して部落外との学力格差が拡大したこと、部落の学力分布は「できる子・できない子」に二極化していることが明らかになった。1990年代半ば以降、部落の高校進学率が低落傾向にあることも指摘されている(高田2009)。一地域の限られたサンプルではあるが、都市部の大規模部落で部落外との学歴格差が解消されていないこと、若年層で雇用の不安定化がすすんでいることを示す調査結果もある(妻木2010)。

こうした「困難な状況」に保護者や地域住民が対処するには限界がある。自助(個人的な努力)や共助(住民の助け合い)で対応できる範囲を超えてしまっているからである。やはり公的な支援も必要である。このことに関わって興味深い事例がある。箕面の「らいとぴあ21」における「教育課題を抱える」子どもへの支援や若者の「再学習ニーズ調査」である(第5章参照)。「らいとぴあ21」では、公的な青少年育成・社会教育事業として、障がいのある子、不登校の子ども、虐待を受けてきた子などに対する支援事業が展開されてきた。面白いのは、これらの子どものニーズを把握する上でインフォーマルな子どもの「溜まり場」が重要な役割を果たしたということである。池田は子ども会指導員としての長年の経験から「社会教育施設には、安心・安全の空間を作れば、学校や家庭、また社会から疎外されている子どもたちが溜まるようになる」と述べている。そうした溜まり場において「子どものつぶやきを拾う」ことができる施設職員が求められている。子どもや青年が「溜まる」場の存在や大人が子どもの「つぶやきを拾う」行為は、行政評価で重視さ

れる効率性や対費用効果という考え方には馴染まない。しかし、困難に直面した子どもの支援には欠くべからざるものである。

2009年の政権交代後、貧困をはじめとする様々な困難に直面する青少年に対する公的支援は政策課題になりつつある。民間レベルの支援活動も全国各地で行われている（第6章参照）。今後、いっそう、各地の取り組みの実践交流や政策提言が盛んになることが望まれる。その第一歩となるのは、おそらく子どもや若者、若い保護者の生活実態や生活意識の把握であろう。運動体もようやくそうした試みを始めている（部落解放同盟中央本部2011）。

（3）小学校低学年期からの子どもとおとなのネットワーク

同和保育運動には、家庭での保育に「欠ける」子どもだけを保育の対象とするのではなく、すべての子どもを保育の対象とするべきだという考え方があった。この「皆保育」の考え方に則って、行政は入所基準を弾力的に運用して希望者全員の入所を可能にする措置をとっていた。保護者は、子どもの保育所入所と同時に、個人給付の事業の受給者として「乳幼児を守る会」などに入会し、子育てや教育に関する学習会に参加したり、他の保護者や保育士と交流したりしていたのである。子どもが乳幼児の頃からの保護者のつながりは、「教育を守る会」や高校生・大学生の保護者会へと引き継がれ、子育てに困ったり悩んだりしたときに保護者をはげましたり力づけたりしていたのだ。

だが、近年は、保育所への入所をきっかけにして保護者を組織できなくなっている。2008年度に解放同盟大阪府連が実施したアンケートによれば、保育保護者組織が存在すると回答した支部は10にとどまる（部落解放・人権研究所編2009）。今はまだよいかもしれない。親は自身が子どもの頃に子ども会活動を経験しているからである。だが、あと10年もすれば親世代に子ども会活動を経験した人はいなくなってしまうだろう。

第4章でとりあげた更池、貝塚、高槻富田などでは、いずれも小学校低学年段階の子どもやその保護者のつながりを大切にしている。そのつながりは子どもが成長した後も生き続けて地域活動の基盤になっているようである。更池と貝塚では青少年会館の事業への参加、高槻富田では「キッズルームそうべい」が、子どもとその保護者がつながる機会を提供してきた。また、飛鳥では、同じ保育所に子どもを通わせた保護者のインフォーマルなネットワークから「ぴーす」というサークルが生まれ、子どもが小学校に入学した後にも活動を続けている。

今後は、青少年会館の事業、保育所保護者会、学童保育、放課後子どもプランの関連事業などにおいて、幼児期から小学校低学年期にかけての子どもと保護者の交流やつながりをつくりだす方策を検討すべきだろう。

（4）社会教育・青少年育成事業の転換と指定管理者制度への対応

巻末に掲載した年表にあるように、一般対策として実施されてきた大阪府の事業「地域青少年社会教育総合事業」は、2009年度に廃止となった。豊能町、大阪市、茨木市では青少年会館も廃止されている。子ども会活動を支えてきた物的・人的・財政的条件の切り縮めの背景には、運動体や同和対策事業に対するバッシングだけでなく、公的社会教育行政全般の大きな変化が存在している。すなわち、関連予算の縮小、社会教育事業の教育委員

会から首長部局への移管、事業の民間委託、さらに関連施設への包括的な指定管理者制度の導入などである。

こうした変化に主体的に対応できている地域は、現状ではあまり多くはないが、NPO やボランティアの活動が子ども会活動を支えている地域はいくつかある。公的な生活課題としての子ども・青少年育成の担い手は、行政だけではない。民間の活動もまた重要な担い手だ。私たちが考えるべきことは、次世代育成や若者の社会的包摂といった公的課題の解決にあたって、いかに行政と民間が協力していくかということなのである。

公的課題の解決をもっぱら行政に対する要求闘争を通して実現しようとしたのが「第二期の運動」の特徴だとすれば、民間と行政のネットワークを通じて公的課題の解決を目指すのが「第三期の運動」の特徴であろう⁽¹⁾。最近、全国各地の部落では「まちづくり」を使命に掲げた NPO 法人がいくつか立ち上がっている。この報告書で紹介した「暮らしづくりネットワーク北芝」はその一例である（北芝まんだらくらぶ編著 2011）。この NPO は 2010 年度から地域の人権文化センター（らいとぴあ 21）が指定管理者となり、事業実績や NPO 活動の経験をふまえて、職業観醸成事業などの新しい取り組みを始めている。

子ども会や青少年会館の連絡組織は事実上消滅しており、今後は、それらに代わる、まちづくりや青少年育成活動の経験を交流する場や機会をつくる必要がある。

（5）校区における教育コミュニティづくりへの貢献

近年の部落の実態の変化として、生活困難層の増加とならんで指摘されるのが少子・高齢化である。部落では、若年の生活安定層が部落外に転出する一方、高齢者・低所得者が部落に滞留する傾向が目立つようになってきた（奥田 2002）。中長期的には様々な年代や階層の人々が定住できるまちづくりが望まれるところだが、少子化への対応は子ども会が直面する喫緊の課題である。子どもの数があまりに少ないと、集団活動が成り立たなくなってしまうからである。

活動を活性化するには、子ども会活動に高齢者が協力する機会をつくるといった工夫も必要だろう。祖父母・父母・子どもの世代間交流（草野・秋山 2004）を促す場として子ども会を考えるのである。また、青少年会館の立地条件、学童保育の実施状況、地域子ども会の活動状況との兼ね合いもあるが、周辺地域の子どもたちとともに子ども会活動をしたり、活動の支援者や指導者を幅広く募ったりすることも必要だろう。

部落の少子・高齢化は今後も急ピッチで進む。子ども会はそれに対応する必要がある。子ども会は様々な世代や立場の人びとの交流と共同活動の場となる可能性を秘めている。さらにいえば、学校や地域で子どもたちや住民相互のつながりをつくることは、大阪で展開されてきた教育コミュニティづくり⁽²⁾運動の再活性化に結びつくはずである（池田 2001、2005、高田 2005）。

〈注〉

- (1) 公共的なサービスを行政だけではなく民間の手によっても提供しようという考え方がある。新しい公共（new public）と呼ばれるものである。その底流には、行政の提供するサービスは非効率的で市民の細かなニーズに対応できないとする発想がある。民主党主導の連立政権誕生後の 2010 年、鳩山元首相の提唱により「新しい公共円卓

会議」が内閣府に設置された。

- (2) 大阪府内では「地域教育協議会」を基盤として学校と地域の協働を促し、子育てや教育を基軸にした「教育コミュニティ」づくりを進める施策が行われてきた。「地域教育協議会」は「すこやかネット」(大阪市以外)あるいは「はぐくみネット」(大阪市内)という愛称でよばれることが多い。現在は大阪府・大阪市の独自事業はなくなり、国の学校支援地域本部事業などを使った取り組みが行われている。

〈参考・引用文献〉

- 池田寛編著 (2001) 『教育コミュニティハンドブッケー地域と学校の「つながり」と「協働」を求めてー』 解放出版社。
- 池田寛 (2005) 『人権教育の未来ー教育コミュニティの形成と学校改革ー』 解放出版社。
- 内田龍史 (2009) 「部落(民)アイデンティティ」 友永健三・渡辺俊雄編著『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』 pp. 122-138.
- 奥田均 (2002) 『「人権の宝島」冒険ー2000年部落問題調査・10の発見ー』 解放出版社。
- 門脇厚司 (1999) 『子どもの社会力』 岩波書店。
- 木村和美 (2008) 「『当事者』がみた教育保護者組織の役割」『部落解放研究』第182号、pp.26-39.
- 北芝まんだらくらぶ編著 (2011) 『大阪・北芝まんだら物語ーであいがつながる人権のまちづくりー』 明石書店。
- 草野篤子・秋山博介編 (2004) 『現代のエスプリ No. 444 インタージェネレーションーコミュニティを育てる世代間交流ー』 至文堂。
- 社団法人 部落解放・人権研究所 (2009) 『大阪の部落における教育保護者組織ーその現状と課題ー』 部落解放・人権研究所報告書 No.12。
- 仙田満 (1992) 『子どもの遊びー環境建築家の眼』 岩波書店。
- 高田一宏 (2005) 『教育コミュニティの創造ー新たな教育文化と学校づくりのためにー』 明治図書。
- 高田一宏 (2009) 「部落の低学力ー近年の調査からみえてくるもの」『部落解放研究』第186号、pp.15-30.
- 妻木進吾 (2010) 「不安定化する都市部落の若年層ー2009年住吉地域労働実態調査からー」『部落解放研究』第189号、pp.2-11.
- 部落解放同盟中央本部生活労働運動部／青年運動部編 (2011) 『部落青年に対する2つの全国調査結果・中間報告ー雇用・生活実態調査、部落問題認識調査』。

参 考 資 料

① 第一次解放教育計画検討委員会報告

『部落解放』第 79 号 1975 年臨時号「解放教育理論の豊かな創造をめざして 解放教育計画検討委員会第 1 次報告」 解放出版社 所収

② 第二次解放教育計画検討委員会報告

鈴木祥蔵・第二次解放教育計画検討委員会編集（1985）『地域からの教育改革 大阪の解放教育の点検と再構築』部落解放研究所 所収

③ これからの解放教育 ―解放教育への提言―

部落解放同盟大阪府連合会（1992）『活動家通信』第 36 号 所収

④ 同和地区青少年会館のあり方について（同和地区青少年会館のあり方検討会） 1998 年 12 月 15 日

⑤ 社会同和教育指導員制度の改革について（社会同和教育指導員制度長期改革検討会） 1998 年 12 月 15 日

⑥ 解放子ども会 関連年表

⑦ 解放子ども会結成年・青少年会館設置年 一覧

第一次解放教育計画検討委員会報告

第二章

子ども会活動十年と今後の課題

一、第一次検討委報告・その後

第一次の解放教育計画検討委員会（略して第一次検討委）は一九七四年に発足し、一次報告『解放教育理論の豊かな創造をめざしてに創造しよう』を提起している。^①「子ども会教育プロジェクト」も「解放教育と子ども会」をまとめている。今回は第二次検討委であり、取り組みとしては一九八四年である。この間十年になる。第一次から第二次への必然性を若干ふれておかなくてはならない。

第一次検討委が生まれたのには、一定の歴史的背景がある。一九七四年といえば、内外の政治情勢が激変する時期である。いわゆる「ショック状況」を重ねて国際社会は大きく変わるが、部落解放運動はこの時期に「被差別統一戦線」を提起する^②。それは後に「反差別共同闘争」として定着していくが、反差別への連帯と広く訴えたのは画期的だったといっている。

教育問題では、一九七一年に「第三の教育改革」が提起されてくる。これは「社教審」答申からはじま

り、「中教審」答申につなげるという形式をとるが、この時点で戦前戦後の融和・同和教育を動かしてきた体制がわの原則が表面化する。つまり、学校外を固め、それから学校教育に迫るという方式であるが、この時点ではボーイスカウトなど官製子ども組織が学校教育をリードしようということになる。これに対する人民がわの動きがもちろんある。とくに日教組は「教育制度検討委員会」を組織して『日本の教育改革を求めて』（一九七四年）を提起するが、これは「第三の教育改革」に対応できるようなものではない。

部落解放教育が独自の運動に迫られ、ここで第一次検討委の発足となるわけである。

第一次検討委の「解放教育と子ども会」は、最初にさきの「第三の教育改革」などにふれ、自己の主張にはいる。本論は「その歴史」―「戦前」「戦後」をまずおさえ、「その到達点」「その展望」「今日の諸問題」となっている。今日、このなかでとくに重視したいのは「その展望」である。この主張は二点―「被差別統一戦線と子ども会」「ピオネール構想を」となっている。反差別の連帯が、子ども会でも部落を越え、ピオネールを意識していくというのは、いわば必然だろう。

この主張は、今日でも正しい。部分的なところはともかく、基本的には今日も生きている。だが、このあと十年という歴史はやはり動かしがたい。特別措置法を見ただけでも前期が終わり、後期の五十年から三千年の延長、新しい「地対法」五年もすでに終わりに近づいている。教育問題・子ども会論も不変ではありえないだろう。

二、再総括の理由

部落子ども会を再総括する必要がある、という声は内外から起こってきた。「内」は大賀提案^⑧というかたちをとる。「外」は教育臨調Ⅱ教育改革である。

大賀提案は、部落解放運動がわからである。やや正確に言えば、大賀氏は部落解放研究所の研究部長である。部落解放研究の立場からの提起だといっていだろう。大賀提案の第一点は、部落子ども会が最近、はきはきしていない、自主性・主体性が弱いなどという子ども会硬直化の問題である。第二点は、それと合わせて関係の深い指導員制度の問題である。社会同和教育指導員制度が生まれて十年になるのだが、この制度にこめられた矛盾が表出している、という指摘である。第三点は、青少年会館の位置づけ、任務に関してである。青少年会館が子ども会の場合であり、指導員の所属機関であってみれば、ここにも問題が波及してきて当然である。重点はもちろん第一点―子ども会のありかたにある。そこに視点をおいて論議しようというものである。

教育臨調Ⅱ教育改革からの提起は、いうまでもなく体制がわからである。いま提起されている教育改革は政界・財界など各方面にわたるが、とくに強力なのは政界、なかでも中曽根首相とその身边である。そこに視点をすえてみれば、「改革」の冒頭、中曽根首相の「七つの構想」（一九八三年）では「社会奉仕活動や集団宿泊訓練などを正規の学級教育活動として充実する」などといっている。「文化と教育に関する懇談会報告書」（一九八四年）でも、小中学校で「青少年団体活動、社会奉仕活動等への積極的な参加」をうたっている。「第三の教育改革」の場合は、官製子ども組織を重視するといっても一応は学校教育外である。だが今回は校外から校内へと、一大飛躍することになる。

この教育臨調Ⅱ教育改革に対するには、もちろん部落子ども会レベルではすまされない。だが日教組関

係の教育改革案には子ども会が登場してこない。たたかひにあたって、土俵さえ設定できないというもの。解放教育運動としては第一次検討委で「ピオネール構想」を提起してある。思い起こすべきだろう。

「これらの多様な子ども会の展望をふまえ、これらを統一し、質的な発展をたえずめざしていく組織をどうするか、という問題が生まれてくる。部落解放子ども会の発展は、ここで、必然的にピオネール構想をもたざるをえなくなるだろう。

ピオネールは、歴史でもみてきたように、もともと前衛党の組織である。だが、今日、日本にはそれを組織し指導できる前衛党は存在しない。その先駆的な役割をにないうるのは、現実に部落解放運動以外にない。

しかも、この新しいピオネール構想も、その具体化の条件はしだいに熟しつつある。たとえば日本社会党は、すでに解放同盟との連帯をうたい、労働者の中心部隊『総評』も、一九七四年度運動方針で、狭山のたたかひをはじめ、『同対審』答申完全実施、『特別措置法』即時具体化のため、部落解放同盟との連帯をすすめていくことを、はじめて具体的にうちだしている。これらの動きが、子どもの教育に目を向け始めるとき、労働者を指導者とする地域子ども会の実現を必然たらしめ、部落解放、人間解放をめざす、被差別統一戦線の新しいピオネール構想は、早急に実現するであろう」

十年前の提起であるが、雄大な構想である。だが、具体化は残念ながら不十分だった。加えて大賀提案である。部落子ども会の再総括・再構築はさけられなかったのである。

二、改革案(1) — 子ども会の組織・運営について

子ども会が正常な活動すること―生き生きと活動できることは、子ども会が子どもたち自身でなければならない。自主性・主体性が十分に生かされ、保障されていなくてはならない。部落子ども会の形骸化や枯渇化の原因は、主としてここにもとめられる。

十年前、指導員制度ができたころになるが、「学童保育」を「子ども会低学年部」と位置づけた。「低学年部」であるから「子ども会」自体ではないのだが、この表現からみても「子ども会」にウエイトがかかってしまう。だが、理論的にいっても経験的にみても、自主的・主体的な活動が可能なのは小学校三～四年生以上とされている。ソビエトのピオネール然り。ボーイスカウトにしても同様。部落子ども会はこの原則を甘くみた。あいまいにしてしまっている。子ども会全体として、自主性・主体性のよい集団、その活動とならざるをえない。

加えて、指導の重点の置きかたである。「低学年部」は学童保育的であり、当然のこととして出席率が高い。逆に「高学年部」「中学生」になると、出席率は低下する。そこで「低学年部」をまず固め、それを「高学年部」に押し上げていこう、という傾向におちいりやすい。それもあっていいが、本流はそこにはない。「子連」を中心とする指導者グループは、この弱点を克服できなかったのではないか。改革のもっとも重要な部分はこれである。

そこに視点を定めるなら、ここから多くの問題が浮上してくる。欠かせない問題からあげておこう。

第一 ― 小学校四年生を境にして、小学校四～六年生の「高学年部」と「中学生部」を子ども会の主力とする。本来の子ども会とする。小学校三年生までの「低学年部」は本来の子ども会とはみなさない。「学童保育」の対象とし、要保護集団として組織・指導する。

第二 ― 指導者・指導体制についても、当然相違がでてくる。「高学年部」「中学生部」の指導は、部落解放同盟支部や同青年部があたる。具体的には、それらの組織を中心とする有志によってすすめる。小中学校で子ども会担当と位置づけられた教師も多くはここに参加する。「低学年部」には、社会同和教育指導員があたる。もちろん、すべての指導員が「低学年部」に移行するわけではない。「高学年部」「中学生部」にも一定の任務をもっているだろうが、それはやはり一部である。

第三 ― 子ども会の指導者会議の組織化に関するものである。会議は各部で、全体で、全体でもいくつかのケースがあるだろう。だが、このさいとくに留意しなくてはならないのは「高学年部」「中学生部」の指導者会議である。ここには有志に加えて学校の教師が、指導員がと、多様なメンバーが参集する。討議の核心も、子どもたちの自主性・主体性をどう育てるにかおかれるだろう。学校教育との相違や関連も具体的な論議になろうし、部落子ども会の歴史や国際社会の子ども会の動向もつねに視野におさめておかなくてはならない。この部のありようが、部落子ども会のすべてに深くかかわってくるといっていいだろう。もとより、これら三点は形だけの問題ではない。今日の部落子ども会の現状からしてこの視点を定めるべきであるということがあって、民主的な子ども会の組織・運営というものは、こうしたものである。あくまでも原則であり、形式よりいっそう深く原則を先行させなくてはならないのである。

四、改革案(2) ― 社会同和教育指導員制度について

社会同和教育指導員制度は、二つの積極的な意義をもっている。一つは、部落子ども会の指導は部落解放運動を担う青年たちによるもの、とする原則を具体化したものである。一つは、部落出身の青年の就職の機会均等をいっそう保障しようとするものである。この二つはきわめて重要であり、今後も強調していかなくてはならない。

だが、目的よければすべてよしとはならない。指導員制度十年の歴史は、同時に緊急な克服を迫られている問題を提起している。ここにも多くの問題があるが、基本的には指導員が行政職に属していることに関係している。いわば二面性をもっているといっていだろうが、一方では、行政職員ではあるが、部落解放運動に関わっている。部落解放同盟が組織する子ども会の指導にあたっている。ここからは、「運動がわ」という認識と行動が生まれてくる。さらに一方では、行政職員であるからには自治体労働者である。労働者としての権利をもっている。この権利は国際社会の労働者の権利ともつながり、部落大衆の部落解放の権利とも関わっている。この権利が子ども会の活動と、端的にいうと部落の子どもたちの権利と一致する場合はいいが、不一致の場合はどうか、という問題も生まれてくる。

とくに、後者の場合である。この根は深い。歴史的にみれば、戦後初期の一時期、和歌山で子ども会の指導をめぐる、教師の権利と矛盾、対立するという問題提起があった。これは、未解決のままで終わっ

ている。子ども会とは離れるが、有名な矢田教育差別事件では、教師の権利と部落の子どもの権利とが矛盾し、それを教師がわの「権利」で子どもたちの権利を切り捨てた、というところに本質がある。これらの諸問題と、ほぼ同一線上にある問題だといっていいだろう。この課題をどう克服するかである。

第一 ― 行政職員としての所属を明確にすることである。指導員が自分の地域で部落解放運動に関わることと、行政職員として子ども会指導にあたることは、おのずから別である。しかも、行政職員は同時に自治体労働者であり、ここでは部落解放運動と共闘・連帯の関係にある。さきのピオネル構想にみたように、連帯・反差別共同闘争が成立しなくてはわが国の民主的子ども会もピオネルも形成されない。今日の時点で、自治体労働者の果たす役割はきわめて大きいといわなくてはならない。

第二 ― 社会同和教育指導員は、原則として「低学年部」を担当する。主要な活動の場が「低学年部」となる。「低学年部」の占める位置は重要である。解放教育は学校教育・子ども会・保育と三つの教育機関をもっているが、「低学年部」は保育とつながるだけにとどまりはしない。子ども会・学校と、すべての教育機関につながり、まさにカナメの位置を占めている。指導員集団の担う任務は、きわめて重たいといえるだろう。

第三 ― 指導者の勤務する地域に関しては広域指導方針をとる。従来は特定の一支部・一子ども会を対象にしていたが、指導者としての任務は地域的に限定されるようなものではない。広く部落解放運動と部落の子どもたちをとらえ、「低学年部」としての指導にあたるべきである。そのための移動・交流などが当然ありうるわけである。

第四 ― 指導員制度は「社会同和教育」におかれていて、子ども会と限定されてはいない。子ども会

指導が主として若い時期の活動に適しているという問題もある。しかも、任務はすでにみてきたようにきわめて重大である。この経験を生かし、行政職員としての展望を個々人としても、組織としても明確にする必要がある。それにふさわしい研修・研究活動も、もちろん重視すべきだろう。

五、改革案③ ― 青少年会館の位置について

青少年会館の歴史は新しい。新しいだけに、その意義や体制が必ずしも明らかでない。まず、それからである。

わが国の社会教育は、体制色がきわめて濃い。戦前、軍国主義と密接だったことも忘れるわけにはいかない。それに対して部落解放運動は、戦前から独自の運動を構築してきた。代表的なものが「全水」少年団・少女団からはじまる少年少女運動であり、これが今日の部落子ども会になる。戦前からの教育の機会を求めてきた運動は、戦後には識字学校となつて、いま運動・教育に定着している。これら社会教育とされる分野の、とくに青少年対象の教育運動の拠点が青少年会館なのである。

したがって青少年会館には、今日的な任務がある。部落の青少年だけに限定されない面もある。

第一は、部落の青少年の解放教育全般の、とくに学校教育以外の教育活動の基本的な構想を明確にすることである。

第二は、すでに明らかなように、子ども会「低学年部」の組織・指導の主体となることである。これら

二点については、すでにいうまでもないだろう。

第三は、子ども会活動全般の組織・活動と青少年会館の独自活動との関係を明らかにすることである。たとえば、「高学年部」「中学生部」活動では、その指導の主体ではないが、条件整備など欠落させられない任務があるにちがいない。

第四は、部落外・周辺地域への積極的な開放である。部落外の青少年教育の質については、すでにのべたとおりである。その条件整備さえできていないという状況である。とくに、部落解放運動・解放教育で形づくってきたものをどうひろめていくか、という問題はきわめて重要である。

この第四をさらに補足すれば、日教組の教育改革案との関係である。日教組は第二次検討委とともに「地域の教育力」に大きな期待をかけている。「地域」はたしかに大事である。部落解放運動も戦前から地域である「部落」を基礎にしてたたいをすすめてきた。しかも、この「地域」が体制がわの教育改革の足場でもある。その「地域」を目前にして、青少年会館は何をするのかという問題なのである。

六、当面する緊急課題

さて、本論は以上で終わるが、当面の課題であり、しかも緊急を要するものが何点かある。少なくとも、次の四点は欠かせないのではないか。

第一点は、日教組・総評などとの論議・討論の場を早急に設定すべきである。体制がわの教育対策につ

いてはすでにのべた。戦前から校外・子ども会もまずおさえ、それをタテに学校教育を追いこんでくる。それが今回の「教育改革」になると両者を合流させ、ここで体制がわの教育を完結させようとしている。そうした緊迫した状況に直面しながら、民衆がわには自己自身を築くべき子ども会さえもっていないという有様である。民衆による教育改革は、その出発からしてつまづかざるをえない。その対応策なのである。

第二点は、国際的な交流である。民主的な子ども会・子ども組織は、いうまでもなく部落子ども会だけではない。民主的な運動のあるところには、必ず子どもたちの主体的な活動があり、子どもたちの組織化と活動がすすんでいる。それらの子ども会・子ども組織との交流であり、連帯である。部落子ども会は、それによって多大な成果をあげるだろうし、また、多大なものを学びとるにちがいない。その規模も、在日韓国・朝鮮人子ども会との交流・連帯など身近なものから、ソビエトのピオネールやパレスチナの子どもたちにもいたるまで、まさに国際舞台へと広がるだろう。

第三点は、子ども会関係者の研究・学習に関するものである。わが国では、教育といえば即学校教育に限定されがちである。それは子ども会活動の重要性を見失うばかりか、子ども会を学校教育に接近させるという誤りをおかしやすい。子ども会には子ども会の歴史があり、蓄積してきた理論がある。それを早急に学びとる必要がある。確実に学びとり、自己の論理としてきたのが体制がわであることも、このさい忘れるべきではないだろう。

第四点は、以上の論理をいっそう充実すると同時に論議の枠を広げることである。ことに、部落子ども会の組織と指導は部落解放同盟によってなされる。部落解放同盟各支部をまじえた討議を早急にもたなくてはならないだろう。

(中村 弘三)

注記

- ① 『部落解放』第七九号（七五年臨時号）として発刊。なおそれに先立つ中間報告『解放教育計画をともに創造しよう』（B5判一五〇頁）がある。
- ② 一九七二年六月の部落解放同盟大阪府連第二〇回大会は「差別と貧困に苦しむ人々との共同闘争を大きくとりくんでいこう」との方針を決定した。ここでは「被差別貧民戦線の構想」として打ち出されたが、七四年の同盟全国大会方針では「被差別統一戦」と呼名を統一した。『解放教育』第三五号（七四年五月号）「被差別統一戦線を基軸に」参照。
- ③ 研究所子ども会部会「部落解放子ども会の現状と課題」（『部落解放研究』第四〇号所収）

第三章

社会同和教育指導員制度の確立にむけて

はじめに

社会同和教育とは、部落差別の撤廃を目指した社会教育面からの取り組みである。

社会同和教育は、被差別部落の人々が部落解放運動を通して形づくったものである。その点、自己教育活動の典型であるといってもいい。自己教育活動としての特徴は、経験交流による共感をもとに生活課題化を重視しつつ、その実現を運動として追求したものであるが、それが部落解放の主体を決定的に形成してきたのである。

社会同和教育指導員は、このすぐれた教育活動の歴史のうえに築かれたものである。その任務は単に「子ども会指導者」に限定されたものではないが、ここでは、社会同和教育指導員制度の行政的位置付けを中心にしながら将来展望を考えていきたい。

一、社会同和教育指導員制度の発足と意義

社会同和教育指導員制度は部落解放運動、とりわけ解放教育推進を求める闘いのなかで生まれた。具体的には、一九七〇年に発足した日之出・矢田両支部の「日常学童保育」の実践によってである。それまで部落子ども会は、一部の青年・奨学生・教師等によって直接的指導がなされていたが、「日常学童保育」により専任指導者の登場と専用施設の必要性が大きくクローズアップされてきたのである。

この時期、同和保育運動の高揚から保育をとらえることにより、小学校・中学校・高校に至る解放教育の体制が確立された。一方、子ども会側も低学年生にまでその視野を広め、学童保育（低学年部）・子ども会・高校友の会・大学友の会と就学前教育からの一貫した教育体制を確立した。

したがって、部落子ども会の発展は、社会同和教育指導員制度の充実発展を抜きにしては語れない状況にある。今日の大阪における部落子ども会のあり方を方向づけるにあたって欠かせない課題でもある。

二、社会同和教育指導員制度のめざすもの

社会同和教育指導員制度要求の基礎は低学年部活動にあり、これを反映して七二年・七三年（大阪市の

同和事業指導員の名称）に採用された四〇名の指導員中三七名が低学年部指導員であった。社会同和教育指導員の確保は、子ども会低学年部活動の定着化と発展を意図したものであり、指導者体制の整備が目的であった。低学年部活動が定着するに従い、子ども会の日常活動が展開され「部落解放の人材づくり」という教育面が重要視されはじめた。七七年一月に「大阪市内ブロック子ども会対策指導者討論集会」と「府下教育担当者会議」の二会議で、子ども会をめぐる諸問題が集中的に論議され、子ども会を一層発展させるための努力が必要であり、それを計画的になさねばならないことが確認された。翌年の五月に行なわれた大阪府連の第二五回定期大会において、「子ども会活動の質的強化にむけ、自主活動の強化と指導者の資質向上に取り組もう」の表題の下、子ども会教育の重要性が訴えられ、確認されたのである。

「部落解放の人材づくり」を目指すために、その導き者たる社会同和教育指導員の資質が当然問われることになる。将来の部落解放運動の担い手は、部落子ども会から生まれ育ってくるものであることが強く認識されるに及んだ。

社会同和教育指導員自身に求められるものは、高い資質と資格を兼ね備えたものとなり、大きく四点の資質が求められている。

- ① 子どもや親からの信頼を得、生きざまの模範となる指導者の資質
- ② 学校教師等に比肩できうる力量を持ち、常に自己研鑽する教育者の資質
などの社会教育専門職員としての資質であり、また、
- ③ 地域教育運動の方向性を考え教育運動団体の育成に務める解放運動の活動家的資質
- ④ 自治体に働く労働者階級の一員としての労働運動の活動家的資質

がそれである。このように高い資質が求められているということは、今日における部落子ども会や社会同和教育指導員の社会的使命が大きな意味を持ってきているということである。

三、社会同和教育指導員制度の変貌と矛盾

社会同和教育指導員制度は、大阪における部落解放運動と解放教育運動にとってのみならず、日本の社会教育全体にとっても歴史的・画期的な成果である。「地域住民」の要求により、その地域要求に最も適した内容を持って、制度として実現しえたことは本制度以外にない。あまりにも画期的な制度であるだけに、発足当初から様々な矛盾を内包してきたことは、否めない事実であろう。この制度の確立を求め実現させてきた者は、さらに発展させ全体化させる任務を必然的に持つことになる。さらに、この制度の将来の展望を具体的に方向づけるものは、社会同和教育指導員自身の実践内容であり、そこで決まると言っても決して過言ではないだろう。その上で、現在の矛盾や課題を提起するものである。

① 社会同和教育指導員制度発足の意義には、二側面があった。その一つは子ども会活動の整備であり、もう一方は地域青年の人材養成（計画）であった。

子ども会活動の充実とは、とりもなおさず言えば、専任指導者の確保という条件整備にあったと言えるだろう。制度発足当時、部落子ども会は今日の基盤が確立されておらず、専任指導員の確保により子ども会（地域の教育機関として）の再建・飛躍を期待した。

しかし、それまでの青年・奨学生・教師等が部落子ども会を直接指導してきた形態から、あらたな専任指導員体制を迎えたことは、部落子ども会の方にも影響を与えずにはおかなかった。さらに、指導員の固定化により子ども会の質は指導員の資質と力量により左右されることや、長期に渡って変動のない硬直した指導員集団の出現により、指導方法が経験主義に陥り、親の多様な要求に充分な対応が出来なかったというような問題も生まれてきた。

一方、社会同和教育指導員制度は、制度発足当初から年齢制限・学歴条項・国籍条項の撤廃を図り、地域の有意な人材の発掘に貢献してきているが、今日なお就労対策としての要素を払拭しきれていない観がある。すなわち地域の有為な人材は、必ずしも指導員としての専門的資質を兼ね備えているとは限らないからである。就労対策としては、社会同和教育指導員に限らず各種多々あるが、社会同和教育指導員は教師等に比すべき専門性と子どもや親への責任度から言って他の雇用対策と同一視できないものである。

② 社会同和教育指導員といえども行政職員である以上、公務員としての制約と限界があるが、部落解放行政を推進していく自治体職員としての責任・立場（自覚）・任務を果さなければならぬ。行政職員としての高い能力や力量が求められるのは、当然のことである。変な「運動家ぶり」は、行政姿勢・財政事情・一般職員の意識・議会世論等いずれをとっても理解しきれない事情を発生させ、指導員はむしろ行政職員としての後退性とのジレンマに悩まざるをえない。したがって、部落子ども会の指導責任は、言うまでもなく地域における運動体にある。社会同和教育指導員は、運動体の要請を受けて、子ども会の指導にあたる行政職員であり、青少年会館に働く施設職員としての責任（社会同和教育におけるスタッフとして）を負うものである。

四、社会同和教育指導員制度の諸課題

社会同和教育指導員の構想は、目的が「部落解放の人づくり」にあるだけに当然将来的な構想を明確に持ち、そのための人員配置と体制づくり、指導方法を考えていかねばならない。「社会同和教育指導員」という名称一つ見てもわかるように、制度発足当初より、将来は「社会同和教育」全般に関わる事を展望し、子ども会の直接指導のみに限って考えていたわけではなかったことは明らかである。

ただし今後のさらに部落子ども会の発展を考えるならば、地域教育計画運動という視点から、再度部落子ども会を見直すべき時を迎えていることは明らかである。

① 社会同和教育指導員制度は、子ども会指導者体制の充実に重点が置かれていたため、部落子ども会活動の内容に視点が据えられないままに出発してしまったが故に、共通見解をとりにくいという問題がある。とりわけ「人」に対する評価はもともと相対的なものであり、各地域によって評価の視点が異なることが多い。その時々各地域における運動側が要請するものは、必ずしも一定しているとは言いがたい。それは実用主義による弊害として、視野の狭さに顕著に現われている。

② 社会同和教育指導員制度の将来展望を考える時の前提は、この制度が成長・発展していくことである。社会同和教育指導員個々の資質もさることながら、如何なる展望にも対応し耐えうる質の高さと強さが要請されている。とりわけ社会同和教育指導員自身に、その展望を切り開くという自覚が必要不可欠で

あろう。子ども会指導員は年齢や適性など様々な制約を受けるものではあるが、指導員自身に逃避的な制度の安易な転用（たとえば、区役所や本庁に事務職員として転勤するというような）を考えさせてはならない。歴史的にも画期的なこの制度を根底から突き崩すことにもなりかねない。日常的な任務の遂行、実践の積み重ねがその前提となろう。

五、将来構想・展望のために

① 社会同和教育指導員制度の行政的位置づけ

社会同和教育指導員制度としての職種を明確にし、（現在、指導員は専門職としての位置づけが不明確で、職種も事務職・業務職などのバラツキがある）全府下的な統一が必要となっている。そして行政的なアンバランスをなくし、社会同和教育指導員設置助成基準の再検討を進めていく必要があるだろう。配置基準の設定には、結集児童との比率は必要となってくるが、各地区独自の枠設定は行わず、統一した見解に基づき、運動体と行政の合意が不可欠となる。

また青少年会館の教育機能として、事業の企画・運営・情報収集・関係教育機関（学校・保育所等）との調整等の任務も社会同和教育指導員の職務内容になっている現状がある。さらに、制度発足当初あまり

考えられていなかった「障害」児教育の実践や在日朝鮮人教育をはじめとする民族教育の実践など部落解放子ども会を基軸に反差別の視点に立った子ども会活動が展開されてきている。

② 職域拡大（本来の社会同和教育活動を進める）のための諸原則について

- a、部落子ども会の育成発展が基本的原則として確認させなければならない。部落子ども会の歴史・理論の継承のみならず、社会同和教育指導員制度の意義・趣旨の徹底が早急になされなければならない。
- b、指導員集団の年齢構成のアンバランスを是正し、年齢傾斜を考慮に入れる。また、指導方法の多様化が求められる。必ずしも子どもとの直接的接触だけが指導ではない。かつてのような地域の青年・婦人などによる指導の形も参考になるだろう。
- c、職域拡大があっても子ども会指導者集団の母体に揺ぎがないこと。
- d、職域変更の最低条件として、子ども会指導の一般性・普遍性を少なくとも体得し、また行政職員としての研修も必要となっている。公務員としての実務能力や行政職員としての適応能力を高めなければならない。当然本課での勤務も必要となるであろう。
- e、「社会同和教育」活動の分野を外れない。できれば子ども会活動と関係する職務内容であることが望ましい。

③ 職域拡大の方法

- (1) 青少年会館の施設職員としての職域拡大——館事業の拡大
 - a、親および親組織との連携、調査・研究活動の企画、子ども会・青少年活動の情報収集・提供、未結集児童と親に対する取り組み、対学校等との折衝など主として対大人への取り組みや、子ども会を取り巻く周辺の諸条件の改善に力を注いでいく。
 - b、青少年の生活・文化・教育に関する各種相談事業および指導助言
 - c、各種講習・講座事業の開設や研修会の組織化
 - d、図書室、視聴覚室、体育館（室）、プール、グラウンド、等の施設提供
 - e、青少年会館の館運営の一切を職務とする。施設職員として職種の区別なく直接指導や事務・運営管理をおこなう。
- (2) 社会同和教育指導員から社会教育関連施設職員への拡大
 - a、解放会館への職員派遣を行ない社会同和教育活動に従事する。——社会同和教育の目標と内容・方法等の諸研修が必要となる。職務内要の明確化が必要。
 - b、社会教育関連施設への拡大は、社会同和教育の機構の充実がまず必要となる。必ず人事交流の経験（社会同和教育の一般性・普遍性を体得）があり、行政職員としての研修を履修し、行財政に関する知識と力量が必要となる。（各市町村の全体的な角度からの構想が必要となる。）

大阪市における同和地区子ども会活動と諸施策

年 度	事 項	備 考
一九六五	同和地区子ども会活動(民生局助成)	一九六三厚生省、児童館建設補助開始
一九六七	夏季学童保育(民生)	一九六六文部省は社会教育活動として「留守家庭児童会育成事業」開始
一九六九	サマーキャンプ(教育委)	一九六九「同和对策事業特別措置法」
一九七〇	日常学童保育(管理運営(民生)指導内容(教育委)) 非常勤職員配置(日之出、住宅集会所仮設補充教室) (矢田、矢田小学校空教室)	一九六九行政職社会教育主事設置 一九七五学校籍社会教育主事設置
一九七一	同和地区子ども会活動(全般的に教育委へ移管) 子ども会夏季日常活動 子ども会低学年部日常活動 子ども会夏季特別活動 非常勤職員配置 ※クリスマス大会は同対(七二年に教育委へ移管)	一九七一「留守家庭児童会育成事業」中止「校庭開放事業」の枠拡大 一九七一「文部省主事設置」

年 度	事 項	備 考
一九七二	同和事業指導員制度発足	一九七二・九橋本セツ子問題
一九七三	青少年会館建設(日之出)位置解放会館分館 (三・三三)日之出青少年会館竣工 社会教育第二課発足(施設建設、管理運営、人事等を総括する) 三・四生江(低)	一九七三徐さん問題(国籍撤廃)
一九七三	社会同和教育指導員制度	
一九七三	子ども会連絡協議会発足	一九七四大阪府「同和地区子ども会育成事業」補助「社会同和教育指導員設置」補助
一九七四	基本的な学歴、年齢、国籍を撤廃する	
一九七五	津守児童館	
一九七六	両国青少年会館竣工 加島(低)：仮設児童館設置 浅香青少年会館竣工 平野(低)	
一九七六	両国(低)	
一九七六	江吉青少年会館竣工	
一九七八	加島青少年会館竣工 浪速青少年会館竣工 西成青少年会館竣工	

部落解放子ども会の再検討

はじめに

「社教審」の答申

「中教審」答申に先立ち、社会教育審議会は、一九七一年（昭和四六）年四月三〇日、「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」なる答申を出している。

それは、「社会的条件の変化と教育」として、(1)人口構造の変化(2)家庭生活の変化(3)都市化についてのべ、つづいて(4)高学歴化をあげているが、その内容はこうだ。

「また、高学歴化、学歴水準の向上も著しい。高学歴化は

究会編、昭和四五年刊）も出されている。つまり「官製子ども会」の指導手引きである。これをあわせ読めば、問題はいつそうはつきりする。

これには、「子ども会のもつ役割」の第一として、「学校教育を補充し、その問題点を解決する役割」をあげている。要約すれば、「学校は一面では、学力での優越感や劣等感を深める教育の場ともなっている。」「こういう点については学校教育でも深い考慮をはらっているが、学校だけで解決できるものではない」から、「学校での優劣感を意識させないで、むしろ、それから解放させ、自発的な創造活動をさせる非正規の少年教育に期待するところが大きい」というのである。そのめざすところは、いうまでもなく「期待される人間像」である。

このような立場からの「社会教育としての少年教育」「子ども会」が、強力に「振興」されようとしている。「子ども会」の役割は、いわば学校の差別教育のしりぬぐいである。「中教審」答申に反対をとる教育労働者が、このことに無関心であってよいはずはない。

日教組の提案

その意味で、日教組の教育制度検討委員会の認識は重要である。これの最終報告は、「教育と福祉の統一」を課題と

学習意欲や学習能力の高いひとびとが多くなることを意味するので、ひとびとが要求する学習内容は当然高くなる。その反面、学校教育が負担過重に陥ったり、学校生活に適応できない学生生徒が多くなったりすることもある。したがって、社会教育は、学校教育と連携協力関係を密にし、その内容や方法を高度化するとともに、この傾向から取り残されたひとびとの教育の問題をどう解決するかということにも真剣な配慮を払うべきである。」

批判を加えるまでもないだろう。「社教審」は、それより前、一九六七（昭和四二）年六月、文部大臣に対して「少年団体育成指導方策について（建議）」を提出している。これをさらにふえんして「明日への子ども会」（全国子ども会研

し、さらに「家庭と地域における教育力の復活と強化、父母・地域住民自らが主要なにならない手となり、地域における自己教育運動を進展させていくことこそ、今日の荒廃した学校教育のあり方をもただしていく原動力」なのだとしている。そして、その実践には、「学校外の教育の場で働く職員」や、「そのために置かれる学校の教師」に、重要な役割が期待されてもいる。教育の本来的な姿を追求し、地域の教育運動と、学校教育を接近させようとする積極的な意志がうかがえるのである。

しかし、ここにもやはり不安は残る。子ども会の位置づけは、ここでもなお、「教育内容」としての「学校外教育」であり、「第二の学校」なのだ。もし、文字通り「学校」が中心的な位置を占めるとすれば、支配の思想へのなんらかの傾斜を心配せずにはいられない。

子ども会と学校教育の結合を、理論的にも、五〇余年の歴史のなかで立証してきたのは、部落解放子ども会である。

部落解放子ども会は、全国水平社創立以来、親たち青年たちの運動に支えられ、はげしい起伏をもちながらも、今日の組織的な発展をみた。このような子ども会は、ほかにはない。わたしたちは、まず、この事実を確認しておこう。

戦前も戦後も、部落の親たち子どもたちは、学校教育だけに教育の期待をかけることはできなかったのである。むしろ

総括することでもあった。

その一端は、一九六六（昭和四一）年の同盟第一六回中央委決定の「解放教育の当面する課題」にもみられるが、第一は、部落解放運動にとって子ども会とはなんであるか、その主体性を明らかにすることであった。「全水」少年団・少女団以来の親組織と子ども組織との関係が、ここで再確認されたわけである。第二は、子ども会を学校教育に埋没させるのではなく、それぞれの独自性をだいにしながら、統一してとらえることである。この時期は、「同和」保育もかたちをととのえ始めるが、ここに学校教育・子ども会活動・保育の三者の関係が明らかにされていく。

ところで、部落解放子ども会の主体性は、その指導をめぐって集中的にあらわれてくる。子ども会の指導には、部落解放運動をになう青年があたりというものは、当然の結論である。しかし、それが強調されるあまりに、運動をになう青年以外は指導してはならない、という傾向もないではなかった。それは、一方で子ども会と学校教育の結合をよびかけながら、現実には断ちきる方向にもつがっていた。

そうした弱さをかかえてはいたが、この時期、解放運動は「同対審」答申、「特別措置法」を出させている。狭山差別裁判反対のたたかいは燃えあがった。子ども会も、このたたかいの戦列にはいつて飛躍的な発展をみせたのである。

第一は、解放教育の全体構造のなかに、子ども会がしっかりとその場を確立したことである。子ども会ぬきに、全体構造をいまや考えられなくなったという、子ども会実践の重さがある。

「たたかう子ども会」の全面展開は、教育労働者をもつき動かし、組織され変革していく子どもたちを前にして、自己の階級的任務を自覚し始める。解放教育読本『にんげん』の登場が、学校教育と子ども会との結合の意識を、教育労働者に普遍化していった意義も見落とせない。

そこへ「非行」と「低学力」の克服という避けることのできない課題の追求があった。それは、子ども会と学校教育の結合を実際の要求し、両者の連帯が実現したことから、新たな教育実践が創造されつつある。

もうひとつ重要なのは、保育運動の質的な発展である。單に母親の労働を支えるというだけでなく、「就学前教育」という概念が運動に定着してくる。このような「同和」保育運動の前進は、「学童保育」を獲得し、以後、子ども会低学年部として発展させている。

実は、この低学年部の発足こそ、子ども会が教育機関として位置づけられる客観的な状態を形成した。低学年部の活動は、専任の指導者と専用の施設を必要としたのである。そして保育を出発として、一方は子ども会低学年部、子ども会、

④第四期——一九七四（昭和四九）年以後

この年三月、第二九回大会は「被差別統一戦線」の結成をよびかけている。被差別人民との連帯は、これも「全水」創立以来のことである。その伝統を受けつぎ、さらに統一戦線の結成にまで高めようとするのであるが、部落解放子ども会としては、被差別人民の子ども会の組織にどうかかわり、それとどう連帯し、さらに統一的な活動・たたかいをどう組んでいくか、という問題である。これは部落解放運動の発展がなくては考えられないことである。

部落解放子ども会は、いまだしかに新しい飛躍点に立っている。

二、到達点

このような歴史をたどった部落解放子ども会の到達点を整理すれば、次のようにとらえることができる。

(1) 解放教育の全体構造のなかの子ども会

高校友の会、大学友の会という系列に、一方は小・中・高・大学という系列へつながる。この三つが、解放教育の教育機関とされているわけであるが、子ども会が教育機関の一翼であるという実態が、ここにそなわったのである。

(2) 子ども会の任務

第二は、それぞれの機関の主要な任務についてである。子ども会は、子どもたちの自主性を尊重し、自主的な活動を通して、ものの見方、考え方、生きかたなど、いわば主として訓育の面に重点をおく。学校教育は、もちろん訓育もだいにするが、それ以上に科学的認識、芸術的認識など、いわば陶冶の面に重点をおく。保育は、この両者にかかわり、たとえば、あそびは一方で集団主義や規律の問題として子ども会につなぎ、そこで同時に養われる思考力・判断力などは、学校教育に生かされていく。こうしたものの総体として、子どもの全面発達がある。

子ども会の組織化の糸口にはいろいろある。学習会から、行事から、差別とのたたかいからなど、と。これを反映して日常活動も、あそび・スポーツ・学習活動・社会的活動・文化的活動など多様である。

なかでも子ども会は、子ども会の要求をだいにし

た。子どもたちの自然発生的な要求をとりあげ、その要求の背景を明らかにする。そのなかで、みずからのおかれていた社会的立場の自覚を確立させる。

「生活のほりおこし」もなされた。子どもたちが目をつぶり、逃げようとする家庭のさまざまな問題をあからさまにし、子どもにつきつけ、自己の立場にめざめさせる。

特に学校教育内における差別事件とのたたかいは、子どもたちをもっとも燃えあがらせ、組織的行動を可能にした。

これらが、いまま重要な意味をもっていることに変わりはない。だが、こうしたパターンの子どもも実践を、もう一歩克服しなければならぬと、近年、指導者間で議論されている。これは、ひとつには、解放運動全体の高揚のもとに、子どもたちの要求闘争が形骸化しつつあること、さらに、低学年部・高学年部・中学生部の三部の活動をつらぬく基本方針と相互の関連性、各部ごとの指導の科学性が強く要請されてきたこと、などによっている。

(3) 指導者について

第三は、指導者の問題である。学校教育が教育労働者、保育所が保育労働者を中心にして指導されるごとく、子ども会の指導は、これを創設している解放同盟の青年が中心になる

ことはいうまでもない。

だが、子ども会が解放教育の全体構造のなかに位置するとすれば、その関連組織にいる教育労働者や保育労働者が、子ども会指導に登場するのはまさに必然である。逆に、学校教育や保育に、子ども会指導者が登場するのも必然である。

学校教育の側からいえば、教科指導、生活指導のうえで、子どもたちの生活に具体的に接しなければならぬし、子ども会の側からいえば、たとえば学習会や学校内での子ども会活動（部落研など）の面で教育労働者の参加が必要とされる。また、保育労働者と直接的には低学年部指導者の具体的な交流もなされている。

しかし、この際しつかりおさえておかなければならないのは、教育労働者一般、保育労働者一般が交流可能ではないということである。部落解放闘争を自己の運動とする立場にある教育労働者、自治体労働者のみが、子ども会指導にたずさわれるのだという限定を、せひしておかねばならないのである。

(4) 子ども会と父母の組織

第四は、子ども会を守り育てた父母の組織の問題である。従来から「教育を守る会」の名称のもとに、義務教育無償を

育共闘会議」や「同和教育推進協議会」もその任を果たしている。

今日、それらの機関の主導的役割は、同盟支部がになっている。しかし、教育労働者や自治体労働者が、その専門性と階級性と組織性をもって、同盟と同様の責任を果たさなければならぬ時期が、すでにきているといえよう。

三、課題 1 あそびの組織化

部落解放子ども会は、ここ数年間の飛躍的發展と同時に、活動内容にかかわる克服すべき新たな課題にも直面している。その重要なもののひとつに遊びの問題がある。

(1) 遊びの危機

クルプスカヤは述べている。「遊びは子どもに組織性を教え、子どもを訓育していく」「遊びはまさに子どもたちの自主活動に発達していく機会をあたえる」「遊びは集団を強固にし、同時に自分を抑制し組織的に行動する能力と観察する能力をあたえるものでなくてはならない」「子どもの遊びはのちになると、かならず仕事に、社会的活動に転化する」

要求する親の組織があった。この組織は、ともすれば教育の内容の要求というより、生活対策的な側面が色こくあった。しかし、いまわれわれの前には、「同和」保育の運動から、「育児」をすでに实际的に社会化し、そのもつ意義を十二分にとらえ、それをさらに発展せよとする父母の集団がある。これら組織された父母集団と指導者の連帯は、かぎりなく子ども会の内容を豊かにするであろう。ときには、父母は指導者にもなりうる。その芽は、各地の夏期活動における給食実践などにみることができる。子ども会を守る親組織も、すでに一部で具体化されつつある。

(5) 解放教育の全体構造の指導組織

第五に、解放教育の全体構造の指導組織の問題がある。文部省——地教委——学校という権力側のコースに対する、解放同盟や教育労働者・自治体労働者を中心とする、きわめて具体的な人民による教育路線の形成である。解放教育の全体構造が、学校・子ども会・保育所によってなされるとするならば、これらの有機的な組織化がすすめられる必要がある。その原型は、各支部の「地域研究集会」にみることができ。そこでは、一年間の教育実践が大衆的に論議され、批判され、つぎの方針が確認されている。日常的には、「解放教

と。子ども会が、遊びを中心にすえてきたことはいうまでもない。ところが、最近、遊ばない子、遊べない子が増えているという。遊ぶとしても、集団でなく、一人遊びしかできない子がいる。広い原っぱに行くと、どう遊んでよいか、立ちすくんでしまう子もある。何をして遊んだらよいか、遊びそのものがわからない子ができている。草むらへ行くと、気持ちわるいとしりごみする子もいる。からだ全体を使わない、汗をかかない子が増えている。おもちゃを見ても、自分で工夫しようとせず、店で買うものときめてしまっている子どもたち。おもちゃどころか、かぶと虫や螢の居場所をきかれて、百貨店と答える子どもたちもいる。高校生ぐらいになると、せいぜい単車いじりか卓球程度、ボーッとしているか自転車のパラスをやるくらい。

これらは、いうまでもなく、高度経済成長という名の資本の増殖と利潤拡大による環境破壊、文化と教育の荒廃の結果であろう。それによって、子どものたいせつな遊び、労働、学習が失われ、子どもたちの生活サイクルが、テレビ、マンガ、塾というように変わってきている。

部落の子どもたちは、このような一般的状況をともにおかれていると同時に、それ自体は部落解放運動の成果であるが、地域・住宅環境の急激な変化によっても大きな影響を受けている。そのことがまた、子ども会組織上の問題をかもし

「シヨンの意義・目的はなにか」を、まず考えさせる。子どもたちは、団結やなまづくりができる遊びは、はてなんであらうかと首をかしげる。遊ぶこと自体が目的で、遊びの目的など考えたこともないのだから無理もない。行事の計画もほとんど指導者側が決めてすすめ、そのなかで子どもたちをあやつってきたという反省がある。

(2) 遊びを中心にした子ども会の再建を

われわれは、いまこそ遊びを中心にすえた子ども会を再建しなければならない。いうまでもなく、これは差別とたたかう子ども会をすすめるのではなく、その真の強化のためである。たたかう子ども会が、単なるスローガンで団結の恰好だけをつけている子ども会になっていないかの反省は、たえずなされなければならない。スローガンとして部落差別反対、狭山差別裁判を訴すな、と訴えさせることはできても、集団としてバラバラな子ども会であっては、ほんとうのたたかう子ども会になりうるかどうか、疑わしいのである。

子どもたちから遊びが奪われ、遊び集団が崩壊し、形骸化していくなかで、一般には「荒れる」「エネルギーといわれたが、事実上、ボス支配のなかで力の論理と差別の論理が貫徹していく。

出している。少し前までは、家にいようもなく外へ出された子どもたちを、子ども会指導者は組織すればよかった。いまや、まがりなりにも三帖の勉強部屋ができて、親は、「遊ぶより勉強しろ」と子どもに強制する。

子ども会活動の遊び場はどうか。公園には固定された遊具があり、子ども自身がつくり出す作用がこぼれる。あけっぴろげの公園では、かくれんぼしようにも、かくれるところとてないわけである。

一般に、遊びが成立する条件として、時間・なかま・場所・工夫(技術)・道具などがあげられるが、このほとんどが失われようとしている。まさに遊びの危機である。

さらに親の態度もある。親の小市民性と子どもへの管理強化である。補充学級で足らず学習塾へ、あるいは子ども会へやるよりもピアノ、そろばんなどの芸事という意識もある。それは、かつてのみずからの苦しい差別の生い立ちの反映でもあるが、それが閉鎖的な小市民性の強調となってあらわれてくる。遊びの文化的側面ともいえる伝承遊びや昔話も核家族化とテレビによって奪われていく。

一方、子ども会指導者の側は、構えすぎる傾向がある。たとえばハイキングを計画するとする。「みなさん、なんのためハイキングですか」「はい、差別とたたかうためのハイキングです」となったりする。「部落解放子ども会レクリエ

われわれは、このような状況を克服し、遊びの正しい復権を求めなくてはならない。

そのためには、第一に、指導者自身が遊びについて、はっきりした問題意識をもつことである。遊びを、単に子ども集めの手段にするのでなく、本来の意義を十分とらえ、意図的計画的に遊びの組織化をはからねばならない。

遊びは、子どもにとってもっとも楽しいものであり、それゆえに子どもは遊びが大好きなのであり、また、子ども会がその遊びを保障してきたからこそ、子どもは子ども会が好きであった。子どもにとってはそうである。同時に、指導者にとっては、遊びは労働への結合であり、集中力や創造力や持続性や集団性を子どもに養う、そして、基本的には学力や生き方を形成することにつうじる非常に重要な目的をもつ活動であったのだ。

われわれが「同和」保育運動から学んだことは、家庭保育第一主義と自然成長論に対する再検討である。子ども会は、地域の実態調査を基礎に、遊びの見通しをもち、継続的な追求を行なわねばならない。そのしごとを、親と子どもと指導者の共同作業として取り組まねばならない。

第二に、指導のあり方である。きめのこまかい指導が、実はきめのこまかい管理になってはいないかという問題である。指導すべきことと、子どもの自主性に期待することを、

きつちりと区別することである。

第三に、異年令集団を見直すことである。年長の子が下の子に、また子ども同士が教え合い、学び合い、助け合うところに子ども会の本来の姿がある。最近はこの異年令集団が失われつつある。子ども集団がタテ型からヨコ型へと変化する傾向がある。昔の子どもには、子守りがあつた。弟や妹を守りしながら、遊びを伝え、歌を伝え、みずからの背に親の労働を感じてきた。だが、いまの子どもたちには、その体験はほぼなくなっている。子ども会は、新たなタテ型集団をどう生み出すかである。

最後に、どんな遊びを指導しようと、結局は指導者自身の姿勢である。指導は、ことばで三分、背中七分といわれる。子どもたちは、指導者がなにをいかり、なにを喜ぶかで多くのものを学んでいく。差別とたたかう子ども会が、選別された子ども会であつてはならないのはもちろんである。障害のある子どもや、ハンディのある子どもたちの遊びの権利こそ最大限に保障されなければならない。また最も苦しい条件下にある子どもたちをこそ中心に、地域のすべての子どもたちを魅力ある遊びを通して組織しなければならない。

四、課題2 生活の創造

いま部落の子どもたちは、保育所から小学校・中学校・高校へ、そして子ども会活動と解放運動の成果としての教育機関のなかで育ってきている。反面、子どもたちは、家の労働、父母と共に部落産業で働くといった機会がほとんどなくなっている。部落産業のつらさを身をもって学び、家の手伝いや子守りなど、親たち青年たちが歩んだ道を、いまの子どもたちのほとんどは歩んでいない。

「勉強なんかせんでもええ、働け」といつていた親が、いまは「勉強せんか」というようになっていく。子どもたちは労働から離れ、保育所ができ、弟や妹の子守りも少なくなつた。子ども会活動や学習会への参加で、家の用事すらあまりしなくなっている。

ほとんどの子どもの生活が一様化され、語り得る生活をもたなくなっている。

子どもたちに生活をみつめさせ、差別を見ぬく力をつけさせるためには、子どもたちの生活そのものがなければならぬ。生活そのものと直面する場面がなければならない。

部落産業の学習をすすめれば、部落産業をなくすことが解

放につながると考えてしまう子どもたち。自分はある仕事はいやや、あんな仕事にはつきたくない、そこから解放されることが部落解放だと考えてしまう実態も生まれてきている。

石川一雄さんのことは書いても、自分のことは書けない。

自分の生活は、ありきたりの、だれでも書くようなものしか見つからないという生活そのものの貧弱がある。

そこで、われわれはまず、次のような学習活動を組織した。

① 生活を語る

家の人の生いたちを聞き

親の労働を聞き、そして語る

② たたかいを語る

みずからのたたかいを語り

子ども会のたたかいを語り

親のたたかいを聞き

むらのたたかいを聞き

解放同盟のたたかいを聞き、そして語る

③ 生活を綴る

家のことを書き

親のことを書き

しごとのことを書き

つらいこと、うれしいことを書き

自分の生いたちを書く

④ むらを綴る

むらのしごとのことを書き

むらのふろのことを書き

むらの道のことを書き

むらの家のことを書き

部落差別を書く

⑤ たたかいを綴る

みずからのたたかいを書き

親のたたかいを書き

むらのたたかいを書き

解放同盟のたたかいを書き

差別とのたたかいを書く

部落解放子ども会に結集する子どもたちには、まずこれだけの学習経験をさせなくてはならない。

しかし、労働からきり離された子どもたちには、たとえば父親を書くとしても、家へ帰ってきたおとうちゃん、疲れをいやし、酒を飲むおとうちゃんなどの姿しかないであろう。「つらいことを話してごらん」としたところで、出てくるものはしれている。重要なのは、子どもたち自身に生活させることである。労働を語らせ、書かせるためには、父や母と、

一日行動をとにもすることも必要であろう。そのようななかから、真のいかりが育ち、真にたたかう子ども会が組織されるのだと確信する。

むらのしごとを話したり、書いたりするときは、子ども会として組織的に調査もしなければならぬし、各職場・現場にも行かなければならない。部落産業の収入を知ろうと思えば、値動きも調べなければならぬ。調べるから語れることもできるし、書くこともできる。その過程が学習であることを知り、取りくませなければならぬ。そこから、すばらしいむらにするための展望も明らかになろうし、解放運動の具体的な柱を見つけ、みずからの生きる道も考えられてこよう。

たたかいを綴ることは、自分の生活そのものの歴史を残すことであり、どう生きるかでなく、どう生きたかを明らかにすることである。

われわれは、差別を見ぬく力をつけるために、生活をみつめ、聞き、語り、綴る学習を、いまこそ計画的に、強力に展開しなければならぬ。

なんとなく学校へ行き、なんとなく子ども会に参加し、なんとなく家にいるという生活をぬけ出すことを、学習の柱にすることである。学校生活ではなにをめざすのか、なにを改革していくのか、家庭をどうするのか、自分の役目をどうするのか、どうはたらきかけるのか、そして子ども会活動をどう

う行なうのかを学習する。そこに生活を創造する出発点があり実践がある。

—— 具体的なたたかいとともに ——

われわれはよくせつばつまったときに、子どもたちの意識を高めるため、「なんのためにするのや」「なんのために」ときく。けれどもその問いは、子どもたちにことばとしての「差別」を、口でかえすだけの意識にふれるにすぎなかったことに気づかねばならない。

なんのために石川さんを……

なんのために子ども会を……

なんのために解放運動を……

という学習のすすめ方は、子どもの実践力を真に高めるものにはならなかった。「なんのために」から「なにをしてきたのか」「なにをするのか」という具体的実践、運動をふまえた問いを学習のなかで生かさなければならぬ。

「なにをしてきたのか」のなかから、生活が素材になり、思想が浮きぼりされてくる。「なにをするのか」のなかからみずからの課題が生まれ、生活のかかわりが表明され、目的と実践、運動と生活が一体化されてくるのである。

われわれは、たてまえだけをおしだす学習を行なってはな

らない。「人間が人間を差別するなんていけないことや」「差別なんかなくさなければならぬ」と、いくらでも発言を得ることはできる。けれども、そのことばだけのものは、どんなにむなしきものであるかを知っている。その場でそのムードにのって発言はできても、生活のなかでは、平気で人をきかずつけあっている子どもたちの実態におもいしらされている。

「差別することはあかん」というよりも、そのあかんと思うことをどう実践していくのか、それが重要である。生活のなかには思想がある。ことばが生活と結びついて語られるとき、思想が明らかとなる。われわれはいま、新しい綴方運動をまきおこす必要に迫られている。だが、それに先立つて、生活を創造する取り組みを始めねばならない。

五、課題3 学力のたたかい

(1) 学校教育と部落の子どもたち

従来、部落解放子ども会では、いうまでもなく学校の勉強は学習はしないことになっていた。ところが、ここに、三年

子ども会としても学力に取り組み始めている。取り組まざるをえなくなったというのが実情である。「われわれは、子どもの学力の問題を、子ども会で受け負うつもりはさらさらない」しかし、現状をふまえるなら、ぜひ指導員が学習会に入りこめる体制をつくらねばならない」というのである。

部落の子どもたちの教育は学習活動は、きわめて困難な状況におかれている。戦後の教育内容や教育課程は、いっおう民主的になってはいるが、部落の子どもたちの内部には入りきれないものをもっている。狭山差別裁判ひとつをとってみても、いまの教育課程・教科書ではありえないことになっている。たとえ教育内容が部落解放をおさえていたとしても部落の子どもたちの多くは、それを学びとるだけの力を保障されてこなかった。子どもたちのおかれてきた生活条件や、文字をもたない家庭のありさまを見ただけで、それは明らかとなる。教える——学ぶというその間には、いわば断絶に近いものがあつたのである。部落の子どもたちの学力が低く、荒れてきたのは、むしろ当然といえなくもない。

教育労働者は、このような状況下に立っている。教育課程を人民の側から、民主的・科学的に編成しなくてはならない。同時に、子どもには、学びとらせるだけの主体的な力量をつけさせなくてはならない。だが、それが果たしてどうなっているであろうか。

ここで想起しておかなくてはならないのは、ソビエトがピオネールを確立する過程である。ソビエト革命が内乱を経てその峠をこえ、新しい教育建設にとりかかったときである。

ゾーリンは、「共産主義的な教員や之に同情ある教員たちが少数であり、ブルジョア教員の一般的サボタージュの場合には、若きプロレタリア国家は短期間には、なんらかの決定的なものをプロレタリア精神を有する新時代の人々の教育のためになし得るとは考えられない、ということが明瞭となった。このことは党や青年同盟が、直接、共産主義的指導の下に少年運動を起こす必要にせまられた原因の一つであった」(『サビエート・ロシアのピオネール運動』)とのべている。

今日の教育労働者運動は、たしかに発展してきている。読本『にんげん』をつくりだしたひとつの力は、解放教育になう教育労働者であった。矢田教育差別事件を代表とする反解放の思想をかかえてはいるが、鋭い傾斜をみせながらも、教育労働者としての自己形成の道をあゆんでいる。

だが、部落解放運動は、さらに前進している。教育労働者と連帯し、その成長に深く期待をかけているが、それを待っているわけにはいかなかった。学ぶ主体である子どもたちをきたえなくてはならなかったのである。それは、まさにたたかいというものであった。

もっている。九・二六集会に参加するときには、中三の生徒たちは進学をひかえて親たちに反対されるが、「このたたかいをとおして、あとの入試に向けて一生懸命勉強する」と決意し、集会に向かう。残された子どもたちは、休んだ間の特別授業を学校に要求して、その実現を待ちとて彼らを迎えた。

中学校の補充授業は、すでに学校から青年たちの手に移されていたが、そこでの青年たちは、子どもたち一人ひとりの学習のつまづきを調べにかかる。いくつかの原因をつきとめはしたが、青年たちにはわからないことが多い。学校にそれを要求したが、そこでもむずかしい。同盟支部は市教委に要求し、大阪市教育研究所の協力を求める。こうして三者の手によって、子どもたち一人ひとりの調査をすすめる。問題点を発見し、一人ひとりに対する具対策を急拠たてて。そして、いよいよ「中三合宿」にはいった。

合宿には、もちろん青年たちもとりこみである。一人ひとりの学力データを分析し、子どもたちの家を訪問し、どこで、なぜつまづいたのか、それを聞きこむ。そこにはまちがいなく差別がある。青年たちはそれをもち帰って、子どもたちと討議する。差別・学力とのたたかひの意味を、子どもたちとともにとらえていく。その結果が、私学全員合格、つづいて公立全員合格であった。部落をあげてわき、喜び合っ

(2) 解放運動と学力のたたかい

部落解放子ども会は、あそび・文化活動・スポーツ活動をし、差別をとらえ、それとたたかう。この活動をとおして、集団主義の思想を身につけ、たたかう規律をつくりだし、部落解放に立ち向かう自覚を育てる。これが今日では、とくに狭山闘争をめぐるすすめられている。

子どもたちは、石川氏と、自分や家族や部落と重ね合わせととらえる。たたかひにふみきり、学校では、自分が石川氏と同じ社会的立場にいることを宣言せざるをえなくなる。彼らの代表は、東京で開かれた九・二六完全無罪判決要求総決起集会に参加する。長野の子ども会の子どもたちは、一万人におよぶ大集会の前に立って、自分が変わっていくのが自分でわかったという。石川氏は死をもって自分たちに学力のだいじさを教えてくれたと語る子どもたちは多い。石川氏と子どもたちとを結ぶ最も強いきずなは、差別であり、ことにそれによってつくりだされた低学力である。これまですすめられてきた学力闘争は、ここでいちだんと飛躍する。

一例を浅香にとるならば、中学生たちが「浅香の子どもが授業をエスケープするのを放置することは、第二、第三の石川さんをつくることだ」と、生徒会によびかけ、学年総会を

たという。

(3) 今後の課題

部落解放子ども会の学力闘争は、始まったばかりであるが残されている課題はあまりにも多く、また重要である。

その第一は、学力闘争を成り立たせるための条件である。ここでは、とくに狭山闘争にかかわってみてきたのであるが子ども会活動全般にわたる子どもたち自身の自覚が育てられていなくてはならない。学力闘争は、なにをいってもたたかいの主体を形成しなくてはならない。学校教育は、学習を成りたせるために生徒指導、とりわけ集団主義教育をだいにしているが、子ども会の場合は、それを「たたかひ」という視点でさらに高めなくては、この学力闘争をきりぬけることはできない。

第二に、この学力闘争を、日常的な教育活動に広めていかなくてはならない。いまのところ学力闘争の多くは、中学三年生段階で、しかも受験対策としてすすめられている。ぎりぎり退れない時点での勝負である。これを中三だけでなく、二年生、一年生、さらにそれ以前の小学生のときからすすめていなくてはならない。具体的には、現行の「補充学級」「解放学級」の質を変えていくことである。

第三に、この学力闘争を子ども会に限定するたたかいでなく、子ども会を軸にはするが、同盟支部の教育闘争の一環としてすすめることである。子ども会には、子ども会としての活動がある。そのひとつとして学力闘争がある。それをいっそう広い場にもちこんでたたかわなくては成功しない。したがってこの闘争は、正しくは子ども会サイドのたたかい、というべきであろう。

第四は、教育労働者との連帯の問題である。教育労働者としては、このたたかいは成功させるとともに、今日の学校教育を、たたかひを通して変革していかななくてはならない。教育労働者の自己形成といっても、具体的にはこの過程を無視しては考えられない。さらには、研究機関との関係をつくることである。研究機関としては、解放の学力、基礎学力とは具体的になんなのか、わが国の民間教育運動がなにをきずきながら今日の解放教育をめぐる学力闘争に役立っていくのかを、研究・整理しなくてはならない。教育研究労働者の自己形成も、ここをはずしてはならない。

六、展 望

このような新しい飛躍点に立つ部落解放子ども会の今後を

落解放運動の随所にみられるところである。労働者階級の子どもたちが、その子ども会をほこりとし、部落解放子ども会の思想を普遍化していくという方向、ここから連帯がめばえてくる。その条件はある。

部落の子どもたちに対する差別と迫害は、形こそちがえすべての子どもたちにはふりかかっている。公害列島日本に象徴される資本の収奪と生活・安全の破壊、「社教審」「中教審」路線による差別選別の教育体制、そのなかで家庭を崩壊され学力不振に落ちこんだ子どもたちは、荒れる。このような状況が、今日の子どもたちに子ども会を求めさせる条件をつくりあげている。

さらに、子ども会組織化の中心になる指導者である。地域の子どもの会への指導は、やはりその地域の労働者・青年が中心にならなければならないだろう。少し前のことだが、読売新聞の意識調査によれば、たとえPTA役員よりも子ども会を指導したいという労働者が、特に若い層を中心に意外に多いという。ここには単なる労働力販売者としてのサラリーマン労働者ではなく、階級的労働者としての自覚の芽、子どもを愛し地域を愛する、類の人間としての労働者の姿をみることが出来る。

近來、数を増してきた職場解放研が、さらに拡大され、子ども会組織化の中核をになっていく日も、遠い将来とはしな

展望するなら、次の二点に集約されるであろう。

(1) 反差別人民共同闘争と子ども会活動

第一は、部落解放同盟第三〇回全国大会（一九七五年）における、反差別人民共同闘争の画期的な方針決定に見合う、子ども会の対応である。

今日まで、部落解放子ども会が他の子ども会と連帯し、ともにたたかいていくという方向は、まだ十分に示されてはこなかった。実際、官製的な子ども会もふくめて、他の子ども会との交流や共同は、残念ながらほとんどみることができなかった。

それには、子ども会の組織原理がちがうということもある。しかし、現実がそうであればあるほど、部落解放子ども会の任務は大きい。部落解放の思想は、すぐれて連帯の思想でもある。差別と迫害に対する糾弾は、みずから変え、相手を变え、社会の全領域にひそむあらゆる人間抑圧の思想とたたかひを迫ってやまなかった。部落解放子ども会と、他の子ども会との連帯の基礎もここにあるといえよう。

親たちが、連帯し共同しているとき、子どもたちが連帯できないはずはない。親のたたかひが子どもを支え、子どものたたかひが親の運動をいっそう確かなものにしていくのは、部

いだろう。

このような条件を背景として、これからの連帯的な子ども会の展望を考えると、学校教育の任務は、ますます明確にされていく。

一方で部落の子どもたちに、部落差別の現実を直面させ、解放の自覚にたちあがらせようとする教育労働者であるならば、当然のことながら、部落外の子どものためには、りっぱな労働者階級の子どもの自覚にたたせるような徹底した教育内容が創造されなければならない。

現在、すでに部落解放運動との連帯のもとに、被差別人民の子どもの組織は部分的ではあるが、真剣な取り組みが開始されている。たとえば小さな芽であっても、それらの営みのひとつひとつをたいせつにしていきたい。朝鮮、沖縄、アイヌ「障害児」、公害地区、スラムなど、課題は多く大きい。

そこで、なによりの困難は、部落解放運動と異なり、それらの子どもを支える親の組織が、極めて少なく弱いことである。まず親をおこし組織してから、はじめて子どもの問題が始まるのである。

(2) ビオネール構想

第二は、これらの多様な子ども会の展望をふまえ、これら

を統一し、質的な発展をたえずめざしていく組織をどうするか、という問題である。ここで反差別人民共同闘争は、必然的にピオネル構想をもたざるをえなくなるだろう。

ここで、若干戦前のピオネルをみておこう。ソビエト革命のなかで生まれたピオネルが、青年コミンテルンを通して、わが国にはいつてくるのは一九二八（昭和三）年ごろである。ピオネルは、「無産少年団」「共産主義少年団」などといわれたように、共産党が設立し、共産（無産）青年同盟が指導する少年組織である。しかし、日本では、共産青年同盟が一度方針を出しただけで組織する力はなかった。日本のピオネルは、まず「全農」が組織する。それに先がけて少年少女水平社をもっていた「全水」は、「全農」よりおくれ一九三〇年（昭和五）年から始まる。「全水」が労働者や農民と連帯するのには、一定のたたかいと時間を要したのである。これについて、「新教」「教労」・消費組合・一般的労働団体などにつづく。「全水」ピオネルは、果敢なたたかいを展開し、弾圧に耐え、戦後の子ども会につないだのである。

ピオネルは、もともと前衛党の組織である。しかし、戦後の歴史でもふれたように、今日、日本にはそれを組織し指導できる前衛党は存在しない。その先駆的な役割をにないものは、現実に部落解放運動以外にない。

われわれは、この方向に確信をもち、そのうえに立って、地域こども会の条件保障の運動を展開しなければならない。たとえば、小学校区に最低公園つきの一児童館と、専門の指導員を設置させる必要がある。このような展望を都市計画に位置づけるよう、住民要求を結集していかなければならない。

解放教育計画検討委員会・名簿

事務局 部落解放研究所内
全体事務局 部落解放研究所（玉置哲淳）

大同教（川合正明）市同教

（石西尚一郎）研究者（桂正孝）（◎チーフ▲事務局）

①総論（理念）

◎横田 三郎（大阪市立大学）

▲玉置 哲淳（部落解放研究所）

大賀 正行（解放同盟大阪府連）

盛田 嘉徳（大阪教育大学）

村越 末男（部落解放研究所）

山中多美男（解放同盟大阪府連）

①総論（地域総合計画と解放教育）

◎海老原治善（関西大学）

▲田中 欣和（関西大学）

②保育

◎鈴木 祥蔵（関西大学）

▲和田 清一（保育連）

田中 正枝（科学教育センター）

玉田 勝郎（科学教育センター）

掃部 和代（市同教）

玉置 章子（保育連）

鈴木 昭子（保育連）

天野 忠雄（我孫子中学）

栗岡英之助（清高小学校）

③小学校教育

◎木下 繁弥（大阪教育大学）

▲鈴木 佳武（市同教）

川合 正明（大同教）

関口 威（大阪市教育研究所）

柳 久雄（大阪教育大学）

立川 宗矩（全国解放研）

玉置 哲淳（部落解放研究所）

安藤 洋美（桃山大学）

岡森 博和（大阪教育大学）

山根 洋雄（大阪教育大学）

鈴木 正彦（村野小学校）

藤間 直之（科学教育センター）

石西尚一郎（市同教）

長尾 彰夫（大阪教育大学）

仁田 博史（依羅小学校）

④中学校教育

◎中野 陸夫（大阪教育大学）

▲新田 義和（大同教）

桂 正孝（大阪大学）

木下 健二（市同教）

湯浅 孝子（部落解放研究所）

宮谷 憲（大阪教育大学）

荒木 康雄（大同教）

⑤高校教育

◎行田 良雄（神戸外国語大学）

▲行友 重善（府高同研）

梅原 達也（大同教）

村田 恭雄（桃山学院大学）

本庄 良邦（関西大学）

河辺 忠道（科学教育センター）

高畑 忠昭（市教育研究所）

⑥子ども会教育

◎中村 弘三（全国解放研）

▲奥名 文久（府連青少年指導員）

内山 一雄（市教育研究所）

河南 和男（寝屋川教育センター）

梶谷 健二（市教育研究所）

西尾 弘（市教育研究所）

これからの解放教育

— 解放教育改革への提言 — (提言草案)

大阪府連解放教育改革推進会議

1. はじめに

— 今、なぜ解放教育改革が必要か —

一九八三年の府連第三十回大会以後、第三期の部落解放運動の創造をめざす新たな運動の展開が提唱された。この第三期の部落解放運動の創造をめざす取り組みに合わせて解放教育も新たな創造的發展を勝ち取る必要性から、府連としてもしばしば教育改革を提唱してきた。大阪の解放教育の「ベレストロイカ(たてなおし)」を進めよう、という大阪府連の教育改革の提唱は、第二十回大阪府連大会(一九七三年)以来の「解放教育計画樹立のたたかい」を継承発展し、二十一世紀を展望したわれわれの解放教育計画づくりの提唱である。承知のように、第三期の部落解放運動の課題提起は次の三点に集約される。すなわち第一に解放思想の徹底と組織の質的強化(運動と事業の分離)であり、第二に部落の中から部落の外へ運動を發展させようということであり、第三に国内外の反差別共同闘争の發展

の先頭に立つ、ということである。

この第三期の部落解放運動の創造をめざす取り組みに合わせて解放教育も新たな創造的發展を勝ち取るには、これまでの教育運動の成果(有利な教育条件、創造的な教育実践、先進的な地域の部落解放運動の存在)を確認しつつ、現状に満足することなく、部落の完全解放の達成というわれわれの目標から今日の現実をきびしく捉えなおすことが必要となる。解放教育運動三十余年のたたかいにより、かつてのきびしい差別実態が一定程度改善されるなど成果があがっているものの、今日もなお部落差別の実態として克服しなければならぬ課題が存在する。それは依然としてある子どもたちの「低学力」や「荒れ」であり、「うし松思想(寝た子を起すな)」の克服である。子どもや親の実態と教育・運動の現実を直視し、われわれの強さと弱さを再認識することから、二十一世紀にむけた解放教育運動の方向づけを模索し創造することが求められている。有利な教育条件をどう生かして教育運動を發展させるのか、PTAや教育諸団体の中へどう解放教育の課題を提起していくのか、国内外の反差別教育の課題にどう積極的に取り組むのか、そしてそのための部落解放の人材養成をどう強力に推し進めるのか、の課題にこたえるため、ここに提

言」をまとめた次第である。

この「提言」は、何よりも部落解放同盟大阪府連に結集する各支部への提言であり、部落解放同盟としての解放教育闘争の強化を呼びかけるためのものである。と同時に、大阪の解放教育運動は地域と学校が一体となって推進しているところにその特徴がある故、保育所や学校の課題でもあると受けとめ、すべての解放教育関係者の活発な討論を期待する次第である。

2. これまでの大阪府連 教育改革論議の経過

(1) 府連教育改革推進会議の設置から「提言」 とりまとめまでの経過

① 大阪府連の解放教育改革にむけた取り組みは、一九八三年五月の府連第三十回大会における「第三期の部落解放運動の創造」の提起を受け、それに対応しうる教育の創造的發展を勝ち取ることをめざして展開されてきた。

その後の今日にいたるまでの主な取り組みを振り返ってみると、まず八五年三月に第一次解放教育計画検討委員会(委員長：鈴木祥蔵)によって「報告」がまとめられた(「報告」の詳細は、「地域からの教育改革」参照)。

その後、大阪府下の学力総合実態調査(八五年)や各地区での同様の実態調査と分析などの取り組みを経て、問題点や課題がより明確にされてきた。

一九八九年の五月の第三十六回府連大会では、各支部の代議員から教育改革の必要性を指摘する発言が相次ぎ、これを受けて同年六月に大阪府連として部落解放教育改革推進会議(座長：大賀正行・府連

相談役)を設置し、「大阪府連あげた取り組みとして、全大阪的なものとしてやりぬく」との決意のもと、この間の積み上げをふまえながら、具体的な改革に向け着手した。

② 一九八九年十二月十二日、部落解放教育改革推進会議が主催して「部落解放教育改革推進第一回討論集会」を開催した(「報告」の詳細は、「解放教育の現在」参照)。向井正事務局長(現相談役)より「府連あげた教育改革に取り組もう」との提起がなされ、大賀座長から「改革に向けた基本方向」が示された(後述)。また学力・進路を中心に「部落の子どもをとりまく現状」について前川事務局長の報告がなされ、支部・教育現場の実践報告として「子ども(親)の学力・生活実態」について(生江、西部)、教育改革にむけた実践の試みとして「子ども会改革(日之出)」、「地元高校育成(道祖本)」地元の組織体制づくり(貝塚)、教育現場での実践として「わかりやすい授業づくり」(松原・布忍小)、共闘・地域連携のとりくみ(高槻富田、和泉)から報告がなされ、活発な意見交換が行われた。

これらを受けて向井正事務局長より、(1)各支部で実態把握に取り組むこと、(2)支部組織内で解放教育改革の論議を高めること、(3)解放教育現場との話し合いを進め、現状の分析と課題について討論すること、(4)解放教育関係団体でも今日の討論をふまえてそれぞれの考え方をまとめてもらいたいと集約。「一九九一年秋を目途に取り組みの積み上げを行ない、ガイドラインを示したい」との方向性が打ち出された。

③ 「部落解放教育改革推進第二回討論集会」は、一九九〇年十二月二十五日に開催された。府連部落解放教育改革推進会議の高橋正人事務局長から一年余りにわたる経過報告がなされ、教育関係団体や支部からの実践報告を受けて討論を行なった。教育関係団体からは、「子ども会改革にむけて」「子連事務局」、「小・中学校における取り組み」「市同教、大同教事務局」、「高校における取り組み」「柴島高校」についての実践報告がなされ、また支部からは「学力保障プロジェクト」と教育改革の取り組み(高槻富田支部)、「地域の教育力を

高める取り組み（飛鳥支部）の報告がなされた。

助言者のまとめとして、大阪教育大学の木下繁弥教授から「できあがった条件、築き上げられた制度のもとで運動を発展させるか」ということは、何も新しいものを作り上げることよりもむしろ古いものであること、世界的にも二十一世紀にむけた教育改革のうねりが高まっていること、大阪府連が進めている現場からの議論と創意工夫を呼び起こして改革を進めようとするやり方（ボトム・アップ方式）を成功させるためには、現場からの積極的な提言が不可欠であること」として、ポイントとして、(1)従来から解放教育が重視してきた「集団」としての取り組みの中に、「個」としての取り組みをどう関連づけるかが問われていること、(2)「学力保障」の課題については、基本的な責任である学校の教育実践の総括を中心に据えて全力で取り組むことを基本にしながら、同時に、地域や家庭の取り組みがどう有機的な関わりをもつとともに進むのかが問われている、との指摘がされた。

また、大賀座長からは、「各地区や学校、子ども会の中で、今のまま、現状のままではダメだ」との問題意識は共通のものになってきたと思う、「教育改革を成功させるかどうかは、支部執行部の指導性にかかっている。親の声を組み上げ、それを整理して、保育所や学校、子ども会指導者に問題提起することは、支部執行部がやらなければならない課題である。さらに、教育改革にむけた討論を活発化していこう」とのまとめがなされた。

④ 教育改革論議も二年目に入り、これまで提起された基本方向と基本課題を各地区、教育現場においてどう具体化し、関係者全体のものとするかが焦点となってきた。そこで一九九一年八月三十一日には各支部の教育改革責任者の出席を求め「拡大教育改革推進会議」を開催した。会議では、高橋正人事務局長の基調報告のあと、子連事務局長からの報告、教育実態調査をふまえた北芝支部からの教育改革闘争の報告をはじめ各支部での解放教育改革にむけた取り組みが前進しつつあることが確認され、九月に予定されている部落解放研

究第十一回大阪研究集会の分科会においてもさらに議論を高めよう」と訴えられた。

⑤ 九月二十八日に開かれた部落解放研究第十一回大阪集会の教育分科会においても内容を豊富化する基調報告と活動報告がなされた。四本の基調報告が行なわれたが、まず最初に八五年の乳幼児実態調査結果をふまえた「同和保育の現状と課題」について府連の山中米子保育対策部長が基調報告。続いて同保連の福山真助会長が「保育をめぐる状況と課題」について基調報告をし、国の保育行政の動向と保育現場から取り組みの課題を提起した。さらに府連の田村賢一教育・青少年対策部長から「府連教育改革のめざすもの」について、大阪教組の樋口浩副委員長から「日教組「人権教育指針」と今後の課題」についての基調報告がなされた。そして実践報告として、高槻市立富田第一第二保育所から「学力保障につながる保育内容の創造」に関わり保育所でのとりくみについて報告し、また学校における学力保障の取り組みを中心に「解放教育改革推進の取り組み」大阪府立中島中学校、「低学力の克服にむけて」八尾市立桂小学校、「松原高校における進路保障、学力保障の取り組みの現状と課題」松原高校について報告がなされた。

こうした二年間にわたる各地区や保育・教育現場での実践と討議をふまえて、ここに「提言草案」がまとめられるにいたった。

(2) 解放教育改革への問題提起

① 二十一世紀をめざすこれからの解放教育改革への府連の問題提起の趣旨は、府連教育改革推進会議が主催した八九年十二月の第一回討論集会でおこなわれた大賀座長の次の問題提起に集約されている（詳細は参考資料①参照）。

この問題は八三年秋になされた「子ども会改革・大賀提案」の考え方を基礎にしたもので、八五年の第二次解放教育計画検討委員会のとおりくみとも同趣旨であり、現実の子どもの実態、運動や実践

の実態を直視してわれわれの強さと弱さをしっかりと踏まえよう」と実態面と理論面の課題を提起した。

まず実態面の提起では、第一に相変わらずの部落の子どもの「低学力」や低進学率が深刻な問題となっている点の直視を求めた。第二に、部落の子ども会で部落の子どもがじゅうぶんに育っているといえない、しんどい子と勉強が出来る子が未結集で、また自学自習の力の弱さが目につく点を指摘した。また第三に、高校改革と人材養成の課題として、地元高校集中（育成）運動は一定の成果があったものの、大学へ進学し社会の多方面で活躍する人材が育っていない、部落の子どもの進学意欲も低く大学進学率もあいかわらず低い点を厳しく総括すべき、と問題提起した。そして第四にわれわれの解放教育・同和教育は、現在の差別社会の中では少数派であり、部落解放運動に必死に守られた「温室（ユートピア）」での教育であり、実社会のきびしさに出会うとすぐ否定されているものさを持つている点への認識、などを指摘した。

② そしてこれらの実態を改革するための理論面の課題として、以下の四点を問題提起し、討論をよびかけた。

すなわち第一点目に、運動の立場に立った人材養成をもっと強化する必要がある点である。二十一世紀を展望する第三期の部落解放運動の柱である解放思想の徹底と組織の強化（運動と事業の分離）や、部落の中から部落の外へ運動を発展させ、また反差別国際連帯を推進するためにも、運動の立場に立った「人づくり」を地域の部落解放運動の中心に位置づけ、目的意識的にとりくみを強化することが重要であると強調した。

第二点目に、われわれの中に「画一主義」「善平等主義」的発想がありはしないかということ提起した。すべての子どもに平等の権利を保障すること、それぞれの個性をばすことを矛盾させてはならない点の指摘である。永年の解放教育運動の発展の成果として多様な要求を持つ多彩な層の子どもや親が各地域で存在している。「平等保障」と「ちがいをみとめる（多元主義）」ことの統一、「ちが

い」を尊重して実質的平等の保障をはかること、「個性重視」と「差別・選別」の区別をし、「差別・選別」にならない「個性重視」のとりくみを創造しよう、と問題提起した。

第三点目に、今の解放教育（同和教育）は競争社会の中で勝ち抜くたくましさ育てることを軽視しているのではないかと提起した。もつと弁証法的思考をもつべき点という点で、特に「競争」と「競争主義」を区別し、競争の教育的側面（競い合って互いに高めあう切磋琢磨）の正しい理解を行なうべきだと問題提起した。競争社会を凌駕（否定）することは、批判的意識を持って競争社会を勝ち抜く内部からの力しか成果を生まない「競争主義」におちいらないために、それぞれの個性を発揮する「競い合い」の側面と差別とたたかうなかまとの「連帯・団結」の側面をどう統一させるか、そのための創意工夫こそ求められており、「受験学力」か「解放の自覚」かではなく、自主解放の精神に富み「受験学力」も「解放の自覚」も身につけた子どもの育成をぜひ実現しよう、と問題提起した。

そして第四点目に、これらのことは、八九年十一月に国連で採択された「子どもの権利条約」に集大成された反差別・人権教育の国際的水準の精神を解放教育の中に生かすことの重要性を指摘した。子どもは大人と同様の基本的人権を持つ権利の主体であり、二十一世紀を生きるものとして「人類の最善のもの」を大人たちによって保障される権利を持つ。そして子どもは豊かに生き、自ら成長・発展するため自分の意見を表明し決定に参加する権利を有している。われわれ大人が「子どもたちのためによかれ（最善だ）」と思って進めてきたこれまでの取り組みを、当事者の子どもたちはどう受け止めているのか、を今一度見つめる必要がある。解放教育を進めるわれわれこそもつと子どもと子どもの権利条約の内容に深い関心を持ちその精神を解放教育の中に生かしていかなければならない。

③ このように、大阪府連の教育改革推進にむけたとりくみは、有利な教育条件、創造的な教育実践、先進的な地域の部落解放運動が存在しながら、同時に存在する差別実態を直視し、なぜ部落の子ど

もたちの「低学力」や「荒れ」、「うし松思想」(寝た子を起こすな)は克服できないのか、これまでの運動と教育実践の強さと弱さを再認識しようとのとりくみである。それは新たな情勢をふまえて二十世紀にむけた解放教育運動の方向づけを模索するものであり、第三期の部落解放運動の創造的実践である。

3、これからの解放教育

— 解放教育改革の提言 —

(1) これまでの成果の上に立つて

大阪の解放教育闘争は、一九五九年の大阪市内ブロック教育闘争以来、三十余年の歴史と伝統を持つ。とりわけ答申を武器とするたかいかいの中で「同和教育基本方針」を大阪府・市に策定させ(六六、六七年)、差別越境反対闘争(六八年)、矢田教育差別事件糾弾闘争(六九年)、「にんげん」無償配付実現(七〇年)、保育所や学校や青少年会館の建設、社会同和教育指導員制度の確立(七四年)など、さまざまな成果を勝ち取った。そして校区に部落がある同和保育所や小・中学校の同和教育推進校は、今日では部落差別をなくす解放教育実践の中心だけでなく、その他の在日韓国・朝鮮人教育、障害児教育、平和教育など、反差別・人権教育の大阪での中心的役割りを担う存在になりつつある。これらの大阪の解放教育闘争の歴史と伝統やたかいかいの成果が、各地域や学校で十分に活用され生かされているのかの点検の上に立つて、新たな情勢に対応する解放教育の創造的發展を勝ち取ることが急務になっている。主な成果を以下に列挙する。

① 教育条件の整備(保育所建設、学校建設、青少年会館建設、社会同和教育指導員制度の整備、特別就学奨励費、奨学金制度

など)

保育所や小・中学校の特別就学奨励費、高校・大学の解放奨学金制度、人材養成事業などの整備により、子ども達の教育の機会均等の権利は拡大された。差別のカベは依然あるものの、本人の意欲と能力があれば様々な進路が選択できる可能性が大きく拡大した。

② 子ども会組織、教育保護者組織など地域の自主的教育組織の確立

解放会館・青少年会館の建設と一九七四年からの社会同和教育指導員制度の整備、二度にわたる狭山同盟休校や八月反戦平和旬間のとりくみなどにより、ほぼすべての地域で部落解放子ども会が設立された。一方、特設費や高校・大学奨学金制度の拡充や、七九年の府連大会で「保護者組織の活動強化」が強くうち出され、教育保護者組織活動経験交流会が継続開催されるようになり、ほぼすべての地域で教育保護者組織が定着を見た。自主解放の精神で育てあげてきた部落子ども会の伝統や、子どもの教育の機会均等の権利保障のために生活をかけてたたかってきた部落差別とたたかう部落の親達の子育てのよき伝統や教育保護者組織の結成当初の自主的運営の経験の大切さを、改めてふまねばならない。

③ 保育所・学校での同和保育、同和教育の発展と定着

一九七〇年以後の保育所建設、学校(小・中学校や地元高校)建設、青少年会館建設にあわせ学校と地域の教育諸条件が飛躍的に整備された。特に社会同和教育指導員制度の整備や校区に部落がある保育所・学校の教職員の同和加配措置の充実により、学校と地域の解放教育推進体制が確立し、多様な教育実践の創造が可能となった。解放教育読本「にんげん」無償配付と教次の改訂作業も進められ、学校での同和教育も定着化した。

④ 反差別のなかもづくりと反差別教育共同闘争の発展

校区に部落がある保育所や小・中学校の同和教育推進校は、反差別のなかもづくりを重視し部落差別をなくす解放教育実践を進めてきた。この反差別のなかもづくりの実践は、その他の在日韓国・朝

鮮人教育、障害児教育、平和教育などと結合し、反差別、人権教育の大阪での中心的役割りを担う存在になりつつある。

(2) 今日の差別の実態と課題をふまえて改革推進を

一九八五年春の第二次解放教育計画検討委員会の最終報告は、「地域からの教育改革—大阪の解放教育の点検と再構築—」と題して現実の子どもの実態、運動や教育実践の実態を直視し、われわれの強さと弱さをしっかりと踏まえようと訴えた。その後、学力生活総合実態調査(八五—八九年)や乳幼児実態調査(八五年)、十年間の進路追跡調査(八五年)などが運動関係者で取り組まれ、また八九、九〇年には大阪府や府教委が「学力生活実態調査」や「同和地区実態調査」に取り組み、実態を明らかにした。これらの実態把握をふまえて先にのべた府連教育改革推進会議の問題提起となった。要点を述べると次の通りである。

〈子どもの実態から〉

- ① 厳しい「低学力」実態と、拡大する高校・大学への就学(卒業)率の格差。
- ・低下する部落の子どもの進学意欲と低い大学進学率。
- ・多様な子どもたちの実態。
- ② 低下する子ども会への結集状況と自主解放(自力自衛)の取り組みの弱さ。
- ・持てる力を十分に発揮できないでいる「無気力」な子ども達

存在。

・家庭学習が定着せず、よわい自学習自習力。

③ 停滞する部落の子どもの勉強意欲、職業意識。

・高校生の自主活動の弱さと、不十分な地域の指導体制。

④ 依然として存在する青年の運動離れ、地域(ムラ)離れ、「うし松思想」(寝た子を起こすな)克服の課題。

・地域社会の高齢化と依然多い若年層の流出。

〈親の実態から〉

① 家庭破壊の進行と子育てに悩む若い親たちの増加。

・比率の高い母子・父子家庭、部落差別の結果としての若い親たちの子育て実態。

② 多様化する親の教育要求と組織化しきれていない教育闘争の弱さ。

・子育てに頑張る親たちと子育てに悩む若い親たちのつながりの弱さ。

・持てる力を十分に発揮できないでいる親たちと新たな教育要求組織化の必要性。

③ 教育保護者組織活動の停滞。

・定例会の不活発化、結集率の弱さ。

・教育保護者組織経験交流会(府同促主催)への結集の悪さ。

〈地域の実態から〉

① 不十分な実態把握の体制(学力、進路、生活)

・保育所、小学校、中学校を一貫した実態把握の体制の不十分さ(目的意識的な教育機関相互のつながりの悪さ)。

・子どもや親の多様化する実態への支部側の対応と認識の弱さ。

② 不十分な青少年会館の教育機能と社会同和教育指導員の制度改革の必要性。

・地域の教育センターとしては不十分な青少年会館の教育機能(特に高校生指導の課題)。

・保育所の「土曜閉所」「学校の五日制」時代に対応した新しい青少年会館活動確立の必要性。

③ 「地域(ムラ)」の子どもは地域(ムラ)全体で育てる」とりくみの弱さ。

・支部としての「教育の町づくり」推進の方針と体制の不十分さ。

(3) 解放教育改革の具体的課題

- ① 解放教育の「原則」は頑固に守りつつ、新たな現実を踏まえた柔軟な対応策の創造を。

解放教育のいう「解放の学力」の提唱は、高い知的能力と社会的立場の自覚（寝た子を起こすな批判）の二つの側面をあわせもつ人づくりである。今日時点での学力保障の提起（低学力）傾向の指摘も、この点をふまえて理解すべきである。自主解放の精神の上に高い知的能力と反差別・人権思想を合わせ持つ部落解放の人材養成が、国内のおよび国際的にも求められている。この観点から時代の部落解放運動を担う人材養成にどう生かすかが問われているのである。

一方、大阪府や府教委の実態調査結果（学力・生活実態調査）や「同和地区実態調査」が明らかにした実態から、それぞれの地域の解放教育闘争の新たな課題を政策化しなければならない。

「部落解放基本法」制定運動の広がりや国内外の反差別共同闘争が発展した今日、これからの部落解放運動がめざすべき「部落解放の人材養成」とは、部落解放運動の専従者や地区施設の職員、保母や教師にとどまらず、民間企業や国際機関をはじめ社会の様々な分野に進出して、それぞれの持ち場で部落出身者としての自覚と誇りを持って活躍することであるべきである。新たな現実を踏まえた柔軟な対応策を重視し、部落の子どものそれぞれの「特性（個性）」を重視し、「多様な生き方」を尊重した人づくりの発想が大切にされるべきである。

〈柱〉

- (1) 解放教育のめざすもの、「解放の学力」についての再確認を。
(2) 「個性重視」「多様な生き方」を尊重した人づくりへの創意工夫と政策化を。
(3) 支部の教育方針（教育の町づくり）と教育推進体制の点検整備を。

・実態調査結果と上記二点をふまえた新たな解放教育推進方針の策定を。

- ② 自主解放の精神で子ども達を育てるために教育・子ども会改革を。

解放教育の高い理想を掲げても、支部として教育闘争に取り組むことが十分であれば成果は期待できない。ムラの子どもの乳幼児から青年までの教育に支部は最終責任があることを自覚し、保育所・学校（小・中・高）・青少年会館・子ども会・奨学生友の会・保護者組織に対して支部としての指導性を強化しなければならない。部落子ども会の伝統は、自主解放の精神で部落差別と向き合う子ども達を育てることにあり、運動の担い手づくりが基本であり、支部が担うべき課題である。そのためにまず、地区内のすべての子どもを対象とした「地区子ども会事業」と、部落解放の担い手づくりとしての「支部子ども会活動」との認識上の分離をおこない、幅広く多彩な「地区子ども会事業」の基盤の上に、目的意識的に自主解放の精神を育て部落解放の担い手づくりを進める「支部子ども会活動」を築き上げることである。小学校高学年生以上の子ども会指導の最終責任は支部にあることを自覚し、子ども会改革に取り組もう。府連としても子連（部落解放子ども会大阪連絡協議会）への指導を強め、同時に青少年会館の教育機能強化に向け「青少年会館連絡協議会（仮称）」の結成をめざす。

〈柱〉

- (1) 「地区子ども会事業」（青少年会館事業）と「支部子ども会活動」（部落解放運動）との認識上の分離を。
・子ども会低学年の子ども会活動は「学童保育」と位置付け、青少年会館事業として整備充実を。
・青少年会館は地区のすべての子どもを対象に積極的な事業展開を
(2) 小学校高学年生以上の子ども会指導の最終責任は支部に、自主解放の精神と進取の気風を部落の子ども達に。

・小学校高学年生以上の子ども会指導の最終責任は支部にあることを明確にし、社会同和教育指導員まかせてなく支部執行部や青年、

婦人、保護者組織代表を加えた「子ども会指導者集団」の確立と独自活動の創造を。

・そのためにも子ども会指導育成方針を支部として明示し、年間方針と年間総括の集約を。

(3) 「自主解放の精神」を高めるため、子どもの成長・発展に合わせた柔軟できめ細かい指導方法を、家庭学習運動で自学自習の強化を。

・「自主解放の精神」の育成を柱とした子ども会活動スタイルへの新たな創意工夫を。

・子どもの家庭環境、それぞれの成長・発展に合わせ、柔軟できめ細かい指導方法の創造を（しんどい子に厚く、条件のある子には大胆に挑戦を）。

・家庭学習運動を組織し、子どもの自学自習力の強化。

(4) 社会同和教育指導員は社会教育の専門職であり、青少年会館職員であることを明確に、社会同和教育指導員制度の改善を。

・社会同和教育指導員の人事交流、一般事務職や他の専門職への移動の実現を。

・社会教育の専門職にふさわしい新たな任務の創造と研修制度、資格制度の創出を。

(5) 「地域の学校（子育てセンター）」にふさわしい青少年会館の教育機能の強化を。

・保育所や学校（小・中・高）と連携して「地域の学校（子育てセンター）」にふさわしい役割りを果たせるよう機能強化し、館独自事業の推進を。

・地区の高校生の教育指導を、関連高校との連携強化を。

・子育てに悩む親の教育要求にこたえるため、解放会館などとの連携を強化しつつ青少年会館の機能強化を。

(6) 子連とは別に解連協と同様の施設連絡会的な「青少年会館連絡

協議会（仮称）を組織し、大阪レベルでの交流強化を。

・大阪府・大阪市・関係市町の協力を得て「青少年会館連絡協議会」（仮称）の結成を。

・「青少年会館連絡協議会」（仮称）の結成に合わせて子連組織の整備を。

③ 子育てに強い親を、ムラの共同子育てに取り組む保護者組織を多くの部落の親たちは、厳しい部落差別の中で生活のために子育てに十分力を注げなかつたおしさを噛みしめてきた。しかしその差別の厳しさの中でも、差別とたたかい立派に子育てを行なってきた親達も数多く存在した。この部落の子育てのよき伝統や教育保護者組織の結成当初の自主運営の経験、親たちを粘り強くオルグし組織化していった経験を、教育諸条件が整い地域の部落解放運動が発展した今こそ思い起こさねばならない。子育ての中にこそ今日の差別の実態が凝縮されており、この差別実態を変革するたたかいにどう若い親たちを組織するのが、今問われている。子育てに強い親を、ムラの共同子育てに取り組む教育保護者組織の強化を進めるのは、支部の責任である。「ムラぐるみの子育て」の現状を直視し、多様化する親の教育要求を組織化するための新たな教育闘争を展開することが求められている。

〈柱〉

(1) 子育ての責任は親であることを明確に。

・子育ての責任は親であることを明確にし、子育てに強い親を育てるため、支部としての指導方針と体制の点検・整備を。

(2) 教育保護者組織（守る会）、教育保護者組織（守る会）の活性化を。

・解放教育のめざすもの（解放の学力）についての学習を深め、差別とたたかう親の姿の創出を。

・差別の厳しさの中でも、差別とたたかい立派に子育てをしてきた部落の親達の子育てのよき伝統や経験の交流を、ムラ（地域）の共同子育ての発展を。

- (3) 学力保障の基本責任は学校にあることを明確にし、親の教育要求の組織化と新たな運動の発展を。
 - ・保育所や学校に教育実践の総括（課題と今後の方向の提示）を求める親の教育運動の強化を。
 - ・地域や学校の教育改革論議に多くの親の参加の実現を。ムラ（地域）ぐるみの教育改革論議の発展を。
- (4) 学力の土台づくりは家庭での子育てと子ども自身の豊かな生活体験にあることの重視を。
 - ・家庭での親の役割（生活習慣と学習習慣づくり）を子どもの成長・発展に合わせて具体的に明らかに。
- (5) そのためにも従来の教育保護者活動経験交流会の取り組みを発展させ、全大阪レベルの「教育保護者組織連絡協議会」（仮称）の結成をはかり、きめ細かい交流と助言を。
 - ・教育保護者活動経験交流会（府同促主催）への参加体制の充実を。
 - ・一九九二年中をメドに全大阪レベルの「教育保護者組織連絡協議会」（仮称）の結成を。
- ④ 保育所・学校・青少年会館の教育力をさらに強化しよう。

厚生省の保育所保育指針の二十五年ぶりに改定、学校の学習指導要領の改定、「個性重視」「国際化」を柱にした新しい中教審答申の登場など、われわれの解放教育を取り巻く情勢は大きく変化しつつある。また国連子どもの権利条約の発効や国際的な反差別・人権思想を合わせ持つ人づくりが、国内的および国際的にも求められている。とりわけ保育所の「土曜閉所」問題や「学校五日制」問題など、解放教育を取り巻く新たな事態に対応する新たな教育運動の創出が、緊急の課題として求められている。公務員への「完全週休二日制導入」に合わせて、政府・自民党は保育所の「土曜閉所」、学校（小中、高）の「学校五日制」の一九九二年度実施を打ち出している。これに対して自治労や日教組は、「完全週休二日制導入」の立場から保育所の「土曜閉所」と「学校五日制」の早期導入を求める運動を展開している。

率先して取り組み、それぞれの持ち場で部落出身者としての自覚と誇りを持って活躍する人材でもあるべきである。「町づくりから人づくりへ」を合言葉に、多様な分野で活躍する多様な部落解放の新しい手（人材）づくりを目的意識的に推進しよう。

〈柱〉

- (1) 府連・各支部の高校生・大学生への指導を強化し、それぞれの自主活動を発展させるとともに、他府県交流や国際交流などに積極的に取り組み、国内外の反差別共同闘争や人権問題にとりくむ人材養成を目的意識的に。
- (2) 「部落出身保育・教育労働者めざす会」の活動成果を発展させ福祉介護士や国際分野で活動する人材など、多様な部落解放のない手（人材）を目的意識的に育成する。そのため解放奨学金制度のいっそうの充実に取り組み。

このような新しい実態の中で、部落を校区に持つ保育所や学校、そして地域の青少年会館が、どのような対応策を打ち出すかが問われている。保育所や学校、そして地域の青少年会館が、部落の子ども達の教育の機会均等の完全保障と豊かな教育内容の創造にいつそう努力するとともに、解放教育運動を部落の中から部落の外へと発展させ、周辺校区の子ども達をも視野に入れた教育共同闘争を展開し、校区の教育拠点としての新しい在り方を創造することがもたれている。

〈柱〉

- (1) 「個性重視」「多様な生き方」「地球時代を生きる人間」という新たな教育目標に対応するため、保育所や小・中学校の解放教育実践を総括し、「同和加配」などの在り方について討論を。
 - ・保育所や小・中学校のそれぞれのつながり方の点検と解放教育実践の総括を。
 - ・「なかまづくり」「学力」「進路」の実態（到達状況）をふまえ、保育所や小・中学校の「同和加配」の今後の在り方についての論議を。
- (2) 保育所の「土曜閉所」、学校（小、中、高）の「学校五日制」問題について、関係者との討論を組織し、新たな方針の討論を。
 - ・「土曜閉所」「学校五日制」問題にともなう保育所や小・中学校の施設解放について関係者との討論を。
 - ・「学校五日制」実現にともなう周辺地域への青少年会館事業の拡大や教育共同闘争の発展など、新しい事態への対応策を。
- ⑤ 第三期の部落解放運動をになう人材を目的意識的に育成するため、奨学生活動への指導を強化し、多様な分野で活躍する多様な人材の育成をめざそう。

先にも指摘したとおり、第三期の部落解放運動がめざすべき「部落解放の人材養成」とは、従来重視してきた部落解放運動の直接の専従者や地区内施設の職員、保母や教師にとどまることなく、民間企業や国際機関をはじめ社会の様々な分野に進出して、人権問題に

同和地区青少年会館のあり方について

〔目 次〕

〔Ⅰ〕はじめに	(2)
〔Ⅱ〕同和地区青少年会館を取り巻く現状	(2)
〔Ⅲ〕同和地区青少年会館に係る検討課題	(2)
〔Ⅳ〕青少年の現状と課題	(3)
〔Ⅴ〕同和地区青少年会館の役割	(4)
〔Ⅵ〕同和地区青少年会館における事業展開の方向	(4)
〔Ⅶ〕事業展開にあたっての留意事項	(5)

1998（平成10）年12月15日

同和地区青少年会館のあり方検討会

〔Ⅰ〕はじめに

同和地区青少年会館（以下「青少年会館」という。）は青少年の健全育成を図りもって同和問題の解決に資するため、施設の設置主体である市町の努力や府の設置助成制度の創設、関係者の協力により昭和48年より現在までに34館が設置されてきた。

青少年会館は市町の公の施設で、地区青少年の活動の場、とりわけ地区子ども会活動の拠点として活用され、地区青少年の健全育成に大きな成果をあげてきた。なお、その他の地区では児童館（10館）、解放会館（2館）が青少年会館と同様の役割を果たしている。

しかしながら、社会経済状況や地区をとりまく環境の変化に伴い、青少年・保護者の青少年会館に対するニーズにも大きな変化が生じてきたことから平成6年3月、各市町ブロック代表、大阪府関係部局、財大阪府同和事業促進協議会等関係者を構成メンバーとする「青少年会館のあり方検討会」を設置し検討を開始した。

その後、国においては平成6年「子どもの権利条約」を批准、同年総合的な子育て支援策を進めるため「エンゼルプラン」を策定、平成7年「人権教育のための国連10年」の国内行動計画スタート、平成8年「人権擁護施設推進法」の制定などが相次いだ。こうした機運の大きな高まりの中で、府では平成5年に「大阪府生涯学習推進プラン」、平成7年「大阪府子ども総合ビジョン」を策定し、さらに本年10月には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定し、11月から施行したところである。

一方、府同和行政についても、平成8年12月の大阪府同和对策審議会答申を受けて、平成9年3月に大阪府同和行政推進プランが策定されるなど新たな指針が示された。

こうした大きな流れを踏まえ、本年3月中断していた検討会を再開し青少年会館の今後のあり方についての検討を行ってきた。

本報告はこの検討会における検討の結果をまとめたものである。

〔Ⅱ〕同和地区青少年会館を取り巻く現状

同和地区青少年会館の整備が開始された昭和48年頃の地区の子どもを取り巻く状況を見ると、差別により地区住民が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれたため子どもを育てる環境が十分でない家庭が多く、また子どもが遊びや学習をするためのハード面での生活条件も劣悪であった。青少年自身も不就学・長欠者の問題の深刻化や低位にある基礎学力、高校進学を阻む学力低位と経済状況のほか、大企業や基幹産業部門への安定的就業が少ないなど様々な問題があった。

こうした中で地区子ども会が結成され、毎日の活動を基本として小学校低学年を対象とした学童保育の事業、文化・スポーツ・学習活動などを実施することにより、家庭・地域の子育て機能を支援し地区青少年の健全育成を促進する重要な役割を担うこととなった。しかし、当時は子ども会活動を日常的に行う場所が無かったため、その拠点施設建設を求める声が地区内に高まっていった。

そこで地区青少年が「気軽に健全なグループ活動、文化活動等が楽しめる」施設として青少年会館の整備が開始され、高校生・大学生など青少年の自主活動の場として利用されるとともに子ども会活動の拠点として活用され、仲間づくりを進める中で子どもの「荒れ」を防止し、学力・体力・気力の向上に大いに貢献してきた。

こうした取り組みや各種の同和对策事業が行われた結果、平成8年の府同対審答申では、地区の子どもの問題は「児童・生徒の長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果がみられる。」と評価された。

一方、青少年会館を取り巻く社会環境については少子・高齢化、核家族化や情報化が急速に進展しているとともに、生活様式の変化や所得階層の分化が進むなど、整備が開始された頃とは状況が大きく変化している。

このような中で、地区周辺の青少年も含めた講習講座事業を実施するなど、生涯学習に向けた取り組みをする館が増えてきている。

〔Ⅲ〕同和地区青少年会館に係る検討課題

(1) 多様化する青少年・保護者の学習ニーズへの対応

こうした中で過去の同和地区実態調査結果から地区の子どもの放課後の生活状況をみると、依然として子ども会活動に参加している割合は高いが、一方で学習塾やけいこごに通う子どもが増加するなど子どもや保護者の教育ニーズが多様化している。

平成5年の府生涯学習推進プランでは、施策の方向性として「同和地区住民の実態を踏まえ、成人に対する識字活動や青少年活動、地域の文化活動といった多様な生涯学習を、地区内外の交流の中で進める必要がある」として、「同和地区における生涯学習を推進するため、その設置目的を踏まえつつ、解放会館、青少年センター等同和地区内の諸施設の積極的活用を図る」とこととした。

また、国においては子どもたちや社会全体に「ゆとり」を確立するなかで、子どもたちにたくましく生きる力を育むことを今後の教育の基本的方向とし、平成4年に第2土曜日を休業として「学校週5日制」が導入され、現在平成14年の完全実施に向けての準備が進められている。

このように社会環境や教育環境が大きく変化し、青少年や保護者のニーズが多様化する中で、青少年健全育成の一環としての生涯学習推進の視点を踏まえた今日的な青少年会館のあり方について検討する必要がある。

(2) 同和地区内外の交流促進

平成8年の府同対策答申では、解放会館などの地区施設について「これまでの施設のストックやソフト面におけるノウハウの蓄積を活用し、同和地区内外の住民の交流を通じた地域のコミュニティづくりや同和地区住民の自立促進に向けた取組を強化するなどの観点が必要」とし、青少年健全育成施設については、「現在、同和地区外の青少年を対象とした講習・講座事業を実施する施設が増加しているが、さらに周辺地域との交流を促進することなどが課題となっている」と指摘し、新たな方向性が示唆された。

こうした中で同和地区青少年会館には、子ども会活動で培ったノウハウを活かし、周辺地域も巻き込んでの一般施策事業の効果的な活用による事業の展開を図り、地区内外の交流促進を進める際の橋渡し役となることが求められている。

(3) 子ども会などをはじめとした自主的活動への関わり方

青少年の健全育成は基本的に家庭や地域社会が担うべきものであり、行政は地域の人々の主体性や自主性を尊重しつつ、いかにこれらの行動を支援するか、という視点に立って活動の場・機会の提供等、基盤整備等に重点を置いて施策を進める必要がある。

青少年会館は、子ども会活動などの子どもや保護者が主体的に取り組む自主的な活動に対しては、場の提供などの活動支援を原則とし、多様化している子どもや保護者のニーズへの対応や学校週5日制の導入に対応するため、多様な選択が可能な館主催事業の充実や休日開館等について検討していく必要がある。

なお、主として青少年開館等で子ども会等の育成や指導助言にあたっている各市町の社会同和教育指導員について、平成8年の府同対策答申では「教育環境の変化に対応するため、広く青少年および保護者を対象として自主性の涵養を図ることに活動の重点を置く必要がある」「社会教育に関する知識、技能など専門性を高めるなど」の検討が必要、と指摘している。社会同和教育指導員は、今後の青少年会館の事業を担う人材の要であり、その改革論議にも十分留意する必要がある。

【Ⅳ】青少年の現状と課題

(1) 青少年の「生きる力」の育成

経済成長や交通・情報通信システムの急速な発達により府民の生活水準は向上し生活は便利になったが、一方で青少年にとっては、塾通いなどにより時間的な「ゆとり」が減少し、家事時間も極端に少ないなどの状況があり、疑似体験や間接体験の増加に比べ、生活体験・自然体験の著しい不足が言われている。

また、少子化や核家族化、兄弟姉妹や友人が少ない傾向などにより子ども自身が悩み自ら問題を克服する機会・プロセスが減少している他、規範意識に乏しいなどの倫理観についての問題、集団での問題解決能力の弱体化といった社会性、協調性の不足が問題視されている。加えて高学歴指向の高まりや受験競争の加熱による子どもの発達や人間形成への悪影響なども指摘されている。

とりわけいじめ、不登校、また薬物の乱用、凶悪・粗暴な非行の増加や性の逸脱行為などの青少年の問題行動は大きな社会問題となっている。

加えて、同和地区青少年については「高校進学率はこの数年、数パーセントの格差が残ったまま推移しており、大学進学率、高校中退率についても相当の格差が存在し、学力低位の状況が克服されていない」などの課題が残っている。

こうした問題を解決するためには、「子どもの権利条約」の基本的精神にもあるように、青少年一人ひとりを多様な個性や能力を持つ人格として尊重する視点が重要で、府同対策答申で指摘された「子ども達に豊かな人権感覚を育み、自分らしさに自信を持ち、社会の変化に対応できる能力を養っていくこと」が求められている。

また青少年の健全育成には、子どもたちが自らの興味や関心に基づいて自主的主体的に様々な活動を行うことが重要で、国のエンゼルプランでも「青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験などを通じて子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくり」の必要性が提言されている。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭は青少年にとって生活の中心であり、基本的な生活習慣のしつけや親子ならではのコミュニケーションなど、家庭が担う部分も少なくない。

しかし近年、核家族化や少子化の進行等、女性の社会進出に対する家庭と職業生活を両立するための条件整備の遅れ、家庭教育に対する親の自覚の不足や過保護・放任などから家庭の教育力の低下が言われている。

同和地区では「育児について親自身の幼児期体験の不十分さ等から、家庭での学習・読書習慣や基本的な生活習慣など子育てや子どもの家庭環境に関する問題への対応も新たな課題」となっている。

こうした中で国のエンゼルプランや、府の子ども総合ビジョン等でも指摘されるように、保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や子育ての悩みを相談する機会の提供など、家庭の教育力の向上を図るための支援が必要となっている。

(3) 地区内外の交流を通じた地域社会の教育力の向上

都市化の進行等に伴う自然や遊び場の減少などに加え、地縁的な結びつきの弱まりなどから、地域での大人と子どもの関わりが減る傾向にあり、地域の教育力の低下が指摘されている。

今後は、家庭の教育力を向上させるためにも、従来の地域活動の他、ボランティア活動等同じ目的や趣味活動等の振興を通じて地域の教育力を高めることが必要であろう。

特に、同和問題をはじめ人権問題への正しい理解を促進するためには「同和地区内外の住民の交流と相互理解を促進して、周辺地域と一体となったコミュニティづくり」を進めることが求められる。

【Ⅴ】同和地区青少年会館の役割

以上の課題を踏まえ今後の青少年会館に求められる役割は次のとおりであろう。

(1) 子育て支援・青少年の自立と健全育成支援

これまでに培った地区子ども会の活動のノウハウを発展させ、低学年児童、障害をもった子や困難を抱えた子をはじめ子どもたちの安全が確保された遊び場や自主活動の場を提供するとともに、様々な社会体験をするための機会を提供することにより、青少年が自ら考え、行動できるよう支援を行う。

(2) 生涯学習の支援

社会環境や教育環境が大きく変化する中、子どもたちが生きる力と豊かな人権感覚を育むことが大切であり、地区内外の青少年の交流を促進しつつ、学ぶことに対する興味を育む講習講座等の主催事業の実施や自主的活動の支援など、青少年に係る生涯学習を進める。

(3) 青少年・保護者の悩みに応える

子育て講座等により保護者に対し子育ての情報を提供したり、青少年の悩みや保護者の子育てに関する悩みの相談窓口を設置しこれに応えるとともに、地域における他の相談窓口や専門機関と連携し、より効果的な対応を図る。

(4) 人権教育・情報の発信

これまで青少年会館が取り組んできた成果を活かし、青少年会館の各事業について人権尊重の精神を育む視点を踏まえて展開させると同時に、パソコン等も活用しつつ地域の青少年・保護者向けの人権関係の講習講座を行う。

また、広報誌への掲載やパソコン等の媒体を活用した青少年会館事業等の情報発信を行うとともに、子どもたちが情報化社会に対応した主体的な情報の選択・理解・利用ができるよう支援する。

【Ⅵ】同和地区青少年会館における事業展開の方向

青少年会館では、以上の4つの役割の具体化を図るため、地区子ども会活動を中心とした「地区青少年施設」から、人権尊重の精神を踏まえ、効果的な展開を図る事業を「青少年育成計画」など市町の基本計画に位置づけた一般施策として実施する「地域青少年健全育成施設」へと転換を図ることとする。

(1) 体験型重視の生涯学習事業等

地区内外の青少年の交流を促進する視点を十分に踏まえながら、青少年会館が企画し、実施する文化・野外・スポーツ・芸術などについての体験を重視した学習事業や職場見学等を充実し、たくましく生きる力を身につけた青少年の育成に努める。

また、国際的な人権尊重の潮流の高まりに留意し、事業実施にあたっては、青少年会館の利用者に同和問題をはじめ広く人権問題の啓発や情報提供が行えるよう工夫していく。その際、国等が所管する生涯学習関連補助事業などの積極的活用や、学校開放等による空き教室・グラウンドなど他施設の活用を図るなども必要であろう。

特に、講習講座の他、広報誌への掲載やパソコンなどの媒体を活用し、同和問題をはじめ青少年に係わる人権情報の提供を行っていく。

(2) 子育て支援事業

青少年・保護者の悩みは教育・福祉・労働など様々な分野に及び、またその悩みをどこに相談すればいいかわからないことも多い。

このため、青少年会館に相談窓口を設けると同時に、解放会館、保育所、学校や市町の関係機関や大阪府の青少年相談センター、子ども家庭センターなどの専門機関と連携して解決を図っていく。

また子育て支援の一環として、保護者を対象にした子育て講座などの開催を通じて子育て情報やノウハウを提供していく。

(3) 青少年の自主的活動支援事業

青少年会館の企画事業に多くの青少年に参加してもらうことも大切であるが、青少年が個性を活かして自ら考え、行動する力を育てる観点から、青少年が計画し実行する活動が積極的に展開されることが望ましい。こうした自主活動を支援するため、場の提供はもとより、他の青少年活動情報や指導者情報などをパソコンをはじめ、多様な媒体を使って提供する。

また、講座などの館主催事業の企画や運営にも青少年が参画できるよう年齢や経験に応じてリーダーの養成も行必要があらう。

(4) 遊び場提供・交流促進事業

小学生までの遊びの重要性が言われる中、府子ども総合ビジョンでも「子どもの成長に果たす遊びや文化の役割を再評価するとともに、遊びや文化活動の振興を図る」としている。

青少年会館には、子ども会活動を通じた遊びへの取組み等ノウハウの蓄積があり、子どもたちへの安全な遊び場の提供、子どもたち独自の文化活動の振興など、館事業としての学童保育の事業に取り組む。

またこれまでの子ども会活動を通じた地域行事との交流などの実績や、地域でのネットワークを活用し、祭や運動会など年中行事、レクリエーション等により、多様な地区内外の青少年の交流を促進することも必要であろう。

なお、学童保育の事業については、子ども会活動で培われたノウハウを活かし、放課後児童健全育成事業の活用も視野に入れ、各市町が実態に即して効果的な方法を検討する。

【VII】事業展開にあたっての留意事項

(1) 府と市町村の役割

平成8年の府同対策審答申では行政の役割について「府と政令市、中核市、その他の市町村等の役割分担を明確にし、今後における財政支援のあり方を検討」すべきとしている。

市町の青少年会館等が「地区青少年施設」から一般施策を実施する「地域青少年健全育成施設」への転換を図る中で、青少年会館の事業についても、各地域毎に異なる住民ニーズに柔軟かつ機動的に対応するため、基本的に設置主体である市町があり方検討会の議論を基に施設の改修を含め主体的に検討することが適当であろう。

府としては、施設の改修について国の制度の活用を研究する他、個別事業については、現行補助事業を組み替え、一般施策として新たな事業助成制度を創設する方向で検討を進める。その際、先進的事業の取り組みが促進されるよう配慮する他、市町が一般施策として事業を実施するにあたり、国や府の既存助成事業の導入が積極的に行われるよう府は情報提供等の協力を行っていく。

(2) 青少年会館の対象年齢層及び対象エリア

青少年会館は、地区子ども会の小・中学生が利用者の大半を占めてきたが、交流を促進しながら体験型学習の推進も図っていくためには、地区内外の青少年を対象とした主催事業の実施など幅広い年齢層の青少年の利用を促進することも必要である。

基本的な対象エリアは中学校区程度と考えられる。しかしながら、各青少年会館等により施設規模の差が大きいなどの実情に応じ、現施設を効果的に活用するため、各市町で柔軟に効率的な設定を検討すべきである。交流事業の導

入等、事業内容による対象エリアの設定などの対応も考えられる。

(3) 効果的な運営体制の確立

① ニーズの反映

効果的、魅力的な事業を展開するためには、地区内外の青少年・保護者の青少年会館に対するニーズの把握や事業の効果測定に努めるとともに、青少年・保護者の幅広い意見が会館運営に反映されるよう、運営方針策定や運営委員会設置などの仕組みづくりも検討していく必要がある。

② 職員の資質向上

社会同和教育指導員をはじめ青少年会館職員には、新しい役割や事業に対応し、これを企画・実行するセンスを磨いていくことが一層求められてこよう。府内の同和地区青少年関係施設の交流促進等のため結成された「大阪府同和地区青少年会館・教育施設連絡協議会」（以下「青館連」という。）が主催する研修や、府が実施しているスーパーバイザー養成講座、文化・生涯学習アドバイザー養成事業への参加などにより、計画的に研修を実施し、その資質の向上が図られるべきであろう。

③ 地域の人材の活用

多様なニーズに対応した館主催事業を実施するため、「ボランティアバンク」の設置など、青年ボランティアや豊かな経験を有する高齢者をはじめ、地区内外の多様な世代の人々の協力を得ることも検討が必要である。

(4) 他施設等との関係

① 施設間のネットワークづくり

青少年会館のネットワークの中核である青館連を活用し、研修の他、各施設間の相互交流・相互啓発並びに情報交換を一層進めるとともに、同一地区内施設のネットワークや同じ市町の他施設とのネットワークづくりも進める必要があらう。

② 他施設との役割分担、関係機関との連携

事業の効率的実施のため、解放会館等近隣施設との役割分担の明確化と同時に施設の相互利用など連携を図ることが求められよう。

また、青少年会館の事業は教育・福祉など多岐の分野に関わってくるので、行政内部の関係部局はもとより、関係機関等との連携・協調を積極的に図ることが必要となてこよう。

社会同和教育指導員制度の改革について

〔目 次〕

- | | |
|---------------------------|-----|
| 〔 1 〕はじめに | (2) |
| 〔 2 〕社会同和教育指導員の現状と課題 | (2) |
| 〔 3 〕子ども・家庭・地域社会の現状と教育の課題 | (2) |
| (1) 子どもの生活の変化 | |
| (2) 家庭の教育力の向上 | |
| (3) 地域における多様な学習活動の展開 | |
| 〔 4 〕改革の基本的視点と方向 | (3) |
| 〔 5 〕社会同和教育指導員の果たすべき役割 | (4) |
| (1) 体験学習の推進と学習機会の拡充 | |
| (2) 子育て支援と相談機能 | |
| (3) 地区内外交流の促進 | |
| (4) 職務内容 | |
| 〔 6 〕改革の実施に向けて | (5) |
| (1) 専門的能力の向上方策 | |
| (2) 事業推進体制 | |
| (3) 配置場所 | |
| (4) 補助制度 | |

1998（平成10）年12月15日

社会同和教育指導員制度長期改革検討会

〔1〕はじめに

大阪府においては、同和地区の子ども達に対する教育の充実を図り、同和問題の解決に資するため、昭和49年度から社会同和教育指導員を設置する市町村に対して助成を行ってきた。

社会同和教育指導員は、地方公務員法の適用を受ける一般職の市町村職員で、同和問題の解決に理解のある地区の事情に精通する者が従事し、その職務である同和地区の子ども会等の育成やその活動への指導助言を通じて、子ども達の健全育成に大きな成果をあげてきた。

しかしながら、制度創設以来20年近くを経て、社会情勢の変化とともに同和地区の教育環境の変化などもあり、平成4年の大阪府同和对策審議会答申（以下「府同対審答申」という）において、「社会同和教育指導員の職務内容などについても、設置主体である市町村などと研究・協議を深め、その効果的あり方について検討する必要がある」と指摘された。

このため、平成5年12月に府、関係市町、財大阪府同和事業促進協議会等により、「社会同和教育指導員制度長期改革検討会」を発足させ検討を始めた。また、市町においては独自に、処遇改善や人事異動などの課題について検討がなされてきた。

しかし、最終的な結論が得られないまま、平成8年12月に新たな府同対審答申が出され、これを受けて平成9年3月には大阪府同和行政推進プランが策定されるなど状況の変化が生じたことから、平成9年11月、改めて関係者による社会同和教育指導員制度の改革の実現に向けた検討を開始した。

なお、この間、大阪府においては「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」の策定、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の施行など、人権尊重の機運に大きな高まりがみられた。

本報告は、こうした動向も踏まえ、社会同和教育指導員制度の改革について、上記検討会における検討の結果をとりまとめたものである。

〔2〕社会同和教育指導員の現状と課題

大阪府が市町に設置費を補助している社会同和教育指導員は、子ども会の会員数をもとに、1地区原則4名（小学校低学年、同高学年、中学生、総括の各担当）を基準に配置されてきた。

平成9年度の配置総人員は163名（男性124名、女性39名）で、平均年齢は39.0歳である。年齢階層別では40歳代前半が最も多く（35.0%）、40歳以上が全体の約55%を占め、29歳以下の社会同和教育指導員は約13%で、制度発足から20数年を経て子ども達との年齢差が大きくなってきている。

また、社会同和教育指導員の多くは、採用時から現在に至るまで人事異動がほとんどなく、社会教育関係職員としての研修の機会も必ずしも十分ではなかった。

一方、同和地区の子ども会は、集団活動を通じて、たくましい子どもを育てることと家庭の教育機能の支援をねらいとして活動し、同和地区における教育の充実に大きな役割を果たしてきたが、近年、子どもの数の減少が進む中で、学習塾やけいこごとに通う子どもが増加するなど、子どもや保護者の教育ニーズの多様化や子どもの生活様式の変化から、従前のような子ども会活動では対応が難しくなっている。

子ども会の育成・指導のあり方については、現在、各地域で同和地区子ども会の組織としての自主性、参加する子ども達の主体性及び保護者の教育力の向上などの観点から検討がなされており、こうしたことも踏まえ、家庭・地域社会が担う役割と社会同和教育指導員が果たすべき役割を検討していく必要がある。

平成8年の府同対審答申においても、社会同和教育指導員については、「教育環境の変化に対応するため、広く青少年および保護者を対象として自主性の涵養を図ることに活動の重点をおく必要がある。このため、社会教育に関する知識、技能など専門性を高めるなど、社会同和教育指導員のあり方について検討する必要がある」と指摘された。

また、社会同和教育指導員が配置されている青少年会館についても、「青少年の利用の促進が図られるよう、青少年の自主的活動の支援や魅力あるプログラムの提供を行うことにより、同和地区内外の青少年のより一層の交流促進などに努める必要がある」と指摘されている。

したがって社会同和教育指導員制度の改革は、府同対審答申の趣旨を十分踏まえ、社会同和教育指導員がこれまでの活動を通じて得た知識・経験を活かしつつ、現下の諸課題の解決に資するものとしなくてはならない。なお、改革の検討に当たっては、解放会館等と連携して生涯学習推進の一翼を担う青少年会館の新しいあり方・機能についての論議に留意する必要がある。

〔3〕子ども・家庭・地域社会の現状と教育の課題

(1) 子どもの生活の変化

わが国の経済成長と科学技術の発展は、人々の生活水準を著しく向上させ、生活を豊かで便利なものにした。しか

し、一方で、この間に生じた様々な社会の変化は、子どもの生活とその教育環境にも大きな影響を与えてきた。

現在の子どもは物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、学校での生活、塾や家庭での勉強などに忙しく、時間的にも精神的にもゆとりを失っていると言われる。

また、都市化や核家族化、少子化の進行にともない、自然体験や生活体験が不足し、異年齢間の交流や遊びの機会も乏しくなっている。このため、人間関係をつくる力が弱いなど社会性の不足や自立の遅れなどが指摘されている。さらに、運動の不足による健康や体力面の問題も見られる。

加えて同和地区における子どもの教育については、平成8年の府同対策答申において、「教職員の加配や奨学金制度などの同和対策により、児童・生徒の長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果がみられる。しかし、(略)学力低位の状況が克服されていないなど、なお課題が残されている」とし、「今後の教育施策の推進にあたっては、学力低位の克服と進路の保障をめざして、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に果たしながら相互に連携し、ゆとりのある学習環境を創造するなかで、児童・生徒の個性と創造性を育み、学習への意欲を育成し、学力の向上を図る必要がある」と指摘された。

このような観点から、様々な取り組みが進められているところであるが、このうちの補充学級については、児童・生徒の自学自習を促し、学習意欲を高める観点から、従前の方式を見直し、地域の実情に応じて弾力的な展開ができるよう、その効果的なあり方について検討する必要がある。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭は子どもにとって家族とのふれあいを通じて人間としての生き方の基本を学ぶ場であり、家庭教育は教育の原点であると言える。豊かな情操や社会的マナー、自制心や自立心など、人間性の形成にとって、その基礎的な資質や能力は家庭教育によって培われるところが大きい。

しかし、近年、保護者の子どもへの接し方に過保護、過干渉、放任などが見られ、家庭の教育力の低下が指摘されている。また、都市化や核家族化の進展にともない、地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことなどを背景として、子育てに悩む保護者が多く見受けられる。

同和地区においては、保護者自身が幼少期に受けた育児体験の不十分さ等から、家庭での学習習慣、読書習慣や基本的な生活習慣など子育てや子どもの家庭環境に関する問題への対応も課題となっており、家庭教育に関する学習機会の充実や多様な相談・支援機能の連携した取り組みなど、家庭教育に関する環境整備を進めることが重要となっている。

(3) 地域における多様な学習活動の展開

かつて、地域社会は豊かな自然体験と多様な人間関係を通じて、子ども達に自主性や社会性、他者の個性を尊重する態度などを培ってきた。

しかし、都市化による生活様式の変化や価値観の多様化にともない、地域社会の連帯感や人間関係は希薄になり、おとな達の子どもへの関わりも少なくなっており、地域社会の教育力の低下が指摘されている。

このような状況に対応し、同和地区においても子どもの活動内容や活動範囲を広げるため、様々な体験や異なる世代・多様な人々との交流を図る学習活動の展開が求められている。今後、地域における学習活動の展開に当たっては、周辺地域とも共通するこれらの課題に対応するとともに同和問題に対する正しい理解を図るため、地区内外の住民の交流と相互理解を促進して、周辺地域と一体となったコミュニティづくりに努める視点が重要である。

〔4〕改革の基本的視点と方向

平成8年の中央教育審議会答申では、これからの変化の激しい社会にあつては、子ども達自身が自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力と、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、いわゆる「生きる力」を育むことが大きな課題とされている。

前述の子ども・家庭・地域社会を取り巻く様々な課題に対応し、一人ひとりの子どもに「生きる力」を育むためには、子どもと社会全体に「ゆとり」を確保する中で、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、三者が一体となって総合的な教育力を発揮することが課題となっている。地域社会においては、子どもにかかる活動を組織し運営するための、学校を含めた各種機関・団体等の連携や、多様な人々の間の重層的なつながりを求められている。

同和地区においては、従前から子どもの教育にかかる保護者活動が活発であり、青少年会館や社会同和教育指導員という有利な条件もあるため、これらを有効に活用して課題解決に取り組むことが効果的であると考えられる。

社会同和教育指導員は同和地区の事情に精通しており、子ども会の指導助言を通して子どもや保護者の状況もよく

理解している。また、社会同和教育指導員の中には、青少年会館を中心に展開している各種事業に関わって企画や調整の機能を果たしている者もいる。このため、その知識・経験を活かすとともに、社会教育に関する専門的知識・技能を高め、家庭・地域社会の教育力の向上を図る連携システムの一翼を担う人材として活用する方向で、改革を進めるのが適切と考える。

改革にともなって新たに創設する事業については、同和地区内外の共通課題に対応するとともに、地区内外の住民の交流を促進して同和問題の解決に資する観点から、広く地区内外を対象とする一般施策とする。

また、改革の実施に当たっては、子どもを単に保護の対象としてではなく権利の主体として捉える「子どもの権利条約」、すべての子ども達が豊かな夢を育むことができる社会づくりをめざす「大阪府子ども総合ビジョン」、学習活動を通じて府民の生活の向上と自己実現を支援する「大阪府生涯学習推進プラン」、積極的な人権教育の推進によって人権という普遍的文化の創造をめざす「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」、平成14年度の実施に向けて準備が進められている完全学校週5日制等の理念や趣旨を踏まえることも重要である。

〔5〕社会同和教育指導員の果たすべき役割

このような基本的視点と方向性に立って、社会同和教育指導員については、次のような役割を果たすことが求められる。

(1) 体験学習の推進と学習機会の拡充

子ども達の「生きる力」を育むために、地域社会においては、子ども達がいろいろな人達と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ねることができるよう、多様な体験学習の機会を拡充していくことが必要である。

保護者等については、生涯学習時代に対応して、自己実現や生活の向上をめざして自発的に学習することや、子どもの教育について学習することは、特に家庭の教育力向上の観点からも重要である。

このため社会同和教育指導員は、国際的な人権尊重の潮流等も踏まえ、解放会館等の地区内施設や地区外の各種施設との適切な役割分担と協力のもと、子ども達や保護者等に対し、学習機会を拡充する多様な講習や講座の企画・調整機能を果たすことが期待される。

(2) 子育て支援と相談機能

広く同和地区内外の住民が交流して子育てについて考えを深め、子育てに関する悩みを相談する機会や場の設定が求められている。その際、地域の子どもの教育環境に精通し、子ども会の育成・指導で培われた知識・技能を有する社会同和教育指導員の活用が効果的であると考えられる。

このため社会同和教育指導員は、青少年会館等において教育・子育てに関する学習や交流の機会を提供したり、子どもや保護者の相談に関わって、関係機関との連絡調整を行うなどの役割を果たすことが期待される。

(3) 地区内外交流の促進

社会同和教育指導員は、青少年会館の各種事業を通じて、子どもの健全な成長と保護者の教育活動を支援するとともに、その事業実施に際し、広く同和地区内外の交流と相互理解を促進して周辺地域と一体となったコミュニティづくりに努め、人権が尊重される社会づくりの推進者としての役割を果たすことも期待される。

(4) 職務内容

以上のような役割を果たすため、今後、社会同和教育指導員は、広く地区内外を対象に一般施策の事業を実施する青少年会館の新たな役割と機能を担う人材と位置づけ、プランナーあるいはコーディネーターとしての役割を果たすことが適切である。

その主な職務内容は下記のとおりである。

- ①子どもの自然体験や勤労体験、親子・世代・地域間交流等を組み込んだ多様な体験学習を進める事業の企画・推進
 - ②保護者等に対して教育問題や人権問題など、社会の変化に対応して取り組むべき諸課題に関する学習機会を提供する講習・講座の企画・推進
 - ③子どもや保護者等からの学習や子育て等に関する相談、及び相談内容に応じた適切な関係機関との連絡調整
 - ④子どもや保護者等の自主的活動の支援、情報の提供
- なお、これらの事業を効果的に実施するために、地区内外の各種教育施設等との連携に努める必要がある。

【6】改革の実施に向けて

(1) 専門的能力の向上方策

社会同和教育指導員が上記の職務を遂行するのに必要な基礎的な知識・技能を修得するため、設置者である市町における研修、府における研修を実施するとともに、既存の社会教育主事講習等を活用して専門的能力の向上を図る。

(2) 事業推進体制

社会同和教育指導員の主たる役割が、企画・調整機能になることに伴い、その配置については、従前の子ども会指導の学年配置を基準としたものから、職務内容に基づき、企画担当・自主活動支援担当・総括（相談業務）担当の3名体制とするのが妥当と思われる。

社会同和教育指導員が企画した事業の実施に当たっては、青少年会館の他の職員はもちろん、地域の保護者、青年などの協力を得ることも必要である。例えば、「子どもの体験学習」であれば、子ども達に年齢的にも近く、気持ちや感覚を理解しやすく、身近な目標となり得る青年ボランティアの協力を得たり、また、豊かな知識や経験を有する高齢者など、同和地区内外の多様な世代の人々の協力を得て取り組むことが効果的と考えられる。

さらに、保護者等の自主的な学習活動に関しては、適切な講師や助言者を紹介することが、生涯学習時代にふさわしい、多様で充実した学習機会の提供もつながり、効果的と考えられる。

「社会同和教育指導員」の名称については、その役割・職務内容などに応じ、職名を検討する必要がある。

(3) 配置場所

社会同和教育指導員は青少年会館の新たな機能を担う中核の人材として、青少年会館に配置することが望ましい。

(4) 補助制度

大阪府では、社会同和教育指導員を設置する市町に対し、いわゆる同和補助率に基づき、人件費補助として大阪市6/10、市8/10、町9/10（平成9年度から大阪市1/2、他市町2/3）の助成を行ってきた。

しかしながら、社会同和教育指導員の実際の給料等は、定期昇給等により毎年増加してきたが、補助基本額ではベースアップ相当分のみを反映させてきたことから、その乖離が大きくなっており、実質的には人件費補助としての性格が薄らいできている。

また、社会同和教育指導員制度の検討と並行して、従前、市町村に対する事業費補助として行ってきた補充学級等のあり方が検討されなければならないことから、これらの諸事業に関する助成費と統合して活用することが効果的であるとする。

これらの点から、社会同和教育指導員の設置費補助については、これまでの人件費補助の理念を踏まえつつ、職務内容にふさわしい補助基本額とするとともに、関連する諸事業の補助金と統合して事業費補助に組み替えることを検討する。

解放子ども会 関連年表

作成：齋藤尚志

西暦	大阪の解放子ども会に関する事項	人権・同和教育に関する事項
1950	部落解放全国委員会(46年組織)「子ども会の作り方」	
1951	京都「田中子ども会(元養正少年団)」結成	
1952		文部事務次官通達「同和教育について」
1953		全国同和教育研究協議会(全同教)結成(5月)、第一回研究大会開催 大阪府「学校における同和教育基本要項」
1954		大阪府教委「学校における同和教育基本要項」
1955	全同教第四回研究大会(和歌山)の第二分科会「子ども会を中心とした集団指導」	大阪府同和事業促進協議会(51年)「同和事業完全実施に関する請願書」(府庁と府議会へ)
1956	大阪市解放奨学金(高校生「なにわ育英費」)制度の確立	
1957		大阪府にて同和教育研究指定校開始
1958	京都田中子ども会、教科書獲得・勤評反対のたたかい	学校教育、加島・日之出・矢田地区にて補習学級開設 大阪市解放奨学金(大学生「なにわ奨学費」)制度の確立 部落解放国策樹立全国代表者会議(1月)
1959	日之出「プラカード事件」と差別教育反対(「母親と青年と先生の手で子どもを守りましょう」)、義務教育無償化要求などのたたかい、「同和保育」運動の発展の契機	全同教第11回大会(高知)にて同和教育白書運動(「同和教育は独占資本と対決する」という高知県の教師たちの提起。県・市教委の排除。勤評闘争・「砂闘争」の影響。教師側の「思いあがり」を反省し、父母との関係を問いなおすこと。「父母を父母みずからの生活要求によって組織し、共に闘う」ことが真に教師と父母の連帯を築くことになる。)
1960	就職差別反対闘争、のち進路保障の取り組みへ ※60年代に入って、青年・婦人の活動とともに各地で子ども会活動が活発へ 社会教育における同和教育事業(市町村への補助という形「同和对策調査指導」「団体育成」「諸集会開催」など)の開始	大阪市、特別就学奨励費の制度化(給食費未払問題から)
1961	全国学テの実施と反対闘争 ※大阪府和泉市山手中の闘争により「学テ反対闘争」から「教育条件獲得闘争」へ(学テ反対闘争から教育設備の改善、学級の定員減、夜間学習会の場所確保、教科書・学用品・修学旅行費の無料要求などのより具体的な教育要求へ) 大阪府、教育困難校への教員の特別加配(23名)	
1962		大阪府、同和教育推進センターとして同和教育実験学校7校指定
1963	全国的な保育所建設運動(「ポストの数ほど保育所を」高度経済成長政策の進行に伴う「保育に欠ける子どもの対策」)	大阪府同和对策予算総額338,000,000円 うち、特別加配教員65名＝54,363,700円(@836,365円) 部落解放要求貫徹全国闘争方針の確立
1964	部落解放第一回全国子ども会集会(京都)の開催	
1965	同和地区子ども会活動へ民生局から助成	
1966		「大阪市同和教育基本方針」、翌67年「解説」 大阪府同和对策室(12月)、大阪市同和对策部(10月)の設置 大阪府、高等学校等修学奨励金制度
1967	大阪市、社会教育主事補4名増員 69年3名を地域派遣 70年4月教員から8名の社会教育主事常駐 大阪・松原市立布忍小の越境反対闘争(教育長へ陳情) ※越境禁止の行政通達と住民登録抹消＝教育への行政権力の「介入」	第一回大阪同和保育研究集会(部落解放同盟大阪府連婦人对策部) 「大阪府同和教育基本方針」 部落解放研究第一回全国集会(大阪・高槻市)の開催 大阪市、入学支度金支給(高校生)
1968		大阪府、大学修学奨励金制度 大阪市、入学支度金支給(大学生) 大阪市教育研究所に同和教育研究室設置 大阪市、医療費補助 大阪市同和对策推進協議会「大阪市同和地区の長期計画樹立のための基本的構想」答申
1969	大阪「同保連」設立(乳幼児対策を婦人对策部と教育対策部が共に行うという方針)、各地区での「たたかう保護者組織」誕生、保育所建設、保育条件(完全給食や保育料減免やおむつの常設など)の改善等 部落解放大阪市子ども会大会第一回大会開催	大阪府同和对策審議会「大阪府下の同和问题解決のため、府として如何なる施策をとるのか」答申 大阪矢田教育差別事件 第一回部落解放奨学生全国集会(奈良)の開催 大阪市、検診費補助 大阪市教委に同和教育指導室設置 大阪府教委に「同和教育企画室」設置
1970	大阪市、入学支度金・進級服装整備費 部落解放・第1回大阪府子ども会大会	全国解放教育研究会編『同和教育読本 にんげん』の無償配布
1971	同和地区子ども会活動(全般的に教委所管へ) 部落解放同盟中央本部主催「第一回部落解放子ども会活動研究全国集会」(大阪)の開催	第一回全国解放教育研究集会(京都)の開催 近畿高等学校進路保障協議会で近畿統一応募用紙を決定

1972	同和事業指導員の制度化(同和対策部本務、教育兼務) ※翌73年、社会同和教育指導員(市教委所管)へ改称 第五回全研にて部落解放運動と子ども会活動が密接となり、子ども会の位置づけ確立	大阪府科学教育センター(現・大阪府教育センター)に「同和教育研究室」設置
1973	日之出青少年会館完成以降、各地区順次建設 大阪市教委社会教育第二課発足(施設建設、管理運営、人事等を総括する)	
1974	大阪府「社会事業指導員制度」(社会同和教育指導員設置費補助) 部落解放子ども会大阪連絡協議会の誕生	解放同盟第29回全国大会(大阪)にて被差別統一戦線の呼びかけ
1975	第一次解放教育検討委員会報告(『部落解放』第79号1975年12月臨時号)	大阪市同推協「大阪市同和対策長期計画樹立のための基本的構想についての意見書」
1976	狭山同盟休校のたたかい(72年頃から)	
1978	大阪市、青少年会館条例の施行 第一回全国〈同和〉保育研究集会(大阪)の開催	
1979	部落解放同盟中央本部主催「部落解放第一回全国子ども会集会」(大阪)開催	第一回部落解放研究者全国集会(箕面市)の開催
1980		大阪市同推協「同和問題に関する市民啓発活動についての意見」
1981	部落解放〈障害者(児)〉組合大阪府連絡協議会の結成	
1982		地域改善対策特別措置法
1985	第二次解放教育検討委員会報告(第二次解放教育検討委員会編『地域からの教育改革』解放出版社)	
1987		大阪市同推協「大阪市における人権問題に関する市民啓発のあり方について」意見具申
1988		大阪市同推協「大阪市における今後の同和行政のあり方について」意見具申
1989	大阪市同推協「同和地区解放会館及び同和地区青少年会館の利用促進についての提言」	
1990	大阪市、地区内外を対象とした青少年会館事業の実施	
1992		大阪市同推協「大阪市における同和行政のあり方について」意見具申
1993	部落解放教育保護者組織連絡会 第1回アートフェスティバル(部落解放子ども会の作品展)	
1995	同和地区青少年・教育施設連絡協議会(青館連)発足	
1996	大阪市、青少年会館体育館等付設施設の施設開放	
1998	同和地区青少年会館のあり方検討会「同和地区青少年会館のあり方について」(12月) 社会同和教育指導員制度長期改革検討会「社会同和教育指導員制度の改革について」(12月)	
1999	大阪市教委「人権教育・生涯学習推進体制の整備と青少年会館のあり方について」 大阪市、青少年会館条例の改正(一般施策の事業を行う施設へ) 青少年会館運営費補助金、子ども会活動費補助金、社会体育振興事業実施費補助金の府補助制度の廃止(年度)	
2000	大阪市教委「人権教育・生涯学習推進体制の整備に向けて―社会同和教育指導員のあり方について」	同和問題の解決に向けた実態等調査
2001		大阪府における今後の同和行政のあり方について(9月)
2002		地対財特法期限切れ(3月)
2004	(財)大阪市教育振興公社による大阪市立青少年会館(12館)の管理業務並びに事業実施の代行開始 ※1992年2月「生涯学習大阪計画」の策定を契機として、生涯学習関連事業や施設運営の公社への委託	
2005	大阪市、社会同和教育指導員と社会教育主事(補)の一元化	
2007	大阪市立青少年会館廃止	
2008	地域青少年社会教育総合事業の縮小(事業補助廃止)	
2009	地域青少年社会教育総合事業の廃止(府から市町への補助金廃止) 茨木市立青少年会館廃止	
2011	11月現在の府市青少年会館の設置状況 ・廃止＝豊能町、大阪市、茨木市(2009年 隣保館分館として建物は残る) ・指定管理者制度＝箕面市、池田市、寝屋川市、泉佐野市	

解放子ども会結成年・青少年会館設置年 一覧

作成：齋藤尚志・岸精一・池田一男

地区名		解放子ども会 結成年	青少年会館 設置年
大阪市内ブロック			
1	西成	1958年	1981年9月青少年会館完成、74年7月20日第一分館、72年3月31日第二分館、78年3月15日第四分館、74年7月15日プール完成
2	浪速	1967年頃/1971年	1980年6月2日青少年会館完成、81年3月31日武道館完成
3	浅香	1967年春	1974年10月31日青少年会館完成
4	飛鳥	1960年頃	1976年7月15日青少年会館完成
5	日之出	1954年	1974年子ども会の再建強化 1973年3月10日青少年会館完成、77年7月21日プール完成
6	生江	? /1961年/1970年	1976年8月17日青少年会館完成、78年12月プール完成
7	南方	1966年	1974年9月11日青少年会館完成、77年7月21日プール完成
8	矢田	1952年頃/1958年	1971年4月1日少年館、74年7月20日増築、1980年5月10日青年館完成
9	加島	1971年9月	1978年3月30日青少年会館完成、1981年5月児童館および体育館完成、82年6月プール完成
10	両国	1972年	1974年7月20日青少年会館設置(保育所から移管)
11	住吉	1955年頃/1965年頃	1977年12月22日青少年会館完成
12	平野	1972年3月	1975年2月15日青少年会館完成
河内ブロック			
13	寝屋川	1959年	1976年青少年会館完成
14	荒本	1972年	1976年青少年会館完成
15	蛇草	1965年	1975年青少年会館完成
16	富田林	1962年	1971年青少年会館完成
17	北条	1963年頃	1979年青少年会館完成
18	安中	1972年	1980年青少年会館完成
19	松原	1970年	1974年青少年会館完成
20	野崎	1958年頃/1965年頃	1973年青少年会館完成
21	向野	1969年	1984年青少年児童センター完成
22	西郡	?	1975年青少年会館完成
23	安中	?	1975年青少年会館完成
泉州ブロック			
24	多奈川	1971年頃	1973年青少年会館完成
25	和泉	?	1979年青少年会館完成
26	堺	1971年	1974年青少年会館完成
27	貝塚	?	1976年青少年会館完成
28	鶴原	1966年/1970年	1968年青少年会館完成
29	樫井	1972, 3年頃	1978年青少年会館完成
30	鳴滝	1973年	1976年青少年会館完成
31	下瓦屋	?	?
北摂ブロック			
32	島本	1974年	1978年青少年会館完成
33	高槻富田	1964年	1977年青少年会館完成
34	春日	1972年	1986年青少年会館完成
35	道祖本	1964年	1979年4月21日青少年会館完成
36	沢良宜	1961年	1980年5月13日青少年会館完成
37	中城	1971年	1982年7月24日青少年会館完成
38	光明町	1964年	1981年青少年会館完成
39	北芝	1965年	1974年青少年会館完成
40	豊中	1953年	1955年青少年会館完成
41	蛍池	?	?
42	池田	1968年	1972年青少年会館完成
43	野間口	?	?
44	杉原	?	1969年青少年会館完成
45	地黄	?	1972年青少年会館完成
46	出野	?	1971年青少年会館完成
47	下田	?	1970年青少年会館完成

※部落解放同盟大阪府連合会『部落子ども会 闘いの記録』(1973)の各地区報告文章等より作成

【執筆者】

高田一宏（大阪大学）	序章、終章
齋藤尚志（夙川学院短期大学）	第1章、関連年表、青館・子ども会一覧
中村清二（部落解放・人権研究所）	第2章
岸 精一（松原市立青少年会館 元職員）	第3章、青館・子ども会一覧
木村和美（大阪大学）	第4章（分担執筆）
棚田洋平（部落解放・人権研究所）	第4章（分担執筆）
池田一男（箕面市立萱野中央人権文化センター 「らいとぴあ21」 元職員）	第5章、青館・子ども会一覧
住友 剛（京都精華大学）	第6章

部落解放・人権研究報告書 No.21

解放子ども会改革検証のために ー子ども会の歴史と現状ー

発行年月日	2012年3月31日
編集・発行	社団法人 部落解放・人権研究所
〒552-0001	大阪市港区波除4-1-37 HRCビル内
企画・研究部：	TEL 06-6581-8572
	FAX 06-6581-8540
印刷・製本	（有）ニシダ印刷製本

教育・地域部門の調査研究報告書（既刊）

部落解放・人権研究報告書

- NO. 3 『フリーター選択の構造と過程－「高校生の生活と進路意識調査」』
（A4判・226頁 実費頒価 2006年3月発行）
- NO. 5 『人権教育の観点からのキャリア教育』
（A4判・168頁 実費頒価 2006年3月発行）
- NO. 7 『人権教育の観点からのキャリア教育Ⅱ』
（A4判・118頁 実費頒価 2007年3月発行）
- NO. 12 『大阪の部落における教育保護者組織－その現状と課題－』
（A4判・42頁 実費頒価 2009年3月発行）
- NO. 14 『貧困・差別と学力問題－その現状と課題－』
（A4判・89頁 実費頒価 2009年10月発行）
- NO. 16 『できることを、できる人が、できるかたちで 青少年会館条例廃止後の
大阪市内各地区における子育て・子育て運動の現状と課題』
（A4判・60頁 実費頒価 2010年7月発行）
- NO. 17 『人権教育と道德教育を考える』
（A4判・72頁 実費頒価 2010年11月発行）
- NO. 20 『人権教育・啓発に関する基本計画の改定案（第1次案）－その全面改定
を求めて－』
（A4判・46頁 実費頒価 2011年6月発行）

その他 調査・研究会報告書、単行本

- 『社会的に不利な立場に置かれたフリーター－その実情と包括的支援を求めて』
（A4判・219頁 実費頒価 2004年3月発行）
- 『学校と地域の協働と人権意識の変容』
（A4判・97頁 実費頒価 2005年3月発行）
- （社）部落解放・人権研究所編『排除される若者たち－フリーターと不平等の再生産』
（単行本 定価2500円＋税 2005年4月発行）
- 高田一宏編著『コミュニティ教育学への招待』
（単行本 定価2500円＋税 2007年3月発行）
- 西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除－家族依存社会の臨界』
（単行本 定価2000円＋税 2011年3月発行）

※各報告書の内容の詳細については、部落解放・人権研究所のホームページ (<http://blhrri.org>) の「各種データ」「調査研究」の欄をご参照ください。

※上記の冊子・単行本は販売しております。お問い合わせは、（社）部落解放人権研究所 企画・研究部（TEL：06-6581-8572 FAX：06-6581-8540）までお願いします。